ソ連社会保障の研究

柴田嘉彦著

校倉書房

ソ連社会保障の研究

柴田嘉彦著

校倉書房

まえがき

本書は、『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、一九八一年)の発刊以後のソ連の社会保障に関する研究をまとめたものである。『ソ連社会保障発達史』は、革命前から八〇年までの主にソ連の第一次資料を中心にした歴史が内容になっているが、本書ではそれを土台にし、八〇年以降の動向も含めてソ連の社会保障の歴史と制度を、ある程度、自分なりの解釈を加えて書いている。そして、そのなかで、ソ連の社会保障の歴史的位置づけ、資本主義国との対比でみたソ連の社会保障の特徴などを明らかにし、ソ連の社会保障の本質の解明の手がかりを示すことに努めた。

ソ連の社会保障の歴史を現在まで簡潔にまとめ(第一章・第二章)、ソ連の社会保障の本質に関する分析と制度を述べ(第三章)、さらに、年金を中心にした社会主義諸国の老後保障を扱い(第四章)、社会保障をとりまくソ連の労働、生活の基礎条件を明らかにし(第五章)、そして最後に最近のペレストロイカのなかで社会保障がどのように取り扱われているか、そこで明らかにされている問題、解決の方向などを示した(第六章)のが本書の主な内容となっている。なお、付録の「ロシア社会主義革命直後の時期(一九一七―一八年)における社会保障関係の法令・命令――労農政府『法令・命令集』より――」は、わが国で初めての紹介の資料だと思う。解説は本書にあるので省略するが、ソ連の社会保障の形成の歴史と現行制度の理解にとって貴重な資料と思い収録した。とくに、その大部分はレーニンの署名による法令・命令であり、いまペレストロイカのなかでふりかえることも研究にとって有益であろう。

このように本書は、ソ連の社会保障について、歴史、制度を中心に全般的な理解を深めることに役立つように構成した。章によっては資料に重点がおかれているため詳しすぎたり、専門的にすぎるところもあるが、現在のソ連の社

会保障の歴史と実情を把握して頂けると思う。それにより、ペレストロイカにともなう社会保障の今後の変化も、より正確にとらえることも可能になるだろう。

本書の各章はいままで独立した論文として発表したものが基本となっているが、情勢の変化にともなう修正、重複部分の削除、調整、加筆を加えて全体を構成している。主要資本主義国では八〇年以降、共通して社会保障への全面的な「見直し」、攻撃が加えられ、また、ソ連ではペレストロイカが開始され、社会政策、社会保障が洗い直されようとしているとき、ソ連の社会保障の現状を明らかにしている本書の内容も一定の意義があると思い、あえて刊行することにした。ソ連の社会保障だけでなく、社会保障、社会主義、そしてソ連に関心をもつ多くの人びとに役立つならば著者の望外の喜びである。

最後に、本書の刊行を勧め、励まして下さった佐藤静夫、小島健司の両教授、さらに、出版社の紹介の労をとって頂いた青木美智男教授、心よく出版を引き受けて下さった校倉書房、そして編集長洞圭一氏と編集を直接担当された山田晃弘氏に記して感謝の意を表したい。

一九八九年二月

柴田嘉彦

ソ連社会保障の研究　目次

第一章　ソ連における社会保障の形成過程

はじめに

世界資本主義は現在、経済的諸矛盾を深め、主要資本主義国では、失業、高物価、実質賃金の低下・停滞など、国民の労働・生活状態の悪化が進行している。このような条件のもとで、社会保障の拡充にたいする国民の要求は一層切実になっているが、国民を犠牲にし独占資本の高利潤と軍拡を推進しようとする国家独占資本主義の政策のため、とくに社会保障を後退させる攻撃が多くの国で共通して強まっている。資本主義のもとでの、このような社会保障の後退の政策とは対照的に、ソ連を含め、多くの主要な社会主義国では、経済成長率の鈍化がいわれながらも、失業と貧困問題を基本的に解決し、現在でもすでに制度的にはもちろん、給付の水準としても先進資本主義国以上に達している点も多く、社会保障を計画的に改善し続けている。ここにも資本主義にたいする社会主義の制度的な優越性をはっきりとみることができる。とはいえ、まだ経済力、社会が十分に発展していない条件のもとでは、社会主義国の社会保障が完成しているとはいえないことはもちろんである。社会主義国では、社会保障の基本的な制度をすでにつくり、それを完成に向けてさらに改善し、充実させている途上にあるというのが現状だといえよう。また近年、社会保障に新しい矛盾、問題点が発生してきており、それらの解決と、社会保障の一層の発展のためにペレストロイカが必

要とされてきている。

社会主義国の社会保障は、いま多くの面から研究を求められている。その主な理由の一つは、社会保障の本質の解明にとって、現実に存在し発展を続けている社会主義国の社会保障を無視して世界の社会保障を理解することはできないということである。とくに社会主義国の社会保障は、資本主義国の社会保障の形成と発展に現実に大きな影響をあたえてきたし、現在もあたえている。もちろん逆に資本主義国の社会保障制度のうち社会主義国の制度に影響をあたえる部分もあるが、全体として社会主義国の制度が近年、弱まってきたとはいえ、一定の先進的な役割を果たしてきていることは否定できない事実であろう。もう一つの理由は、社会主義の社会保障の研究にとって、現存する社会主義国の社会保障を正しく科学的に位置づけることが重要になってきているということである。このことは、現存する社会主義国の評価とも関連する。この章は、ソ連における社会保障の形成、発展の歴史を中心に述べ、ソ連の社会保障の先進的役割と現在の到達段階を、一定程度明らかにする目的でまとめたものである。

一　ソ連の社会保障の先進的役割

世界でまだ社会保険も十分に普及していない時期(もちろん、わが国では社会保険は一つも実施されていなかった)である一九一七年から、社会主義ロシアで短期のうちに、社会保険、そして社会保障が統一的な制度としてつぎつぎに実現していったことは、世界の社会保障の歴史のうえでも画期的なことであった。しかも、その社会保険、社会保障は勤労者の負担がなく、資本家と国の全額負担で実施され、また無料の医療を保障したことも、当時の資本主義国でやっと実施された社会保険が、まだ資本家よりも労働者の方からより大きな負担割合で保険料をとり、給付の種類

も少なく、内容もきわめて劣悪であるという実態にあるなかで注目すべき出来事であった。このため、社会主義国で実現された社会保障、社会保険は、その後、レーニンの「労働者保険綱領」[1]とともに、資本主義国の勤労者と、そして政府、資本家にも大きな影響を与え、主に労働運動を通して資本主義国での社会保険、社会保障の実施、改善に積極的な役割を果たした。

ソ連の社会保障、社会保険についての情報が資本主義国の国民にまだ十分に伝わらない状況のもとにあったときから、ソ連における社会保障、社会保険の実例は、たとえば、プロフィンテルン(赤色労働組合インターナショナル)の方針、活動に反映され、また第一次大戦後に創立され、社会保険、社会保障の普及に大きな役割を果たすことになったＩＬＯ(ソ連は一九三五年に加盟)の場で紹介され、第二次大戦後は世界労連の諸活動を通じて、世界で社会保険、社会保障を実現し、拡充していくうえで、労働者を中心とする広範な人びとの運動を基本としながらも、一定の先進的な役割を果たしてきている。

その具体的な例をみると、たとえば、世界大恐慌の最中の一九三〇年にプロフィンテルン第五回大会で採択された「社会保険についての決議」[2]は、ソ連での社会政策について、「そこでは資本主義国とは対照的に、賃金が引き上げられ、労働時間が短縮され、失業者が一掃され、社会保険の分野における決定的な進歩がみられる」[3]と書いている。プロフィンテルンは、初期にセクト主義的な誤りをおかしたが、三〇年代に各国での失業反対運動、社会保険の実現の統一行動の発展のために活躍した。

世界の社会保障の歴史をみると、第二次大戦中に国際的な平和と民主主義の力の増大のなかで、社会保障の理念と制度についての理解が具体的に明らかになってきている。そのために一定の積極的な役割を果たしたのはＩＬＯであった。とくに一九四二年にＩＬＯ事務局が研究報告書としてまとめた『社会保障への途』[4](Approaches to Social Security)

は、社会保障の歴史での重要な文書となった。この後すぐ、イギリスの『ベヴァリジ報告』が発表されるが、この二つは資本主義国での戦後の社会保障の形成に大きな影響を与えた「古典」的文献となっている。この二つのなかで、とくに『社会保障への途』は『ベヴァリジ報告』に影響を与えたといわれている。『社会保障への途』は、各国で実施されている先進的な社会保険、社会扶助の実態を調査し、社会保障とはどういうものであるかについて一定の結論をだし、それを社会保障の形成に役立てようとした内容である。この報告書では、ソ連の実例が多くの個所で取り上げられ、優れた典型として紹介されている。そのいくつかをみると、たとえば、医療については、「ソ連では、あらゆる形態の医療扶助が無料であって、その管理は連邦の指導のもとに各加盟共和国の公衆衛生組織によっておこなわれている[5]」と紹介し、母子保健については、「ソ連ではとくに、産婦ならびに幼児の扶助が著しく発達している都市地域においては、これらのサーヴィスは無料である[6]」と述べているが、当時でも、これらのことは世界的にみて画期的な先進例であった。このほか、妊娠と出産休暇についても、「第一次世界大戦後、一九一九年の出産条約で表明された国際的意見の合意は全体で一二週間——分娩の前に六週間、のちに六週間——の休暇を規定した。この標準はその後設立された事実上すべての疾病保険制度で採用されている(ソ連では前後それぞれ八週間となっている)[7]」というように、ソ連の日数の多いことがすすんだ例として示されている。またＩＬＯのこの報告書は、社会保険と社会扶助が混合した制度であるとの見解をとっているが、ソ連について、「ソ連の社会保険制度は、年金保険の適用において社会保険制度と社会扶助制度とが協調し合っている無比の例を示している[8]」と高く評価し、その具体的内容を紹介している。さらに資金調達については、「ソ連では、一時的労働不能にたいする給付の費用はことごとく企業の拠出によってまかなわれている[9]」、「ソ連では、国と地方予算とが老齢者、全面的労働不能者、および遺族のための年金の費用を負担している[10]」、そして、「ソ連の社会保険制度……においては、企業者が支払うべき拠出を支払わな

かったことは被保険者の給付にたいする権利に影響することがないとはっきりと規定している」[11]と、社会保障の費用が企業、国および地方予算で賄われていることなどについて書いている。このほか、障害者への援助の進んでいることなど多くの個所でソ連についての紹介がある。

この報告書の内容は、直接、間接的に、各国の社会保障の前進のために、積極的に貢献してきている。

第二次大戦後、一九五〇年前後から資本主義国では、マーシャル・プラン、「朝鮮戦争」などを契機として再軍備、軍備増強がすすみ、社会保障への後退の攻撃が目立って強まるようになり、ＩＬＯも、たとえば、五二年の「社会保障の最低基準に関する条約」(第一〇二号)にもみられるように、その影響を受けるようになった(低い基準しか採択できなかったこともその一例)。そのような情勢のもとで、労働組合は社会保障を守り、発展させる行動を独自に起こさなくてはならないという見地で、世界労連がそのためにイニシアチブをとって開催したのが、五三年のウィーンでの国際社会保障会議である。この会議では、「社会保障綱領」が採択されるが、アンリー・レイノー氏(フランス労働総同盟)のこの会議での基調報告は重要な内容を含んでおり、世界の労働組合、労働者に大きな影響を与えた。この基調報告は、ソ連の社会保障の先進的な役割を高く評価している。たとえば、その報告は、「ソヴェト同盟で、ツァーリ・ロシアの労働者階級が、政権を獲得してのち、みずからの努力をつうじて、たんに社会保障の分野での部分的要求ばかりでなく、世界の労働者階級の正当な願望を具体化した完全な社会保障の要求を実現するのに成功したことは注目にあたいする」[12]と評価し、第二次世界大戦後、真の社会保障を獲得しようとして闘った人びとにとって、「一九一八年以来国民健康保険制度をしき、一九二〇年いらい完全な単一の社会保険制度をしいて、一九三三年いらい、その管理を労働組合にまかせているソヴェト同盟の実例が、この分野では、みちびきの星として役だった」[13]と述べている。そして第二次世界大戦後、世界で採用された社会保険および社会保障制度は、「ソヴェト同盟の現行制度に鞭達

された」[14]といい、「完全な社会保険制度とその全国民保健制度とをもつソヴェト同盟が、この発展における推進力であったことは、うたがうべからざる事実である。ソヴェトの制度は、事実、手本として役立ったのであって、労働者とその労働組合組織は、新しい考え方の手本としてこのソヴェトの制度を利用したのである」[15]と、ソ連の社会保障が社会保障の実現にどのように影響を与えたかを明らかにしている。

その後、一九六一年の第五回世界労働組合大会（モスクワ）で採択された「社会保障憲章」も、その「まえがき」のなかで、社会主義諸国で形成された社会保障の意義について、つぎのように書いている。すなわち、「社会主義諸国に存在し、たえず改善されつつある包括的な社会保障制度は、きわめて高率の給付と、どの資本主義国にも見られない保障をそなえている。このような状態は、社会保障の分野における社会主義体制の優位を、雄弁に立証している。それは雇用主の攻撃に反対して、社会保障制度の改善のためにたたかっている資本主義諸国の労働者をみちびき、強め、激励する貴重な手本となっている」[16]と。

当時、世界労連がソ連の強い影響のもとにあったという「事情」を差し引いたとしても、ソ連の社会保障が、戦前にも、そして戦中、戦後に、社会保険、社会保障の形成、発展に大きな役割を果たしたことは否定できない事実であるといえる。また、今日でもソ連そのほかの社会主義国の社会保障は着実に前進し、多くの点で、労働者、国民の闘いをつうじ、資本主義国の社会保障に一定の影響を与えている。

戦後、資本主義の矛盾の深まりのなかで、労働者を中心とした広範な人びとの運動を背景に国家独占資本主義のもとでの一機構として主要資本主義国で社会保障が成立し、一九六〇―七〇年に、経済発展も一つの条件となり、資本主義国では社会保障のかなりの前進を獲得することができた。しかし、無料の医療、勤労者、市民に社会保障の費用負担のないこと、広範な社会保障を勤労者、市民が民主的に管理していること、など後述する特徴の点で、資本主義

国の社会保障は現在でも、全体として制度的に社会主義国より劣っている。さらに、資本主義国では、現在とくに顕著に現われているように、たえず社会保障への攻撃があり、社会保障の権利が脅かされるということである。それと対照的に、社会主義国での社会保障は、生産力、社会の発展とともに基本的には着実に改善、拡充されている。そこには資本主義にたいする社会主義の制度上の優位性が明確に示されており、現在、多くの問題をもちながらも、社会主義の社会保障の先進的な役割という機能が働いているといえる。

二　ソ連の社会保障の形成と発達の歴史

1　十月社会主義革命以前

十月社会主義革命以前の帝政ロシアは、経済的にも社会的にも、また文化的にも遅れた状態にあった。このことは、社会保障(当時は労働者だけを対象とする労働者保険)の分野についてもいうことができる。すなわち、革命前のロシアでは、一九〇三年の労働者災害補償法の後、一九一二年の社会保険法(労働災害補償保険・疾病保険)がたいへん不十分な内容で実施されていたにすぎなかった。この法律を全面的に批判し、労働者にとってもっともよい労働者保険の内容として四項目で五つの原則を明らかにしたのが、レーニンの「労働者保険綱領」である。すなわち、レーニンは、労働者保険のもっともよい形態は、つぎのような基礎のうえにおかれている国営保険であると述べ、「(イ)それは、労働者が労働能力を失うすべての場合に(傷害、疾病、老齢、廃疾、婦人労働者の場合にはそのうえに妊娠と出産。かせぎ手が死んだ後の寡婦と孤児への扶助)あるいは失業のために賃金を失う場合に、労働者を保障しなければなら

ない。(ロ)保険は賃労働の当人とその家族との全部を含まなければならない。(ハ)すべての被保険者は、賃金全額補償の原則によって償われなければならない。しかも、保険金の全額は企業主と国家が負担しなければならない。(ニ)地域別に、そして被保険者の完全な自治の原則にもとづいて構成される統一的な保険組織が、あらゆる種類の保険を管掌しなければならない(17)」という原則を定式化した。世界で最初の社会保険は、一八八三年のドイツの疾病保険であり、イギリスでは一九一一年の国民保険法(疾病保険と失業保険)が最初のものである。資本主義のもとでの社会保険は、独占資本主義の段階に各国に普及するが、マルクス、エンゲルスの死後、レーニンがこの時期に社会保険、そして社会保障の前進のために理論的にも実践的にも大きな役割を果たしている。このいわゆるレーニンの「労働者保険綱領」は、世界的にまだ社会保険が普及していない時期にまとめられたが、ここでの原則はその後、ロシアでの社会保険の改良の闘いのための指針とされ、革命後には、社会主義のもとでの社会保障の形成のための土台となった。また、国際的にもその後、労働者階級の社会保障闘争に大きな影響を与えた。

2　革命後から第二次大戦までの時期

(I)　ソ連の社会保障の歴史は、一九一七年の十月社会主義革命直後からすぐに始まった。革命前からレーニンの指導のもとで社会保障、社会保険の闘争は革命運動と結びつけられて積極的におこなわれ、労働者がこの分野での理論と運動の経験の蓄積、そして明確な方針をもっていたことが革命直後に大きく役立ったといえる。経済的、社会的に比較的に遅れ、戦争が続き、世界で初めて一国で社会主義への道をきりひらくというきわめて困難な条件のもとにあったが、ソビエト政権はレーニンの「労働者保険綱領」にもとづく社会保障・社会保険の分野での諸要求の実現に直ちに取り組んだ。革命後の四日目に世界で初めての八時間労働に関する決定をだし、六日目に「社会保険に関する政

府通達」を公布した。この通達は、「ロシアのプロレタリアートは、自分の旗に、賃労働者、そして都市と農村の貧困者の完全な社会保険を提起する。……労働者、兵士および農民の代議員ソビエトに立脚した労農政府は、全ロシアの労働者階級および都市と農村の貧困者にたいし、この政府が労働者保険スローガンにもとづく完全な社会保険に関する法令の発布に、即刻、着手することを布告する。すなわち、(1)例外なくすべての賃労働者、そして都市と農村の貧困者に保険を適用すること。(2)労働能力喪失のすべての種類、すなわち疾病、傷害、障害、老齢、母性、寡婦と孤児、それと失業の場合に保険を適用すること。(3)すべての保険費用をことごとく企業主に負わせること。(4)労働能力の喪失と失業の場合に、少なくとも稼得賃金全額を補償すること。(5)すべての保険組織での被保険者の完全な自治[18]」という内容である。

これは、基本的にはレーニンの「労働者保険綱領」の諸原則にもとづいている。その後、まず、災害事故による障害者の年金が企業主の負担で二倍に引き上げられ、企業のすべての治療施設が疾病金庫に無償で引き渡されるなどの措置が実施された。そして十二月には失業保険が新設され、新しい疾病保険が実現した。この二つの保険は、当該地域の労働者の平均賃金の三倍以上の高い稼得賃金を得ている者だけを除くすべての雇用者に適用された。この失業保険は世界で初めて、企業主の全額費用負担で実施された。疾病保険も企業主の負担である。これらにより、医療は無料、失業手当は失業期間中すべて、当該地域の労働者の平均賃金の額で給付され、一時的労働不能手当(傷病などの場合)は労働能力喪失の最初の日から全快まで、妊娠・出産の場合の手当は産前産後各八週間、いずれも賃金全額を給付するという世界の歴史のうえで画期的な内容であった。

一九一八年には、慈善組織の施設がすべて国の管理に移され、社会保障(социалное обеспечение)という用語が世界でも初めて使用されるようになり、また、国家保護人民委員部(省にあたる)という名称は、「社会保障の任務の社

会主義的理解に合致しないし、社会的救済が施物と慈善という性質をもっていた古い時代の残存物である」[19](レーニンの署名による決定)という理由で、社会保障人民委員部と変更されている。ここには、権利としての社会保障という理解が、すでに明確にあったことが示されている。

(II)　社会主義政権への帝国主義列強の軍事干渉と内戦のなかで、一九一八年夏から二一年の時期に「戦時共産主義」と呼ばれる経済政策がソビエト政権によって実施された。この時期に社会保障の分野で公布された重要な法令は、一八年十月のレーニンの署名による「勤労者社会保障規則」(第一条―第五六条)である。「戦時共産主義」というきびしい経済、財政および生活条件など多くの制約のもとにあったため、給付水準などは必ずしも十分とはいえないが、世界で初めて「社会保障」という名称の法律が公布され、内容についても広範な生活保障が社会主義のもとで発展されて規定され、現実にそれらが実施されたことは注目すべきことである(資本主義国で最初に社会保障という名称のついた法律は、一七年後の一九三五年にアメリカで制定された社会保障法であり、制度として社会保障が体系的に実施されたのは第二次大戦中から戦後にかけてつくられたイギリスの社会保障であると一般にいわれている)。この規則の主な内容をみると、保障を受ける者の範囲については、「生存の源泉が他人の労働の搾取でなく自分自身の労働だけであるすべての者に例外なく」[20]というように、他人の労働を搾取する者を除き、自分の労働で生活するすべての勤労者を対象としている。適用される場合としては、「(a)医療、医薬などの援助および助産のすべての種類を、それを必要とするすべての者に与えること、(b)発生の原因(一般的疾病、傷害など)に関係なく、労働不能の結果、生存手段の一時的喪失、(c)傷害、疾病、老齢などによって惹起された労働不能の結果、生存手段の恒久的喪失(全部あるいは一部)、(d)失業者の責任によらないで生じた失業の結果、生存手段の喪失」[21]という基本的なすべての場合の保障を掲げ、「社会保障の任務にはまた、疾病、傷害などにたいする予防策の採用も、それらの結果の軽減も含まれる」[22]こともつ

け加えている。このように、この規則では、保障の種類に、医療、医薬などの援助と助産も含め、労働能力の一時的および恒久的喪失、失業などのあらゆる場合の保障を掲げ、また疾病、傷害などの予防策、諸結果の軽減措置(リハビリテーションなど)までを強調していることは注目される。また、給付をみると、年金と手当の額は、通常、受給者の居住地域の平均稼得賃金とされ、医療は必要とする全期間中、無料で提供することが定められている。そして、この社会保障に必要な資金は、初めは、主として私的企業、施設および個々の雇用主の払込金、それと国有化および国営の企業、施設の払込金で賄われ、後に国家予算の直接的な支出金で全額、引き受けることになった。中央の指導機関は、労働人民委員部の社会保障・労働保護部、地方では地方勤労者代議員ソビエト(議会)の労働部社会保障・労働保護課が担当した。

このように、この規則は、「戦時共産主義」という特別な条件(戦争と荒廃)のもとで作成されたとはいえ、レーニンの「労働者保険綱領」の諸原則を社会保障の原則に発展させ、具体化させており、世界の当時の社会保険の状況に照らしても、その内容は画期的であったといえるだろう。

国内戦争と外国の干渉という苦況のもとで、一九二〇年には資金不足のため、一部には社会保障人民委員部の解散という意見までもでた。しかし、レーニンは、社会保障を重視し、この人民委員部の保持の必要性について、「党はこれらの任務を放棄することはできないし、社会保障の必要性の原則をどんなことがあっても維持する必要がある」[23]という理由から、解散に断固として反対し、社会保障の発展のために努力した。

(Ⅲ)　一九二〇年末には国内戦に勝利した。しかし、国民経済は壊滅にちかい状態にまで破壊された。この国民経済を復興し、社会主義を建設することが緊急の課題となり、「新経済政策」(ネップ)に移行した。この時期に社会保障の分野では、勤労者社会保障が雇用者社会保険に変えられた。すなわち、二一年十一月、人民委員会議(閣僚会議)にあ

たる)は、「賃労働に従事する者への社会保険に関する」法令を発布した。この法令は、「一時的および恒久的な労働能力喪失、失業、そして死亡のあらゆる場合に社会保険を適用して、国営、協同組合、集団経営、利権許与、賃貸および私的の、企業、施設および経営で賃労働に従事する人びとに社会保険を実施する」[24]と述べ、保険料は、これらの企業、施設などに負わせ、私的部門にはより高い保険料を払い込ませることを定めた。当時の条件から国家が十分な資金を社会保障に割り当てることが困難であるということと、そのもとで、工業、社会主義の建設者としての労働者の保障とサービスを優先的に発展させる必要性があるということから、国家の負担による全員への保障から、再び企業の負担による労働者、職員にたいする社会保険に戻ることになった。二二年のロシア共産党(ボ)中央委員会による「社会保険に関するテーゼ」は、新たな条件のもとでの社会保険の実施に関連し、「私的工業の存在、および国営企業の独立採算への移行は、社会保障の分野に一連の新しい課題を提起した。過ぎ去った時期における社会保障はもっぱら、国家の負担で実施されていたが、現在の諸関係からは、賃労働に従事する人びとの国家社会保障を、彼らが働いている企業の負担による彼らの社会保険に取り替えることが必要だという結論になる」[25]と述べている。

また、テーゼは、「社会保険の発展にとって、もっとも確かな方法は、国営工業の強化、労働生産性の向上に関する仕事である。同時に、社会保険は、仮病によってごまかす欠勤などとの闘争に広範な大衆に直接、関心をもたせるので、工業の改善にとって必須の条件である」[26]とも指摘している。工業を発展させることが社会保険の拡充に必要であるが、同時に社会保険は工業の発展に役立つということである。社会保障の具体的な形態が、このように国の条件、課題によって決定されるという方向がこの頃から徐々に明確になってきた。

一九二二年に新しい「労働法典」、そして「社会保険法」が公布されているが、そこでは、つぎのような内容が定められた。まず、社会保険は、「雇用労働に従事するすべての人びとにたいし、その労働の性質および継続期間なら

びに賃金の支払方法に関係なく適用する」[27]というように、その適用をあらゆる雇用労働者としている。つぎに、給付は、(1)一時的労働不能の場合の手当(一時的労働不能のすべての場合で、疾病、負傷、妊娠、出産、検疫による隔離、交通遮断、病気の家族員の看護などの場合)、(2)埋葬料、分娩費、嬰児哺乳料、(3)障害者および老衰者への手当、(4)被保険者の死亡または失踪の場合、その家族への手当、(5)失業の場合の手当、(6)医療給付(無料の医療給付であるが、範囲は(イ)診察、(ロ)薬剤および治療材料の支給、(ハ)処置、手術その他の治療、(ニ)看護、(ホ)移送、(ヘ)義歯、義眼、義手、義足その他の補装具など)である。また、保険料については、雇用労働を利用する企業、施設などによって払い込まれ、被保険者より取り立て、または賃金より差し引いてはならないと明確に定めている。給付内容は、たとえば、一時的労働不能手当は賃金全額で、労働能力喪失の第一日目より、快復または障害の確定までの期間、給付し、妊娠および出産の場合の手当は、労働の種類により、すなわち、肉体労働では産前産後各八週間、事務および知識労働は各六週間である。

すでに述べたことからも理解できるように、ソ連では、この頃に社会保険が社会保障の基本制度として確立するが、この社会保険は、レーニンの「労働者保険綱領」の原則にもとづいており、傷害、疾病、出産、障害(老齢はまだここにいれていた)、失業および死亡を含み、一つの保険機関に統一されていた。

当時、農民にたいする社会保障はまだ、主に経済的条件から、国家がその資金で農民を保障できる状況になかったため、基本的には農民相互扶助によって実施されていた。

(IV)　一九二六年から社会主義的工業化と農業集団化が開始された。この時期にも社会保障では、労働者、職員に特別の注意が向けられた。また軍勤務員とその家族への物質的改善にも特別な配慮がおこなわれた。しかし工業化のための資本蓄積、そのために緊縮政策をとらざるをえない条件もあって、妊娠と出産の手当などの受給には前年六カ月

の勤務期間を必要とすると定めたり、現実にはあまりおこなわれなかったが、「利用し得る社会保険基金が十分でない場合には、ソ連全土または個々の地方あるいは個々の労働者および職員にたいし三分の一まで手当率を減少する」(28)権限を連邦社会保険評議会(ソビエト)に与える指令などもだされた。しかし他方では、労働英雄の称号を受けた勤労者に高い年金を導入し、また、二八年には、ソ連で初めて老齢年金が実施された(従来は、高齢で労働不能になったときに障害年金として支給されていた)。この老齢年金は、男女とも二五年の勤務期間(一九二九年から女子は二〇年に短縮)で、男子六〇歳、女子五五歳という、おそらく当時、世界でもっとも低い年齢からの支給で、初めは繊維工業の労働者に適用され、後にその適用を拡大していった。また、この年には、障害の場合と、扶養者喪失の場合における社会保険手続きでの保障規則が承認されている。

最初の第一次五カ年計画は一九二八年一一月から開始された。この翌二九年から世界大恐慌により資本主義世界では、失業と貧困が激増するなどきわめて深刻な状況にあったが、それとは対照的にソ連では困難な条件はあったが経済は着実に向上していた。この計画期間に、老齢年金の適用が拡大され(三二年には全労働者と技師・技術職員に)、失業は三〇年に基本的に消滅したため、ソ連では、失業手当(失業保険)はそれ以後、存在しなくなった。そして、この期間には、重要な生産要員に保障で特典を与え、社会保険は労働生産性の向上と社会主義競争の発展を促進しなければならないと位置づけられた。具体的には、生産の重要度、勤務期間、労働にたいする態度などが、社会保険の運営に積極的にとりいれられた。たとえば、三一年六月のソ連中央執行委員会および人民委員会議の「社会保険に関する」決議によって年金と手当は、従来の均等的な規準に代わり、労働勤務期間の長さ、労働組合員であること、生産の突撃作業班員であること、それと生産部門の重要性に依存して格差がつけられることになった(手当では稼得賃金の五〇%から一〇〇%まで)。このような政策は、社会保険の分野での均等化との闘い、基幹的労働者要員、とくに

突撃作業班員の奨励、労働力の流動の防止、主要部門の労働者の保護の改善などが目的とされていた。同時に、もっとも重要な工業部門(機械、冶金、化学)と輸送には、労働組合の直接的な指導のもとで活動する産業部門別中央社会保険金庫(管理機構)が組織された。このことにより、社会保険の資金を優先的に基幹的な産業部門に振り向けることが可能になった。

そして、一九三三年には、社会保険のすべての業務が労働人民委員部(国家機関)から労働組合に移管され、それ以後ソ連では、社会保険は労働組合の管理に移り、社会保険組織は地域別形態から、地域別形態と結合した産業別形態に再編された。

第二次五ヵ年計画(一九三三―七年)期間に国民経済の再建は主要な点で達成された。そのような条件のもとで事務職員も含めすべての従業員に老齢年金が適用されるようになり、また、石炭工業従業員などに高い年金が定められ、軍勤務員とその家族員への年金保障が完成した。三六年には多子家族への国家補助金制度を設けたが、この年に新しい憲法が採択され、第一二〇条(第三章参照)をはじめ社会保障の権利が憲法のなかに定着された。

第三次五ヵ年計画(一九三八―四二年)は工業力の増強、コルホーズ制度の強固化、国民の物質的福祉と文化水準の向上、防衛力の強化を予定した。当時の国家情勢からとくに、防衛産業を急速に発展させること、巨大な国家的予備をつくりだすことが目標とされた。そして、この計画課題の遂行と、緊張した国際情勢のもとで、政府は生産規律を最大限に強化し、労働力の流動性を防止する政策を強めた。社会保障の分野でも、このような政策に沿って、一九三八年十二月に、「労働規律の確立、国家社会保険実務の改善、およびこの問題での濫用の防止措置に関する」ソ連人民委員会議、ソ連共産党(ボ)中央委員会および全ソ労働組合中央評議会の決定がでている。この決定は、「今後は、真面目な従業員となまけ者、渡り者に同一の態度をとらないように、労働規律を破る者とある企業から他の企業に気

楽に走り移る者でなく、誠実に働く労働者と職員だけを奨励するように……」と述べている。[29] そして、具体的に社会保障では、年金、手当の裁定、支給金額を、一つの企業、施設での継続勤務年数と関連させ、社会保険による保障に、より大きな格差を実施することをめざす一連の変更(継続勤務年数で一時的労働不能手当の額に格差をつける。障害年金の裁定に一定の勤続年数を必要とするなど)と同時に、年金の最低額を定め最低保障を強めるなどの措置も提案された。この決定は、この期間での社会保障分野でもっとも重要な法令であった。

以上のことからもわかるように、社会主義的工業化と農業集団化の開始、そして第一次から第三次までの五カ年計画の時期に、ソ連の社会保障は一定の明確な方向性をもった。すなわち、失業、貧困問題を基本的に解決し、社会保障は、社会主義建設の課題を達成するために役立たなければならないという面が一層強調され、その方向に社会保障(社会保険が中心)が編成され、労働組合がその推進で積極的な役割を果たすようになった。このようにして、この時期の社会保障政策は、一面では社会保障を社会主義的に再編成(たとえば、労働に応じた分配原則を反映させるなど)すると同時に、他面で、当時のソ連の特殊な条件(ここにはイ・ヴェ・スターリンの指導も含まれる)から生じ、その後も残存したソ連の社会保障のもつ特殊性(たとえば、勤務期間の過度な重視、受給資格、給付での大きな格差など)の「原型」をつくりだしたといえる。

(V)　一九四一年に独ソ戦が始まり、国の経済は戦争によってまた大きく破壊された。しかし、第二次大戦中にも、産後休暇が二八日(一九三八年に短縮されていた)から四二日間に延長され、また、多子の母親および独身の母親への国家手当が制定されており、さらに、戦争犠牲者への保障、働く年金受給者への保障などが、戦争とも関連して改善された。

3　戦後、今日までの時期

戦後は一九四六年から第四次五ヵ年計画が始まった。戦争はソ連に巨大な損失を与えたため、国民経済の復興が中心の課題とされた。そのため、多くの戦争犠牲者への保障を強化するとともに、国民経済のもっとも重要な部門を発展させる必要から、そこで働く基幹的な職種の労働者、職員に高い給付、たとえば高い額の年金を定めるなどの傾向が強まった。年金の受給年齢の引き下げ、年金額の引き上げなどの特典が、それらの部門に労働力を引き寄せ、そこで働く従業員に長期の継続勤務時間を刺激する手段として利用された。一時的労働不能手当の受給に関係する継続勤務期間も、以前より一―二年延長されている(たとえば、従来は賃金全額を受けるには継続勤務期間六年を必要としたが、それが八年になった)。このほか、多子と独身の母親への手当は、戦時という異常な条件のもとでかなり高く定められていたという理由から、四八年にその手当額は二分の一に引き下げられた。

この時期は、短期間に国民経済を復興させ、発展させるという目標を達成するため、多くの困難をともない、また「指導者、技師・技術職員への過度に高い年金保障、高い年金を裁定する場合の主観主義」[30]なども発生している。工業生産高は、一九四八年に戦前水準を超えることができた。

一九五一年からは第五次五ヵ年計画(一九五一―五年)にはいったが、この時期には国民経済が順調に発展したため、社会保障を根本的に改善するための経済的前提がようやくつくられた。なお、五三年にスターリンは死去したが、五ヵ年計画は実施され、四年四ヵ月という期限前に遂行されている。

第六次五ヵ年計画(一九五六―六〇年)は、一九五六年から開始された。社会主義生産の発展は、国民の物質的福祉を向上させる措置を系統的に実施することを可能にした。五六年には、妊娠と出産の休暇期間が産前五六日(三五日

から)、産後五六日(四二日から)、計一一二日(七七日から)間に延長され、また、ソ連の年金の分野で画期的な法律といわれる新しい「国家年金法」が採択された。この法律は、労働者、職員を主な対象とするが、年金額を平均九〇%引き上げ、年金の最低、最高限度額を定め、労働条件、家族状態および労働貢献度などに応じた、より科学的根拠をもった格差づけを徹底させるなど、年金全体を大幅に改善した。

「国家年金法」の実施は、社会保障の発展での新たな段階の開始を意味し、この法律は、その後の全般的な社会保障の展開の土台となった。

このほか、この期間に七時間労働日への移行が始まり、また、諸手当の最低額が引き上げられた。

一九六一年から第七次五ヵ年計画(一九六一―五年)が始まった。この時期からコルホーズ農民の社会保障の改善が系統的に実施され始めた。コルホーズ経済の強化と、国家の増大した資力という条件は、コルホーズ農民への中央集権化された国家年金制度への移行をようやく可能にした。そのための法律である「コルホーズ員年金・手当法」が六四年に採択された。この法律によって、コルホーズ農民にたいしてソ連で初めて、国家の全国的規模での中央基金(フォンド)による統一的な条件と規準をもった年金保障(それと妊娠と出産の手当保障)が実現した。

その後、第八次五ヵ年計画期間(一九六六―七〇年)には、まず、六七年にコルホーズ員の老齢年金受給資格年齢が労働者、職員と同じく男子六〇歳(六五歳から)、女子五五歳(六〇歳から)に五歳引き下げられた。さらに、七〇年からコルホーズ員社会保険が発足した。

このほか、この時期に、繊維工業女子従業員、大祖国戦争の傷病者、それと軍務による傷病者、極北での長期勤務者にたいして、老齢年金受給年齢を、それぞれ五歳引き下げた。また、子供の時からの障害者への手当も、国家資金で実施された。さらに、社会保障の発展にも影響を与えた重要な立法として、一九六九年に「ソ連および連邦構成共

和国保健立法基礎」、七〇年には「ソ連および連邦構成共和国労働立法基礎」が制定されている。

労働力不足という条件のもとで一九七一年から、老齢年金受給者を労働に参加させることを主な目的として、年金受給者が労働者、職長、中級と下級医療職員などとして働く場合に、賃金のほか年金を全額給付、賃金の比較的高い技師・技術職員・医師などとして働く場合には賃金のほか年金の五〇％(極東、ウラル、シベリアなど七五％)を給付することにした(賃金と年金の合計月額三〇〇ルーブルの範囲内)。

第九次五カ年計画(一九七一―七五年)期間には、まず、一九七一年に老齢年金の最低額が、労働者、職員については五〇％、コルホーズ員には六〇％それぞれ引き上げられた。また、コルホーズ員の年金は、労働者、職員と同一に、国家年金法による算定方法が適用されることになった。七三年には、妊娠と出産の手当は、労働勤務期間に関係なく(従来は三年以上必要)すべて賃金全額支給となり、また、病気の子供の看護のための有給休暇が増えた。七四年からは、家族員一人当たり平均所得が月額五〇ルーブル以下の低所得家庭への児童手当が新設された。年金では、障害年金と扶養者喪失年金が増額され、これらの年金が老齢年金を基準とした比率(％)で算定されることにした。また、七五年には、女子機械化専門員(トラクター・機械運転手など)の老齢年金受給年齢が五歳引き下げられた(五〇歳)。このほか、三人以上の子供を扶養している場合、一時的労働不能手当は、勤務期間に関係なく(通常は八年以上を必要)賃金全額支給されることになった。

一九七六年から第一〇次五カ年計画が始まるが、この計画期間(一九八〇年まで)は、まず、七六―七年に石炭、スレート工業および製鉄など一連の労働のきつい部門の従業員にたいし、老齢年金の最高額を引き上げた。つづいて七八年からは、農村地域に居住する多くの年金受給者も減額(一五％)なしで年金を受給することになり、年金が高められた。また、コルホーズ員について、老齢年金、障害年金および扶養者喪失年金の最低額が引き上げられ、同時に、

第一等級障害者に、労働者、職員と同一の金額、手続きで、介護のための付加金が年金に追加支給され、さらに、元コルホーズ員は、コルホーズと、企業、施設などでの勤務期間を通算して、コルホーズ員と同じ条件、規準で年金を受給できることになった(一九八〇年から実施)。

一九七九年には、子供の時からの障害者(一六歳以上)の手当が引き上げられると同時に、子供の時からの一六歳未満の障害児にも毎月手当の支給が始められた。この年にはまた、国民経済に年金受給者を一層多く参加させるため、年金受給資格年齢に達した後の労働にたいして、付加金(各一年に一〇ルーブル)を支給することが定められ、働く年金受給者は、前述のように、働きながら、賃金のほかに年金を受ける(職種により年金の一〇〇%、七五%と五〇%)か、年金をこの付加金で増やす権利(労働をやめてから受給)を取得するかを、自分で選択できることになった。なお、働きながら賃金のほかに年金を受ける場合、従来より改善され、一部の従業員(地下労働、高熱職場など)は賃金と無関係に年金全額(従来は賃金と年金の合計月額三〇〇ルーブル以内とされていた)が支給されることになり、年金の五〇%(または七五%)を受ける従業員の範囲も拡大された。

一九八〇年には、同一の企業、施設などでの継続勤務期間を高めるため、一つの企業、施設などでの二五年以上(子供を有する女子は二〇年以上)の継続勤務期間のある場合、老齢年金への付加金を一〇%から二〇%に引き上げることを決定した(八三年より実施)。

なお、この計画期間中の一九七七年には、三六年憲法に代わる新しい憲法が採択されている。[31]この憲法では、「健康保護を受ける権利」(第四二条)を新たに独立させ、「物質的保障を受ける権利」(第四三条)とともに内容をより具体的に規定した。このほか、新しく設けた住宅の権利(第四四条)をはじめ、教育の権利(第四五条)、男女平等の権利(第三五条)、労働の権利(第四〇条)、休息の権利(第四一条)、そして、国家による家庭の保護(第五三条)などで社会保障に関係

する広範な諸施策の基本的方向を定めている。

第一一次五カ年計画(一九八一―一五年)の実施では、この間、一九八一年に、子供のいる家庭への国家援助を強化する措置と、年金の最低額の引き上げ、そのほかの改善措置を定めた。具体的には、まず、働いている母親、および生産から離れて学んでいる母親にたいし、子供が一歳に達するまで子供の世話のため、新たに一部有給育児休暇、さらに一歳半に達するまでの無給休暇を定めた。同時に、これらの働いている、あるいは生産から離れて学んでいる婦人には、一人目の子供を生んだ場合(五〇ルーブル)、二人目と三人目の場合(それぞれ一〇〇ルーブル)の一時手当(四人目以降は現行の分娩手当三〇ルーブル)を支給することになった。このほか、八一年から、一二歳未満の子供を二人以上もって働く母親に三日間の追加有給休暇と二週間の無給休暇が与えられている。また、独身の母親への国家手当が引き上げられ、支給期間も、子供が一二歳に達するまでであったのを一六歳まで延長した。

年金については、「国家年金法」による老齢年金、障害年金および扶養者喪失年金のそれぞれの最低額が八一年から引き上げられた。また、一〇年以上前に裁定された年金額を、類似の熟練度の従業員に現在、裁定されている水準に近づける作業が始まった。この計画期間中には、さらにコルホーズ員の年金の最低額を引き上げ、極東、シベリアなどの区域では、家族員一人当たり平均所得が月額七五ルーブル(従来は五〇ルーブル)以下の低所得家庭に児童手当を支給することが実施された。

このほか、一九八二年には、八三―四年に病気の予防を強化し、住民の健康を増進する仕事の総合計画を作成し、九〇年までの期間にそれを実施する、などを内容とする「住民の健康保護改善についての追加措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の決議が採択された(これ以降の動向については次章で述べる)。

このように、戦後、とくに一九五〇年代後半以後、ソ連の社会保障は、かなり系統的、計画的に改善、拡充されて

きていることがわかるだろう。

三　ソ連の社会保障政策の歴史的特徴

1　大戦までの政策の特徴

十月社会主義革命後、ロシアにおける社会主義の建設は、きわめて困難な条件のもとで出発しなければならなかった。経済はもちろん、社会、文化そのほか多くの面でロシアは遅れた国であった。そのうえ、戦争の犠牲を受け、帝国主義国に包囲され、そのなかで世界の歴史のうえで初めての経験である社会主義を建設しなければならなかった。すでに述べたように、これらの条件は、当然、ソ連における社会保障の形成、発達にも大きな影響を与えてきている。

社会主義革命以前のロシアは、経済的に発達が遅れていただけでなく、社会保険もきわめて劣悪な低い水準にあった。社会保険、社会保障の本格的な実施は、社会主義革命後に初めて開始された。国際的にみても資本主義のもとで当時、社会保険を実施している国はまだ少なく、その内容もきわめて不十分なものしかなかった。そして、社会主義のもとでの社会保障の具体化は、もちろん世界で初めての経験であった。しかも、その実施は資本家の強い抵抗を受け、破壊された経済、きわめてとぼしい財政力、社会保障の専門家もほとんどいないというきわめて困難な状況のもとでこれを始めなければならなかった。

その後、第二次大戦までのソ連の社会保障の形成、発達を特徴づけた条件としては、つぎのような事情を挙げることができる。

(イ)戦争、帝国主義列強の干渉、内戦によって国の経済、生活が壊滅的打撃を受け、その復興に国の全力を集中しなければならなかった。

(ロ)一国社会主義国として国際的に帝国主義国に包囲され、国際関係の緊張が続くという条件のもとで、国防にかなりの資金と人手、資材をあてなければならなかった。

(ハ)前述のことと関連し、祖国防衛の闘い、反革命勢力との闘いで多数の犠牲者が生じた。これらの人びとにたいする保障、それと軍勤務員(軍人その他)への保障がソ連の社会保障で大きな位置を占め、そのために多額の資金を必要とした。

(ニ)遅れた農業国から進んだ工業国への転換を短期間に達成する必要があった。そこから工業の高い発展テンポを保障するため、国の全力をそこに注入し、とくに高い資本蓄積に国の資金、資材、労働力を振り向けなければならなかった。

(ホ)農業国としての状態がかなりの期間残り、文盲も多数存在していた。ところが工業化への進展のなかで多量の労働力を必要とし、とくに質の高い労働力による労働生産性の向上が必要となってきた。しかし、当時は新たに工業に補充される労働力の約三分の二は農村出身者が占めたというのが実態であった。このような条件のもとで、労働力の不足に加え、とくに熟練労働者、技術者の不足が工業の発展を阻害した。そこから労働力を確保すること、継続する勤務期間を長くすること、熟練労働者、技術者を養成し、確保することが社会主義建設での大きな課題となった。

(ヘ)社会主義建設では、とくに基幹産業部門を優先的に発展させることが必要であり、その部門に労働力、とくに熟練労働者、技術者を集中することが強く要請された。

(ト)レーニンの死去した一九二四年以後のイ・ヴェ・スターリンの指導。

これらの諸条件のもとで、ソ連では、まだ、初期には一挙に全国民にたいし全面的な社会保障を実施することはできなかった。そのため、もっとも切実に保障を必要とした者(たとえば赤軍兵士の障害者、労働災害障害者、貧困者、病人、孤児など)をまず優先せざるをえなかった。とくに戦争による障害者、その家族、戦死者の遺族、軍勤務員への保障が重視された。やがて社会主義的工業化が国の中心課題となると、その担い手としての労働者への保障が優先されるようになった。とくに熟練労働者、技術者、そして基幹産業部門で働く従業員、きつい労働条件(地下労働、高熱職場など)、有害な労働条件の生産部門で働く者、長期間継続して勤務する者に高い水準の保障を実施した。その結果、社会保障での格差が拡大することになった。このことは、労働支出量の多い、きつい労働、質の高い、複雑な労働という根拠から、社会主義的分配原則(労働の量と質に応じた分配)に照らしても高い保障は当然とされたが、労働力をここに集中し、熟練度を高めるための刺激として高い保障をおこなったため、実際には社会保障にもかなり大きな格差がつけられた(当時、賃金の格差も拡大され、それも反映した)。

このような特徴をもちながらも、戦前にソ連では、制約された困難な諸条件のもとにあったが、社会保障はレーニンの「労働者保険綱領」で示された方向を維持し、経済建設の一定の成功と、生産力の発展に応じて着実に前進し(適用者の範囲の拡大、保障の種類の増加、保障水準の引き上げ、無料の医療の徹底、勤労者に費用負担はなく国と資本家の全額負担、勤労者自身による民主的な管理など)、失業と貧困問題を基本的に解決し、当時でも資本主義国の社会保険とは質的に異なった社会保障を実現していたのである。

2　戦後の政策の特徴

戦後一定の期間は、復興を短期に達成するため国の資金と労働力を、このために集中せざるをえなかった。そのた

め社会保障の分野でも主要産業部門で働く従業員、とくに指導職員、技術職員などに高い給付(たとえば高い年金)がおこなわれ、そこへの定着を高めるため、給付に必要な継続勤務期間を延長するなど、全体として格差が拡大される傾向を生んだ。また、大戦による多数の戦争障害者、戦死者の家族、軍勤務員への保障が常に重視された。

しかしその後、国民経済が復興すると、社会保障を根本的に改善するための経済的前提がつくられ、一九五〇年代中頃からようやく社会保障への本格的な取り組みを始めることが可能となった。「国家年金法」、さらに「コルホーズ員年金・手当法」、そのほかの社会保障に関する重要な法律がつぎつぎにまとめられ、年金と手当の基本的な種類が体系化され、給付の条件、規準が明確になり、給付の改善も実現している。コルホーズ員の社会保険も発足した。そして、新しい給付として、定期服役軍勤務員の子供への手当(一九六三年)、子供の時からの障害者(児)への手当、低所得家庭への児童手当、一部有給育児休暇、働いている、あるいは生産から離れて学んでいる婦人への第一子、第二子および第三子出産の場合の手当などの給付も始められた。また、妊娠と出産の手当、それと三人以上の子供を扶養している場合の一時的労働不能手当は、ともに勤務期間に関係なく賃金全額の支給となった。このほか、いくつかの部類の人びとへの老齢年金の受給資格年齢の引き下げ、必要勤務期間の短縮が実施され、また、年金、手当などの最低額が引き上げられるなど、給付、サービスの改善に新たな傾向がみられるようになった。

このように、ソ連の社会保障はまだ改善が続けられ、完成の途上にあり、多くの課題も残されている。社会保障の体系についても、きびしい条件下で必要度の高い種類の制度から始めざるをえなかったなどの歴史的事情も原因となり、必ずしも体系化が完成していない。そのため、現在、社会保障制度の体系的整理、総合化(法律についても)が徐々にすすめられている。たとえば、労働者、職員とコルホーズ農民への社会保障の諸給付、サービスの支給条件、給付内容を接近させるための諸政策が最近、顕著にみられるのも、そのための準備の一つである。とくに年金制度、手

当制度の統一化が進行している。個々の給付、サービスの支給条件、給付内容も改善途上にあり、かなり系統的にそれが進められているようにみられる。

四　ソ連社会保障の現在の到達点

1　現行の社会保障制度の特徴

現在のソ連の社会保障は、まだ全体として完成しているとはいえない。遅れた経済、社会から出発し、第一次大戦、国内戦、そして第二次大戦という苛酷な戦争により国の経済が大きく破壊され、その復興に一〇年以上も全国力を費やし、同時に、遅れた経済を進んだ社会主義経済に発展させるために早いテンポの資本蓄積をすすめ、さらにまた、初めは一国社会主義国として、戦後にも国際緊張のなかで、国防のためにかなりの額を支出してきている、などの諸条件だけをみても、ソ連における社会保障の発展にそれらが財政面から大きな影響を与えてきていることは否定できないであろう。もちろん、社会主義のもとでは、そのような条件のもとでも社会保障が改善されてきていることは、すでに明らかにしたとおりである。しかし、現在のソ連の社会保障がまだ全体として完成しているといえないことも事実である。さらに第六章にみられるように新たな矛盾も発生している。国の経済は大きく発展した。しかし、それにもかかわらず、たとえば、現在まだ、一人当たりでみたソ連の生産力は先進資本主義国の水準に達していない。この生産力も一つの大きな原因となっているが、ソ連の社会保障は改善、拡充を続けているとはいえ、現状をみるとまだ発展の途上にあり、社会主義の理念からみても、また制度と給付の絶対的な水準で先進資本主義国とくらべてみて

も、すでに完成し、すべての面で優れているとはいえないことも事実であろう。たとえば、一九三〇年代、そして戦後の復興期に社会保障にあらわれた大きな格差、受給に必要な勤務期間の長さ、そのほか、過去にあった、社会保障への「働かざるものは食うべからず」、「労働の量と質に応じた分配」という原則の過度の反映の「残滓」、不公正な格差なども含め、まだ制度、給付水準で改善されなければならない課題も多いように思われる。とはいえ、もちろん現在、ソ連の社会保障制度が全体的にみて資本主義にはみることのできない優れた面を多くもつことも事実である。

たとえば、現行の制度にあるつぎのような特徴にそれがみられる。

(イ)社会保障の普遍性、すなわち、すべての勤労者、市民に社会保障が適用されていること。

(ロ)社会保障の権利がすべての面で保証されており、その実現を手続きへの援助まで含めて現実に保障していること。

(ハ)性、年齢、国籍、人種、宗教などに関係なくすべての市民が無差別、平等に保障を受けていること。

(ニ)保障が多面的で種類が多いこと。ソ連では失業者が基本的に存在しないため失業保険はないが、生まれたときから死ぬまでの間、労働の保障と、労働することのできないあらゆる場合の生活保障があり、とくに、母親と子供、障害者、老人には多面的な手厚い配慮がおこなわれている。

(ホ)医療は無料であり、医療・保健制度でどのような場合にも健康が保障されていること。とくに予防が重視され、健康増進、予防、治療、リハビリテーションが一貫した体系となっている。

(ヘ)生産と社会の発展とともに計画的に保障が向上すること。年金、手当の水準が高められ、給付の種類が増えていることなど着実に改善がすすめられている。

(ト)社会保障が国家資金および社会的資金(コルホーズ資金など)で実施され、勤労者、市民は原則として社会保障費用の負担をしていないこと。社会保険料は、企業(ほとんど国営)、コルホーズなどの全額負担である。

(チ)国家管理機関と社会的組織(労働組合そのほか)をつうじて、勤労者、市民自身によって社会保障が民主的に管理されていること。企業でもコルホーズでも社会保険は労働組合が直接に管理しており、また国家の社会保障管理機関にも労働組合が参加したり、種々の形態で勤労者、市民が広範に参加している。

これらの特徴は、ソ連ではレーニンの「労働者保険綱領」、そして「社会保障憲章」の原則が、基本的にほぼ実現されてきていることを示している。

2　近年の社会保障政策の重点

ソ連の社会保障政策をみると、(イ)低所得層、労働不能者、戦争犠牲者への保障を重視し、その改善をたえず続けるということ、(ロ)「労働の量と質」に応じた分配という社会主義分配原則を社会保障に反映させること、(ハ)生産力の発展が社会保障の前進に結びつき、また逆に社会保障の拡充が生産力の発展につながるという見地に立ち、生産の発展の必要性に社会保障を役立てるということ、そして、(ニ)すべての人びとを平等に保障し、全体の生活の向上をはかっていくこと、というくつかの政策目的を追求しているようにみられる。

これらはそれぞれが、ソ連の社会保障のもつ役割、機能ということであるが、ソ連ではまだ社会保障の役割、機能について明確な一義的な解釈(概念についても)が存在していないようにみられる現状のなかで、現実にはそのときどきの状況に応じて、ある面が強くでるという形で具体的な政策が実施されているようである。

近年の政策には、つぎのような特徴がみられる。すなわち、(イ)戦争犠牲者、軍勤務員への保障の改善がひき続き実施されている、(ロ)年金の最低額を引き上げる、過去に裁定された年金を現状に合わせて引き上げるなど、全体として低い給付を改善する措置が重視され、続けてそれがおこなわれている。その結果、格差の縮小になっている、(ハ)労働

力不足が深刻であるが、この解決に役立てると同時に「生きがい意識」を高め、「能力発達」をはかるため、働く年金受給者（老齢、障害）にたいする社会保障での特典を強化している、㈡同一の企業、施設などでの定着を高める目的で、長い継続勤務期間にたいする社会保障での特典を強める措置がとられてきている、㈭婦人の労働と勉学を可能にし、また出産後にも労働と勉学を続けられるように、働くまたは学ぶ婦人、働くまたは学ぶ母親への保障、保護が強化されている、㈸また、出生率を高め、同時に、子供を生んだ場合に、その負担を軽減、カバーするため、働くまたは学ぶ婦人が子供を生んだ場合（一―三人）のより高い手当を新設し、出産後の保障、保護の措置を強めている、㈷子供を育てる低所得家庭を援助し、独身の母親への保障を高めている、㈹労働のきつい部門、あるいは高熱の職場などの従業員の年金最高額を引き上げるなど、一般よりも保障を高くする措置が実施されている、㈺独り暮らしの高齢者、障害者への配慮を強めている、㈸健康に関連し、自然環境（大気、水など）の保護のための規制を強めている、㈻健康増進、予防、医療、保健など医療・保健政策を強化している、などである。これらの政策が近年のソ連の社会保障にみられる特徴となっている。

現在、国家独占資本主義のもとでは、失業、貧困が増大し、社会保障が後退の攻撃を受けている。そのことは、国家独占資本主義のもとでの社会保障の限界を証明することにもなっている。そのようななかで、それとは対照的に、ソ連では現在、失業、貧困問題が基本的に解決され、社会保障が国民の福祉を向上させる重要な手段として位置づけられ、問題をもちながらも生産力と社会の発展のもとで改善し続けていることは注目に値することである。このことは、社会主義の資本主義にたいする制度的な優位性を示す一つの指標とみてよいであろう。また、このことは本来、社会主義のもとでこそ社会保障は、飛躍的に発展するという将来の方向を示している。

（1）　レーニン「ロシヤ社会民主労働党第六回（「プラーグ」）全国協議会」（『レーニン全集』大月版⑰、四八八頁）。

(2) 坂寄俊雄、芦田文夫「プロフィンテルンの『社会保険についての決議』」(『立命館経営学』第一八巻、第一号)。
(3) 同右、八三頁。
(4) 塩野谷九十九・平石長久訳『ＩＬＯ・社会保障への途』(東京大学出版会、一九七二年)。
(5) 同右、二五頁。
(6) 同右、二八頁。
(7) 同右、六二頁。
(8) 同右、一一四頁。
(9) 同右、八八頁。
(10) 同右、九〇頁。
(11) 同右、一〇四頁。
(12) 中央社会保障推進協議会編『社会保障の基本文献』(一九七七年)六頁。
(13) 同右、七―八頁。
(14) 同右、八頁。
(15) 同右、八頁。
(16) 同右、一頁。
(17) 前掲(注2)四八九頁。
(18) 拙著『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、一九八一年)六二―三頁。
(19) 同右、七八頁。
(20) 同右、八九頁。
(21) 同右、八八頁。
(22) 同右、八八頁。
(23) 同右、九七頁。

(24) 同右、一〇一頁。
(25) 同右、一〇二頁。
(26) 同右、一〇三頁。
(27) 同右、一〇八頁。
(28) 同右、一二八頁。
(29) 同右、一七三頁。
(30) 同右、二一一頁。
(31) 稲子恒夫訳『新ソ連憲法・資料集』(ありえす書房、一九七八年)。宮沢俊義編『世界憲法集』(第三版)(岩波文庫、一九八〇年)、本書第三章参照。

第二章　ソ連における社会保障政策の展開

一　八〇年代前半における社会保障政策

1　第一一次五カ年計画の時期(一九八一―八五年)と社会保障政策

八〇年代にはいってからのソ連での社会保障政策の基本方向は、八一年二月二三日から三月三日まで開催されたソ連共産党第二六回大会で承認された「一九八一―八五年度および一九九〇年までの期間のソ連の経済・社会発展の基本方向」に示されている(1)。

ここでは、八〇年代においてソ連共産党の経済戦略の最高目標は、「すべての社会的生産の効率の一層の向上、労働生産性の上昇、ソ連の人びとの社会的積極性と勤労意欲の向上を基礎として、国民の物質的および文化的生活水準を一貫して引き上げ、個人の全面的発展のためのよりよい条件をつくることであり、この実現をめざす(2)」と述べている。これを基礎として、八〇年代に社会のいっそうの社会的進歩を保障し、広範な国民福祉向上計画を実現するということである。

この方向で社会保障に関連しては、「有効な人口政策を実施し、社会主義社会のもっとも重要な細胞としての家庭の強化を促進し、母性と婦人の労働および社会活動への積極的な参加とを両立させるためのよりよい条件の確立を促進する。社会の負担による子どもと労働能力喪失者の扶養を改善する。人びとの寿命と労働可能年齢を延ばし、人びとの健康を促進するため系統的な措置を実現する」[3]ことをめざしている。

このなかで第一一次五カ年計画での主要課題は「国民経済の堅実な前進的発展、科学技術の進歩の加速化と経済の集約的発展の路線への移行、国の生産力のより合理的な利用、あらゆる種類の資源の全面的な節約および仕事の質の改善を基礎に、ソビエトの人びとの福祉の一層の向上を確保すること」[4]である。

以上の戦略、主要課題から出発して、「1　国民福祉の一貫した向上をはかる措置の体系を実現する」[5]という項で、つぎの内容の方向をめざしている。

すなわち、「国民消費物資の国民への供給、住宅条件、医療、労働条件の改善、その他の緊要な社会的諸課題の解決に最大の注意を払う。勤労者の生活条件の改善を生産的課題の解決にもっと緊密に結びつける。物質的および道徳的奨励の制度の効果を高め、国民の主要な所得源である労働に応じた報酬の奨励的役割を強化する。国民経済の各部門、企業、企業合同において労働報酬の伸びを上回る労働生産性の向上を保障する。社会的消費基金を増やし、社会保障、教育、文化を発展させ、子供のいる家庭の生活条件と国民の休息の条件を改善する。従業員の労働条件と生活条件の改善について、企業合同、企業、施設、団体における各集団内の創造的環境と健全な社会・心理的ふん囲気の醸成、職業技能の向上、文化的要求の充足、体育とスポーツの発展について配慮する。ソ連の人びとの社会的積極性と労働意欲の向上、社会主義競争の展開を全面的に促進する」[6]ことである。

これらの方向は社会保障政策にも当然、具体化される。「基本方向」の「社会発展と国民福祉の向上」[7]では、社会

保障の分野の政策として、つぎのように定めている。

この計画期間に、全体として社会的消費基金を二〇％増加する。子供をもつ家庭および新婚家庭への国家援助を増やす。これらの家庭に特権と特典を拡大し、これらの住宅・日常生活条件の改善を促進し、子供にたいする国家手当制度を完成する。就学前施設、学校・寄宿舎、学校付属寄宿舎および子供の家での給食と子供へのサービスを改善する。普通教育学校の生徒への教科書無料提供の実施を完了する。

働く婦人の労働条件と日常生活条件の一層の改善を保障する。

働く婦人のために子供が一歳に達するまで、一部有給の育児休暇を一九八一年から区ごとに始めながら実施する。子供の出産、育児にともなう働く婦人への特典を拡大する。幼児をもつ婦人に、完全でない労働日あるいは完全でない労働週で、不定(フレックス・タイム)の予定表による、それと家庭で働く可能性をつくる。家庭での労働を軽減する効果的な措置を講じる。

妊婦のための専門の予防診療所の数を大幅に増やす。

社会的生産で婦人の就業率の高い区ではとくにそうだが、幼稚園、託児所、学童保育学校(学級)、ピオニール・キャンプその他の子供施設網の拡充の活動の改善を予定する。二五〇万人以上を収容する就学前施設を建設する。八五年度には学童保育学校(学級)の生徒数を一三五〇―一四〇〇万人にする。ピオニールおよび学童の宮殿(会館)、その他の校外施設の活動を改善する。

社会保障制度を完成する。労働者、職員およびコルホーズ員への年齢年金および障害年金、そして扶養者喪失年金の最低額を引き上げる。コルホーズ員と国営企業従業員との社会保障条件の一層の接近を予定する。

以前に裁定された年金の額を、類似の熟練度の従業員に現在、裁定される年金の水準に漸次、近づけることを保障

する。

大祖国戦争参加者と、戦死した軍勤務員の遺族の生活条件を一層改善する措置を実施する。

年金受給者の社会的労働への参加の可能性を拡大する。労働能力をもつ年金受給者の労働を物質的に刺激する形態を完成する。

年金受給者のホーム・寄宿舎網を拡大し、そこでの整備と社会・日常生活サービスの水準を高める。住民への補装具・整形医療サービスの組織と障害者への個人用移動手段の供与を改善する。

保健制度については、つぎのことが予定されている。

すなわち、保健制度の発展にたえず配慮する。住民への医療サービスの水準と質を高める。保健施設網の一層の拡充、その機構改善および合理的な配置を予定する。保健施設への医薬品、器具、医療装備と設備、用具、輸送および通信手段の保障を改善する。

科学・技術の成果を医療の実践にいちはやく、広汎に定着させ、医療従事者の労働組織の進歩的な形態と方法を利用する措置を講じる。病院のベッド総数を八―一〇％増加する。疾病の予防活動を強化し、公衆保健指導の効率を高め、住民、なによりもまず子供のそれによる包みこみを拡大する。

医薬産業の生産高を約一・四倍増やす。効果の高い医薬品、とくに循環器系疾患および腫瘍、内分泌系疾患の治療のためのそのような医薬品、それと半合成抗生物質の創造および生産の開発を予定する。最新の医療装備の生産を拡大する。

以上が「基本方向」で定めた内容である。

2　計画期間における社会保障政策の具体的な展開

ソ連における八〇年代前半の社会保障政策は、まず、第一一次五カ年計画の期間に実施された具体的な諸政策にみることができる。八一年からその期間にはいるが、その前年の八〇年にも重要な政策が実施されている[3]。すなわち、八〇年一月一日からコルホーズ員の年齢(老齢)年金、障害年金および扶養者喪失年金の最低額が引き上げられ、また、コルホーズ員の第一等級障害者に、労働者、職員と同一の金額と手続きで、年金に介護のための付加金が新たに実施された。さらに元コルホーズ員にたいしては、コルホーズで、あるいはコルホーズと国営そのほかの企業、組織、施設で必要とされる労働勤務期間をもつ場合(通算して)には、コルホーズ員と同じ条件と規準で年金が支給されることになった。これらの措置により、コルホーズ農民と労働者・職員の社会保障がさらに接近させられた。

また、同じ一月一日からは一六歳に達した子供の時からの第一等級と第二等級の障害者の手当が引き上げられると同時に、子供の時から障害をもつ一六歳未満である障害児にたいしても月額二〇ルーブルの手当が新たに支給されるようになった。

さらに、一月一日には七九年九月一一日付「国民経済における年金受給者の労働を物質的に刺激する措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の決定[9]が実施された。この決定により、労働者(下級サービス職員を含む)と職長として働く年金受給者、農業の国営企業の農芸と畜産で班長として働く年金受給者をまず対象に、労働期間に年金を受給することもできるが、希望によりその期間、年金を受けないでその代わりに労働をやめた後に年金年齢到達後の労働期間の各一年に一〇ルーブルという額で、年金に加えられる付加金を、受け取ることもできるようになった。

またこの決定と同時に、「年金受給年齢に到達後の労働にたいする年金への付加金の実施に関する」ソ連最高会議幹部会の指令[10]が公布され、「労働期間に老齢年金を受給する権利をもつ従業員部類一覧表の承認に関する」ソ連閣僚会議の決議[11]が採択され、この一覧表が承認された。この一覧表により、(1)(a)地下労働、高熱職場などで労働者・職員として働き続ける老齢年金受給者には、賃金の額と関係なく老齢年金の一〇〇％(全額)が支給されることになった(それまでは、在職老齢年金受給者の場合、年金と賃金の合計はすべて月額三〇〇ルーブル以内と限られていた)。このほか八五年一二月三一日までの期限で、老齢年金の一〇〇％であるが、(b)賃金と合わせ月額三〇〇ルーブル以内(一般の労働者、職長、中・下級医療職員、農村の教員など)、(c)賃金と合わせ月額一五〇ルーブル以内、でそれぞれ老齢年金を受ける者、(2)賃金と合わせ月額三〇〇ルーブルの範囲内で老齢年金の五〇％(ただしウラル、シベリアおよび極東の区では七五％)を受ける者(技師・技術職員、都市の教員など)、の範囲が定められた。この決定により、一部の従業員に、賃金と無関係に老齢年金の全額が支給されることになり、また老齢年金の五〇％(または七五％)を受ける者の範囲が拡大された。このように八〇年にも新しい重要な政策が実施されている。

(1)　八一年

八一年から前述の「基本方向」に沿って第一一次五カ年計画の実現が始まった。

社会保障の分野では八一年の初めからいくつかの重要な決議が採択され、実施されている。すなわち八一年一月二二日付のソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議による「子供をもつ家庭への国家援助を強化する措置に関する」決定[12]と、「住民の社会保障を一層改善する措置に関する」決定の二つ[13]である。

これら二つの決定は「基本方向」で示された社会保障分野の方向を実施するものであるが、これらはさらに、八一

年九月二日付のつぎの四つの指令、決定、決議で具体化された。すなわち、
(1)「子供をもつ家庭への国家援助を強化する措置に関する」ソ連最高会議幹部会指令[14]、
(2)「年金の最低額の引き上げおよび年金保障改善のそのほかの措置に関する」ソ連最高会議幹部会指令[15]、
(3)「子供が一歳に達するまでの子供の世話のための一部有給休暇および子供をもつ家庭への国家援助を強化するそのほかの措置に関する」ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会決定[16]、
(4)「国家年金裁定および支給手続規則、およびコルホーズ構成員年金裁定および支給手続規則の変更に関する」ソ連閣僚会議決議[17]、
である。これらによって具体化された主要な内容は、つぎのようになっている。
(1)　一年以上の総労働勤務期間を有し、働いている母親、それと生産から離れて学んでいる婦人にたいし、希望により子供の世話のため子供が一歳に達するまで極東、シベリアおよび北部の区では月額五〇ルーブル、そのほかの区では月額三五ルーブルの額での一部有給休暇(育児休暇)、それと申告により子供が一歳半に達するまで、子供の世話のための無給休暇を与えることが定められた。さらにまた、働いている、あるいは生産から離れて学んでいる母親には一人目の子供を生んだとき五〇ルーブル、二人目と三人目のとき一〇〇ルーブルの国家一時手当(四人目以降は現行の分娩手当額の三〇ルーブル)の支給を定めた。
なお母親が働いていない、あるいは学んでいない場合には、一人目、二人目および三人目の子供が生まれたとき、働いている、あるいは生産から離れて学んでいる父親に、賃金あるいは奨学金の額に関係なく、現行立法で定められている三〇ルーブルの国家一時手当が支給される。
以上の措置は極東、シベリアおよび北部の区(カレリア共和国とコミ自治共和国、アルハンゲリスク州とムール

マンスク州)、それとソ連ヨーロッパ部の北部、ロシア共和国のノヴゴロド州およびプスコフ州では八一年一一月一日から、ロシア共和国のそのほかの区、ウクライナ、白ロシア、モルダヴィアの区およびバルト海沿岸共和国では八二年一一月一日から実施され、カザフ、中央アジアおよびコーカサスの区で八三年一一月一日から、それぞれ実施された。

なお労働者、職員への一部有給休暇、分娩の場合の国家一時手当は国家社会保険の資金、コルホーズ員への一部有給休暇はコルホーズ員社会保障中央連邦基金の資金で実施された。

(2)　八一年度から一二歳未満の子供を二人以上もつ働く婦人に三日間の追加有給休暇と二週間の無給休暇が与えられた。

(3)　八一年一二月一日から独身の(未婚の)母親への国家手当が、子供一人当たり月額二〇ルーブル(以前は、子供一人に五ルーブル、二人に七・五ルーブル、三人以上一〇ルーブル)に引き上げられ、子供が一六歳(以前は一二歳)に達するまで(学生一八歳)支給されることになった。

このほかにも子供を有する家庭への国家の援助が、五カ年計画に沿って定められた。

また年金の改善では、つぎのようになった。

(1)　まず「国家年金法」による年金の最低額が八一年一一月一日から、つぎのようにそれぞれ引き上げられている。

①第一等級障害年金、三人以上の労働能力のない家族員への扶養者喪失年金は、月額七五(以前は七〇)ルーブルに、

②老齢年金、第二等級障害年金、二人の労働能力のない家族員への扶養者喪失年金は月額五〇(同四五)ルーブルに、

③労働災害あるいは職業病による第三等級障害年金は月額三〇(同二五)ルーブル、一般の傷病による第三等級障

害年金は月額二六(同二一)ルーブルに、
④戦死した定期服役の軍勤務員の一人の労働能力のない家族員への扶養者喪失年金は月額三八ルーブル、労働者と職員の場合、一人の労働能力のない家族員への扶養者喪失年金は月額二八(同二三)ルーブル、になった。

(2)　一六歳(学生一八歳)に達しない子供にたいする扶養者喪失年金(コルホーズ員の場合も含まれる)の額は完全でない労働勤務期間の場合も含めて、各子供にたいする計算で、月額二〇ルーブル以下であってはならないと規定された(定められた年金最高額の範囲内で)。

(3)　八一年一一月一日から、五人以上の子供を生み、八歳まで育てた婦人、それと八歳以上に達した、子供の時からの障害者をもつ母親には、一般の場合に必要とされる労働期間に年金年齢に達すること、および年金裁定申請まで三年の継続勤務期間のあること、という条件がなくても、五年以上働いていた場合には、五五歳に達した後、完全でない労働勤務期間の場合の老齢年金が裁定されることになった。

さらにコルホーズ員にたいしても、第一一次五カ年計画期間中に、老齢年金の最低額を月額二八ルーブルから四〇ルーブルに増額し、同時に障害年金、扶養者喪失年金の最低額をそれぞれ引き上げることを予定した。

また一〇年以上前に年金に移った(年金を裁定された)労働者、職員であった年金受給者に、以前に裁定された年金額を類似の熟練度の従業員に現在、裁定される年金水準に近づけることを、まず月額六〇ルーブル以下の年金受給者から実施することになった。

なおこれらの年金、手当の再計算に関し、八二年七月一日までの期間に、その業務に従事する従業員にたいし、職務俸給額(賃金)の三〇%までの額で追加払いをすること、この仕事に老齢年金受給者を参加させるため、賃金と合わせ月額三〇〇ルーブルの範囲内で年金全額を支給することが、社会保障機関に許された。

このほか祖国戦争参加者の生活条件の改善、高齢者と障害者のホーム・寄宿舎網の大幅な拡大、家にいる独り暮らしの高齢市民、障害者へのサービスの発展などの措置も予定された。

八一年にはソ連閣僚会議は二月一七日付「軍勤務員、予備軍人、軍勤務を退役した者および彼らの家族にたいする特典に関する規則の承認に関する」決議[18]、同二月二三日付で「大祖国戦争障害者および戦死した軍勤務員の家族にたいする特典に関する規則の承認に関する」決議[19]を承認するなど、これらの人びとの社会・日常生活条件の改善を続けている。

(2)　八二年

八二年にはいると、すでに七九年七月に決定されていたが一月一日から国家社会保険の保険料率が四・四―九・〇%(産業別労働組合ごとに異なる)から、四・四―一四・〇%に引き上げられた。

この八二年には基本的には第一一次五カ年計画に定められた方向に従って、国民の健康の保護、増進、環境の健全化を含め、医療、保健に関係するいくつかの法律が公布され、実施されている。

すなわち、まず一月には七日付で「勤労者のサナトリウム・療養地治療と休息の一層の改善および労働組合の療養地網の発展のための措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[20]が公布された。この決定により八二―八五年に、そして九〇年までの期間にそのための広範なプログラムが実施されることになった。その後、八月一九日付「大気の保護にたいする国家監督規則の承認に関する」ソ連閣僚会議の決議[21]、同じく八月一九日付「大気保護立法への違反にたいする行政責任に関する」ソ連最高幹部会の指令[22]が公布されるなど、大気の保護にたいする規制が強められている。

この年のもっとも重要と思われるものは、八月の一九日付「住民の健康保護改善についての追加措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の決定である[23]。この決定は保健の物質的・技術的土台の著しい発展、保健の第一次の環――すなわち外来病院、救急医療施設、区域病院および農村の外来診療所での医療組織の水準の高まり、地域的な内科および小児科の医療区域の小部分化の実施、保健施設による病院の予防と住民の公衆保健指導へのより大きな注意、専門医療の発達、婦人と子供の健康保護の改善、医療要員の養成制度と熟練向上の改良などの成果を評価すると同時に、保健・医療の分野における欠陥、不十分さを指摘している。すなわち医療の質、医療施設の仕事の組織化、予防の仕事、科学的な研究、第一次の環の施設への近代的な医療設備の備えつけなどに欠陥、不十分さが残され、公衆衛生・健康増進措置の総合計画が十分に実施されていない、保健所の建設が適時にやられていない、医薬剤の需要が十分に満たされていない、子供給食の特別製品の生産が遅い、医療職員による職務上の義務への違反の事実が存在し、住民の不満をひきおこしている、医療要員の定着、彼らに必要な労働および住宅・日常生活諸条件についての当然の措置が実施されていない、などの問題が具体的に指摘された。そしてこれらの欠陥、不十分さをなくし、保健・医療をさらに発展させるための措置を定めた。その主な内容をみると、まず、一九八三―四年に病気の予防を強化し、住民の健康を増進する仕事の総合計画を作成し、九〇年までの期間にそれを実施することである。この総合計画では、たとえば傷病の予防、環境の健全化、労働条件と労働保護の改善、衛生・健康増進措置の実施、公衆衛生教育の強化、積極的な休息と観光、体育・スポーツの発展、都市の子供施設のための郊外別荘網の拡充などが予定されている。このほか医療の効率化とその水準の向上、医療品、医療設備の生産拡大、医療従事者の養成の改善、農村住民、婦人、子供の保健の重視と改善、病院に予防部をつくるなどの予防活動の強化などが掲げられた。また一九八三―五年に種々な気候地理的地帯での心臓病、腫瘍病、呼吸器病そのほかの病気の発生原因の究明、それらの初期の

予防の科学的根拠の作成、早期の診断法の効果的方法の作成などの科学的研究を拡大すること、第一一次五カ年計画中およびここ数年の間に医科大学、科学研究所、大きな多面的病院の土台の上に相談・診断の外来総合病院(部)を組織すること、一九八三―七年に心臓・脈管病の診断のため病院に遠隔・診断医療室(センター)を組織すること、一九八三―五年に救急医療のステーションと分署のネットの拡大を保障すること、八四年一月一日から救急医療ステーション(部)、航空公衆衛生ステーションなどの出張班の中級医療職員に追加的特典(継続勤務期間への付加金、三日間の追加休暇)を与えることなどが期限を定めて実施されることになった。なおこれらのうち多くの措置の実施にたいする責任は企業、施設、地方当局、労働組合機関などの指導者に負わされた。

このように医療、保健についての総合的な措置が実施されることになってきたことは、一つの大きな特徴ということができる。

(3)　八三年

八三年には、一月二八日付「外来診療治療にある患者の個々の部類(カテゴリー)にたいする医療の無料給付に関する」ソ連閣僚会議の決議[24]により「外来診療治療の場合に、医師の処方箋による患者への医薬が無料で給付される、住民グループと疾病部類の目録」が承認された。これは従来、個々の法令で実施されていた内容を整理し、ソ連法典の公布の準備のために一つの目録にまとめたものである。この「目録」によると、

「(1)　外来診療治療のためすべての医療が無料で給付される住民グループ」は、(a)大祖国戦争の障害者およびそれと同等の障害者、(b)チュコト半島(シベリア)、カリヤースク自治管区などの昔からの住民、(c)一歳の病気の子供、

「(2)　外来診療治療の場合、患者への医薬が無料で給付される疾病の部類」として、(a)腫瘍と血液病、(b)糖尿病、

(c)リューマチ、(d)ほうそう、そのほか梅毒、慢性の皮膚病、ハンセン病、結核病、アジソン氏病、精神分裂症、精神病、気管支ぜんそく(子供)、重いブルセラ病など一七項目、

「(3) 治療の場合、ソ連保健省で承認された目録による医薬が患者に無料で給付される疾病」は、(a)赤痢、(b)脳下垂体小人症、(c)腎臓移殖の手術後の状態の三つとなっている。

また八三年一月一日から、八〇年一月七日付ソ連最高会議幹部会の指令により、同一の企業、施設、組織で二五年以上、ただし子供を有する女子は二〇年以上をもち、同時に、総労働勤務期間にたいする年金への付加金を受ける権利(男子三五年、女子三〇年の場合)をもつ労働者、職員には、この労働勤務期間の継続勤務期間にたいする老齢年金への付加金が年金の一〇%であったのが二〇%に引き上げられた。六月三〇日付「『同一企業、施設、組織での継続勤務期間にたいする老齢年金への付加金の増額に関する』ソ連最高会議幹部会の指令に変更を加えることに関する」ソ連最高会議幹部会の指令[25]、同日付「国家年金裁定および支給手続規則に変更を加えることに関する」ソ連閣僚会議の決議[26]によって、この付加金を受ける者の範囲が拡大された。すなわち、この指令と決議により八月一日からは、付加金の受給に必要な継続労働勤務期間が「国家社会保険手当裁定の場合における労働者、職員の継続労働勤務期間算定規則」(七三年四月一三日付ソ連閣僚会議決議で承認)によって定められることになった。この付加金増額の措置は、二〇〇万人以上の年金受給者の年金額を平均で月額八―九ルーブル引き上げるとともに、要員を生産に定着させることを促進し、また年金年齢に達したときに付加金受給に必要な継続勤務期間あるいは総勤務期間をもたない人びとに労働を続けるための刺激をつくりだした。

この年の一二月には、ソ連閣僚会議は、一三日付で「極東とシベリア、それと北部とそのほかの区での低所得家庭への児童手当支給に関する」決議[27]を採択した。この決議により八四年一月一日から、つぎの地域では家族員一人当た

り平均所得が月額七五ルーブル未満の低所得家庭に児童手当が支給されることになった（それ以前は月額五〇ルーブル未満）。すなわち極東、シベリア、北部の区（カレリア自治共和国とコミ自治共和国、アルハーンゲリスク州とムールマンスク州）、それとヴォロゴドスキー州、ノヴゴロド州およびブスコフ州が月額七五ルーブル未満の低所得家庭に児童手当が支給される地域である（このほかの一般の地域は従来どおり五〇ルーブル未満）。

八四年には、ソ連法典の発布の準備との関連と、国家社会保険による手当での労働者・職員の保障の一層の改善の目的で、二月二三日付「国家社会保険による手当に関する」ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会の決定[28]が公布され、同時に「国家社会保険手当保障の基本条件」が承認された。この手当受給のための基本条件は、一部を除き大部分は五月一日から実施された。

また八月には、ソ連最高会議幹部会は一三日付「定期服役軍勤務員とその家族の年金保障の改善に関する」指令[29]を公布した。これにより、戦傷病などによる第一等級障害の定期服役軍勤務員にたいする障害年金は月額三〇ルーブル、第二等級障害の場合、同二〇ルーブル引き上げられた。また戦死した軍勤務員の家族にたいする扶養者喪失年金は、労働不能家族員一人当たり月額四五ルーブル以上の額で裁定することを決定した。さらにこの指令は、戦傷病などで死亡した軍勤務員の八歳に達しない子供の世話をしている妻（未亡人）には、扶養者喪失年金はその妻が働いていると否とに関係なく裁定することを決定している。この指令は八五年五月一日から発効した。

（4）　八四年

さらに八四年には、四月一二日付「一般就学前教育の一層の改善と、学校での教育への子供の準備に関する」ソ連閣僚会議の決議[30]が採択されている。この決議により家族員一人当たり平均所得が月額六〇ルーブル未満の家庭の親は

託児所、幼稚園など就学前児童施設に子供を預ける費用をまったく負担をしなくてもよくなり、また子供が四人以上いる家庭の親がこれらの施設に子供を預ける費用負担は五〇％軽減されることになった。このほか、この決議は、三歳未満の子供の養育に従事する看護婦と子供施設と子供の家の保育グループの保母などの養育者に六時間労働日と年次有給休暇の三六労働日を定めた。これは幼稚園の年長組の養育者に規定されている条件と同じである。この決議は七月一日から実施された。

このほかソ連では、国民全員(二億七、六〇〇万人)の予防検診を毎年実施する計画をたて、全国民予防検診制度への移行の第一段階が八四年に始められ、三—四年間で完了することが予定された。これにより八〇年代末までに国民の健康状態に関する完全なデータをつかむことを目指している。

このほか、八四年一二月二一日付でソ連閣僚会議は「労働能力審査委員会(ВТЭК)標準規則の承認に関する」決議[31]を採択した。また七月二六日付「大祖国戦争参加者と戦死した軍勤務員の家族の物質的・日常生活条件の一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の決定[32]が採択され、八五年五月一日から実施された。この決定によりこれらの人びとの年金の改善、そのほかの措置がおこなわれた。

(5)　八五年

八五年は、第一一次五ヵ年計画の最終の年である。この年にはゴルバチョフ書記長のもとで、五月にいくつかの重要な法律が公布された。

その一つは五月一四日付「低保障の年金受給者と家庭の物質的福祉の改善、独り暮らしの高齢市民にたいする配慮の強化についての緊急措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[33]で

ある。この決定は低保障の住民の部類（カテゴリー）、とくに労働能力のない独り暮らしの市民の生活水準を一層高める課題を解決するためには、彼らの年金保障の改善、高齢者と障害者への社会的サービス制度の発展、子供をもつ家庭への国家的援助の強化に関する追加的措置の実施が必要だとして、つぎのような内容の決定をした。

(1)　一九八五年一一月一日から、つぎのことを実施することが必要だと認める。

コルホーズ構成員にたいし、老齢年金の最低額を月額二八ルーブルから四〇ルーブルに引き上げること、および障害年金と扶養者喪失年金の最低額をそれぞれ引き上げること。

一〇年以上前に月額六〇ルーブル未満の額で裁定された労働者、職員およびそれらの家族にたいする年金を類似の職種と熟練の従業員に現在、裁定されるべき年金水準に近づけて引き上げること。

(2)　区(市)人民代議員ソビエト執行委員会に労働者、職員およびそれらの家族員のうち、独り暮らしのきわめて困窮している年金受給者にたいして地方予算の資金で、年金への追加払いを定める権限を委任する。

追加払いの額は、年金受給者の実際の物質的状態にもとづいて決定すること。その際、年金と追加払いの総計額は月額五〇ルーブルを超えてはならない。

(3)　最低額で年金を受けている労働者、職員およびコルホーズ員のうちの年金受給者への医療サービスを改善する目的で、一九八五年一一月一日から、彼らにたいし医師の処方箋によって購入する医薬品の価格を五〇%割引くことを定める。

(4)　連邦構成共和国閣僚会議にたいし、年金を受けていない独り暮らしの市民に裁定される毎月手当の額を月額三〇ルーブルまで引き上げることを委任する(現行はたとえば都市一〇ルーブル、農村八ルーブル五〇コペイカ)。

(5)　高齢者と障害者のためのホーム・寄宿舎の建設に関する計画課題の不十分な遂行に注意を向けること。

連邦構成共和国閣僚会議にたいし、付録に従って七万五、〇〇〇カ所でのこれらの施設の建設を一九八六―九〇年に保障すること。

この同じ期限に、高齢者と障害者のための現行のホーム・寄宿舎の公営の仕残しを完成すること。

国家計画委員会にたいし、ホーム・寄宿舎の建設の資本投資を特殊目的の使命で支出することを第一二次五カ年計画で、ソ連経済・社会発展国家計画案に規定すること。

(6)　企業合同、企業および組織にたいし、正当な休息にはいった労働ベテラン(年金生活者)への配慮を強め、彼らに必要な援助をし、社会・文化措置および住宅建設基金の資金によって労働ベテランのためのホーム・寄宿舎の建設の実際の仕事を拡大すること。

労働組合組織、コムソモール組織、ピオニール組織にたいし、独り暮らしの高齢と労働不能の市民への協力的援助をできるかぎり発展させること。

(7)　全ソ・コルホーズ評議会にたいし、高齢者と障害者のための数コルホーズ間の、およびコルホーズのホーム・寄宿舎網のより一層の発展に関する追加措置を実施することを勧める。これらの施設での居住、医療的および文化・日常生活的サービスの諸条件を改善すること。

(8)　一九八五年一一月一日から、高齢者と障害者のためのホーム・寄宿舎での食事、医薬品およびそのほかの必要にたいする支出の基準(ノルマ)を二〇%引き上げること。

(9)　独り暮らしの高齢者のための社会・日常生活上の使命をもった職務の総体と、年金受給者の労働活動のための部屋をもった特別な居住のホームの建設に関するアルメニア共和国、エストニア共和国およびイルクーツク州の経験を承認する。

ソ連の省庁、連邦構成共和国閣僚会議にたいし、住宅建設に支出される資金によってこのようなホームの建設を発展させることを勧める。

⑽　地方人民代議員ソビエト執行委員会にたいしては、独り暮らしの労働不能と高齢の市民で、とくに援助を必要としている市民の登録を確保し、彼らの社会・日常生活上のサービスを組織すること。

これらのサービスを日常生活課、商業企業、公共給食企業、ホーム・寄宿舎およびそのほかの組織を通じて実施すること。これらの人びとへのサービスに、労働者および職員を兼務の条件で参加することを許可すること。これらの目的に年金受給者、家政に従事した婦人、学生を、相応の労働支払いで、より広く利用すること。

⑾　赤十字および赤色半月社同盟(сoюз)執行委員会にたいし、障害者、戦争と労働のベテラン、そして独り暮らしの高齢と労働不能の市民への医療援助と、社会・日常生活上のサービスをするための家庭保健・医療・育児サービス職務をより発展させることを勧めること。この仕事で社会保障機関、保健機関、社会組織および労働集団との相互関係を改善すること。

⑿　地方人民代議員ソビエトにたいし、高齢者と障害者のためのホーム・寄宿舎にたいして、企業合同、企業および組織の援助を組織すること。企業合同、企業および組織にたいし、社会・文化的措置および住宅建設の基金の資金を、定められた手続きで、これらの設備と修理に向けることを許可すること。

⒀　第一二次五カ年計画で、つぎのことを規定し、子供をもつ家庭への国家援助の強化に関する措置を実施すること。

低所得家庭にたいし手当が支給される子供の年齢を八歳から一二歳へ引き上げる。

病気の子供の有給看護休暇を一四日間まで増やし、現行立法とくらべ追加された日は賃金の五〇%を支払う。

定期服役の軍勤務員の妻に定められている、子供にたいする手当の額を二倍に引き上げる。子供をもっているが、扶養者喪失年金を受けていない寡婦にたいし、独身(未婚)の母親に定められている手当を受ける権利を適用する。

⒁　国家計画委員会、ソ連軽工業省、ソ連商業省、連邦構成共和国閣僚会議にたいしては、国民消費の価格の安い商品にたいする初老年齢の人びとの欲求の調査を保障すること、これらの商品の生産と分配の計画の場合、個々の地方ごとの需要をより完全に考慮すること。地方人民代議員ソビエトにたいし、国民消費の安い商品の生産と販売にたいするコントロールを、それらにたいする独り暮らしの高齢市民の欲求の第一義的充足を考慮して、組織すること。

⒂　ソ連労働・社会問題国家委員会、国家計画委員会、ソ連財務省、ソ連法務省および全ソ労働組合中央評議会にたいし、そのほかの関係省庁の参加のもとに、この決定から生じる規範的法令案を準備し、三ヵ月の期限でソ連閣僚会議に提出すること。

⒃　連邦構成共和国共産党中央委員会、党地方委員会、党州委員会および党区委員会にたいし、独り暮らしの高齢と労働不能の市民および子供をもつ家庭の必要と需要にたいする注意を強化し、これらの社会サービスの先駆的経験を調査し、拡げ、彼らへの必要な種類の援助の提供、低保障の家庭と市民の物質的状態の一層の改善の措置の実現にたいするたえざるコントロールを実施すること。

以上が決定の内容である。低保障・所得層への援助の強化、とくに独り暮らしの高齢者と労働不能者にたいする社会・日常生活上のサービスを広範に実施することが定められたことは、大きな特徴となっている。

この年の二つ目の重要な法律は、五月二二日付「労働者、職員、コルホーズ構成員およびそれらの家族にたいする

年金保障のより一層の改善に関する」ソ連最高会議幹部会指令(34)である。

この指令は、第二六回党大会で承認された「基本方向」に従って、一〇年以上前に年金を受けるようになった労働者、職員およびそれらの家族にたいして、月額六〇ルーブル未満の額で裁定されている年金を現在、類似の職種と熟練の従業員に裁定されるべき年金水準に近づけ、またコルホーズ構成員とその家族の年金保障を一層、改善するためにつぎのような内容を決定した。すなわち、

(1)　月額六〇ルーブル未満の額で「国家年金法」によって裁定された年金は、一〇年を経過後、その裁定後過ぎた各完全年にたいし、年金が算定された稼得賃金の一％(一人の労働不能者をもつ家族には〇・五％)引き上げることを定める。六〇ルーブル未満の額で定められた年金の次の引き上げは、二年おきに実施される。一二〇ルーブルを超える稼得賃金から算定された年金の再計算の場合には、月額一二〇ルーブルの稼得賃金から同時に算定された年金より低くてはならない。

一〇年以上前に「国家年金法」によって裁定された年金の最低額をつぎのように引き上げる。すなわち、老齢年金、第二等級障害年金および二人の労働不能家族員にたいする扶養者喪失年金は月額五五(以前は五〇)ルーブルに、一人の労働不能家族員にたいする扶養者喪失年金は月額三一(同二八)ルーブルにする。

(2)　「コルホーズ構成員年金・手当法」によって定められた年金の最低額を、つぎのように引き上げる。すなわち、老齢年金は月額四〇(以前は二八)ルーブルに、第一等級障害年金は月額六〇(同四五)ルーブルに、第二等級障害年金は月額四〇(同二八)ルーブルに、および第三等級障害年金は月額二一(同一六)ルーブルにする。

三人以上の労働不能家族員にたいする扶養者喪失年金は月額六〇(同四五)ルーブルに、二人の労働不能家族員にたいしては月額四〇(同二八)ルーブルに、一人の労働不能家族員にたいしては月額二五(同二〇)ルーブルにする。

この指令は八五年一一月一日からの実施である。

これにより、一〇年以上前に月額六〇ルーブル未満の額で裁定された労働者、職員およびそれらの家族の年金が改善され、また一〇年以上前に「国家年金法」で裁定された年金の最低額が引き上げられた。コルホーズ員の年金の最低額がかなり引き上げられた結果、労働者、職員の水準にさらに接近することになった。

このほか八五年には、五月一六日付「暴飲とアルコール依存症を克服する措置に関する」ソ連共産党中央委員会の決定、同日付「暴飲対策の強化に関する」ソ連最高会議幹部会の指令が公布されている。ここでは、暴飲とアルコール依存症の克服が政治的に重要な社会的課題であると位置づけられ、そのための措置と具体的な罰則を定めているが、保健、医療とも関連をもつ問題である。

また、五月一七日付でソ連閣僚会議は「休息の家(休息の賄付宿舎)および観光基地への利用券の価格の承認手続きに関する」決議[35]を採択した。この決議では労働組合に所属する休息の家(休息の賄付宿舎)への利用券の価格はソ連価格国家委員会およびソ連財務省の同意のもとに全ソ労働組合中央評議会によって承認され、ソ連省庁の制度にはいっている休息の家(休息の賄付宿舎)への利用券の価格は全ソ労働組合中央評議会、ソ連価格国家委員会およびソ連財務省の同意のもとに当該の省庁によって承認されるということが決定された。そして全体の一〇%の券数で、社会保険の資金によって入手される休息の家(休息の賄付宿舎)への利用券は勤労者に無料で提供され、残りの利用券の券数部分はその価格の三〇%を支払うことによって提供されることを定めた。

このほか七月五日付で、ソ連閣僚会議は「医療従業員の個々の部類にたいする職務俸給額への付加金の設定に関する」決議[36]を採択している。この決議により治療・予防施設の長に、保健施設の従業員の新しい労働支払い条件が実施されるまで、今後、その官庁所属に関係なく、職務俸給額への付加金を常置施設で定める権利を委任した。

3　八〇年代前半の社会保障政策の特徴と今後の方向

八〇年代前半のソ連での具体的な社会保障政策をみたが、これをまとめるといくつかの特徴をみることができる。まず年金の改善がすすめられている。すなわち、労働者、職員の年金については最低額の引き上げがおこなわれ、これにより年金格差の縮小をもたらしている。また一〇年以上前に裁定された年金が低いため、これを現状に合わせて引き上げる作業が続けられている。

コルホーズ員の年金については、最低額が引き上げられ、労働者、職員の年金水準に近づける努力がおこなわれている。また、第一等級障害年金には介護のための付加金がそれ以前になかったが労働者・職員と同じく支給されることになるなど、支給手続、水準、制度を労働者・職員と接近させている。このほか元コルホーズ員に勤続(コルホーズと企業、施設、組織)を通算して年金を支給することになった。

つぎに、働く年金受給者への特典がもうけられ、年金受給者にたいし働き続けるための物質的刺激を強めている。すなわち、同一の企業、施設、組織での長期継続勤務期間にたいする老齢年金への付加金を増額し、また働き続ける老齢年金受給者に、賃金に合わせて年金の全額あるいは五〇(七五)%を支給する措置を拡充している。このほか老齢年金受給資格者にたいし、在職中に年金を受けずに年金年齢到達後の勤続各一年にたいし一〇ルーブルの付加金を労働をやめた後に受給できる(選択)措置が実施されている。これらの措置は同一の企業、施設、組織に長期的に勤続すること、また老齢年金受給者を労働に参加させることを年金政策によって物質的に刺激することが主な目的である。

年金とならんでこの期間に重視された政策は、子供をもつ家庭にたいする援助、働くあるいは学ぶ母親にたいする援助である。まず独身(未婚)の母親への手当の増額と制度の改善が実施された。また極東、シベリアなどでの低所得

家庭への児童手当の支給条件が改善された(家族員一人当たり平均所得月額が五〇ルーブル以下でなく、七五ルーブル以下からの支給に変更)。これらは子供をもつ生活の困難な家庭への援助の強化とみることができる。

働く、あるいは学ぶ母親への特典としては、まず、働く、あるいは生産から離れて学ぶ母親にたいする一部有給の育児休暇が実施された。またこれらの母親にたいして第一子、それと第二子と第三子出産の場合にかなり高い手当を支給することになった。さらにまた一二歳未満の子供を二人以上有する母親に三日間の有給休暇が追加されている。このほか多子の母親にたいする年金の特典条件の改善(五年の勤続年数があれば年金支給)がおこなわれている。これらの政策は、働く、あるいは学ぶ母親への援助であるが、これによって母親に働き続ける、あるいは勉学する条件をつくり(労働力政策)また出産を奨励する役割(人口政策)を果たさせようという意図をもつものである。

これらの方向は今後も続くものと思われる。

このほか戦争犠牲者、軍勤務員への援助、生活保障の改善が引き続いて実施されている。また環境改善、医療・保健政策が強化されてきていることもこの期間の特徴ということができる。最近の政策として、低保障の年金受給者と家庭への物質的福祉の改善、および独り暮らしの高齢者と労働不能者への援助、配慮の強化についての緊急措置が定められたことも注目される。ソ連でも独り暮らしの高齢者と障害者が増加している。具体的には子供とか親族をもたない、あるいは彼らから遠くに住んでいる独り暮らしの高齢者、障害者と夫婦の一組(核家族)が増加し、とくに独り暮らしのこれらの市民の増加は、特別な種類の援助とサービスを必要とするようになってきている。これらの市民に高齢者(老人)、障害者ホーム・寄宿舎での国家の完全な扶養とともに、家庭での独り暮らしの高齢者、労働不能者への社会・日常生活上のサービスを強化せざるをえない条件が、ソ連で強まってきている。そこから従来の社会保障(年金、手当、医療など)だけでなく、いわゆる「福祉」的なサービスが求められるようになってきているといえる。

資本主義国と共通する傾向として興味のある問題である。

国民福祉の向上という目的から直接的に年金、手当、保健・医療、そして「福祉」的な社会・日常生活サービスの改善、向上の諸政策がソ連で実施されていることは具体的な政策をみても明らかである。同時に、生産を高めるという目的の達成に役立つ任務をもって社会保障が実施されていることも明らかである。このことはソ連の社会保障政策の特徴ともなっているが、この期間にもそれが明白にみられる。その目的にも関連するが、人口学的、労働力不足対策的な要請に応える任務をもつ社会保障政策がこの期間に目立った。ソ連でも出生率が低下し、人口の高齢化がすすんでいる。一方で年金年齢の人びとが増加し、他方で労働可能な人びとの数の増加が低下する傾向がみられる。そこから年金受給者、子供をもつ婦人などを労働により多く参加させるという労働力対策、同一企業などに長く定着させる労働力定着対策、労働能率向上対策、あるいは子供を多く生み、育てることを援助、奨励するなど出生率を高めるための対策などの目的をもつ社会保障政策が多くみられた。このような社会保障政策は、生産を高め社会保障のより改善のための物質的条件をつくりだし、また、具体的にたとえばまず労働、勉学の場合に生じる必要(ニーズ)を充足し、労働、勉学を可能とする条件をつくりだし、労働により各人に直接的な所得の上昇をもたらすというように、全体として究極的には国民福祉の向上と結びついているということができる。

すべての人びとを平等に保障し国民全体の福祉の向上をはかること、とくに低所得層の生活、福祉の改善を強化することと同時に、生産の発展を中心とした目的の達成により役立たせるということが、この期間の社会保障政策にも特徴的である。

ソ連の社会保障の今後の課題としては、社会保障にたいする勤労者の権利の一層の拡充、保障水準の向上、そして法律の整備、体系化をあげることができる。

資本主義のもとでは、七〇年代から経済、財政的諸矛盾が深まるなかで、失業者が激増し、八〇年代にはいり、とくに社会保障を後退させる政策が強まっているが、ソ連ではこの期間にも、社会保障が計画的に改善されている。ソ連においても経済成長率が鈍化し、経済改革に全力を集中しているが、そのような条件のもとでも、第二六回党大会で決定された「基本方向」にもられた社会保障分野の主要な計画は、すでに述べたように、制度面でほぼ実現されていることは注目してよいだろう。

二　第一二次五ヵ年計画と二〇〇〇年までの社会保障政策の基本方向

1　第二七回党大会の諸決定と第一二次五ヵ年計画での社会保障政策

八五年三月にソ連共産党中央委員会で選出されたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長のもとでの最初の党大会が第二七回大会である。この党大会は八六年二月二五日から三月六日まで開催され、大会決議などとともに、社会政策、社会保障の今後の方向も含めた「一九八六—九〇年度および二〇〇〇年までの期間のソ連経済・社会発展の基本方向」[37]、それと「ソ連共産党綱領新稿」[38]を採択した。

(1)「ソ連共産党綱領新稿」

まず、二一世紀にはいって完遂されることを予定している「ソ連共産党綱領新稿」(以下、「綱領新稿」という)に掲げられている社会保障に関係する政策をみることとする。

党の綱領で初めて「Ⅲ　党の社会政策」がとりあげられ、この項では、「党は社会政策を、国の発展を加速し、大衆の労働、社会・政治活動を活発化し、新しい人間を形成し、社会主義的生活様式を確立する強力な手段、社会の政治的安定度の重要要因とみなしている」(39)と、社会保障を含む社会政策を重視する基本的見地を述べている。そして、「党の社会政策の基本問題」としては、「——ソ連人の生活と労働の条件を不断に改善する。——社会関係のすべての分野において社会的公正の原則をより一層完全に実現する。——階級と社会グループ・層を接近させ、頭脳労働と筋肉労働、都市と農村の間の大きな格差を克服する。——民族関係を改善し、国のすべての大小民族の兄弟的友好を強化する」(40)という四つの項目を掲げている。

つづいて、「ソ連人の福祉の向上、労働条件と生活条件の改善」の項のなかで、社会保障に関係する部分をみると、まず社会的消費基金(フォンド)については、「加速的成長と分配の改善が続行される」(41)とし、この基金の使命を、「無料の国民教育、保健、社会保障の全国家的システムの発展や、勤労者の休息条件にますます大きな役割を果たし、社会主義のもとでは客観的に避けられない各市民、世帯、社会グループの物的状況における格差を緩和し、子供の教育のための社会・経済的、文化的条件を均等化し、個々の住民グループの恵まれない状況の解消を促進すること」(42)である、と規定している。社会保障にはいる各分野では、まず保健が取り上げられ、ここでは、「ソ連人の健康の増進、活発な生活の期間の増加」(43)を最重要な問題と位置づけ、「あらゆる種類の高度に熟達した医療サービスに対する都市および農村の住民の需要の普遍的かつ完全な充足、医療サービスの質の根本的改善を達成する課題」(44)を提起している。そして、こうした目的のために、「住民の全般的予防診療制度を導入すること、母子健康保護施設、外来総合病院、病院、サナトリウムのネットワークの一層の発展、これら施設への最新の医療機器および設備の装備を実現すること、薬剤、治療材料、および保健・衛生資材の完全な供給」(45)を今後の具体策として予定している。

家庭にたいする配慮の強化にも大きな国家的意義を付与し、「家庭への援助をめざし、子供のいる家庭および若い夫婦の物質的条件、住宅条件、および生活条件の改善をめざす方針」[46]を実行するという方向を示している。また、母親の状況を一層改善することに不断の配慮をおこなうと述べ、その目的のために、「婦人の労働、社会活動への積極的な参加と母性を結合するために好適な条件がつくり出される。母子保護に特別な注意が払われ、産前休暇および育児休暇の期間が延ばされる。家族の休息のためのサナトリウム、休息の家および賄付宿泊所のネットワークが拡大される。婦人雇用のさまざまな形態が発展を遂げ、婦人の希望に応じてフレックス・タイム制や短縮された労働日、自宅作業がより幅広く適用される」[47]ことを掲げている。

若い世代については、「すでに近いうちに、児童施設に対する住民の需要が完全に充足される。ピオニール、労働およびスポーツのキャンプ、ピオニール会館、科学技術活動や芸術活動の会館・ステーション網が拡大される。就学前児童施設、職業技術訓練施設、児童会館における食費の基準が引き上げられる」[48]と規定している。

さらにこの項の最後では、「労働のベテラン、参戦軍人、老齢市民、障害者、戦死者の遺族の物質的状態の改善、それらの人びとの社会的、医療的および文化的サービスにたいする不断の配慮を今後も発揮していく。年金の額、とりわけ最低額や以前に定められた額が周期的に引き上げられる。コルホーズ員の年金保障は、労働者・職員に設定された水準に徐々に近づく。高齢者と障害者の寄宿舎網が発展を遂げ、そこでの扶養条件が改善される」[49]と述べ、「大きな経験をもつ労働のベテランたちが力相応の労働活動、社会生活および教育活動に参加する可能性の拡大は、大きな社会的・経済的重要性をもつ事業である」[50]ことを指摘している。

以上の内容は、この「綱領新稿」で示されている二一世紀までに達成する社会保障の分野での基本的方向である。今回のこの「綱領新稿」で述べられているこれらの方向は、達成可能な目標のみとしているため、現実性をもった控

え目な点が特徴となっている。

(2)「基本方向」

向こう一五年間に解決しなければならない課題、政策をより具体的に規定したものは、「一九八六―一九九〇年度および二〇〇〇年までの期間のソ連の経済・社会発展の基本方向」(以下、「基本方向」という)と、それにもとづく当面の五カ年計画「第一二次五カ年計画」(一九八六―九〇年度)である。

「基本方向」の「Ⅱ　二〇〇〇年までの期間」では、まず「党の経済戦略の最高目標は、過去も現在も国民の物質的文化的・水準の一貫した向上である」[51]とし、これからの時期にこの目標を実現するために、「社会・経済発達を加速し、科学技術進歩にもとづいて生産を全面的に集約し、効率を高める」[52]必要を強調している。ここから出発して、二〇〇〇年までの期間に、「住民のあらゆる層と社会的グループの福祉の一層の高揚、人びとの労働の領域と生活条件における深い変化を保障する」[53]と述べ、社会保障に関係する分野については、つぎのような内容を予定している。すなわち、「社会的消費基金の急速な増大をめざす方針を続行する。この基金をほぼ二倍に増やす。国内のさまざまな地域の特殊性をもっと十分に考慮に入れた人口政策を実施する。住民の寿命と労働可能年齢の延長、家庭の強化、つぎの世代を養育し、母性と労働・社会活動への女性の積極的参加を両立させるためのもっとも好適な条件の創出を、あらゆる手を尽くして助長する。子供のいる家庭と新婚世帯への国家援助を拡大・改善する。参戦軍人や労働のベテラン、老齢の市民、障害者にたいする物質的保障と社会・生活サービスの水準を高める。年金受給年齢に達しても働くことを希望する人びとに、社会的労働に参加するためのもっとも好適な可能性をつくり出す。年金最低額の引き上げや、コルホーズ員、労働者、職員の社会保障の条件と水準をしだいに接近させていくことも含めて、年金保障制度

を改善する。ソ連人の健康を増進させる系統的措置をとる。医療サービスの質を一貫して改善し、住民の全般的登録検診制への移行を実現する。母子の健康保護措置を強化する。保健施設、サナトリウム、休息の家、ペンション、ツーリズム組織のネットワークを急速に発展させ、それらのサービスを改善する」[54]ことなどを規定している。

さらに、「社会発展と国民生活の水準向上」の項では、一九八六―一九九〇年度に向けて、国民福祉の向上のための諸政策をさらに具体的に定めている。まず、「国民福祉の一層の向上、高まるソ連人の物質的・精神的欲求のより完全な充足を保障する。生産の発展とその効率の向上にたいする社会的措置の影響を強める」[55]と述べた後、社会保障関係については、つぎのような内容を掲げている。すなわち社会的消費基金を二〇―二三％増やし、これを社会的・経済的課題の解決に合理的に利用する。社会的消費基金の分配方式を改善する。

子供のいる世帯への援助を拡大し、婦人の労働・生活条件を改善する。母親の一部有給育児休暇期間を子供が一歳半に達するまでに延長する措置を段階的、地域別に実施し、合わせて六カ月までの期間の追加の無給休暇をとる権利を与える。妊婦のための専門予防診療所網を発展させ、産前休暇、および病気の子供を看護するための有給休暇を延長する。

近年中に児童に就学前施設を保障する問題を解決し、それらにおける児童の養育条件を改善する。

参戦軍人、労働のベテラン、労働不能者、戦死した軍人の遺族にたいする配慮を強化する。年金保障を改善する。労働者・職員にたいする年齢年金、障害年金、コルホーズ員にたいするすでに支給中の年金の最低額の一層の引き上げを実施する。年金生活者の社会・生活サービスを改善する。独り暮らしの老人と労働不能者にたいする商業・公共給食・生活サービス企業、保健施設による訪問サービスを拡大する。老人ホーム・障害者ホーム網の設備水準を高め、それらのホームにおける食事、医療品その他の必要経費基準を引き上げる。これらの施設の活動の質を本質的に改善

する。

国民の健康維持と休息条件をたえず改善する。保健の予防医学的傾向を強化し、医療サービスの質を高め、全国民の年一回定期検診制への移行を開始する。

総合病院、専門病院、入院・診療・治療・診断棟の建設により、治療・予防施設網を拡充する。農村地域の医療サービスの改善のため、地区中央病院・診療所の建設を継続する。病院・外来診療所、小児病院、産院網を優先的テンポで拡充する。五年間に病院を三五万床分、外来診療所を九〇万人分開設する。既存の医療施設の改善を実施する。保健施設への医療品、現代的な診断・治療機器、医療設備の供給を改善する。企業・機関の勤労集団の労働によって形成されたフォンドを、その企業・機関の労働者・職員用の医療施設の建設・発展により広く利用する。

節酒を社会主義的生活様式の規範として確立する。暴飲・アルコール依存症および人びとの健康に有害な習慣と粘り強くたたかう。

大祖国戦争の傷病軍人のための病院や産院、中央、都市、地区の病院における食事および医薬品支給の基準と外来診療施設における医薬品支給基準を高める。三歳未満の子供に無料で薬剤を支給する。

親子のためのサナトリウムと休息の家や、企業のサナトリウム・予防診療所を含むサナトリウム・保育施設網の発展を継続する。

体育・スポーツの大衆化を促進する。(56)

以上が「基本方向」で定められた社会保障に関係する主な施策である。

(3) 第一二次五カ年計画

その後、八六年の六月に、ソ連最高会議は、この「基本方向」にもとづき、「一九八六—一九九〇年度経済・社会発展国家計画に関する法律」[57](第一二次五ヵ年計画)を採択した。ここでは、この期間における社会保障関係について、まず、社会的消費基金を二五%増加し、生産的および社会・人口動態的諸問題の解決でのその基金の役割を高めること、「基本方向」にしたがって、国民の生活水準の引き上げの措置を、この第一二次五ヵ年計画期間中に実施すること、など主要方向を述べ、以下のような具体的な政策の実施を予定している。すなわち、母親の一部有給育児休暇期間を、国内の区ごとに段階的に、子供が一歳半(現行一歳)に達するまで半年延長し、同時に、子供が二歳(現行一歳半)に達するまでの追加の無給休暇の権利を与えること、産前休暇の期間を現行の五六日から七〇日に延長し、病気の子供の看護のための有給休暇を一四日(現行は通常七日)間まで増加すること、低所得家庭への児童手当の児童の年齢上限を現行の八歳から十二歳に引き上げること、就学前施設での給食費の基準額を増加すること、三歳(現行一歳)未満の乳幼児について、外来で、医師の処方箋で薬局で購入する医薬品を無料で保障すること、労働者、職員への年齢(老齢)年金、障害年金および扶養者喪失年金の最低額、それと、コルホーズ員への以前に裁定された年金額を引き上げること、農村に常住し、農業と関係をもつ年金受給者にたいしては、一般に定められている基準の八五%の額の年金となっているのを一〇〇%(一五%の減額なし)の額で、年金支給を実施すること、子供の時からの障害者への手当の額の引き上げと彼らの生活条件の改善の措置を実施すること、大祖国戦争(第二次大戦)障害者病院、一般の産院、中央・市・区病院での給食および医薬品、それと、外来診療所・総合病院での医薬品の保障基準を高めること、高齢者(老人)と障害者のホーム・寄宿者での給食、医薬品の支出基準を引き上げること[58]、などが主な内容となっている。

2　決定、計画の具体化

(1)　八六年

第一二次五ヵ年計画の最初の年である八六年には、八五年五月一四日付「低保障の年金受給者と家庭の物質的福祉の改善、独り暮らしの高齢市民にたいする配慮の強化についての緊急措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[59]の具体化として二つの法律が採択された(いずれも八六年一月一日実施)。すなわち、一つは八六年一月九日付「定期服役軍勤務員の子供にたいする手当額の引き上げに関する」ソ連閣僚会議の決議である[60]。これにより、定期服役の兵卒、水兵、軍曹、曹長の子供にたいする手当額は一人当たり月額三五ルーブルまで引き上げられた(それ以前は、たとえば都市に住む場合、一人にたいし月額一五ルーブル、二人以上二二ルーブル、農村に定住し、農業と関係ある場合、それぞれ、七ルーブル五〇コペイカ、一二ルーブル)。もう一つは、同日付「子供をもつが扶養者喪失年金を受けていない寡婦にたいして、独身の母親に定められている国家手当を支給することに関する」ソ連閣僚会議の決議である[61]。これにより、独身(未婚)の母親への手当は、子供をもつが扶養者喪失年金を受けていない寡婦にも支給されることになった。

この数年、子供の時からの障害者あるいは障害児を扶養している家庭の生活条件の改善のための総合的な措置が実施されてきた。この政策をさらに強化し、とくに、子供の時からの障害者の物質的状態と医療サービスをさらに改善し、彼らに、教育が十分に受けられ、また、労働を安定させるためのよりよい条件をつくる目的で、五月二七日付「子供の時からの障害者の生活条件の一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[62]が採択された。この決定により、八七年一月一日より、一六歳に達した子供の時からの障害

者への手当額は、第一等級障害の場合には月額三〇ルーブルを五〇ルーブルに、第二等級障害では二五ルーブルを四〇ルーブルに引き上げ、一六歳未満の年齢の子供の時からの障害児には、外来で医師の処方箋により薬局で購入する医薬品も無料で与えられ、手当を受けている第一等級と第二等級の子供の時からの障害者の場合には、医薬品は価格の五〇%割り引きで提供されることになった。また、視力障害児、両手・足をもたないか両手・足の麻痺の障害児、これらの原因による第一等級と第二等級の障害者には、タクシーを除くすべての都市旅客輸送機関と、居住の行政区内の農村でタクシーを除く一般利用の自動車輸送機関を無料で利用できることなどが実施された。このほか、子供の時からの障害児への医療サービス、教育、職業訓練など広範な改善措置が計画されている。

同じ五月の二六日付「農村地区に常住し、農業と関係をもつ年金受給者の年金額に関する」ソ連最高会議幹部会の指令[63]により、七月一日より、これらの年金受給者にたいする年金は、一般に定められている基準の一〇〇%の額で裁定されることになった(それ以前は八五%、すなわち、副収入があることから一五%減額であった)。また、六月二六日には、ソ連共産党中央委員会政治局は、機械工業、金属加工関係の諸省の従業員にたいして、鉄鋼・非鉄金属工業の場合と同じく、追加の年次有給休暇を定め、一般よりも引き上げられた高い最高額の老齢年金を受給する権利を与えるという政府の提案を承認した[64]。

このほか、農工業コンプレクス(複合体)従業員労働組合と漁業経営従業員労働組合の結成と関連して七月一七日、ソ連閣僚会議は国家社会保険へのこれらの労働組合の保険料率をつぎのように決定した[65]。すなわち、農工業コンプレクス従業員のうち、

①ソ連穀物製品省および土地改良・水利事業省の農業工業、企業および組織の従業員……四・四%

②ソ連国営農工業システムの工業およびそのほかの企業(農業企業を除く)の従業員……一四%

③ソ連国営農工業システムの建設組織の従業員……一二%
④漁業経営従業員……一四%

さらに、九月一一日、ソ連共産党中央委員会政治局は、現行の五六年「国家年金法」に代わる勤労者の新しい年金法の準備を決定した[66]。ここでは、労働ベテラン(老齢退職労働者)の生活条件を改善し、社会的生産への彼らのより積極的な参加を刺激することが考慮されることになった。年金に関しては、過去の労働の貢献度をより大きく評価すること、年金生活者の生活水準を現在の一般国民の生活水準により近づけるために年金水準を改善することなどが、ソ連では大きな課題となっている。新しい年金改革もこの方向をめざしている。

第一二次五カ年計画に沿った、八七年度の具体的な計画として、「八七年度ソ連経済・社会発展国家計画に関する」ソ連法[67]が、一一月一九日、ソ連最高会議で採択された。この法律では、保健・社会保障関係従事者の賃金の段階的引き上げを続行する、病気の子供の看護のための有給休暇を一四日間に増やす、一〇年以上前に裁定された月額五〇ルーブル以下のコルホーズ員とその家族への年金額を引き上げる、子供の時からの障害者への手当を増額し、一六歳未満の障害児への医薬品の無料支給、子供の時からの第一等級、第二等級の障害者への医薬品価格の五〇%割り引きを実施する、などが内容となっていた。

(2)　八七年

八七年には、まず一月一日より、前述の八六年の決定で、一六歳に達した子供の時からの障害者への手当額が引き上げられた。同時に、外来で医師の処方箋により薬局で購入する医薬品が、一六歳未満の子供の時からの障害児は無料、手当を受けている第一等級と第二等級の子供の時からの障害者には、その価格の半額割り引きで与えることなど

が実施された。

ソ連には従来からも有料の総合診療所が存在していた(ただし、そのサービス量は保健機構全体の〇・四%を占めているにすぎない)が、この年の五月から、「個人労働活動法」[68]が実施され、個人営業が医療についても正式に認められることになった。これに関連し、「医師および中級医療従事者の個人営業に関する規定」がソ連保健省によって承認された。[69]これによると、医師と中級医療従事者の個人営業への就業を許可されるのは、しかるべき大学および中等専門教育施設において専門教育を受け称号を得た者である。そして個人営業医は、麻薬およびそれに類する薬を除き、無料および特典的条件で患者が薬剤および医薬品を入手するために必要な処方箋を特定の用紙を用いて作成する権利を有している。ただし、個人営業医は、患者にたいして、その病気に関する診療カード(勤務先に提出され、それにもとづいて手当などが裁定される)およびその他の参考資料を与える権限はない。また、堕胎を含む外科手術(設備が十分でないなどの理由)、伝染病と性病の治療、妊娠者の診療と治療、麻薬中毒患者の診察と治療などは禁止されている。

つづいてこの年の八月一五日には、ソ連の全国紙に、「第一二次五カ年計画および二〇〇〇年までの期間の住民の健康保護の発展とソ連保健のペレストロイカの基本方向」[70]草案が発表され、全国民的審議にかけられた。その後、各分野の四、〇〇〇万人以上がその討議に参加し、一三、〇〇〇件以上の提案がだされたということである。そして、一一月二七日、ソ連各紙はソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議が草案に補足と変更を加え、承認した全文を掲載した。[71]

この内容は、ソ連の保健の達成した成果と欠陥を明らかにしている「まえがき・総論的」部分と、それにつづく、「I　予防――ソビエト保健の基本方針――の効率の引き上げ

Ⅱ　住民への医療の質の向上――保健の主要な課題
Ⅲ　医療要員の養成、教育および労働の組織化――現在要求されている水準に
Ⅳ　医学をより活発に発展させ、その成果を保健の実践により広範に利用する
Ⅴ　健康保護――必要な物質的・技術的保障
Ⅵ　保健の管理を改善する」

という六つの部分から構成され、『プラウダ』(八七・一一・二七)では三頁全面にわたるという長文である。今回の「基本方向」のなかで、とくに特徴的と思われる主な具体的な内容は、羅列してみると、つぎのような項目になる。すなわち、

〔Ⅰ　予防――ソビエト保健の基本方針――の効率の引き上げ〕

大規模な自然保護の実施。企業、施設および組織での衛生上の規則や基準の遵守。一時的労働不能をともなう罹病率を二〇〇〇年までに一五―二〇%減らす。部門、地域の「健康」プログラムの実施への統制の強化。食料品に関する措置の強化。健康な生活様式の確立。第一二次、第一三次五カ年計画で生徒、学生の運動量を週六―八時間にする。居住地に独立採算制の合同「運動と健康」を創設。全住民公衆保健指導の二段階での実施(子供、妊婦、労働者、職員などは一九九一年まで、全住民は一九九五年まで)。

〔Ⅱ　住民への医療の質の向上――保健の主要な課題〕

課題は質の高い医療を適時に、完全に、そしていたるところで充足すること。保健の発達の徹底的方法と、最終的な結果によるその活動の評価への移行。第一三次五カ年計画の終了までに各共和国、地方、州に診断センターを創設する。一九九〇年までにすべての外来総合病院で予防とリハビリテーション治療の部屋(医療室)の組織化を完了する。

「ホーム・ドクター」原則にもとづく医療の提供に漸次、移行する。「医療パスポート」を導入する。第一二次、第一三次五カ年計画で共和国、地方、州の中心地に独立採算制の外来総合病院を組織する。子供用一日入院施設網の創設。一九八七—九〇年に職場の医療区域を細分化し、それぞれの診療対象者数を一、六〇〇人までとする。一九九〇年までに各地区での救急医療ステーション(部)の組織化を完了する。第一二次五カ年計画で、すべての共和国、地方、州の中心地に心臓医学公衆保健指導所の設置を完了する。大都市には電話(「信頼電話」)による社会・心理学的援助の専門医療サービスを創設する。一九九〇年までに麻薬についての公衆保健指導所と診断室をつくる。

〔Ⅲ　医療要員の養成、教育および労働の組織化——現在要求されている水準に〕

ソビエトの医師はもっとも先進的な共産主義世界観の担い手である。高等医学教育施設への選抜システムの改善、医師の養成システムを実習による養成を目標に変更する。八八—八九年から医科大学の二学年と五学年に進級国家試験を導入する。賃金を専門的資格に直接依存させる。医療・薬学従事者の規律規定を作成する。保健施設の医療・薬局従業員の追加休暇期間を一二日間に延長する。保健従事者の労働・生活・休息条件を改善する。そのための資本投資の配分を、経済・社会発展計画で検討する。

〔Ⅳ　医学をより活発に発展させ、その成果を保健の実践により広範に利用する〕

ソ連の医学は世界で確固とした権威をかちとっているが、その可能性はまだ完全に利用されていない。科学研究活動の質は低い。ソ連邦医学アカデミーは医学の指導と計画化に関する真の参謀とならなければならない。一九八七—八年に科学・研究施設網を整理する。

〔Ｖ　健康保護——必要な物質的・技術的保障〕

健康保護の分野の新しい課題は、保健施設の物質的・技術的基盤の本質的強化、その現代的技術手段の装備および

薬剤の保障を必要としている。第一二―第一四次五カ年計画で建設を予定されている保健施設への投資を根本的に拡充する。病院、外来総合病院の建設にたいする基本投資を二―二・五倍に引き上げ、その資金の四〇%を現代的医療技術の装備に向ける。産院、婦人相談所、小児病院、外来総合病院の建設を優先的テンポで実施する。治療・予防施設と薬局の建設と技術再装備のため、工業、輸送、農業の企業と組織、全ソ共産主義土曜労働の資金、それとソビエト健康・善意基金（フォンド）にはいる、労働集団と市民の自発的納入金を広く利用する。病人と付添の一時的宿泊のための独立採算制にもとづく賄付宿泊所をつくる。第一三次五カ年計画期に、独立採算制の外来総合病院に相応の物質的基盤をつくる問題を全面的に解決する。二〇〇〇年の終わりまでに、住民に提供される有料医療サービスの量を五倍に拡大する。一九九三年までにあらゆる種類の医薬にたいする必要を完全に充足する。

〔VI　保健の管理を改善する〕

保健部門の指導、その計画化と資金供給の根本的改善を切実に必要としている。多目的の医療プログラムの作成と実現。特別の部門、地域の「健康」プログラムの実施。医療施設の仕事の質的改造。保健の機関、施設の活動の計画化と評価では、「ベッド―床数」や「外来総合病院来院者数」ではなく質的性格をもつものを含む住民の健康状態を表す指標に転換する。一連の地域で一九八八―九一年に保健施設の管理・計画化・資金供給の新形態の完成に関する大規模な実験を実施する。保健従事者の賃金を一層格差づける。勤労者が、好ましくない生産条件を原因として一時的に労働能力を失う病気にかかった場合などには、その企業、施設、組織、コルホーズ、ソフホーズは部分的に保健機関にその治療のための支出を補償する。国有企業(合同)法にしたがい、定められた規準を超えて従業員とその家族に医療援助を提供することに関し、合同、企業、組織に、保健施設などと独立採算制のベースで契約を結ぶことを許可する。病人、その親族が資金を拠出し、個別の注文に応じた追加的食事を、契約原則で治療施設に組織することが

可能である。独立採算制と資金自己調達制の原則にもとづく経営メカニズムの新しい方法に応じた《医療技術》システムと薬局業務の管理構造の導入のため、一九八八―九〇年に、共和国、地方、州および市の《医療技術》を生産・商業合同に、また、共和国、地方、州および市の薬局管理を《薬学》生産合同に改組する。以上が、主な項目である。

また、この八月、ソ連閣僚会議は、「一九八八―一九九〇年度ソ連保健改善の緊急措置に関する」決議を採択した。(72)その内容はほぼ、以下のようになっている。

(a)　八八年一月一日から、保健施設における患者の食事、医薬品と包帯の購入にたいする規準（ノルマ）の平均二五―三〇％、軟い用具一式の購入には五〇％の引き上げ、外来診療所（アンブラトーリヤ）的条件での三歳未満の子供、それと気管支ぜんそくの患者の治療のための医薬品の無料の供与、労働災害、職業病あるいは一般の疾病の結果による第一等級と第二等級障害者への医薬品の価格の五〇％支払での特典的な供与を実施する。

(b)　連邦構成共和国閣僚会議には、多子と低所得の家庭のうちの人生第一年目の子供に現在、効力をもっている条件で、人生第二年目の子供にたいし、乳製品、乾燥製品、罐詰製品およびその他の子供の食事の製品の無料の供与を許可する権限が与えられた。

(c)　ソ連財務省には、一九八八―一九九〇年度ソ連国家予算案のなかに、決議で定められた医療技術の購入および保健改善措置の実施にたいし、これらの年度に分配される資金のうえに、五四億ルーブルの額での支出を規定することを委任した。

(d)　急性の心筋こうそくに耐えた患者の治るまでの治療のため、それと心臓および消化器官の一連の重病の手術後のためのサナトリウム利用券を保健機関に配分することについての全ソ労働組合中央評議会の提案が採択された。これらの利用券は、国家社会保険予算の資金で、無料あるいは、それらの価格の一部支払いで、これらの患者にた

いして、労働者、職員およびコルホーズ員にこれらの条件で分配されるべき利用券の総枚数の枠内で、交付される。

(e)　ソ連の省庁、連邦構成共和国閣僚会議には、生産的使命の対象物の建設に分配される資本投資によって、また労働集団の同意をえて、企業の社会発展基金（フォンド）の資金によって、医療衛生部分の建設を広く実施することが提案された。

(f)　労働集団の依頼により、これらの企業の勤労者と、その家族構成員にサービスする、建設された医療衛生部分は企業のバランス・シートに残される。

(g)　ソ連軽工業省には、保健施設のための商会の下着の生産を拡大し、質を向上させることが委任された。

(h)　ソ連保健省には、予防、診断および患者の治療の新しい形態と方法の定着に関する措置の実施、新しい医薬品の支払いと医療技術の製造、特殊目的のプログラムとそのほかの方策の実現のため、この省のシステムの施設の発展にたいして分配される支出金総額の五％未満の額での貨幣資金の中央基金（フォンド）を形成することが許可された。

(i)　決議で規定された措置は、住民への医療援助の質のより一層の向上および治療・予防施設の物質・技術的基盤の強化をめざしている。

以上がソ連閣僚会議で定められた内容である。

ソ連の乳児死亡率は、他の先進諸国とくらべて異常に高く、長年にわたってあまり低下していない（第一表）。この状況を変えるためには、他の社会的施策と並んで、母子にたいする医療サービスを抜本的に改善することが急務となっている。そのためにソ連保健省は妊婦と乳幼児の保護を優先的に発展させる総合措置を立案し、実施した。(73)

その骨子は以下のとおりである。

(a)　第一二次五カ年計画に予定されていた保健施設建設のための基本投資総額の三〇―三五％を小児診療所、婦

第1表　ソ連の乳児死亡率

年　度	乳児死亡率
1970	24.7
1980	27.3
1981	26.9
1982	25.7
1983	25.3
1984	25.9
1985	26.0
1986	25.4

(資料)「APN」(87.5.29)14頁。
(注)出生数1000に対する1歳未満の死亡数

人相談所、産院、小児病院の建設に割り当てる(従来はこの比率は七ないし一〇%を超えなかった)。

(b) 小児病院や産院の技術装備を改善する。このため一連の省庁にたいして、必要な機器・装置を増産し、品質を高める課題が与えられた。超音波診断装置、母子監視装置、蘇生器、未熟児保育器などの外国からの買い付けを増やす。

(c) 最新機器の取り扱い方と救急・蘇生法に重点を置いた産婦人科医の再研修制度を拡大する。医療の質にたいする医師とパラメディカル・スタッフの責任を高める。

(d) 医療・衛生指導室、〝結婚と家庭〟相談室、妊婦相談室、循環系や内分泌系その他の疾患をもつ妊婦のための専門産院(科)のネットワークをさらに拡充する。

(e) 予防活動の質の向上に重点を置いて婦人相談所や小児病院の活動形態を改善する。大工業企業の女性従業員の予防検診や保健指導、治療を適時に高い水準で実施するため、これを専門に担当する産婦人科医のポストを婦人相談所に追加する。

(f) 小児診療所の定員を増やし、外科、神経科、眼科の専門医のポストを設ける。出生率の高い諸共和国では、小児科の看護婦の定員を増やす。

(g) 農村の治療・予防施設では、人員確保の状況に応じて地区担当小児科医の制度を整備し、小児科医一名につき小児八〇〇名という都市並の水準に到達させる。新生児や乳幼児を扱う医師と看護婦の負担を大幅に軽減し、パラメディカル・スタッフを増員する。

(h)　最近二年間に小児科医のポストは四万人以上も増えた。これを補充するため、第一二次五カ年計画期の小児科医養成数は前次五カ年計画期より一二％増える。

(i)　現在、保健省は国家農工委と協力して乳幼児用の食品の工業的製造を拡大する追加の可能性を検討中である（今日その需要は半分もカバーされていない）。

(j)　女性にしかるべき労働・生活条件を確保するため、保健省は他の諸省や労働組合中央委員会、研究機関と協力して国民経済の五七部門にわたって妊婦の就労に関する勧告を作成した。

以上のような内容になっている。

また、八七年一一月一日から、ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会の決定[74]により、病気の子供の看護有給休暇が七日間から一四日間（暦日計算）に延長された。すなわち、この決定により、一四歳未満の病気の子供の看護のための休暇証明書と手当が、看護を必要とする期間（ただし、一四暦日を超えない）、支給される。最初の七日間、ただし未婚の母親、寡婦（夫）、離婚した女子（男子）、兵役義務期間の軍勤務員の妻の場合には最初の一〇日間は、看護の手当の支給は現行法に従って賃金の全額（一〇〇％）である。その後の八日目から、あるいは一一日目から、一四日目までは、労働勤務期間や労働組合への加入の有無に関係なく、賃金の五〇％が支給されることになった。

さらに、ソ連最高会議幹部会は、八七年八月二五日、エイズ・ウイルスの感染予防措置に関する指令[75]を採択した。その主要な内容はつぎのようになっている。

(a)　ソ連市民およびソ連国内に居住もしくは滞在する外国市民と無国籍者にたいし、エイズ・ウイルス感染の有無を明らかにするための医学検査を受けることを義務づけることができる。

(b)　エイズ・ウイルスに感染していると推測する根拠のある者にたいしては、任意検査を忌避した場合には保健

機関が必要ならば内務機関の協力を得て治療施設へ送ることができる。外国市民および無国籍者についてはこの検査を忌避した場合には国外退去させることができる。

(c)　故意に他人をエイズ疾患に感染する危険にさらしたときには、五年以下の自由剥奪に処する。自分がこの病気であることを知りながら、他人をエイズ疾患に感染させたときには八年以上の自由剥奪に処する。

(d)　ソ連閣僚会議は、二国間および多国間でエイズ流行の防止と抑制をめざす広範な国際協力を展開するためのあらゆる必要措置を講じるよう委任されている。

以上が、その主な内容である。このほか、一月二二日付「高齢者と障害者へのサービスの一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[76]が公布されるなど、高齢者、障害者へのホーム、日常生活サービスの改善、とくに独り暮らしの、これらの人びとにたいする対策が強化されている。そして、たとえば、独り暮らしの高齢者と障害者の日常の世話を援助する家庭奉仕員派遣局がモスクワに開設され、八七年に三〇の支部が活動を開始した。家庭奉仕員の仕事は、買物、食事の世話、公共サービス料金の払い込み、薬の受け取り、代筆などが主な内容である。派遣局の活動には社会保障資金があてられている。家庭奉仕員として働くのは、主に「若い」年金受給者、学生、主婦であり、賃金が支払われる。[77]

また、この年には、「ザボータ(заботa＝世話)」とよばれる、高齢者と障害者の在宅援助機関の地域センターが、モスクワをはじめロシア共和国の五つの都市に設立された。地域センターの開設は、この種の社会援助システムの発展にとっての新しいステップとされている。ロシア共和国だけで、独り暮らしの高齢者と障害者は三五万人以上おり、これらの人びとは、食料品、薬などを届け、部屋を掃除し、クリーニング店に洗濯物をだす仕事などの日常生活面での援助を必要としている。こららの仕事の一部は、執行委員会(市役所)の担当部署、そして、商業部門、生活サービ

ス企業、医療機関、赤十字社などが援助している。社会援助機関で働いているのは、主に年金受給者、主婦、学生で、仕事を持ちながら兼務している者もいる。[78] このような高齢者、とくに独り暮らしの高齢者、障害者への日常生活サービスが重視されるようになってきていることは、最近の特徴である。

この年の一〇月二〇日、ソ連最高会議は、「八八年度ソ連経済・社会発展国家計画に関する」ソ連法[79]を採択した。この法律によると、社会政策のうち社会保障に関係する部分については、保健・社会保障従事者の賃金の段階的引き上げの続行、保健施設での患者給食、医薬品およびリンネル類の購入のための支出基準を引き上げ、三歳未満の乳幼児および気管支ぜんそく患者の外来治療用の医薬品の無料の供与制、ならびに労働災害、職業病あるいは一般的疾病による第一等級、第二等級障害者にたいする医薬品価格の五〇％割引制の実施、あらゆる型の子供の家と全寮制普通教育学校の備品購入、文化・集団活動のための支出率の引き上げ、このほか、健康増進への資金と資源の優先割り当ての確保、住宅、就学前施設、子供の家、普通教育学校、孤児などの全寮制普通教育学校、病院、外来診療施設の増設などを定めている。

このほか、七月一八日付で「積極的社会政策の実現についての仕事の強化およびソ連労働・社会問題国家委員会の役割の引き上げに関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[80]が採択されている。この決定では、「Ⅲ　生活と労働の条件の改善についての社会的措置の効率の向上」のところで、社会保障に関係するつぎのような内容を定めている。すなわち、「一七　計画に従って女子の労働と日常生活の条件を改善し、女子の労働活動と母性の結合のための可能性を拡大し、女子に提供される休暇およびそのほか、子供の養育と関連した特典、の供与の期間を一貫して延ばし、額を高める。子供―孤児にたいし特別な配慮をする。子供、未成年者、青年への社会的サービスの諸形態をより積極的に発展させ、子供にたいする貨幣手当、学生と生徒の奨学金を引き上げる。

子供にたいする現在、効力をもつ、いろいろな種類の手当を統一し、その支払いの手続きを改良するため、これらの手当の統一的な制度を作成することが必要と考える。

一八、新しい勤労者年金保障に関するソ連法の作成と実施にもとづいて社会保障を根本的に改善し、社会的有用労働への年金受給者の積極的な参加のための可能性を提供し、年金受給者への社会・文化的および日常生活的サービスの質を改善する。年金受給者への社会的サービスの地域センターのより一層の発展、高齢市民のためのホーム・寄宿舎および特別な住宅の建設の拡大、高齢者と障害者へのサービスと社会的援助の多様な形態の定着、を実施する」などである。

(3)　八八年

年金関係については、八七年に八月二〇日付「労働者、職員およびコルホーズ員のための任意付加年金保険の実施に関する」ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定[81]が採択された。この年金制度は、労働者、職員およびコルホーズ員を対象(被保険者)とする任意加入の個人年金保険―付加年金保険であり、八八年一月一日から実施されている。この制度も勤労者の年金の引き上げと労働ベテラン(老齢年金受給者)の物質的状態の改善を重視して実施された。具体的に内容をみると、この保険への加入はまったく任意であり、男子は三五歳から六〇歳まで、女子は三〇歳から五五歳までの者が加入でき、最長加入期間は二五年(男子三五歳、女子三〇歳で加入の場合)、最短加入期間は五年(男子五五―六〇歳、女子五〇―五五歳の間に加入の場合)である。希望する給付額を、月額一〇、二〇、三〇、四〇および五〇ルーブルの五つのうちから選び、加入年齢と、この給付額に応じた保険料を払い込む(第二表)。この年金は、男子は六〇歳、女子は五五歳(通常の国家年金が受けられる年齢)から支給され、終身年金である。加入者の

第2表　付加年金保険の契約による保険料月額一覧表

被保険者加入年齢（満）		保険料払込期間	付加年金額別保険料月額（ルーブル—コペイカ）				
男	女		10ルーブル	20ルーブル	30ルーブル	40ルーブル	50ルーブル
35歳	30歳	25年	2—20	4—40	6—50	8—80	11—00
36	31	24	2—34	4—68	7—02	9—36	11—70
37	32	23	2—48	4—96	7—44	9—92	12—40
38	33	22	2—68	5—28	7—92	10—56	13—20
39	34	21	2—82	5—64	8—46	11—28	14—10
40	35	20	3—01	6—02	9—03	12—04	15—05
41	36	19	3—23	6—46	9—69	12—92	16—15
42	37	18	3—47	6—94	10—41	13—88	17—35
43	38	17	3—74	7—48	11—22	14—96	18—70
44	39	16	4—04	8—08	12—12	16—16	20—20
45	40	15	4—38	8—76	13—14	17—52	21—90
46	41	14	4—78	9—56	14—34	19—12	23—90
47	42	13	5—23	10—46	15—69	20—92	26—15
48	43	12	5—76	11—52	17—28	23—04	28—80
49	44	10	6—39	12—78	19—17	25—56	31—95
50	45	9	7—15	14—30	21—45	28—60	35—75
51	46	8	8—07	16—14	23—21	32—28	40—35
52	47	7	9—22	18—44	27—66	36—88	46—10
53	48	6	10—71	21—42	31—13	42—84	53—55
54	49	5	12—68	25—36	38—04	50—72	63—40
55	50	5	15—46	30—92	46—38	61—84	77—30
56	51	5	15—09	30—18	45—27	60—36	75—45
57	52	5	14—73	29—46	44—19	58—92	73—65
58	53	5	14—37	28—74	43—11	57—48	71—85
59	54	5	14—00	28—00	42—00	56—00	70—00
60	55	5	13—64	27—28	40—92	54—56	68—20

希望により、年金の繰り上げ支給もできる。この付加年金は国家年金にプラスされる。この年金の基金（フォンド）は、保険加入者の保険料と国家予算からの支出金で形成されている。具体的な例でみると、四〇歳の男子が付加年金五〇ルーブル（月額）の保険に加入した場合、加入期間は二〇年で、毎月の保険料は一五ルーブル五コペイカである。計算上、保険料の払込総額は三、六一二ルーブルで、これを月額五〇ルーブルで割ると、六〇歳から支給で約六年分であり、それ以後、死亡するまでの期間の付加年金部分は国家予算の負担で賄われることになる。なお、満期後に加入者が死亡した場合には、付加年金と

してすでに支払われた額を差し引いた残りの保険料分を遺族が受ける。

また、八七年一二月三日付「コルホーズ構成員とその家族の年金保障の一層の改善に関する」ソ連最高会議幹部会の指令[82]により、八八年一月一日から、一〇年以上支払われているコルホーズ員の年金の最低額が引き上げられた。たとえば、老齢年金では、月額四〇ルーブルが五〇ルーブルになった。障害年金、扶養者喪失年金についても、一〇年以上前に裁定されたコルホーズ員の年金の最低額が、それぞれ引き上げられている。

このほか、八八年二月にソ連最高会議は、生産性の向上に関連して解雇された勤労者にたいして、それまでの平均賃金を三カ月間保障することを規定した法令を施行した。なお、解雇については二カ月前に通告することになっている。経済のペレストロイカ、近代化にともなう人員削減に対応する措置である。また、ソ連閣僚会議は、七月一三日付「労働ベテランへの、継続労働勤務期間にたいする老齢年金への付加金の加算の場合における制限の廃止に関する」決議[83]を採択した。

これにより八九年一月一日から、継続労働勤務期間にたいする、老齢年金への二〇%の付加金は、必要な縦続および総計の労働勤務期間をもつ労働者と職員にたいし、彼らが八三年一月一日あるいはそれ以後に働いていたかどうかに関係なく加算されることになった。さらに、ソ連最高会議は一〇月、「一九八九年度ソ連経済・社会発展国家計画に関する」ソ連法を採択した。そこでは、保健・社会保障従事者の賃金の段階的引き上げの続行、母親への一部有給育児休暇の半年延長（一歳半まで）、その後の無給育児休暇を二歳まで延長すること、病院、外来診療施設、高齢者と障害者のホームを建設すること、などを予定している。

3　八〇年代後半の社会保障政策の方向

八〇年代後半の社会保障政策をまとめると、つぎのようになる。

まず年金であるが、ここでは新しい勤労者年金保障の法律の作成と実施が政策の主要な柱となっている。当面の具体的な政策としては、年金水準の引き上げである。とくに、低い年金、すなわち、年金の最低額と、そして、以前(当面、一〇年以上前)に裁定された年金額を現状に合わせるため、周期的に引き上げることが予定されている。この作業は、労働者、職員だけでなく、コルホーズ員にたいしても開始された。また、機械工業、金属加工関係の諸省の従業員にたいする老齢年金の最高額が鉄鋼、非鉄金属工業の従業員と同じく引き上げられた。このほか、農村地区に常住し、農業と関係をもつ年金受給者には、副収入があるということで、一般の年金支給基準額より一五%減額(八五%)されていたが、これが減額なしの一〇〇%(一般と同じ)の額で支給されることになった。これらの政策は、いずれも年金を改善する政策の一環である。さらに、コルホーズ員については、その年金保障を労働者・職員に設定されている水準に近づけることが依然として目標とされており、このことは、近い将来に、統一的な年金保障制度を作成するという課題と結びついている。年金生活者への社会・生活サービスの改善が重視されてきていることも最近の特徴である。また、任意加入で保険料を拠出する個人―付加年金制度が新たに導入された。新しい政策として今後の動向が注目される。

つぎに、婦人を労働・社会的活動に積極的に参加させることと、母性を結合させるための条件づくりがとくに強化されてきていることも最近の政策の特徴といえる。母子保護の強化、妊婦のための専門予防診療網の発展などとともに、産前休暇が五六日から七〇日に、一部有給と無給の育児休暇がそれぞれ、子供が一歳半、と二歳になるまで半年

間、延長され、また、婦人の雇用のさまざまな形態の導入がすすめられる。同時に、児童施設への需要が近年中に完全に充足されることが予定されている。労働力政策からの婦人(母親)が労働を続けられる条件と、人口政策からの安心して子供を生める条件を共につくりだすための政策を継続して実施している。子供がいる世帯への援助も強化されている。病気の子供を看護するための有給休暇が七日から一四日間に延長された。これは、働く母親にたいする援助の政策でもある。また、低所得世帯への児童手当について、対象となる児童の年齢が八歳から一二歳に引き上げられる。このほか三歳(従来は一歳)未満の乳幼児にたいしても外来で医師の処方箋によって薬局で購入する医薬品が無料で保障される。子供の時からの障害児にたいする医薬品も同じく無料供与となった。このように、医薬品の無料化が拡大している。さらに、子供をもっているが扶養者喪失年金を受けていない寡婦にたいしても、独身の母親への国家手当を支給することになった。子供の時からの障害(児)者にたいする手当の引き上げ、生活条件の改善も、子供をもつ世帯への援助と関係をもっている。

最近、高齢者と障害者、とくに独り暮らしのこれらの人びとにたいする対策が重視されてきている。これらの人びとの増加とともに生活条件の改善、社会・日常生活サービスなどの援助が緊急に必要となっているためである。年金生活者全体の社会・生活サービスの改善とともに、とくに高齢者、障害者のための居住施設網の発展と扶養条件の改善の政策が強化されている。高齢者と障害者のホーム網の設備水準の引き上げと、これらの施設の活動の質の抜本的な改善、これらのホーム・寄宿舎での給食、医薬品の支出基準の引き上げなども、その政策の一環である。また、独り暮らしの高齢者と労働不能者にたいして商業・公共給食・生活サービス企業、保健施設による訪問サービスなど、最近のこの分野での諸政策の拡充が注目される。労働ベテランにたいしては力相応の労働、社会生活、教育活動などに、より大きく参加させるという政策も重視されている。そして、労働ベテラン、参戦軍勤務者、老齢市民、障

害者、戦死者の遺族の物質的状態の改善、社会的、医療的、文化的サービスにたいする配慮を継続して強化している。

保健では、健康の増進と、寿命および活発な生活期間の延長が主要課題とされており、住民の需要の完全な充足、医療サービスの質の根本的改善が主な目標となっている。具体策としては、予防医学的傾向の強化、医療サービスの質の向上、全国民年一回定期検診制への移行開始、治療・予防施設網の拡充、農村地域の医療サービスの改善、病院、外来診療所、小児病院、産院網の優先的テンポの拡充、既存の医療施設の改善、保健施設への医薬品、現代的な診断・治療設備の供給の改善、企業・機関の勤労集団の労働で形成されたフォンドをそこでの医療施設の建設、発展に、より広く利用すること、サナトリウム・予防施設網の発展、などである。このほか、環境保護、節酒(さらには禁酒)のための政策も強化されている。

以上が「綱領新稿」、「基本方向」および第一二次五カ年計画に掲げられた政策、そして八六年から実施された政策である。社会保障、保健の分野でのペレストロイカも具体化されてきており、今後、従来と異なる新しい政策がだされてくることも予想される。

(1) "Материалы XXVI съезда КПСС". «Политиздат», Москва, 1981. стр. 131.『ソ連共産党第二六回大会資料集』ソ連大使館広報部訳(ありえす書房、一九八一年)、九三頁。
(2) Там же, стр. 136. 前掲、一三六頁。
(3) Там же, стр. 136. 前掲、一三六―七頁。
(4) Там же, стр. 139. 前掲、一三八頁。
(5) Там же, стр. 139. 前掲、一三八頁。
(6) Там же, стр. 139. 前掲、一三八―九頁。
(7) Там же, стр. 176. 前掲、一六八頁。

（8）拙稿「ソ連における社会保障の成立過程(6)」（『日本福祉大学研究紀要』第四六号）。拙著『ソ連社会保障発達史』（文化書房博文社、一九八一年）二八七頁以下参照。
（9）СП. СССР. 1979г. (отдел первый) No. 24, ст. 152.
（10）Там же, ст. 153.
（11）Там же, ст. 154.
（12）СП. СССР. 1981г. (отдел первый) No. 13, ст. 75.
（13）Там же, ст. 76.
（14）СП. СССР. 1981г. (отдел первый) No. 24, ст. 139.
（15）Там же, ст. 140.
（16）Там же, ст. 141.
（17）Там же, ст. 143.
（18）СП. СССР. (отдел первый) 1981г. No. 11, ст. 64.
（19）СП. СССР. (отдел первый) 1981г. No. 12, ст. 71.
（20）СП. СССР. (отдел первый) 1982г. No. 5, ст. 26.
（21）СП. СССР. (отдел первый) 1982г. No. 23, ст. 119.
（22）«Ведомости верховного совета СССР», 1982г. No. 34. ст. 635.
（23）СП. СССР. (отдел первый) 1982г. No. 24.
（24）СП. СССР. (отдел первый) 1983г. No. 6, ст. 27.
（25）СП. СССР. (отдел первый) 1983г. No. 18, ст. 91.
（26）Там же, ст. 92.
（27）СП. СССР. (отдел первый) 1984г. No. 4, ст. 15.
（28）СП. СССР. (отдел первый) 1984г. No. 8, ст. 46.

(29) «Ведомости верховного совета СССР», 1984г. No. 45, ст. 791.
(30) СП. СССР. (отдел первый) 1984г. No. 5, ст. 26.
(31) СП. СССР. (отдел первый) 1985г. No. 1, ст. 4.
(32) СП. СССР. (отдел первый) 1985г. No. 9, ст. 34.
(33) СЦ. СССР. (отдел первый) 1985г. No14, ст. 80.
(34) Там же, ст. 81.
(35) Там же, ст. 83.
(36) Там же, ст. 108.
(37) 『ソ連共産党第二七回大会資料集』ソ連大使館広報部編訳（ありえす書房、一九八六年）、一八九―二四八頁。
(38) 前掲、二四九―三一一頁。
(39) 前掲、二七七頁。
(40) 前掲と同じ。
(41) 前掲、二七八頁。
(42) 前掲と同じ。
(43) 前掲、二七九頁。
(44) 前掲と同じ。
(45) 前掲と同じ。
(46) 前掲、二八〇頁。
(47) 前掲と同じ。
(48) 前掲と同じ。
(49) 前掲、二八〇―二八一頁。
(50) 前掲、二八一頁。

(51)『ソ連共産党第二七回大会資料』ソ連大使館広報部編訳（ありえす書房、一九八六年）、一九四頁。
(52) 前掲と同じ。
(53) 前掲と同じ。
(54) 前掲、一九五頁。
(55) 前掲、二二七頁。
(56) 前掲、二二八—二三〇頁。
(57) «Ведомости верховного совета СССР», 1986г. No. 26, ст. 481.
(58) там же. стр. 447-448.
(59)『日本福祉大学研究紀要』第六六号、拙稿、一五頁参照。
(60) СП. СССР 1986г. (отдел первый) No. 6. ст. 37.
(61) Там же, ст. 38.
(62) СП. СССР 1986г. (отдел первый) No18. ст. 93.
(63) «Ведомости верховного совета СССР», 1986г. No. 22, ст. 363.
(64) ПРАВДА, 27 июня 1986года. 拙著『ソ連社会保険発達史』(文化書房博文社、一九八一年)二八四頁参照。
(65) СП. СССР 1986г. (отдел первый) No. 31, ст 164. 前掲、拙著、二九五頁、第一表に追加される。
(66) ПРАВДА, 12 сентября 1986года.
(67) «Ведомости верховного совета СССР», 1986г, No. 47, ст. 959.
(68) ИЗВЕСТИЯ, 21 ноября 1986года.
(69) ЕКОНОМИЧЕСКАЯ ГАЗЕТА. No. 18, 1987г. 邦訳『日ソ経済調査資料』八七年七月号。四〇—四一頁。
(70) ПРАВДА, 15 августа 1987года. 拙監訳・溝端佐登史／水田明男訳『日ソ経済調査資料』八八年三月号。『世界政治—評論と資料』(日本共産党中央委員会)八八年九月上旬、第七七二号、同九月下旬、第七七三号参照。
(71) ПРАВДА, 27 ноября 1987года.

(72) ПРАВДА, 23 августа 1987года.

(73) V・クズネツォフ論文、『APN』(八七・五・二九)一二―一四頁。

(74) СП. СССР 1987г. (отдел первый) No. 49, ст. 161.

(75) 「エイズ予防法採択」『APN』(八七・九・三)九頁。

(76) СП. СССР 1987г. (отдел первый) No. 31, ст. 39.

(77) 『APN』(八七・三・三一)一二頁。

(78) 『APN』(八七・七・二三)一四頁。

(79) 『ANP』(八七・一〇・二八)二―三頁。

(80) СП. СССР 1987г. (отдел первый) No. 38, ст. 123.

(81) СП. СССР 1987г. (отдел первый) No. 47, ст. 139.

(82) СП. СССР 1988г. (отдел первый) No. 3, ст. 11.

(83) СП. СССР 1988г. (отдел первый) No.23, ст.69.

第三章　ソ連の社会保障の本質と制度

一　ソ連の社会保障の概念

1　ソ連の社会保障の原則

社会主義のもとでの社会保障制度の内容はどうあるべきかという原則について直接、全体的に規定したマルクス、エンゲルスの古典的文献は存在しないといってよい。ただ彼らも関係して作成された労働者党の綱領などに個別制度の要求としていくつかの原則的規定が掲げられている程度である。(1) そのような条件のもとで、社会主義革命後のソ連での社会保障の創設に大きな影響を与えたのは、レーニンによって発展され、定式化された社会保障、社会保険の諸要求、諸規定、とりわけ一九一二年のいわゆるレーニンの「労働者保険綱領」(2) である。この「労働者保険綱領」は社会主義のもとでの社会保障の原則を直接的に規定したものではなく、資本主義のもとでもそれらの実現が可能であることをレーニンは強調している。ただ、同時にレーニンは「プロレタリアートの利益にほんとうにこたえる保険の改革を実現するための必要条件はツァーリズムを決定的に打倒し、プロレタリアートの自由な階級闘争の条件を獲得す

ることである」[3]と述べ、政治的変革をその完全な実現の必要条件として重視している。このことは社会主義革命後、社会主義のもとでより完全にその内容が実現されると解釈できる。事実、これらの原則は、社会主義革命前のロシアでの社会保障闘争でも要求の土台となったが、革命後にも社会主義のもとでの社会保障の原則とされ、社会保障の創設と発達に大きな役割を果たしている。この「労働者保険綱領」でレーニンは、労働者にとって労働者保険(当時は労働者だけを対象としていた)のもっともよい形態はつぎのような基礎のうえにきずかれている国営労働者保険であると述べ、四つの項目を掲げている。すなわち「(イ)それは、労働者が労働能力を失うすべての場合に(傷害、疾病、老齢、廃疾(障害…柴田)、婦人労働者の場合にはそのうえに、妊娠と出産。かせぎ手が死んだ後の寡婦と孤児への扶助(手当…柴田)、あるいは失業のために賃金を失う場合に、労働者を保障しなければならない。(ロ)保険は賃労働の当人とその家族の全部を含まなければならない。(ハ)すべての被保険者は賃金全額補償の原則によって補償されなければならない。しかも、保険金(保険費用…柴田)の全額は企業主と国家が負担しなければならない。(ニ)地域別に(地域別形態で…柴田)そして、被保険者の完全な自治の原則にもとづいて構成される統一的な保険組織が、あらゆる種類の保険を管掌しなければならない」[4]ということである。

その後、十月社会主義革命まぢかの一九一七年四―五月にレーニンは、『党綱領改正資料』[5]のなかで、「労働者保険綱領」の原則を要点的に定式化している。すなわち、ここでレーニンは、労働者のための「完全な社会保険」として、

「(イ)　あらゆる種類の賃労働のために。

(ロ)　あらゆる種類の労働能力喪失――すなわち、疾病、災害(傷害…柴田)、廃疾(障害…柴田)、老年(老齢…柴田)、職業病、出産(母性…柴田。妊娠、出産、育児の意味)、寡婦、孤児、失業、その他による――のために。

(ハ)　いっさいの保険施設は被保険者によって自主的に管理される(すべての保険施設での被保険者の完全な自治…柴

田)。

(ニ) 保険料は資本家の負担とする(保険費用の資本家負担での支払…柴田)。

(ホ) 無料の医療扶助。医療施設は、労働者によって選挙され自主的に管理される疾病共済組合の手にわたされる(6)(労働者によって選挙された自治の疾病金庫の手への医療業務の引き渡しとともに、無料の医療と医薬の援助…柴田)。

とまとめている。

ここでは、「社会保険」という用語が初めて使用されたこと、無料の医療と医薬の援助が新しく掲げられ、社会保険のなかで規定されたこと、保障の水準について書かれていないこと、保険料(保険の費用…柴田)が資本家だけ(国家は書かれていない…柴田)の負担とされていることなどが注目される。これらの理由はいま説明できないが、当時の情勢、条件も影響していたことは否定できないだろう。なお、この『党綱領改正資料』には、衛生法の公布、職業紹介所の設立のほか、「すべての生徒に国家の負担で食事、衣服、学用品を支給すること(7)」、労働者にたいして、「婦人は産前八週間、産後八週間は就業を免除され、その全期間ひき続き賃金の全額を受けとり、無料の医療扶助(医療と医薬の援助…柴田)を受ける(8)」「乳幼児のための託児所と授乳室をもうけること。……哺乳中の母親は扶助(手当…柴田)を受け、その労働日は六時間に短縮される(9)」などの幅広い要求を掲げている。

その後まもなく、すなわち一九一七年一〇月二五日(新暦一一月七日)に社会主義革命が勝利するが、この革命後六日目の一一月一日に、ソビエト政権は一〇月三〇日付『社会保険に関する政府通達(10)』を公布した。その内容は「ロシアのプロレタリアートは、自分の旗に、賃労働者、そして都市と農村の貧困者の完全な社会保険を提起する。地主と資本家の政府も連立・協調主義政府も労働者の保険要求を実施しなかった。労働者、兵士および農民の代議員ソビエトに立脚した労農政府は、全ロシアの労働者階級および都市と農村の貧困者にたいし、この政府が労働者保険スロー

ガンにもとづく完全な社会保険に関する法令の発布に、即刻、着手することを布告する。すなわち

(1)　例外なくすべての賃労働者、そして都市と農村の貧困者に保険を適用すること。

(2)　労働能力喪失のすべての種類、すなわち、疾病、傷害、障害、老齢、母性、寡婦と孤児、それと失業の場合に保険を適用すること。

(3)　すべての保険費用をことごとく企業主に負わせること。

(4)　労働能力の喪失と失業の場合に、少なくとも稼得賃金全額を補償すること。

(5)　すべての保険組織での被保険者の完全な自治。[11]」

ということであり、レーニンが定式化した諸原則が基本的にすべて述べられている。なお、このスローガンでは、当時の条件のもとで、対象者が賃金労働者に加えて都市と農村の貧困者というように賃労働者以外に拡大されていること、稼得賃金がきわめて低かったため、労働能力の喪失と失業の場合に「少なくとも」稼得賃金全額補償、すなわち、稼得賃金全額以上の補償もありうるとしていることなどが注目される。

革命後、社会保障に関する重要な法令と思われるのは、一九一八年一〇月三一日付でレーニンも署名している『勤労者社会保障規則』[12]（第一条―第五六条）である。この規則は「戦時共産主義」というきびしい条件の時期にだされているが、資本主義にまだ社会保障が名称としても制度としても現われていない段階でそれが実施されたことは、社会主義制度の資本主義制度にたいする優位性を示すものといえるだろう。この規則の主要な内容をみると、まず適用される場合としては、「(a)医療、医薬などの援助および助産のすべての種類を、それを必要とするすべての者に与えること、(b)発生の原因（一般的疾病、傷害など）に関係なく、労働不能の結果、生存手段の一時的喪失、(c)傷害、疾病、老齢などによって惹起された労働不能の結果、生存手段の恒久的喪失（全部あるいは一部）、(d)失業者の責任によらない

で生じた失業の結果、生存手段の喪失」の四つの場合を保障の種類として掲げ、「社会保障の任務にはまた、疾病、傷害などにたいする予防策の採用も、それらの結果の軽減も含まれる」ことをつけ加えている。[13][14]

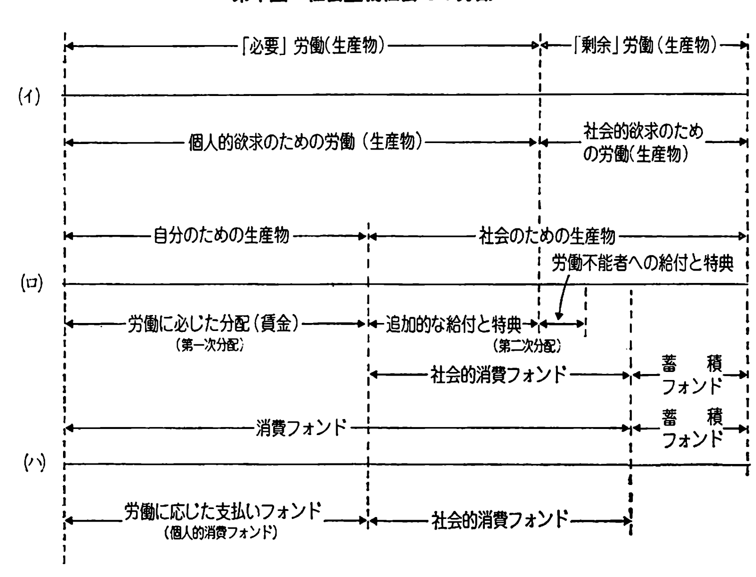
このようにこの規則では、保障の種類に、医療、医薬などの援助と助産を含め、労働能力の一時的および恒久的喪失(老齢も含む)、失業などのあらゆる場合の保障を掲げ、また疾病、傷害などの予防策、諸結果の軽減措置(リハビリテーションなど)を強調している。まだ保障の種類は基本的なものに限られていたとはいえ、当時の条件のもとで、これらが制度化されたことは注目に値する。

つぎに、この規則は、保障に該当する者の範囲を、「生存の源泉が他人の労働の搾取でなく自分自身の労働だけであるすべての者に例外なく」としている。すなわち、他人の労働を搾取しないで自分の労働で生活するすべての勤労者を対象としている。[15]

また、手当と年金の額は、通常、受給者の居住している地域での平均稼得賃金とされており、医療は必要とする全期間中、無料で提供することが定められた。さらに、社会保障の資金は、主として国家と雇主の払込金で構成され、後には、国家の直接支出金だけで実施された。社会保障を指導する中央機関は労働人民委員部の社会保障・労働保護部、地方で社会保障を実施するのは地方勤労者代議員ソビエト(議会)の労働部社会保障・労働保護課であった。

これらの内容からも理解できるように、「戦時共産主義」という特殊な、きわめてきびしい経済的、生活的条件のもとで作成されたとはいえ、この『規則』はレーニンの「労働者保険綱領」の諸原則を社会保障の段階に向けて発展させ、具体化している。レーニンの指導のもとにまとめられたこの『規則』は、社会主義のもとでの社会保障の方向を示唆する多くの内容をもつものと評価することができるだろう。

第1図　社会主義社会での労働(注18)

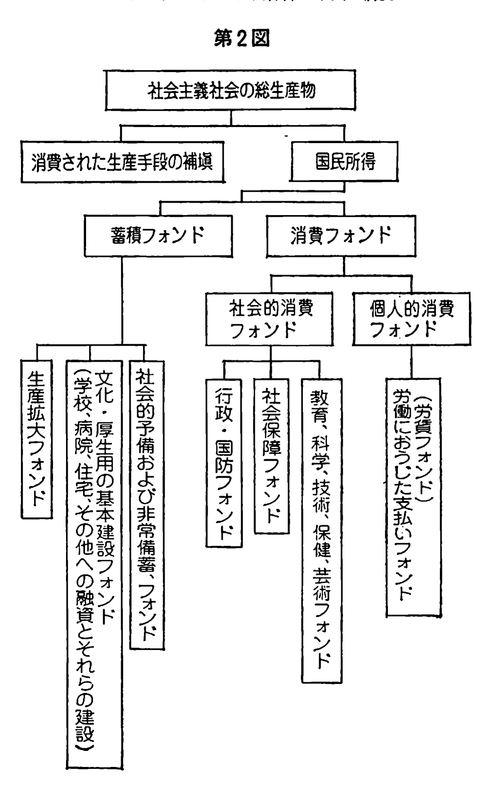


2　ソ連での社会的総生産の分配と社会保障

社会主義国ソ連での社会保障の本質を明らかにするために、まず、社会的総生産物の分配との関係で社会保障を検討する(16)。

社会主義のもとで生産者が支出した労働(生産物)は、「必要」労働(生産物)と「剰余」労働(生産物)に分かれる。しかし、いうまでもなく、社会主義社会では労働者階級が「いっさいの労働手段——土地、原料、機械、その他——の所有者となり、それによってまた、自分自身の労働の全生産物の所有者」となり(17)、全生産物は全体としての社会とその各成員にとって必要である。つまり、この意味において、創出された全生産物とその生産に支出された全労働は、必要労働であり必要生産物となる。だから、社会主義のもとでの前述の「必要」労働(生産物)というのは個人的欲求のための労働(生産物)、「剰余」労働(生産物)とは社会的欲求のための労働(生産物)という区別を意味する(以下、第

第2図



一図参照)。社会主義のもとで勤労者は、労働に応じた分配によって、自分のための生産物として、「必要」生産物のうちの一部を受ける。そして、「必要」生産物の残りの部分と「剰余」生産物の全部は社会の手もと(管掌下)におかれる。これは社会のための生産物である。このように、労働に応じて分配されるところの自分のための生産物は、「必要」生産物の一部であって、「必要」生産物の残りの部分は、労働支出と直接に結びつかない追加的な給付と特典として、社会のための生産物から勤労者に与えられる。

社会のための生産物は、社会的消費フォンド(基金)と蓄積フォンド(基金)に分かれるが、追加的な給付と特典は社会的消費フォンドの一部として支出される。社会的消費フォンドからの追加的な給付と特典としては、無料の教育、熟練資格の向上、無料の医療、年金、手当など社会保険、社会保障給付、奨学金、休暇中の賃金、サナトリウム、休息の家への無料および割引利用券の交付、就学前児童施設での子供の扶養と養育などが含まれている。ソ連でのこの部分は、労働に応じた支払い(賃金)とくらべると、金額でみるとその約二分の一ぐらいの水準に当たり、また、この部分の五〇%以上は貨幣によるものである。

第１表　消費と蓄積への国民所得の利用

（現行価格，10億ルーブル）

年　度	1970	1975	1980	1985	1986
消費と蓄積に利用された国民所得	285,5 (100)	363,0 (100)	454,1 (100)	568,7 (100)	576,0 (100)
そのうち：消　費	201,3 (70.5)	266,4 (73.4)	345.5 (76.1)	418,4 (73.6)	427,6 (74.2)
蓄積その他	84,2 (29.5)	96,6 (26.6)	108,6 (23.9)	150,3 (26.4)	148,4 (25.8)

（資料）『Народное хозяйство СССР за 70лет』1987。

社会主義ソ連での社会的総生産物の分配は全体として第二図のように示すことができる。

社会的総生産物から、消費された生産手段の補塡の部分を控除したものが国民所得である。この国民所得はすべて勤労者のものとなるが、消費フォンドと蓄積フォンドに大きく分けられる。

消費フォンドは、国民所得のうち、勤労者の物質的および文化的欲求をみたすために、また社会のそのほかの日常の必要をみたすためにあてられる部分である。このフォンドは生産にしたがう勤労者の「必要」労働によってつくりだされる生産物が構成部分であるが、そのほか、そのかなりの部分は、国家あるいはコルホーズ、協同組合団体が社会的、文化的必要のために支出する「剰余」生産物から形成される。ソ連では国民所得の約四分の三が、この消費フォンドのためにあてられている。

この消費フォンドは、利用目的にしたがって、個人的消費フォンドと社会的消費フォンドの二つに分かれる。個人的消費フォンドは、勤労者の労働にたいする支払いに用いられ、労働に応じて支払われる。これは労働に応じた支払いフォンド（労賃フォンド）である。

社会的消費フォンドは、全体としての社会のさまざまな必要、教育、子供の養育と給養、熟練資格の向上、保健（医療）、社会保険、社会保障、科学、芸術などの分野での必要をみたすほか、行政、防衛の費用をまかなうために用いられる。

第2表　社会的消費フォンドから国民が受ける給付と特典(ソ連)

年度	1940	1950	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1986
給付と特典—総計 10億ルーブル	4.6	13.0	27.3	41.9	63.9	90.1	117.0	147.0	155.0
うち									
教育	2.0	4.9	7.9	13.2	18.7	25.1	31.6	37.9	39.4
奨学金	0.2	0.5	0.6	0.9	1.3	2.2	2.5	2.6	2.6
保健と体育	1.0	2.2	5.0	6.9	10.0	12.9	17.2	20.2	20.9
社会保障・社会保険	0.9	3.7	9.9	14.4	22.8	34.6	45.6	61.1	65.8
年金	0.3	2.4	7.1	10.6	16.2	24.4	33.0	45.0	49.3
手当	0.5	1.2	2.6	3.5	6.0	9.1	10.9	14.4	14.6
国民1人当たり計算による給付と特典(ルーブル)	24	72	127	182	263	354	438	530	554

(資料)　前表に同じ。

このように、保健(医療)、子供の養育と給養を含む広義の社会保障(後述)の費用は社会的消費フォンドでまかなわれる。ただし、病院、高齢者(老人)ホーム、障害者(児)ホームなど社会保障の施設の建設の費用は、つぎに述べる蓄積フォンドにはいる。

蓄積フォンドは、国民所得のうち、社会主義的生産を拡大し、改善するために使われる部分、学校、病院、住宅、文化、生活便益上の施設を建設し、予備をつくりだす部分などである。

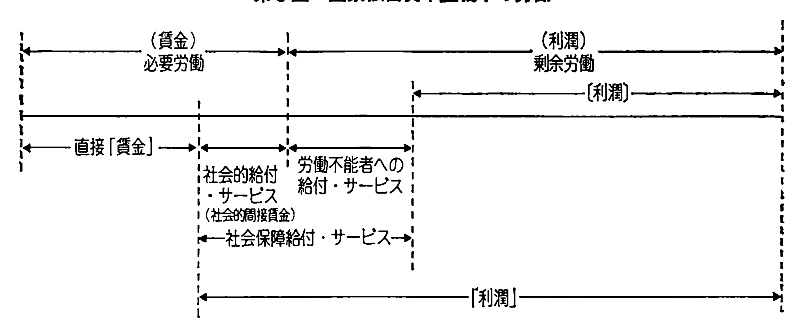
ソ連での国民所得の約四分の一がこのフォンドである。具体的には、蓄積フォンドの主な部分は生産の拡大に、工業、農業、運輸などでの基本建設にあてられる。

蓄積フォンドの他の部分は、文化・生活便益上の目的の基本建設に、すなわち、学校、病院、公共施設、さらに、住宅、寄宿舎、高齢者ホーム、障害(児)者ホームなどの施設の建設に使われる。そのほか、蓄積フォンドは社会の予備フォンドあるいは非常備蓄フォンドにもあてられる。

ソ連での国民所得全体の具体的な利用は、第一表のようになっている。また第二表は、社会的消費フォンドから国民が受ける給付と特典の推移を示している。

この表からわかるように、社会的消費フォンドから国民が受ける給付と特

第3図　国家独占資本主義下の労働



1　直接「賃金」とは労働者が労働可能時の生活費として企業(資本家)から直接的に受ける「賃金」。

2　社会的給付・サービス(間接賃金)とは，直接「賃金」とは別に，労働者の労働不能時の給付・サービスにあてられる部分。

3　直接「賃金」と，この社会的給付・サービスとして労働者が受ける部分が，必要労働であり，本来の賃金部分である。

4　労働不能者への給付・サービスは主に生来の障害者など労働者以外の労働不能者への給付・サービス部分。

5　2の部分と4の部分は社会保障給付・サービスとして，国の予算を通じて分配される部分(第二次分配，再分配)。

6　国家独占資本主義のもとでは，5の部分は企業(資本家)の負担で国家を通じ労働者・国民に社会保障給付・サービスとして分配されるべきであるが「利潤」部分に入れられ，直接「賃金」への負担の転化，あるいは税その他により，労働者・国民に負担が転化される傾向にある(追加搾取・収奪)。そして本来，〔利潤〕であるべきであるが労働者・国民の運動の力がなければ「利潤」にまで拡大されることになる。

典は、全体として大幅に増加している。そのなかで、とくに社会保障の部分の増加が著しい。給付と特典のなかで社会保障部分の占める割合は、一九八六年でみると四二％と四割を超えており、もっとも大きい。

社会的消費フォンドは、社会主義のもとで、労働に応じて支払うという分配原則から不可避的に生じる財産上の不平等を緩和する役割を果たしている(再分配)。

現在、社会と生産の発展のなかで一定の範囲という限度(労働に応じた分配が基本)をもちながらも、社会的消費フォンドが社会的総生産物に占める割合は高まる傾向にある。以上のことからも理解できるように社会主義国ソ連での社会保障は、種々な困難な条件をもちながらも生産と社会の発展とともに改善され、国民の生活水準の向上に大きな役割を果たすようになってきている。

3　ソ連憲法にみる社会保障の権利

ソ連で憲法によって社会保障の権利が初めて具体的に明確に規定されたのは、一九三六年の憲法である。[19]すなわち、この憲法の第一二〇条は「ソ連邦の市民は、老齢、ならびに疾病および労働能力喪失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する。この権利は、国家の負担による労働者および職員の社会保険の広範な発展、勤労者にたいする無料医療の提供、ならびに勤労者の利用に供せられる広く行きわたった療養地の供与、によって保障される」[20]と総括的に規定している。また婦人には、第一二二条で「ソ連邦における婦人は、経済的、国家的、文化的および社会的・政治的生活のすべての分野において、男子と平等の権利を与えられる。婦人のこれらの権利を実現する可能性は、婦人にたいして、男子と平等の労働、労働の支払い、休息、社会保険および教育にたいする権利が与えられること、母と幼児の利益が国家的に保護されること、子供の多い母および独身の母にたいする国家的扶助、妊娠時に婦人に有給休暇が与えられること、広く行きわたった産院、託児所および幼稚園の供与、によって保障される」[21]と定めている。

このほか、社会保障に関係する規定としては、「第一一八条　ソ連邦の市民は、労働の権利、すなわち、労働の量と質に応ずる支払をともなう保障された仕事を得る権利を有する。労働の権利は、国民経済の社会主義的組織、ソビエト社会の生産諸力のたゆみない増大、経済恐慌の可能性の排除および失業の解消、によって保障される[22]」、および「第一一九条　ソ連邦の市民は、休息の権利を有する。休息の権利は、労働者および職員のために、七時間労働日を制定し、かつ困難な労働条件を有する一連の職員のために、労働日を六時間に、またとくに困難な労働条件を有する職場においては、四時間に短縮すること、労働者および職員にたいして年次有給休暇を設定すること、勤労者にたい

するサーヴィスのために、広く行きわたった療養所、休息の家、およびクラブを供与すること、によって保護される」[23]などがある。

その後、ほぼ四〇年を経た一九七七年にソ連では新しい憲法[24]を採択した。この憲法は社会保障に関係する規定をさらに発展させ、具体化している。

まず、三六年の旧憲法第一二〇条に定められていた内容が、新憲法では新たに「健康保護を受ける権利」(第四二条)が独立され、「物質的保障を受ける権利」(第四三条)と分けられた。すなわち、

「第四二条　ソ連の市民は健康保護を受ける権利を有する。

この権利は、国家保健機関が与える無料の熟達した医療援助、市民の治療および健康増進のための施設網の拡大、安全技術と生産衛生の発展と改良、広範な予防措置の実施、環境の健全化対策、教育ならびに労働教育と関連のない児童労働の禁止も含めた成長する世代の健康についての特別の配慮、疾病の予防と罹病率の引き下げ、市民の長命の活動的な生涯の保障を目指す科学的研究の展開、によって保障される」[25]

および、

「第四三条　ソ連の市民は、老齢のとき、疾病、労働能力の完全な、あるいは部分的な喪失、ならびに扶養者喪失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する。

この権利は、労働者、職員、ならびにコルホーズ員の社会保険、一時的労働不能手当、国家とコルホーズの負担による、年齢年金(老齢でない年齢で支給されるという意味で老齢年金をこのように規定…柴田)、障害年金、扶養者喪失年金の給付、労働能力を喪失した市民の就職斡旋、高齢者と障害者についての配慮、その他の形態の社会保障、によって保証される」[26]

と定めている。ここでコルホーズ員の社会保障を受ける権利を初めて規定したことも特徴である。
また、婦人の保護とともに家庭にたいする国家の保護が規定されている。すなわち、まず、
「第三五条　婦人と男子は、ソ連においては平等の権利を有する。
　これらの権利の実現は、教育および職業訓練、労働、労働にたいする報酬および仕事での昇進、社会的・政治的および文化的活動において男子と平等の可能性を婦人に与えることによって、そしてまた、婦人の労働と健康の保護の特別な措置によって、婦人に労働と母性とを結合することを可能にする諸条件を創りだすことによって、妊婦と母親への有給休暇およびその他特典の提供、幼児をもつ婦人の労働時間の漸次の短縮を含めて母と子の法的保護ならびに物質的および精神的援助によって、保護される」[27]
と婦人の保護を定め、「家庭の保護」については、
「第五三条　家庭は、国家の保護のもとにある。
婚姻は、女子と男子との自発的同意に基礎をおき、夫婦は、家庭関係において完全に平等である。
国家は、広範な子供・施設網の創設と発展、日常生活サービスと公共給食の組織化と改良、分娩手当の支給、多子家庭への手当と特典、ならびにその他の種類の手当と家庭援助の提供によって、家庭についての配慮を示す」[28]
と規定している。さらに、社会保障に関係する規定をみると、
「第四〇条　ソ連の市民は労働の権利、すなわち、適性、能力、職業教育と一般教育に適合し、社会的需要を考慮に入れた職業、業務と作業の種類を選択する権利を含めて、労働の量と質に応じた、国家の定めた最低額を下まわらない支払いをともなう保証された仕事を受ける権利を有する。
　この権利は、社会主義的経済制度、生産力のたえまない成長、無料の職業教育、労働資格の向上および新しい専

門の習得、職業指導と職業斡旋の制度の発展によって保護される」[29]

および、

「第四一条　ソ連の市民は、休息の権利を有する。この権利は、労働者および職員にたいする四一時間を超えない労働週の制定、一連の職種と生産にたいする短縮労働日、夜間における短縮作業時間、年次有給休暇と毎週の休息日の提供、さらに文化・教育施設と健康増進施設網の拡大、大衆的スポーツ、体育および観光の発展、居住地で休息のための好適な可能性と自由時間の合理的な利用その他の諸条件の創出によって、保障される」[30]

などが定められている。このほか、初めて「住宅の権利」(第四四条)が規定されたことも注目される。つぎに「教育の権利」(第四五条)が続いている。

このようにソ連における憲法による社会保障の権利の規定は、内容的に発展され、具体的になってきており、また、国民全体の福祉を向上させるためのより広範な措置が権利として定められ、その総体としての社会的総合生活保障・社会保障ともいえる方向が明確になってきているようにも思われる。憲法にしたがって社会保障の改善、拡充が具体的に実施されていることも資本主義国と異なった特徴だといえる。

4　ソ連における社会保障の定義と原則

資本主義国でも社会保障についての概念がまだ明確になっていないため定義も確定していないが、社会主義国ソ連でもソ連の社会保障について統一的な概念規定はなく、統一された定義はまだ存在していないといえる。

通常は、国家予算の直接支出金の負担で、国家社会機関によって実施される高齢者と労働不能者の保障だけが狭義での社会保障とよばれている。このような定義づけは一九三〇年代にもみられたが、ソ連の社会保障制度の一つとし

ての国家社会保障だけを対象としていることのような定義は全体的、普遍的なものといえない。

また、労働不能者のための基金(フォンド)の負担による、老齢と労働不能のときの物質的保障を受ける権利(旧ソ連憲法第一二〇条)を実現する方法で市民に提供される保障を社会保障と主張する学者もいる。[31][32] これも老齢と労働不能のときの物質的保障を受ける権利だけを対象としていることから、社会保障を狭くとらえているということができる。

別に、「ソ連における社会保障とは、労働不能の市民(老齢のとき。疾病のため。障害の場合および扶養者喪失のとき)への物質的保障および文化的・日常的サービスに関する国家的および社会的措置の広範な制度である」とも規定されている。[33] ここでは、財源に触れていないし、「措置」ということで、その内容が一般的にすぎるようである。同様な定義として、ソ連での社会保障は、老齢、障害の到来のとき、および扶養者喪失の場合に、物質的保障、社会的・日常生活的サービスおよび種々の特典を受ける市民の権利をみたすことに関する国家的および社会的措置の体系である、とも述べられている。[34]

このほか、財源も含めて、「社会主義社会の社会保障を、社会保険基金(フォンド)、つぎの目的のために区別されるコルホーズ資金および国家予算からの直接支出金で実施される、高齢と労働不能の市民にたいする物質的保障および非物質的(文化的・日常生活的)サービスの総体である」と定義づけられている。[35]

これらの定義には、いずれも母親と子供にたいする配慮、保健(医療)が含まれていない。これらは、むしろそれらを社会保障の範囲に含めることに反対の立場からの定義であるといってよい。

しかし、最近では、広義の社会保障として、それらを含めた定義がソ連では有力である。その代表的な定義は、ヴェ・エス・アンドレーフ(B. C. Андреев)氏の「老齢のときと労働不能の場合の市民への保障、母親と子供にたいする配慮、健康増進、予防および労働能力の回復のもっとも重要な手段としての医療サービスと治療に関連した、国家に

よって実施あるいは援助される、一定の社会・経済的措置の総体を広義の社会保障」[36]とする、という内容である。

社会保障法についての定義のなかでも同じ見地から彼は、さらに、家庭への国家援助も含めて「医療援助と治療に関する関係、老齢のとき、および労働不能の場合、における市民への保障に関する年金関係およびそのほかの扶養的性格をもつ関係、母性と子供に関する関係、家庭への国家援助に関する関係、そしてさらに、それらと密接に関連した法律上の事実の確定と紛争解決に関する訴訟関係、を調整する法的規範の体系である」[37]と定義づけている。

このような広義の社会保障という定義は、ソ連で現在、実施されている社会保障制度を全体的にとらえていることからも、国連あるいはＩＬＯなどの国際的な基準に照らしても妥当であろう。[38]ただ、社会主義の社会保障を資本主義の社会保障と区別する視点が、これらの定義では明確ではない。

社会主義のもとでの社会保障のもつ特徴に関しては、たとえば、資本主義での不完全な改良という性格をもつ社会保障制度から、社会主義での社会保障は、達成された生産力の発展水準に応じて勤労者の生活水準を引き上げるため、国家によって利用される制度に変化していることが強調されている。[39]資本主義のもとでの社会保障がもつ失業者、貧困者の救済という主要な機能は、基本的には、社会主義のもとではすでに必要がなく、そこでの社会保障は、労働不能者の生活保障を主に、すべての市民への医療、健康増進、母親と子供への配慮、それに家庭への援助を含め、国民全体の福祉を、生産力の発展に応じて積極的に向上させるという役割を担ってきている。

また、経済的本質から、社会主義社会における社会保障は、社会の負担によって高齢者と労働不能者を扶養するという経済的必然性に応じて実施され、勤労者の物質的福祉を向上させる手段の一つであり、社会主義の基本的経済法則と統一した方向で作用していることも述べられている。[40]

このような経済的本質の指摘は、社会主義国では勤労者の利益のために、経済の発展に応じて、社会的消費基金（フォンド）に

よって社会保障が改善されてきているという事実によっても、正しいことが証明されている。

社会主義の社会保障の特徴も含めて、前出のヴェ・エス・アンドレーフ氏は、ソ連の社会保障をつぎのように規定している。すなわち、ソ連での社会保障に関する立法は、原則としてすべての勤労者を含み、保障はあらゆる必要な場合に提供され、原則として勤労者の稼得賃金からの控除なしで、国家的および社会的資金から構成される社会的消費基金（フォンド）の負担によって実施され、保障の額は国家の財政的可能性を考慮し、そして社会主義社会の当該発展段階で形成されている、市民の物質的・日常生活上および文化的欲求の水準に応じて定められ、保障は勤労者の社会的組織の管理あるいは被保障者の積極的参加のもとでの国家管理機関の管掌の下にある、という内容である。(41) この規定には、レーニンの労働者保険綱領にもとづくソ連の社会保障の諸原則が定式化されている。このように、社会主義国ソ連での社会保障の特徴を示すには、社会保障の原則を明確にすることが重要であると思う。そこで、つぎにソ連における社会保障の原則についての規定をみることにする。まず、いくつかの代表的な定式を紹介し、検討しよう。

ソ連での社会保障の主要な形態である、労働者と職員の国家社会保険の原則については、たとえばつぎのように定式化されている。(1)すべての労働者と職員への社会保険の適用、(2)労働者と職員への保険料の支払いの免除、(3)社会保険による物質的保障とサービスの多様な種類、(4)社会保険の高い保障水準、(5)稼得賃金額、労働条件と労働の特殊性、および家族状況を考慮した保障の格差、(6)広範な民主主義の原理にもとづく社会保険管理の組織化である。(42)

この定式はレーニンの労働者保険綱領にもとづいているが、(5)の保障の格差を含めていることが特徴となっている。

つぎの規定は、コルホーズ員社会保険も含めた、ソ連における社会保険一般についての基本原則を定式化した最近の一つの例である。それは、(1)社会保険による勤労者への保障の普遍性、(2)国家の負担、およびコルホーズの社会的資金の負担による勤労者の保障、(3)勤労者の生活水準のありとあらゆる保護と引き上げ、勤労者の健康増進、(4)社会

保険資金の負担による福祉の分配の場合における、個人、労働集団および社会の各利益の最適当な結合、(5)勤労者が社会保険による保障を受ける権利を実現する場合、勤労者にたいする最大限の便宜をつくり出すこと、(6)勤労者自身の社会的組織を通じた社会保険の実施、という内容である。[43] この定式は、社会保険を全般的に、具体的にとらえており、とくに(5)のように保障を受ける権利の実現のために最大限の便宜を与えるということを原則の一つとしていることが注目される。

社会保障全体については、(1)保障の普遍性、(2)保障の種類の全面性と多様性、(3)国家的および社会的資金の負担による保障、(4)社会の当該発展段階で形成されている、市民の欲求を充足させる水準に相当する高い額での保障、(5)国家管理機関と社会的組織を通じた勤労者自身による保障の実施、とやや抽象的に定式化されている場合が多い。[44]

ソ連における社会保障の原則についてのそのほかいくつかの規定の例をみると、つぎのような内容となっている。

(i)　(1)保障は全額、社会的共同基金(フォンド)によってまかなわれる、(2)民族、人種、性に関係なく、例外なしにあらゆる市民に適用され、(3)援助を必要とするあらゆる場合に保障を受ける、(4)保障の基礎には労働に応じた分配という社会主義的原則がおかれる、(5)実施の業務には勤労者自身がひろく参加する。[45]

(ii)　(1)保障はすべての市民に適用され、賃金からの何らの控除なしに、完全に国家と社会の資金で実施され、(2)市民は、ソ連では消滅した失業を除き、国際的実践で知られた、労働不能のあらゆる場合に保障され、(3)それは、物質的およびそのほかの種類の社会的援助、種々の特典の合理的な結合に加えて、賃金にたいしての高い保障水準によって特徴づけられる。[46]

(iii)　(1)全勤労者を対象としている、(2)国家費用および社会的基金(フォンド)によってまかなわれている、(3)保障の多面性、多様性、(4)国民の要求水準の高まりに応える高額な保障、(5)広範な民主的基礎にもとづく社会保障の実施。[47]

(iv)　(1)すべての勤労者への社会保障の適用、(2)保障の全面性と種類の多様性、(3)高く、しかもたえまなく向上する保障水準、(4)社会主義の原則を反映した保障、(5)国家と社会の負担による保障、(6)勤労者自身の管理による保障。[48]

以上、いくつかの特徴をもつ規定をみたが、これらをまとめてみるとつぎのようにいうことができるだろう。(1)社会保障の普遍性。すなわち、すべての勤労者に社会保障が適用されていること。医療そのほか社会保障制度の一部は市民全体を対象としている。(2)社会保障の権利が完全に保証されていること。(3)性、年齢、国籍、人種、宗教などに関係なくすべての市民が無差別、平等に保障を受けること。(4)保障の全面性と種類が多様であること。ソ連では失業者が公式には存在しないため失業保険はないが、労働能力喪失のすべての場合の保障が実施されている。さらに、子供の養育と給養、勤労者にたいするサナトリウム・療養地治療、休息の家、観光基地、登山基地などでの休息の組織化、市民への医療サービスと治療なども含め、給付、サービス、特典が広い生活分野にゆきわたり、種類が多いということができる。(5)国家的および社会的資金の負担で実施され、勤労者、市民は社会保障費用をいっさい負担しないこと。このことは、市民の保障を受ける権利が、国家と社会によって財政的に保証されていることも意味する。(6)社会と生産の発展とともに向上する高い水準での保障。保障の水準については、社会主義分配原則、すなわち、労働に応じた分配原則を含めるべきであるという意見がソ連でみられるが、労働に応じた分配(賃金)とは別の財源(社会的消費基金(フォンド)の一部、労働不能者のための基金(フォンド))から国家予算を通じた再分配として実施される社会保障は、労働に応じた分配とは異なった特徴をもっている。現実をみると、年金、手当などでは賃金、労働条件、勤続などが給付内容に反映されているが、他方では、労働の質と量(労働)とは異なる要素、たとえば家族状況(家族員数、家計など)が保障水準に反映される場合があり、また、医療は必要に応じて(共産主義分配原則)給付がおこなわれている。このほ

か、低所得層だけ(低所得家庭への児童手当など)とか低所得層に有利に(託児所への入所など)給付、サービスが実施されている例も多い。老齢年金も賃金が算定基礎とされてはいるが、低い賃金であった者ほど算定基礎とされる賃金に乗ずる比率が高くなっている。また、給付の額が労働に関係なく一定額の種類もある(多子と独身の母親への手当、分娩手当、埋葬手当など)。このように労働に応じた分配は、企業、コルホーズなどでの資金から直接的に勤労者に支払われるが、社会保障は働いていなかった者、働けない者も含むすべての市民を対象とし、社会的消費基金(フォンド)の一部を資金とし、国家予算を通じた再分配として、国民全体の生活水準の向上を目的として、労働に応じた分配(賃金)に上乗せして、あるいは独自の目的のために給付、サービスをする。これらのことからもいえるように、当面の社会主義段階では労働に応じた分配を社会保障原則に含められるとはいえ、保障の内容は、社会と生産の発展とともに、長期的には共産主義分配原則、すなわち、欲求(必要)に応じた分配の傾向を強めるであろう。(7)国家管理機関と社会的組織を通じた勤労者、市民自身による保障の実施。ソ連では社会保険は労働組合が管理し、また国家の社会保障管理機関にも種々の形態で勤労者、市民が参加している。そして、国家管理機関と社会的組織が、各勤労者、市民が保障を受ける権利を確実に実現できるように援助し、便宜を与えている。

社会主義国ソ連での社会保障の定義と原則をまだ確定的に規定することはできないが、これらの規定からも、資本主義国の社会保障とくらべて社会主義国、ここではソ連の社会保障の特徴が明らかになるだろう。

二　ソ連の現行社会保障制度

1　制度体系

ソ連では、まだ社会保障の範囲についての統一した見解はないが、広義の社会保障としてつぎのような形態で社会保障は実施されている。

(i) 労働者、職員および若干のそのほかの者にたいする国家社会保険。

(ii) コルホーズ員社会保険。

(iii) コルホーズ員社会保障中央連邦基金によるコルホーズ員社会保障。

(iv) 社会組織の特別基金による保障(個々のコルホーズ基金、芸術基金、文学基金、音楽基金および映画同盟基金)。

(v) 国家予算からの直接支出金による社会保障。これにはつぎの三つの形態がある。[49]

a　狭義の社会保障

b　国家の支出金による無料の医療サービス。

c　子供の施設での子供の養育と給養。

これらの社会保障形態のうち、労働者、職員を主な対象者とする国家社会保険が主要な形態となっている。以下、各形態の内容について、被保険者の範囲、資金、保障の種類、実施機関に触れながら、それぞれの特徴を述べる。[50]

第3表　労働組合別国家社会保険払込料率(賃金総額にたいする比率)

労働組合	料率	労働組合	料率
航空工業労働者	14%	一般機械製作労働者	14%
航空従業員	14	食料品工業労働者	14
自動車輸送および舗装道路労働者	5.3	教育、高等学校および科学施設従業員	7
自動車用、トラクター用および農業用機械製作労働者	14	無線電子工業労働者	14
地質調査作業労働者	7	通信従業員	7
国営商業および消費協同組合従業員	7	農業従業員	4.4
国家施設従業員	7	建設および建設資材工業労働者	12
鉄道輸送労働者	10	造船工業労働者	14
文化従事者	7	繊維および軽工業労働者	14
林業・紙および木材加工業労働者	8	重機械製作労働者	14
機械製作および器具製造労働者	14	石炭工業労働者	9
医療従業員		化学および石油化学工業労働者	14
医療産業従業員	14	発電所および電気工学工業労働者	14
保健従業員	7	農工業コンプレクス	
地方産業および公営・日常生活企業労働者		①ソ連穀物製品省および土地改良水利事業者の農業企業，企業および組織の従業員	4.4
地方産業従業員	12	②ソ連国営農工業システムの工業およびそのほかの企業(農業企業を除く)の従業員	14
公営・日常生活企業従業員	4.7	③ソ連国営農業システムの建設組織の従業員	12
冶金工業労働者	10	④漁業経営従業員	14
海洋および河川艦隊労働者	10		
石油およびガス工業労働者	14		
防衛工業労働者	14		

(注)　1.　1982年1月1日より実施。86年7月追加。
　　　2.　全額を企業，施設，組織が負担。

2　国家社会保険

この制度はすべての労働者と職員(常用、臨時、季節のすべて)、それと法で定められた一連の者、たとえば弁護士、金採取人などに適用されている。このほか、国家社会保険の資金により、コルホーズの、議長と専門家などにすべての種類、作家などに個々の種類の保障を提供している。

社会保険の基金は、主に、企業、施設、組織からの払込金と、国家予算からの直接的な補助金で形成されている。基金のために、被保険者の賃金からはどのような控除もされない。ほとんどすべてが国営の企業、施設、組織であるから国家社会保険は国家の負担で実施されているとみてよい。企業、施設、組織の払込金は、

それぞれが労働者、職員に支払った賃金総額に保険払込料率を乗じた額である。払込料率は、産業別の労働組合ごとに定められ、四・四―一四％の範囲になっている（第三表）。企業、施設、組織は、そこで働く労働者、職員が加入している労働組合（産業別）に定められている料率によってその産業別労働組合（本部）の口座に保険払込金を納入する。ここでたとえば、企業、施設、組織によって保険払込金が払い込まれないような場合にも、そこで働く労働者、職員は国家社会保険による保障を受ける権利を失わない。

給付には、つぎの種類がある。すなわち、(a)年齢（老齢）年金、障害年金、扶養者喪失年金、それと一部職種の勤務員への永年勤続年金、(b)一時的労働不能手当（疾病、傷害、隔離、伝染病のとき、病気の家族員の看護の必要なとき、結核あるいは職業病で他の労働への転換のとき、サナトリウム・療養地治療で休暇のとき、補装具をつけるための入院のとき）、妊娠と出産の手当、(c)分娩手当、埋葬手当、(d)サナトリウム・療養地治療、サナトリウム・予防施設での治療、休息の家、観光と登山の基地などの利用券、治療（栄養）食の提供、ピオニール・キャンプ、健康増進キャンプでの子供の休息、最上級生用観光基地での子供の休息、子供サナトリウムでの治療、種々の形態での校外サービスの実施などである。

(1) 年　金

ソ連における年金は、一九五六年の「国家年金法」が基本となっている。

この「国家年金法」の対象者は、(イ)労働者および職員、(ロ)軍勤務員、(ハ)高等専門学校（わが国の大学にあたる）、中等専門学校および幹部要員の養成を目的とする学校、講習所の学生、(ニ)国家的、社会的義務の遂行中に障害者となった者、(ホ)扶養者を喪失した、以上にかかげた者の家族員である。

このほか、コルホーズの、議長、専門家および機械化技術員、作家同盟員の作家なども、この法律によって年金を受ける。

一般のコルホーズ農民は、一九六四年の「コルホーズ員年金・手当法」によって、「国家年金法」にほぼ近い条件で年金が支給されている。このほか、科学従事者の一部には、一九四九年の「科学従事者年金規則」が適用される。

また、個人年金は、特別な功労をもつ、ソ連の全市民が受給の権利をもっている。

ここでは、「国家年金法」(老齢＝年齢年金、障害年金、扶養者喪失年金)を中心に主要な年金の支給内容をみることにする。

第4表　老齢年金受給資格

		年　齢	労働勤務期間
一般の労働者と職員	男子	60歳	25年
	女子	55	20
一般のコルホーズ員	男子	60	25
	女子	55	20
地下，有害条件，または高熱職場での労働従事者	男子	50	20
	女子	45	15
困難な条件のもとでの労働従事者（きつい労働条件，極北地区など）	男子	55	25
	女子	50	20
繊維工業，農業機械で働く女子		50	20
5人以上の子どもを生み8歳まで養育した女子		50	15
盲　人	男子	50	15
	女子	40	10

〔I　年齢(老齢)年金〕

老齢年金の受給資格を得るためには、一定の年齢に達し、一定の労働勤務期間を必要とする。一般に男子の場合は、六〇歳で労働勤務期間二五年、女子は五五歳、二〇年である。労働の種類そのほかの条件によって、この年齢の引き下げ、労働勤務期間の短縮がおこなわれている。なお、一般のコルホーズ員も男子六〇歳、二五年、女子は五五歳、二〇年である(第四表)。また、国家年金法では、年金申請直前の三年間をふくむ五年間以上の労働勤務期間をもつ人びとに、労働勤務期間の不足の場合の年金を裁定できることが規定されている(この場合、年金額は労働勤務期間に比例してきまるが、完全な支給額の四分の一を下まわらないことにしている)。

第５表　老齢年金の年金額の決定比率（1956国家年金法）

過去の平均１ヵ月稼得賃金（ルーブル）	年　金			
	地下労働，有害労働条件の作業，高熱職場で働いていたものを除く労働者と職員		地下労働，有害労働条件の作業，高熱職場で働いていた労働者と職員	
	稼得賃金にたいする％	年金の最低額（付加金なしルーブル）	稼得賃金にたいする％	年金の最低額（付加金なしルーブル）
50未満	85	40	—	—
50—60	75	42.5	80	45
60—80	65	45	70	48
80—100	55	52	60	56
100—以上	50	55	55	60

（注）現在の年金の最低額は50（ただし，10年以上前に裁定された年金の場合は55）ルーブルになっている。最高額は一般には120ルーブルである。

老齢年金の支給額は、一般は過去の平均一ヵ月稼得賃金の五〇—八五％であり、賃金の低い者ほど、この比率は高い（第五表）。年金算定の基準になる過去の平均一ヵ月稼得賃金は、最終の年の一ヵ月平均稼得賃金、または最終一〇年間のうちのもっとも高い任意の五年間の一ヵ月平均稼得賃金で、受給者の希望によって、どちらか高い平均稼得賃金をとることができるようにしている。具体的な年金の支給金額は、月額最低五〇（一〇年以上前に裁定された年金の場合は五五）ルーブル、最高一二〇ルーブル（石炭、製鉄、機械などの従業員はこれより高い）と定められており、その範囲内の水準にある。コルホーズ員の年金最低額は月額四〇（同五〇）ルーブルとなっている。

なお、最高額、つまり一二〇ルーブルの範囲内で、一五年以上の継続労働勤務期間あるいは、受給資格に必要な労働勤務期間を一〇年以上超えている（男子三五年以上、女子三〇年以上）者には、年金の一〇％の付加金、同時に、同一の企業、施設、組織での二五年以上（子供をもつ子女は二〇年以上）の継続勤務期間をもつ者には年金の二〇％の付加金、労働能力のない家族員一人にたいし年金の一〇％、二人以上は一五％の付加金が支給される。

また、年金受給者は働きながら年金を受けることもできる（老齢年金の一〇〇％、七五％、五〇％）。すなわち、地

下労働、高熱職場などで働く従業員は、賃金と関係なく年金の一〇〇％、労働者、職長、保健、就学前子供施設の中・下級医療職員、農村地域の教員などは、賃金と合わせ、月額三〇〇ルーブルの範囲内で年金の一〇〇％、そのほか、労働期間に、より特典的条件で年金を受ける権利をもたないすべての部類の従業員は、賃金と合わせ、月額一五〇ルーブルの範囲内で年金の一〇〇％を受ける。

技師・技術職員、都市の教員などは、賃金と合わせ、月額三〇〇ルーブルの範囲内で年金の五〇％を受ける（ただし、ウラル、シベリア、極東の区では七五％）。

ただし、働く年金受給者は、このような年金を受けるか、年金年齢到達後の労働の各一年に一〇ルーブルの額で年金につく付加金（労働をやめた後に受ける）を受け取るか、自分の希望でどちらかを選べることになっている。

第6表　障害金年の受給に必要な労働勤務期間

	男　子	女　子	地下労働，有害労働条件と高熱職場の労働者と職員
20—23 歳	2 年	1 年	1 年
23—26	3	2	2
26—31	5	3	3
31—36	7	5	5
36—41	10	7	6
41—46	12	9	7
46—51	14	11	8
51—56	16	13	10
56—61	18	14	12
61歳以上	20	15	14

〔Ⅱ　障害年金〕

この年金は、労働能力の恒久的な喪失、あるいは長期の喪失の場合に支給される。労働能力の喪失の原因は、戦争、作業中の労働災害、職業病、一般の疾病などである。

戦争に起因した場合、労働災害、職業病の場合には、労働勤務期間は必要でないが、一般の疾病の場合には、短期ではあるが、年齢に応じた労働勤務期間を必要とする。たとえば二〇—二三歳では男子二年、女子一年、二六—三一歳では男子五年、女子三年……となっている（第六表）。地下労働、有害労働条件、高熱職場で働く者には、この必要労働勤務期間が短縮される。

第７表　障害年金(付加金を除く)額

障害等級	障害の原因		最低額	最高額
	労働災害・職業病	一般の疾病		
1	老齢年金の 110%	老齢年金の 100%	75ルーブル	120ルーブル
2	〃　100	〃　90	50	120
3	月額賃金の40ルーブルまでの65%とその残りの賃金部分の10%	月額賃金の40ルーブルまでの45%とその残りの賃金部分の10%	26（労災・職業病は30）	60

（注）10年以上前に裁定された障害年金の最低額は，第２等級の場合，55ルーブルである。

障害者は、労働能力の喪失の程度によって、つぎのように第一等級(グループ)から第三等級に分類される。

第一等級…自分自身で用を足すことができず、常時的に、看護、援助、あるいは監視を必要とする者。

第二等級…きわめてはっきりした機能障害をもち、常時的な援助を必要としないが、完全な労働能力の喪失、あるいは特別につくられた条件のもとでいくつかの労働のできる者。

第三等級…身体機能破壊のため、著しく低い労働能力しかもたず、身体的条件に適した作業に移らなければならない者。

障害年金の金額は、この障害等級と、賃金、障害の原因、労働条件によってきまる。年金額の算定は、第一等級と第二等級の障害者の場合には老齢年金にたいする一定の比率でおこなわれる。第三等級障害者にたいする年金算定は従来の方法で実施されている(第七表)。

このほか、障害者の看護、労働能力をもたない家族員、一定の継続労働勤務期間にたいして、付加金が支給される。たとえば、労働に起因する第一等級障害者にたいする看護には一五ルーブル、戦争による障害の場合には二〇ルーブルと定められている。また、第一等級と第二等級の障害者には、労働能力のない家族員が一人の場合には一〇ルーブル、二人では二〇ルーブルの付加金がでている。そして、第一等級障害者に

第8表　扶養者喪失年金（付加金を除く）額

労働能力のない家族員数	扶養者の死亡原因		最低額	最高額
	労働災害・職業病	一般の疾病		
3人以上	老齢年金の 110%	老齢年金の 100%	75ルーブル	120ルーブル
2　人	〃　100	〃　90	50	120
1　人	月額賃金の40ルーブルまでの65%とその残りの賃金部分の10%	月額賃金の40ルーブルまでの45%とその残りの賃金部分の10%	28	60

（注）10年以上前に裁定された扶養者喪失年金の最低額は，労働能力のない家族員の数が2人の場合55ルーブル，1人の場合31ルーブルである。

は三人以上三〇ルーブルと定められている。

コルホーズ員もほぼ、前述と同じ条件のあるときに障害年金が支給されている。ただ、一般の疾病による第三等級障害者にまだ年金がないこと、労働条件による特典のないことなどが、「国家年金法」（労働者・職員）と異なっている。

〔Ⅲ　扶養者喪失年金〕

この年金を受けるのは、死亡した、労働者、職員、軍勤務員、コルホーズ員、科学従事者、または年金受給者の家族で、これらの死亡者に扶養されていた労働能力をもたない者である。この家族員にはいるのは、「国家年金法」と「コルホーズ員年金・手当法」の適用者、および定期服役外勤務の軍勤務員の場合には、子、孫、兄弟、姉妹、配偶者、父・母、祖父・母、養父・子、義父・母、継子・娘となっている。そのほかの場合には、この範囲が若干せまい。

また、労働能力をもたない者には、「国家年金法」では、(イ)祖父母、(ロ)第一、第二、それに通常第三等級障害者、(ハ)老齢者（男子六〇歳以上、女子五五歳以上）、(ニ)一六歳未満（学生は一八歳未満）、(ホ)死亡した扶養者の八歳未満の子、兄弟、姉妹および孫を世話し、働いていない両親の一人、または配偶者がはいる。「コルホーズ員年金・手当法」では、第三等級障害者はここに含まれないなど、他の法律ではやはりこの範囲がせまい。

扶養者喪失年金の額は、「国家年金法」の場合には、労働能力を持たない家族員

の数、扶養者の死亡の原因(労働災害、職業病、一般の疾病)、扶養者の働いていた労働条件(普通の労働条件から目録第一号に指示されている重作業まで)、賃金によってきまる(第八表参照)。

コルホーズ員の場合も、労働条件を除く前述の諸条件によって年金額が決定されている。

〔Ⅳ　永年勤続年金〕

この年金は、将校と定期服役外勤務の軍勤務員、教員と若干の教育従事者、医者とそのほかの保健従事者、飛行士と民間航空のそのほかの空中・飛行勤務員、芸能家と演劇・観覧企業のそのほかの創作従事者が一定の特別な労働勤務期間をもつ場合に、年齢に関係なく支給される。たとえば、空中・飛行勤務員は、男子二五年以上、女子二〇年以上の労働勤務期間をもって仕事をやめたとき、年齢に関係なく、この年金を受けることができる。この場合、特別な労働勤務期間が、男子二五年、女子二〇年であれば、賃金の五〇%の年金が支給され、この勤務期間を一年超えるごとに賃金の三%ずつ年金が増額する(最高は一ヵ月一二〇ルーブル)。

このほか、教員と教育従事者では、二五年以上、医師と保健従事者では、農村地域などでの二五年以上、あるいは都市での三〇年以上の特別な労働勤務期間のある場合、賃金の四〇%の年金が支給される(月額三〇ルーブル以上一二〇ルーブル以下)。

〔Ⅴ　個人年金〕

国家に特別の功労とか、文化、科学および技術の分野で抜群の功労があった場合に、個人年金が支給される。

年金額は、この功労のちがい、つまり、連邦的意義をもつか、共和国的意義をもつか、あるいは地方的意義しかもたないかによって異なる。老齢個人年金、障害個人年金は、最高額だけを規定しており、連邦的意義をもつ場合は月額二〇〇ルーブル、共和国的意義の場合は一二〇ルーブル、地方的意義の場合には八〇ルーブルとなっている。

扶養者喪失個人年金は、一人または二人の労働能力をもたない家族員の場合には、死亡した扶養者の年金の七〇%以内、三人以上の労働能力をもたない家族員の場合には一〇〇%以内で定められ、支給される。

(2) 諸手当

一時的労働不能手当は、つぎのような場合に支給される。すなわち、(イ)原因に関係なく、疾病と傷害の場合、(ロ)病気の家族員の看護にあたる必要のある場合、(ハ)保菌者として、一時的労働免除、あるいは隔離の場合、(ニ)結核の場合の、郊外での休息のための追加休暇期間、(ホ)部分的障害の場合、あるいは医療上の理由で他の作業への一時的移動の期間、(ヘ)病院で補装具をつける期間。手当額は、労働災害と職業病の場合と、一六歳(学生は一八歳)以下の三人以上の子供を扶養している場合には、労働勤務期間などに関係なく通常の賃金の一〇〇%である。そのほかの一般の場合には、継続労働勤務期間によって手当の金額はつぎのようになる。

(継続労働勤務期間)	(手当額)
三年未満	賃金の　五〇%
三年以上五年未満	〃　六〇%
五年以上八年未満	〃　八〇%
八年以上	〃　一〇〇%

妊娠と出産の休暇(産休)は、産前五六日(七〇日になる予定)、産後五六日、計一一二日(一二六日になる予定)であり、双生児を産んだり、異常出産の場合には産後の休暇は七〇日に延長される。この産休期間中、手当は、労働勤務期間に関係なく、賃金の一〇〇%が支給される。

分娩手当は、育児用品手当(一二ルーブル)と授乳手当(一八ルーブル)の合計で三〇ルーブルである。このほか、一年以上の総労働勤務期間をもつ、働く母親と生産から離れて勉学中の婦人には、子供が一歳(八九年より一歳半)に達するまでの一部有給(極東、シベリアは月額五〇ルーブル、そのほかは三〇ルーブル)育児休暇、また、子供が一歳半(八九年より二歳)になるまでの無給育児休暇がある。それと、働く、あるいは勉学中のこれらの母親には、一人目の出産のとき五〇ルーブル、二人目と三人目のとき一〇〇ルーブル(四人目以降は現行の分娩手当三〇ルーブル)の一時手当が支給される。

埋葬手当は、都市の場合、一〇歳未満一〇ルーブル、一〇歳以上二〇ルーブル、農村の場合にはそれぞれ五ルーブル、一〇ルーブルとなっている。

なお、サナトリウム、休息の家などについていえば、サナトリウムの利用券の二〇%は無料、残りは実際の費用の三〇%の額で利用券が交付され、休息の家の利用券も一部は無料で、残りは一〇—二〇%の費用負担である。ハイキング、キャンプ、旅行などの基地の利用券も、全体の一〇%は無料で、残りの九〇%は実際の費用の三〇%の額で受けることができる。

(3)　管　理

国家社会保険の管理は、労働者と職員の年金保障問題の多くの部分が労働組合の代表者の参加のもとで国家の社会保障機関によって解決されているとはいえ、労働組合が実施している。国家社会保険の全般的な指導は、全ソ労働組合中央評議会が負い、産業別労働組合中央委員会は、それぞれの産業部門全般の社会保険問題の解決にあたっている。地方では、共和国、地方、州労働組合評議会(指揮下にある産業部門別労働組合の社会保険に関する仕事の指導)、産

業部門別労働組合州(あるいは共和国)、地方委員会(社会保険に関する工場・現地委員会の仕事の指導)がそれぞれ社会保険を管理し、指導する。企業、施設、組織では、労働組合工場・現地委員会が国家社会保険を実施し、広範な労働者、職員を社会保険の仕事に参加させるため社会保険委員会と年金問題委員会を組織する。また同じ目的で、職場の労働組合グループでは保険代表が選ばれ、保険代表が広く活動している。

3　コルホーズ員社会保険

この制度はコルホーズ員に適用され、各コルホーズが払い込む保険払込金—労働支払(賃金)総額の二・四%—で構成されるコルホーズ員社会保険中央連邦基金(フォンド)で実施されている。このようなコルホーズの払込金による基金(フォンド)から、基本的に労働者、職員の場合と同じ一時的労働不能手当、分娩手当、埋葬手当の給付、サナトリウム、休息の家および観光基地などの利用券の交付、子供へのサービスがおこなわれる。この社会保険の仕事は労働組合評議会と農業従業員労働組合委員会が負っており、各コルホーズの労働組合委員会の役割も大きい。

4　コルホーズ員社会保障中央連邦基金(フォンド)の負担によるコルホーズ員社会保障

コルホーズ員社会保障は、コルホーズ員と元コルホーズ員を保障する。これは、各コルホーズでの総所得の五%の控除金などと国家の補助金で形成されるコルホーズ員社会保障中央連邦基金(フォンド)の資金により、年齢(老齢)年金、障害年金、扶養者喪失年金、それと女子コルホーズ員への妊娠と出産の手当、低所得家庭への児童手当を給付する。また、コルホーズ員への一部有給育児休暇は、この資金で実施されている。給付の内容は、基本的に労働者、職員と同じであるが、老齢年金の最低額が月額四〇(一〇年以上前に裁定された年金の場合は五〇)ルーブルと低いこと、一般的な

疾病による第三等級障害年金のないことなどの点がまだ異なっている。この基金(フォンド)によるコルホーズ員社会保障は、コルホーズの代表機関であるコルホーズ員社会保障評議会(ソビエト)によって実施され、若干の職務はコルホーズ理事会が遂行する。また社会保障の国家管理機関も積極的な役割を果たしている。

5　国家予算の直接支出金による社会保障

(1)　狭義の社会保障

これは国家予算からの直接支出金によるつぎのような種類の社会保障給付である。すなわち、軍勤務員とその家族への年金と手当、国家への特別な功労者への個人年金、科学アカデミー会員、大学教授など科学従事者への年金、すべての市民を対象とする多子と独身の母親への手当、低所得家庭への児童手当、そのほか、子供の時からの障害(児)者への手当、収入源のない障害者と高齢者への手当、定期服役軍勤務員の子供への手当、の支給、障害者の訓練と就職の斡旋、補装具の支給およびそのほかの社会保障措置(たとえば、年金受給者への物質的・日常生活サービス、高齢者と障害者のホーム・寄宿舎での給養とサービス)などである。

多子の母親への手当は、三人目の子供を生んだ場合二〇ルーブル、四人目六五ルーブル、……一一人目以上二五〇ルーブルの一時手当、それと、四人目の子供を生んだ場合に月額四ルーブル、……六人目七ルーブル、……一一人目以上一五ルーブルの額で子供が五歳に達するまで支給される毎月手当である。

独身の母親には、子供一人にたいし月額二〇ルーブルの手当が、子供が一六(学生一八)歳に達するまで支給される。この手当は、子供をもつが、扶養者喪失年金を受けていない寡婦にも支給されている。

低所得家庭への児童手当は、家族員一人当たり平均所得が月額五〇(極東、シベリアなどは七五)ルーブル未満の家庭

に、八歳（八九年より一二歳）に達しない子供一人当たり月額一二ルーブルである。

一六歳に達した子供の時からの障害者への手当は、第一等級障害の場合に月額五〇ルーブル、第二等級の場合、同四〇ルーブルとなっており、一六歳未満の子供の時からの障害児にも月額三〇ルーブルの手当が支給される。

このほか、収入源のない障害者と高齢者への手当は、都市、労働者部落および療養地部落に住んでいる場合には月額一〇ルーブル、農村地域と別荘部落の場合には同八ルーブル五〇コペイカである。

この社会保障を実施しているのは、国家社会保障機関、すなわち、連邦構成共和国社会保障省、地方、州、区、市の各人民代議員ソビエト（議会）執行委員会社会保障部、それと、その管轄に属する労働能力審査委員会（BTЭK）であるが、このほか、一連の機能は、執行委員会とそれによってつくられる国家年金裁定委員会に直接的に負わされている。なお、社会保障機関は、労働組合および社会保障委員会（人民代議員ソビエトの代議員で構成）と密接に協力して仕事をする。

(2)　国家保健制度

〔I　制度の特徴〕

ソ連では、医療は社会保険でなく、保健サービスの一環として位置づけられ、国の予算支出を主要な財源として実施されている。そして、国家はすべての市民にたいして、無料、だれでも利用できる、質の高い医療を保障することを基本方針としている。このことはソ連憲法第四二条、「ソ連および連邦構成共和国保健基本法」第四条で規定されている。このほか、予防に重点がおかれていること、市民自身が自分の健康だけでなく、社会の全成員の健康の保護にも積極的に参加していることなどが、医療を含む保健制度の特徴となっている。

ソ連における住民の健康保護は、社会経済的ならびに医療衛生上の措置の体系によって保障され、具体的につぎのような広範な方法によって実施されている（前述の保健基本法第五条）。医療もこのなかで位置づけられている。すなわち、

一　健康増進および予防のための広範な処置をおこない、青年の健康保護にとくに配慮する。

二　生涯および生活の場に必要な衛生上の条件をつくり、労働災害・職業病の原因、そのほか健康に有害な原因を除く。

三　外部環境をより健康なものにし、水源、土壌および大気を衛生的に保護することを保障するための処置をおこなう。

四　保健施設および医療産業工場のネットワークを計画的に発展させる。

五　あらゆる種類の医療サービスにたいする住民の要求を無料で満たし、医療サービスの質および内容を向上させ、ディスパンセール（Диспансер。公衆保健指導所・予防診療所。各病種ごとの保健所的な施設であり、ここでは、それぞれの病種に治療、予防がおこなわれる…柴田）による観察を徐々に拡張し、専門家による医療サービスを発達させる。

六　入院治療のさいには治療用および診断用の資材を無料で提供し、他の形のサービスにあたっても、治療用の資材を無料または減免条件で提供する範囲を次第にひろげていく。

七　サナトリウム、予防病院、施設、休息の家、休養宿舎、旅行者の基地そのほか、労働者の治療および休息のための施設のネットワークを拡大させる。

八　市民の体育および衛生教育もおこない、集団的体育およびスポーツを発展させる。

九　科学を発達させ、科学研究を計画的におこない、保健の分野における科学要員および高度の能力をもつ専門家

を養成する。

一〇　保健施設の活動に科学、技術および医療実践の成果を利用し、保健施設に最新の設備を整備する。

一一　住民の栄養の科学的な衛生的基礎を確立していく。

一二　住民の健康保護に、社会的組織および労働者大衆をひろく参加させる。

ということである。このような体系的な保健政策のなかでの医療に焦点をあててみることにする。

〔II　医療制度〕

ソ連の住民は、病院・診療所型の多くの医療・予防施設で医療をうける。そのなかでもっとも普及している型は、アムブラトーリヤ(амбулатория. 外来診療所)とパリクリーニカ(Поликлиника. 外来総合病院)である(どちらも外来患者を診療し、また患者の自宅に往診する診療所である。ちがいは、アムブラトーリヤの方が規模が小さいということであって、内科、外科など、診療科目は二つか三つである)。パリクリーニカは、ソ連の保健施設全体のなかの主要な環になっている。診療施設には、アムブラトーリヤ、パリクリーニカ、公衆保健指導所、保健相談所、保健所といったさまざまの型があり、その大半は病院と統合しているが、いくつかは独立して活動している。診療施設は患者を診察、治療するだけでなく、病気を早期に発見するため、健康な者も受け付ける。

診療施設の活動は、地区、地域受け持ち制を原則としており、各地区には内科医と小児科医がそれぞれ一名配置されている。地区のいっさいの活動を組織し、調整するのは、地区の内科医である。地区の医師は、各家庭の専属医師である。現在、地区の細分化がすすめられ、八二年までに地区の内科医の受け持つ人口は二、〇〇〇人以下となり、八五年には七五年の三分の一の一、七〇〇人となっている。小児科医が受け持つ子供数は現在、約八〇〇人である。地区の医師はパリクリーニカで自分の受け持ち地区の患者を受け付け、その自宅に往診する。また、地区の医師は各

家庭の患者を治療するだけでなく、自分の患者たちの生活条件を調査する。
病院施設とは、患者を入院させ、専門的治療をおこなうところであり、病院、ディスパンセール、企業の医療・衛生部、サナトリウム、予防病院が病院施設となっている。
企業には特別の医療施設網がある。それは、保健所と医療・衛生部であり、これらの医療施設は八〇〇人以上の従業員をもつ企業(石炭、石油工業、鉱業、化学工業企業の場合は五〇〇人以上)に設けられる。従業員が三〇〇人ないし八〇〇人未満の企業、あるいは大企業の個々の職場には補助医保健所がつくられている。医師、補助医保健所の任務は、まず企業内で病気予防活動をおこなうこと、作業中急病にかかったり、負傷したりした場合応急処置をとることである。
企業の保健所の医療従事者は、企業の衛生状態を系統的に監視し、従業員の労働条件を調査し、サナトリウムや保健所での療養や休息、食事療法などを必要とする者を、早期に発見する。そして保健機関、施設は、この保健所を通じ、工業企業内でじかにあらゆる衛生・予防、健康増進措置を実施している。
大企業に設けられている医療・衛生部は、総合的治療・病気予防施設であり、企業従業員にあらゆる種類の治療・病気予防措置をおこなうことのできる人員、設備をもっている。医療・衛生部は企業で働く従業員本人だけでなく、その家族の診療、病気予防までやっている場合が多く、ときには、医療・衛生部の活動地区に住んでいる部外の住民に奉仕することもある。医療・衛生部は、企業内保健所、病院・診療所施設、サナトリウム・病気予防施設そのほかの保健施設(児童施設、患者用規定食食堂など)を含んでいる。
農村の人びとにたいする医療の組織原則は都市の場合と同じであるが、住民居住地が地域的に分散していること、農業経済や農村住民の労働、日常生活の条件が都市とはちがったいくつかの特徴をもっていることなどから、特別の

医療・病気予防機関を広く配置している。農村の人びとの入院加療は、分区、地区(中央)、州(共和国)の病院でうけることになっている。

農村地区の全域は、分区にわけられ、分区の中心の、大きな居住地の一つに外来診療所づきの分区病院(ベッド数二五—一〇〇)あるいは分区診療所がおかれている。また、分区の各住居地には、補助医・助産医所(コルホーズ、ソフホーズ、木材伐採場、泥炭採掘場の場合)、コルホーズ産院、保育所がおかれており、主として中級医療従事者(補助医、助産医、看護婦)がここで働いている。これらの医療・病気予防施設の医療従事者はすべて、農村分区病院(診療所)長の指導をうける。

補助医・助産医師は、種々の急を要する、医師にかかる以前の簡単な医療をおこない、伝染病患者の発見と隔離、予防接種、衛生問題の講演と座談などの衛生・病気予防活動をする。権威のある専門的な診療を要する病気が発生した場合には患者は分区病院(診療所)に送られる。さらに高い技能を要する専門的な治療、診断が必要な場合、とくに地区の病院で扱わない専門の病気の場合(胸部整形外科、泌尿器科、ガン、結核など)、それと農村の人びとの場合には州(共和区)の大医療・病気予防施設—病院、ディスパンセールなどで必要な医療をうける。

ソ連の保健事業はすべて国がおこなっており、保健機関の単一の体系がつくられ、保健省の管轄にはいっている。住民の健康に直接責任をもつのは、連邦構成共和国と自治共和国の保健省、ならびに州、市、地区の人民代議員ソビエト(議会)の保健部である。人民代議員ソビエトはすべて、常設の保健委員会をもっており、この委員会はソビエト代議員、医療従事者、住民代表で構成されている。

また、ソ連では一般市民が保健機関の活動に日常的に広く参加しており、外来診療所、病院などの医療施設には、それぞれの受け持ち区域の住民の代表によって構成される社会評議会、工業企業、コルホーズ、学校、アパートには

衛生管理所があって、衛生知識の普及、そのほかの活動をしている。この衛生管理所を指導しているのは、市民の労働および生活条件の衛生改善のために保健組織にたいして日常的に協力する大衆組織である赤十字社、赤半月社(これは回教地域における名称で、活動内容は赤十字社と同じ)である。

〔Ⅲ　給付内容〕

国家が保健事業をおこなっているということと関連して、前述のようにソ連では、どんな種類の医療サービスもすべて無料である。ただし医薬品については、入院治療、戦争障害者、三歳未満のすべての子供、一六歳未満の子供のときからの障害児、ガン患者、精神病患者、応急手当およびそのほかの場合には無料であるが、外来の軽い病気について医師のだす処方箋で薬局で買う医薬品だけは有料である。ただ、このようにして薬局で買う薬は多くないし、薬剤の三分の一はコストよりも低い価格で買える。そして、結核、伝染病、糖尿病などの薬、抗生物質など高価なものは診療所で無料で与えられている。国は、医薬品についてもすべて無料にするという政策を漸次実施している。

これらの医療サービスを中心とした保健の財源となる保健・体育費は、国家予算を主とし、それと国家、協同組合、労働組合、そのほかの社会団体の資金、コルホーズの資金からでている。

このほか、社会保険、国家社会保障からも多額の資金が、保健に関連した部門に支出されている。すなわち、国は、社会保険関係の支出を全額負担(勤労者はいっさい費用を負担しない)としており、一時的労働不能手当、妊娠と出産の手当、分娩手当、埋葬手当、老齢年金、障害年金、扶養者喪失年金などを支給し、また、勤労者のサナトリウム・保養地での療養や休息の費用を負担している。規定食の支給、旅行や登山の振興、学童、学生の健康増進キャンプの設営などの費用も社会保険費から支出されている。

(3)　**子供施設での子供の養育と給養**

託児所・幼稚園、子供の家および一連の専門的子供施設での子供の養育と給養は、主として教育にたいして割り当てられる国家資金で実施され、費用の一部は企業、コルホーズおよび親によって支出される。これらの子供施設は、基本的には連邦・共和国教育省およびその地方機関が管理している。

むすび

マルクス、エンゲルス、レーニンなどのマルクス主義の古典的著作のなかに、社会主義、共産主義のもとでの分配、その一分野としての社会保障に関係する基本的な見解は示されている。しかし、彼らの著作活動にも時代的、歴史的制約がある。たとえばマルクスの生きた時代には救貧法と労働者共済組織だけで社会保険も存在していなかった。エンゲルスもドイツで最初に成立をみた社会保険(一八八三年)について検討することができなかった(イギリスについて資料が入手できなかったことが大きな原因)[51]。レーニンの時期には社会保険(当時はまだ労働者だけを対象とする労働者保険であったが)は存在しており、彼自身、前述のように社会保険、そして社会保障の原則的規定について研究を深めていた。しかしまだ当時は、資本主義では、社会保険も少なく、どの国にも社会保障は存在していなかったし、社会主義ロシアでの彼の活動は、革命後の数年間の時期に限られた。このような事情に加え、彼らの死後、労働運動のなかに、たとえば社会保険を改良主義の立場で美化したり(後のドイツ社会民主党など)、逆に社会保険を改良主義だという立場でこれを軽視、あるいは批判、攻撃する(一時期のプロフィンテルンなど)というような誤った傾向も影響し、科学的社会主義の立場から社会保険、社会保障についての研究が必ずしも正しく発展させられなかったように思われる。さらにソ連では異常な困難な条件(第一次大戦、国内戦争、第二次大戦、スターリンなどの指導上の誤り

などの影響)があった。ソ連では現実に社会保障は社会主義のもとで発達してきてはいるが、まだ、社会主義が生成期にあるということも関連し、そのもとでの社会保障も「生成期」にあるといってよい。ソ連では、第二次大戦の復興後、一九五〇年代からようやく社会保障に系統的、計画的に取り組むことができるようになったという実情にあるようにみられる。

これらの諸条件も大きく影響していると思われるが、ソ連での社会保障の理論的研究は必ずしも進んでいるようにはみられない。そして、社会保障が「生成期」にあるということも原因となり、すでに述べたように社会主義のもとでの社会保障の概念はまだ統一的に確定していない。社会保障の体系も、きびしい条件下で必要度の高い種類から始めざるをえなかったという歴史的事情も原因となり、必ずしも体系化されていない。そのため、現在、社会保障制度の体系的整理、統合化が徐々に推進されている。たとえば、労働者、職員と、コルホーズ農民への社会保障の諸給付、サービスの支給条件、給付内容を一致させるための諸政策が最近、顕著にみられる。とくに年金制度、手当制度の統一化が急速にすすめられている。個々の給付、サービスの支給条件、給付内容も改善途上にある。そのなかでとくに、低い給付内容の引き上げ(たとえば年金最低額の引き上げ)、賃金全額という保障、給付の格差の縮小、老齢年金の支給条件の改善(たとえば、いくつかの職種、労働条件の場合の年金支給開始年齢の引き下げ)などが実施されてきている。また、新たな給付、サービスの種類もおこなわれるようになっている(たとえば一部有給育児休暇など)。

社会主義のもとでの社会保障は、現存の社会主義国の現状をみても、資本主義国にみられない労働者、国民にとって多くの優れた特徴をもっている。そして現在、深刻な経済的諸矛盾のもとにある資本主義各国で社会保障にたいして労働者、国民の必要性が増大しているにもかかわらず、軍拡と資本蓄積(経済成長)をめざす独占資本と政府によって制度を後退させる攻撃が加えられていることと対照的に、社会主義国での社会保障制度は困難な条件のもとでも大

きな流れとしては、計画的、系統的に改善されている。このことは、社会主義制度の本質に根ざしている。ここにも社会主義の資本主義にたいする制度的優位性をみることができる。

（1）たとえば、マルクス、エンゲルス『ドイツにおける共産党の要求』(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑤、三—四頁)。『ドイツ社会民主党綱領草案』(『エルフルト綱領草案』)、および『ドイツ社会民主党綱領』(『エルフルト綱領』)、マルクス、エンゲルス『ゴータ綱領批判、エルフルト綱領批判』(国民文庫)一三〇—一四五頁、マルクス『ゴータ綱領批判』(岩波文庫)一八五—一九〇頁。『フランス社会主義労働党綱領』(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑲、五九八頁)など参照。
（2）『レーニンの労働者保険綱領』とは、レーニン『ロシア社会民主労働党第六回〈「プラーグ」〉全国協議会』(『レーニン全集』大月版⑰、四八九頁)のなかで、労働者の利益に合った労働者保険をつくる基礎となる原則を定式化した部分をいう。
（3）前掲、四九〇頁。
（4）前掲、四八九頁。
（5）レーニン『党綱領改正資料』(『レーニン全集』大月版㉔)。
（6）前掲、五〇三頁。
（7）前掲、五〇一頁。
（8）前掲、五〇二—三頁。
（9）前掲、五〇三頁。
（10）СУ., 1917г., No. 2, ст. 17. 拙著『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、一九八一年)六二—三頁。
（11）前掲、同頁。
（12）СУ., 1918г., No. 89, ст. 906. 拙著、前掲書、八八—九三頁。
（13）前掲、八八頁。
（14）前掲、八八頁。
（15）前掲、八九頁。

(16) ここでは、エヌ・ア・ツァゴロフ編『社会主義経済学』(«Курс политической экономии», Под редакцией Н. А. Цаголова, Издательство "Экономика", Москва 1974)、浅野正基・中野雄策訳(協同産業出版部、一九七五年)そのほかソ連の出版物を検討の資料として利用した。

(17) エンゲルス『賃金制度』(『マルクス=エンゲルス全集』大月版⑲、二四七頁)。

(18) これは主にエヌ・ア・ツァゴロフ編、前掲書をもとに作成してみた図である。なお、この図と対照するために、国家独占資本主義のもとでの労働者の労働についての図(第三図)を示す。正確さを欠く部分もあるが大まかに対照できると思う。第一図の(ロ)と第三図をくらべると形式的な類似(賃金と社会保障給付・サービスの分配の形式)と本質的な相異(国独資のもとでは剰余労働が資本家―独占資本―のものとなり、剰余労働の増大が生産の目的とされ、そのため労働者への「賃金」の引き下げ、社会保障の費用負担の増加、給付・サービスの低下を招く)が理解できるだろう。形式的な類似は国家独占資本主義が「社会主義のためのもっとも完全な**物質的**準備であり、社会主義の**入口**」であることを示しているように思われる。興味のある問題であるが、ここでは、この点の指摘だけとし、その究明は今後の課題としたい(なお拙著『社会保障の基礎理論』水曜社、一九八一年、第五章参照)。

(19) 宮沢俊義編『世界憲法集』(岩波文庫、一九七〇年)、ノーボスチ通信社編/稲子恒夫訳『新ソ連憲法・資料集』(ありえす書房、一九七八年)など参照。

(20) 宮沢編、前掲書、二五六頁。全体との統一のため『ソ同盟』を『ソ連邦』とさせて頂いた。

(21) 前掲、二五七頁。

(22) 前掲、二五六頁。

(23) 前掲、二五六頁。

(24) Конституция (Основной Закон) Союза Советских Социалистических Республик. Москва., «Юридическая литература», 1980. 宮沢俊義編『世界憲法集』(第三版)、岩波文庫、一九八〇年。ノーボスチ通信社編/稲子恒夫訳、前掲書など参照。

(25) Там же, стр. 15-16.

（26） Там же, стр. 16.

（27） Там же, стр. 13–14.

（28） Там же, стр. 18.

（29） Там же, стр. 15.

（30） Там же, стр. 15.

（31） 労働不能者のための基金とは、国家社会保険基金、コルホーズ員社会保障中央連邦基金および個々のコルホーズ資金、それと国家予算からの直接支出金のすべての基金をいう。

（32） например, В.А.Ачаркан, Обеспечения ветеранов труда в СССР. «Наука», 1965, стр. 7–9.

（33） В. И. Максимовский, Управление социальным обеспечением, «Юрид. лит.», 1974, стр. 10.

（34） А. Е. Козлов, Социальное обеспечение в СССР, «Наука», 1981, стр. 10.

（35） В. И. Максимовскцй, указ. соч., стр. 10.

（36） В. С. Андреев, Социальное обеспечние в СССР, «Юрид. лит.», 1971, стр. 14.

（37） В. С. Андреев, Право социального обеспечения в СССР, «Юрид. лит.», 1980, стр. 29.

（38） たとえば、ＩＬＯ『社会保障の最低基準に関する条約』（一〇二号）は九つの給付部門を国際的に共通する部門としている。

（39） например, Социальное страхование в СССР. Допуш. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ профдвижения. «Профиздат», 1973, стр. 21.

（40） В. С. Андреев, Право социального обеспечения в СССР. «Юрид. лит.», 1980, стр. 48.

（41） Там же, стр. 49.

（42） Социальное страхование в СССР. «Профиздат», 1973, стр. 32.

（43） Советское социальное страхование, учебное пособия для студентов высших школ профдвижения. «Профиздат», 1980. стр. 37.

(44) В. С. Андреев. указ, соч. (1980), стр. 56.

(45) エリ・ルイコフ、エス・クラショフ『社会保障と保健』(駿台社、一九六四年)九—一一頁より。

(46) А. Е. Козлов. уаз. соч. стр. 46.

(47) G・シモネンコ『発達した社会主義時代のソ連における社会保障の基本原則』(「賃金と社会保障」労働旬報社、八一年八月下旬号、第八二四号、四七—八頁)より。

(48) 健保連編『社会保障年鑑』(一九七四年)(東洋経済新報社、二五八頁)。

(49) この形態の分類は、ヴェ・エス・アンドレーフ(В. С. Андреев)による。これにたいし国家予算からの直接支出金による社会保障に「a狭義の社会保障」だけをいれ、「b、無料の医療サービス」と「c、子供の施設での子供の扶養と養育」を含めない意見もある。たとえば、ヴェ・ヴェ・カラヴァエフ(В. В. Караваев)である。

(50) 制度と給付の新しい動向についての内容は、『保険と年金の動向』(厚生統計協会)、『社会保障年鑑』(健保連編)のソ連、ソビエト連邦に関する項参照。

(51) 小島健司編『賃金問題と労働運動』(労働旬報社、一九七八年)。拙稿「経済危機のもとでの労働者階級と社会保障」一七一—二頁参照。

第四章　社会主義国の老後保障

はじめに

　第一次石油ショック以後、主要国の国家独占資本主義は、経済的諸矛盾を激しくしている。このような資本主義経済のもとで、主要資本主義国では、労働者・国民の生活を犠牲にして軍拡と資本蓄積を推進する政策が強まり、とくに社会保障にたいし、歴史上かつてない激しさで攻撃が加えられてきている。資本主義国での社会保障は、労働者・国民が闘争の力によって独占資本と政府に、体制維持のため実施を余儀なくさせた制度である。そのため、資本主義のもとでの社会保障は、独占資本・政府と労働者・国民の力関係のもとにおかれ、独占資本・政府によってたえず攻撃され、後退させられる危険にさらされる。戦後になって主要資本主義国でも社会保障は実施されたが、その後の歴史をみても、早くも一九五〇年代前半に、再軍備、反動攻勢とともに社会保障にたいする激しい攻撃が加えられた。そして現在、世界資本主義の経済的諸矛盾の激化のもとで再び軍拡と反動攻勢と同時に、従来にないドラスティックな形で社会保障を全面的に後退させる政策がわが国を先頭に主要資本主義国で共通してあらわれている。このように労働者・国民の費用負担を高め、給付を切り下げるなど社会保障を改悪する政策が軍拡と経済不況・恐慌・諸困難のもとでたえずあらわれるという傾向は、国家独占資本主義のもとでの社会保障に特有のものである。

第1表　年金受給者数

（年末　単位　100万人）

年　度	年金受給者総数	うち，老齢年金受給者数	総数のうち，コルホーズ員年金・手当法による年金受給コルホーズ員	うち，老齢年金受給者数
1940	4.0	0.2	—	—
1960	21.9	5.4	—	—
1965	32.0	16.0	7.9	7.0
1970	41.3	24.9	12.1	10.6
1975	45.2	29.4	11.9	10.4
1980	50.2	34.0	11.2	9.8
1981	51.4	35.0	10.8	9.5
1982	52.4	36.0	10.6	9.3
1983	53.6	37.2	10.4	9.2
1984	54.6	38.3	10.3	9.1
1985	55.7	39.3	10.1	8.9
1986	56.8	40.5	10.0	8.9

（資料）『Народное хозяйство СССР за 70лет』

社会主義国での社会保障の動向は、これとは対照的である。もともと生産力の低い水準から出発し、現在でもまだ一人当たり生産力で先進資本主義国の水準に達していないにもかかわらず、現在の社会主義諸国での社会保障は、生産と社会の計画的な発展とともに資本主義のもとでは実施できない特質を実現しながら、改善がはかられており、このことは、注目される。

たとえばソ連をみても、年金受給者、とくに老齢年金受給者の急激な増加がみられる(第一表)。このような増加のもとで年金水準の引き上げが継続的に実施されているため、社会保障の中心である国家社会保険、そしてとくに年金にたいする財政支出は大幅に増える傾向にある(第二表、第三表)。近年、経済成長率の鈍化、軍事支出などの一定の困難な条件があっても社会保障の改善は実施され続けている。社会保障の改善とともに社会保障費用は当然に増加するが、抑制されるということはなく、逆に計画のなかで積極的に増やすことが予定されている。たとえば、年金保障も、新しい勤労者年金保障の法律によって今後、大幅に改善される予定である。このような政策は資本主義国ときわめて対照的だといえる。ここにも社会主義の資本主義にたいする制度的な優位性をみることができる。

第2表　ソ連国家予算の歳出措置

年　　度	1940	1960	1970	1975	1980	1985	1986
全　体	100	100	100	100	100	100	100
そのなかで							
・国民経済	35.5	46.7	48.2	51.6	54.7	56.8	57.3
・社会・文化措置と科学	23.5	34.1	36.2	35.9	33.5	32.5	32.1
うち							
教育と科学	12.9	14.1	16.0	15.3	13.6	12.8	12.6
保健と体育	5.2	6.6	6.1	5.3	5.0	4.6	4.3
社会保障	1.8	8.9	8.2	8.5	8.1	8.2	8.4
そのうち国家社会保険の資金によるもの	1.1	5.8	6.3	6.7	6.7	6.6	6.7
国家社会保険	2.9	3.8	4.7	5.5	5.4	5.9	5.7
多子と独身の母親への国家手当	0.7	0.7	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
コルホーズ員社会保障連邦中央基金に渡された資金			0.9	1.1	1.3	0.8	0.9
・防　衛	32.6	12.7	11.5	8.1	5.8	4.9	4.6
・管　理	3.9	1.5	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7

（資料）第1表と同じ。

第3表　国家社会保険予算による支出

（単位　100万ルーブル）

年　　度	1950	1965	1970	1975	1980	1985	1986	1987
支　出――総　額	1,867	10,541	17,107	26,187	35,296	48,687	52,325	55,090
年金（あらゆる財源からの支出）	814	7,407	11,653	17,761	24,855	35,114	38,393	
手当（　　同　上　　）	727	2,587	4,609	7,214	8,847	11,516	11,745	
一時的労働不能手当	542	1,963	3,734	5,082	6,525	7,160	7,206	
妊娠・出産手当，分娩手当，1歳までの子どもの看護の手当	176	616	866	1,257	1,530	3,565	3,744	
低所得家庭への児童手当	―	―	―	866	783	781	787	
労働者・職員へのサナトリウム・療養地サービスおよび治療食	185	364	551	794	1,116	1,464	1,504	
子供へのサービス（子供施設，ピオニール・キャンプ，子供の校外サービス）	96	136	191	255	324	426	442	
そ　の　他	45	47	103	163	154	167	241	

（資料）第1表と同じ。

（注）1986，1987年度の支出―総額はソ連邦国家予算による。

一　社会主義のもとでの老後の生活保障

科学的社会主義の立場から社会保障に関係する労働者階級の要求を定式化し、最初にそれを掲げたのは、一八四八年にマルクスとエンゲルスが執筆した『ドイツにおける共産党の要求』である。すなわち、この要求の一つに「国家はすべての労働者の生活を保障し、労働不能者を扶養する」[(1)]と書かれた。また、一九〇二年に、レーニンは『ロシア社会民主労働党綱領草案』のなかで、「労働能力を失った老齢の労働者にたいする国家年金の支給」[(2)]という国家年金の要求をはじめて提起した。このように社会主義・共産主義運動の最初から、労働不能者(子供、高齢者、障害者など)を国家(社会)が扶養するということは、新しい社会の方向として明確に位置づけられていた(このことは、資本主義のもとでは、国家という場合、資本家階級の支配する国家ということであり、資本家と彼らの国家の責任、費用全額負担で社会保障を実施することが当然であるということを意味した)。

共産主義(社会主義)社会のもとで高齢者を含む労働不能者の生活保障が、社会(国家)によって、無償の給付として計画的に、そして全面的に実施されることを理論的に明らかにした著作の一つはマルクスの『資本論』(とくにその第三巻)である。ここでマルクスは共産主義(社会主義)社会での生産関係を特徴づけ、そのことに関連する重要な命題を述べている。

すなわち、第三巻第七篇でまず、剰余価値、剰余生産物のうち、直接生産者によって消費される部分を、そのときの生産力の条件のもとで十分に保障することを前提にして、生産を拡大するための蓄積財源と、不変資本の素材が受ける災害や危険に備えるための保険・予備財源とが共産主義(社会主義)社会でも存続することを明らかにするととも

に、マルクスは、「年齢から見て、まだ、またはもはや生産に参加できない人びとのための剰余労働のほかには、労働しない人びとを養うための労働はすべてなくなるであろう(3)」と書いている。このように、ここでは共産主義(社会主義)社会では、年齢のうえで、まだ労働能力のない者、すでに労働能力のない者、具体的には子供、高齢者、障害者などを扶養するための剰余労働は、社会にとって欠くことのできない必要な労働であることを明確にした。

また、同じ第七篇の別の個所でもマルクスは、「労賃をその一般的な基礎に、すなわち労働者自身の労働生産物のうちの労働者の個人的消費にはいる部分に、還元するとしよう。この分け前を資本主義的な制度から解放して、一方では社会の現存生産力が(つまり現実に社会的な労働として彼自身の労働の社会的生産力)が許し、他方では個性の十分な発展が必要とする消費範囲までそれを拡張するとしよう。さらに、剰余労働と剰余生産物を、社会の与えられた生産条件のもとで、一方では保険・予備財源の形成のために必要な、他方では社会的欲望によって規定された程度での再生産の不断の拡張のために必要な限度まで縮小するとしよう(4)」と述べ、そのあとに、「最後に、第一の必要労働と第二の剰余労働とのうちに、社会の成員のうち労働能力のある者がまだそれのない者やもはやそれのない者のために常におこなわなければならない労働量を含めるとしよう(5)」と加えている。ここでも、共産主義(社会主義)社会では、労働能力のまだない者やもはやない者の扶養のための労働量は、労働能力のある者が常におこなわなければならない必要な労働量として明確に位置づけ、第一の必要労働と第二の剰余労働とにそれが含まれることを明らかにした。

共産主義(社会主義)社会のもとでの高齢者をはじめとした労働不能者の生活保障を理論的により具体的に述べたもう一つの重要な論文は、マルクスの『ゴータ綱領批判』(一八七五年)である。このなかでとくに、共産主義(社会主義)のもとでの社会的生産物の生産と分配を扱っている部分がそれである。ここでマルクスは、資本家による搾取のない共産主義(社会主義)のもとで、労働者は自分たち自身のものとなる労働の全収入(社会的総生産物)を「削減されな

い」ですべて直接的に受けとる、というラサールの主張の誤りを批判し、社会的総生産物からは、まずつぎのものを控除しなければならないと指摘した。

すなわち、「第一に、消耗された生産手段を置きかえるための補塡分。第二に、生産を拡張するための追加部分。第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立(フォンド)または保険積立(フォンド)」(6)である。

社会的総生産物から、これらの部分を控除した残りの部分が労働者(社会構成員)の消費手段として使用されることになる。

しかし、マルクスは、この部分が「各個人に分配されるまえに、このなかからまた、次のものが控除される」と、具体的につぎの三つの部分を、あらかじめ控除しておく必要のあることを強調した。

すなわち、「第一に、直接に生産に属さない一般管理費」、「第二に、学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたすための部分」、「第三に、労働不能者等のための元本。つまり、今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本(フォンド)」(7)である。

これらの費用についてマルクスは、第一については、新しい社会になると「最初から、今日の社会にくらべればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する」(8)と述べている。これにたいして、第二の部分は、新しい社会になった「最初から今日の社会にくらべてひどく増え、そして新社会が発展するにつれますます増える」(9)ということを強調している。この第二の部分には学校、保育園、幼稚園、高齢者(老人)ホーム、障害者ホーム、病院、保健施設、図書館、体育館そのほかの公共施設なども含まれる。第三の部分は、現在でいえば、労働不能者などのための社会保障基金(年金、手当、そのほかの給付、サービスのための基金)ということになる。すなわち、ここでは、この社会保障基金を、社会的生産物のうち、他の部分から独立させ、労働不能者などの生活保障のために

無償で分配するために、計画的にまえもって優先的に控除しておく特別な基金と位置づけている。

以上のことからも、共産主義(社会主義)のもとでは、福祉の向上をめざす生産と社会の発展とともに、老後保障を含めて社会保障給付、社会保障施設に必要な基金は計画的に、そして優先的に拡充されていくという客観的な必然性があるということが明らかである。

ただし、エンゲルスは、一八九〇年に未来社会における分配についてふれながら、「分配方法は本質的にはやはり、分配されるべきものがどれだけあるかにかかっていること、そしてこの分量はやはりおそらく生産と社会的組織との進歩につれて変化するであろうし、したがっておそらく分配方法も変化するであろう[10]」と述べている。そして、「『社会主義社会』は不断の変化と進歩をたどる」ので分配方法も変わることを予想し、「分別をもってやれることは、ただ、㈠はじめに採用する分配方法を発見しようと試みること、㈡それ以後の発展のたどる一般的傾向を見いだそうとつとめること、だけです[11]」と書いている。

現実に地球上で最初に社会主義革命が成功したのは、一九一七年、発達した資本主義諸国とくらべて経済的にも社会的にもたいへん遅れていたロシアであった。加えて戦争と反革命のため国が大きく破壊された状態から新しい政権は出発しなければならなかった。第二次大戦後に出現した多くの社会主義国についても同様に、大きな歴史的な経済的および社会的制約条件のもとで出発したといえる。そして現在でも、ソ連も含め現存社会主義国の一人当たり生産力は高度に発達した資本主義国より低い水準にあるなど、世界史的にみて社会主義はまだ「生成期」にあるにすぎない。そのもとでの社会主義諸国での社会保障、老後保障も当然のこととしてまだ完成しているとはいえない。しかし、革命後、資本主義のもとで実現できなかった多くの優れた特質をもつ社会保障、老後保障を確立し、その後、生産と社会の発展とともに、それらを着実に改善してきていることは否定できない歴史的な事実である。それらの実施が歴

史上のはじめての経験であること、政策上の誤りなどの諸条件のもとで多くの紆余曲折を経ながらも、社会主義の資本主義にくらべた制度的な優位性は、現行の社会保障、老後保障にもみることができる。

前述のマルクス、エンゲルスが示した共産主義（社会主義）社会での分配方法を社会主義諸国が諸条件の制約のもとで具体化しようと努力してきていることは、各国の現実の社会保障、老後保障の諸政策をみても明らかだといってよいだろう。

二　社会主義諸国の老齢年金制度

社会主義諸国の社会保障制度は、ソ連と多くの共通性をもち、また社会主義の国としての基本的な共通性をもっている。それと同時に、各国の経済の発達の程度、革命前にあった制度、伝統などによって、それぞれの国の制度には特徴もみられる。

1　財源と管理

社会主義国の憲法は一般に、老齢、労働不能の場合における物質的保障、無料の医療を受ける権利を規定している。そして、これらの諸国では、社会主義建設の進展につれて、国（社会）の負担による社会保障という共通的な特質がより明確にあらわれてきている。

社会主義国での社会保障は、勤労者、市民の負担なしに、基本的には国家資金および社会的資金（国営企業、施設および組織、コルホーズ、農業協同組合などの払込金、国家予算からの補助金）で形成される特別な基金によって実

施されているといえる(これらの資金は、その性格の点では、社会主義社会での社会的生産物から無償で割り当てられる資金、すなわち、「社会的消費基金(フォンド)」の一部である)。

すべての社会主義国には、労働者、職員およびその家族員を中心とする社会保険が存在している。アルバニア、ブルガリア、中国、キューバ、チェコスロバキア、ソ連、ベトナムなどの諸国では、社会保険は企業の負担する保険料と国家からの補助金で実施されている。ただし、東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビアは、社会保険の基金に企業とならんで従業員の払い込みもある。これは、経済的発展の水準のちがいというよりは政治的発展の特殊性と伝統によっている。具体的にみると、東ドイツは労働者・職員および協同組合員の払込金は、賃金のうち月額六〇〇マルク未満の部分についての一〇%であり、ポーランドでは、六八年につくられた特別な年金基金に労働者・職員は賃金の一・二—三・〇%の払い込みをするが、その場合、彼らには所得税の額をその分だけ低くしている。また、ハンガリーでの労働者・職員の払込金は賃金の三—一〇%(賃金が高いほど高い比率)であり、ルーマニアでは賃金の二%である。しかも、東ドイツとルーマニアの場合には、その払込金は年金の追加払い(任意)のために利用されている。このように、これらの国での勤労者の払込金は比較的少なく、従属的な性格をもっているにすぎない。

社会保障の基本的形態は、被保険者自身の社会的組織、あるいは社会的組織の代表者によって構成される機関が管理する。大部分の社会主義国では、労働者と職員、農業協同組合組合員の社会保険の管理は労働組合が負っている(東ドイツ、ハンガリー、ルーマニア、ソ連など)。年金保障の業務については一般に、労働組合の参加とコントロールのもとに国家管理機関を通じて実施されている。

このように社会主義国での社会保障は、基本的に国と企業、コルホーズなどの負担で実施され、労働組合を中心に

民主的に管理されている点で共通の性格をもっているといえる。

2　老齢年金制度

社会主義国では一般に、勤務期間が年金、手当の受給資格と、それらの金額を決定する基本的条件の一つである。労働者、職員の年金保障では二つの種類の勤務期間、すなわち、すべての勤務期間を通算し合計した総勤務期間と、特別な勤務(たとえば、ある職業、職種、労働条件での)の期間が意義をもっている。通常は、総勤務期間によって、年金の受給資格と、そしてある場合には、その額がきまる。特別な勤務期間は、多くの国では特典的条件および高い金額で年金を受ける権利を決定する。

社会主義国では、総勤務期間に労働者、職員としての労働のほかに、若干の時期、たとえば養成所、講習所、大学および中等専門学校での修学、軍務などの期間も算入される。そのほか、いくつかの国では、女子の場合は、年少の子供を世話する時期も勤務時間に含めている。たとえば、チェコスロバキアでは三歳未満の幼児を世話する期間が勤務期間にはいる。また、社会主義国では通常、有害な労働、きつい労働、地下労働あるいは危険な労働などが年金での特典(低い受給年齢、短い必要勤務期間、高い給付額など)を与える条件となっている。特別な勤務期間とは、特別な一覧表に掲げられているそれぞれの労働での勤務期間である。ルーマニア、ユーゴスラビアでは、これらの労働の遂行期間は特典的に勤務期間に算入される。たとえば、ルーマニアの場合、その労働の各一年にたいし、三カ月あるいは六カ月が勤務期間に追加されている。

このように勤務期間の算定で、年金受給者に有利になる多くの特典を定めていることも社会主義国の特徴といえる。

老齢年金は、一定の年齢への到達と、一定の勤務期間をもつことが受給条件となっている。社会主義国では、受給

第5表　老齢年金受給資格必要勤務年数

国名	男子	女子
ブルガリア	25年	20年
ハンガリー	25	25
ベトナム	25	20
東ドイツ	15	15
キューバ	25	25
モンゴル	25	20
ポーランド	25	20
ルーマニア	25	20
チェコスロバキア	25	25
ソ連	25	20
ユーゴスラビア	20	20

第4表　老齢年金受給資格年齢

資本主義国			社会主義国		
国名	男子	女子	国名	男子	女子
アメリカ	65歳	65歳	ブルガリア	60歳	55歳
イギリス	65	60	チェコスロバキア	60	53～57
イタリア	60	55	東ドイツ	65	60
オーストリア	65	60	ハンガリー	60	55
カナダ	65	65	ポーランド	65	60
スイス	65	62	ルーマニア	62	57
スウェーデン	65	65	ユーゴスラビア	60	55
ノルウェー	67	67	ソ連	60	55
デンマーク	67	62	モンゴル	60	55
フランス	60	60	中国	55,60	50
西ドイツ	65	65	ベトナム	60	55
日本	65,60	65,60	キューバ	60	55

資格年齢は資本主義国にくらべて一般に低く、また、女子は男子にくらべ五歳低く定められている国が多い（第四表）。具体的にみると、男子は六〇歳の国が多く、例外は東ドイツ、ポーランドで六五歳、ルーマニアは六二歳である。女子の場合は五五歳の国が多いが、東ドイツ、ポーランドは六〇歳、ルーマニアが五七歳、そして、チェコスロバキアでは子供をもたない場合は五七歳、子供を一人もつ母親は五六歳、二人は五五歳、三人と四人の場合は五四歳、五人以上をもつ母親は五三歳というように定めている。

必要勤務期間も性別に格差をつけている国が多い（第五表）。具体的には、男子は二五年、女子は二〇年と女子が五年短いことが一般的である。ただし、男女とも同一の期間を定めている国もみられる。たとえば、男女ともに、東ドイツは一五年、ユーゴスラビアは二〇年、ハンガリーとチェコスロバキアは二五年というように定められている。

有害な労働、きつい労働および危険な労働などの場合には、受給年齢が五―一〇歳低く、必要勤務期間は五―一〇年（ブルガリアは一五年）短く定めていることが一般的である。また、一定の数の子供を生み、一定の年齢まで、その子供を養育した母親にたいしても受給年齢を五―一〇歳低くし、必要勤務期間を一―五年短縮している国が多い。

たとえば、ブルガリアは五人以上、ルーマニアは三人以上、ソ連は五人以上の子供を生み、一定の年齢(六歳とか八歳、一〇歳あるいは学校卒業)まで、その子供を養育した場合に適用される。多くの国では盲人、子供のときからの障害者などにもそのような特典を定めている(ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ソ連など)。

完全でない勤務期間の(減額)老齢年金も多くの社会主義国(ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ソ連、ユーゴスラビアなど)で実施されている。この場合、最低必要勤務期間は、たとえば、ソ連は五年、ハンガリー、ルーマニアおよびチェコスロバキアは一〇年、ブルガリアは完全年金の必要期間の二分の一以上、ユーゴスラビア一五年などである。

老齢年金の水準は一般に、賃金の五〇%より低くない。最低年金額は一定額で定めているが、通常、その水準は、その国の最低賃金額より二五%低い。また、最高年金額も規定している。

年金額の算定では、過去の賃金が決定的意義をもっている。この算定の場合、一般には過去の平均賃金が低いものほど、それに乗ずる比率を高く定めていることも特徴である。この比率は、たとえば、ブルガリアは五五―八〇%、チェコスロバキアは六〇―九〇%、東ドイツ六〇%、ハンガリー五〇―七五%、ルーマニア五四―八五%、ソ連五〇―八五%、ユーゴスラビア四五(男子)、五五(女子)―九〇%などとなっている。必要勤務期間を超える場合には、その各一年にたいして一定の%だけ高くなるように定めている。このほか、労働を刺激するため(特別な功労、長期継続勤務期間、年金裁定後の労働など)、あるいは生活費の増大を補償するため(扶養者数、介護の必要)に年金への付加金を定めている国が多い。

算定基礎となる過去の平均賃金の決定方法も国によって異なっている。ハンガリー、ポーランド、ソ連では実際の稼得賃金のすべてであるが、ルーマニアは賃率額、ブルガリアは賃率額の一三〇―一四〇%、東ドイツでは賃金の一

部(六〇〇マルク未満)などが採用される。また、平均賃金を算定する期間も、ブルガリアは最終一〇年のうち連続した任意の三年間、ハンガリーは最終四暦年か、もっとも近い五カ年の期間、チェコスロバキアは最終の五年間あるいは一〇年間、東ドイツは最終二〇年、ポーランドでは最終一二カ月あるいは最終一〇年のうちの二年か五年の期間、ルーマニアは最終の月あるいは任意の五年間、ソ連は最終一二カ月あるいは最終一〇年のうち任意の五年間とされており、本人の希望で平均賃金額がもっとも高くなる期間を選ぶことができるようになっていることも特徴である。

社会主義国の社会保障、老齢年金は、各国の特殊性をもちながらもレーニンの労働者保険綱領[12]を基本原則としている点では共通的な性格をもっている。そしてたとえば、低い支給開始年齢、過去の平均賃金、とくに、低い平均賃金にたいする高い比率での年金水準、年金受給資格、年金支給額での働く者への有利な特典、女子への特典が多く定められていることなど、資本主義国にくらべての優れた特質がみられる。

三　ソ連における老齢年金の成立と発達

1　革命後の老齢年金の成立過程

ソビエト政権が高齢者と労働不能者の生活保障のための新しい制度の基礎を最初にすえた方針は、レーニンの労働者保険綱領を基本とした、革命直後の一九一七年一一月一四日に公布された「社会保険に関する」[13]政府通達であった。これは、例外なくすべての労働者、都市と農村の貧困者にたいし、労働能力喪失のすべての種類(疾病、傷害、障害、老齢、母性、寡婦と孤児)、それと失業の場合に社会保険を適用することによって、完全な社会保険を実施する義務

を布告した。また、そのなかで、少なくとも稼得賃金の全額を補償すること、すべての保険組織での被保険者の完全な自治、ということも規定された。

その後、その具体化として形成されていった新しい社会保険制度のなかで年金保障は重要な位置を占めた。そして、年金を受ける権利が、労働能力を失った勤労者の基本的、絶対的な権利の一つとして確認されるようになった。新しい政府は革命後、ただちに年金の実施とその改善に着手した。ただし、革命後の一定時期は、社会保障の諸立法では一定の年齢(老齢)への到達それ自身が、まだ年金保障の根拠とはなっていなかった。すなわち、老齢は、労働不能を起こす原因の一つとして考慮されていたのである。たとえば、世界で最初の社会保障に関する法律ともいえる一八年の『勤労者社会保障規則』(14)では、「年金は、労働能力の喪失をひき起こした原因(疾病、傷害、老齢、職業病その他)に関係なく、完全な、あるいは部分的な恒久的労働能力の喪失の場合に裁定される」と規定している。すなわち、老齢による年金も、障害による労働能力の恒久的な喪失の場合の年金(障害年金)の一つとして位置づけられていたのである。このように老齢は、老齢が恒久的な労働能力の喪失、同意義の障害をともなう場合にのみ、年金裁定の根拠とみなされ、老齢のための労働能力喪失と結びついた年金は、たとえ労働能力の低下が老齢によって条件づけられていると考えられても当時はまだ障害年金であった。しかし、たとえば、一九年六月に社会保障・労働保護部協議会はつぎのような決定をしている。すなわち、これは、「専門家の(障害の有無の…柴田)鑑定が明確に困難であるため、六〇歳から始まる年齢の勤労者の保障を急速に実施する目的で専門家の鑑定がなくてもこの年齢の勤労者に年金を裁定するよう地方課に命令書的に提案する(15)」という内容である。これからもわかるように、実際には六〇歳からの年金の支給はすでに始められていたといえる。

このように、実質的には老齢の場合(六〇歳以上)に年金が支給されていたが、やはり、それはまだ障害年金であっ

た。その後、二二年九月のロシア共産党中央委員会の『社会保険に関するテーゼ』に書かれているように、当時、国はきわめて困難な経済状態におかれており、そのため政府は社会保障の実施できびしい制限を受けた。そして、当時は、「ソビエト政府は……老齢年金を実現することを一時的に放棄することを……余儀なくされた。工業の復興と経済力の強化によってのみ、プロレタリア共和国は、これらの欠陥をなくすことに成功するだろう(16)」という状況にあった。

社会主義工業化が開始される時期(第一次五ヵ年計画)になってようやく、個々の工業部門で老齢年金制度が実施され始めた。老齢年金保障の最初の独立した法規は、二八年一月に採択された。老齢年金は、まず最初に繊維工業の労働者に裁定されている。その支給条件は、男女とも二五年(ただし、女子は翌二九年から二〇年に短縮)という労働勤務期間にくわえて、男子は六〇歳、女子は五五歳からということである。この年金年齢は、世界でもっとも低い年齢であった。また、年金水準も稼得賃金の五〇%と、当時、国際的にみても、賃金にたいするもっとも高い比率で定められた。

ただ、この最初の時期にはまだ、年金は退職した者だけに給付を認めていた。その理由は、たとえば、二九年ソ連共産党(ボ)中央委員会の採択した「社会保険に関する」決定にもみられるように、そのときには老齢により保障される労働者の範囲を拡大し、若いプロレタリア要員を生産に参加させるという課題が提起され、とくに、近年中に老齢年金保障をすべての生産労働者に、そしてまず第一に、「合理化と技術の変化との関連で、老いた要員を若い要員に代えることがどうしても必要な(17)」部門に適用することが必要だと考えられていたのである。失業者がまだ当時かなり多く存在しているもとで、工業生産の発展を第一の課題として若い労働者を多く生産に参加させるためには、退職する者にだけに老齢年金を給付するという政策が必要とされた。しかし、二九年末になるともう労働力が不足するよう

になった。そのため退職者にだけ給付するという条件は必要がなくなり、ただちに変更された(すなわち、三一年から老齢年金は退職したか否かに関係なく支給されることになった)。

老齢年金は、二九年には鉱業、金属加工業、電気化学工業、鉄道、水運、さらに、三〇年には印刷、化学、煙草、ガラス、陶磁器工業で働く労働者と、そして技師、技術職員にも適用が拡大された。三二年になると全労働者と全技師・技術職員、そして、第二次五ヵ年計画期間の三七年になって全事務職員にもというようにすべての従業員への老齢年金の適用が完了した。また、この間に、きつい労働と地下労働、有害な労働などで働く従業員への年金支給年齢の引き下げなどもすすめられた。なお、三六年のソ連憲法は、老齢のとき、そして、疾病および労働能力の喪失の場合に物質的保障を受ける権利を法的に確認した(第一二〇条)。

以上のように、革命前には一部の特権階級への年金と労働災害の場合の年金だけしか存在していなかったロシアで、革命後、経済のきわめて困難な条件にあってもただちに、企業と国の全額費用負担による一般的な、老齢も含めた労働能力の恒久的喪失の場合(障害)の年金、扶養者喪失の場合(遺族)の年金を実現し、年金は社会保障の中心に位置づけられ、全体として、その適用範囲の拡大と水準の引き上げがはかられた。そして、経済の発展のもとで老齢年金制度も実施されることになった。

2　戦後における老齢年金の発達

戦後の国民経済の復興後における老齢年金に関する主要な動向をみると、まず第一に、五六年にソ連最高会議によって採択された「国家年金法」が画期的な意義をもっている。これは、たとえば老齢年金を二倍に増額し、完全でない勤務期間の場合の減額年金制度も定めるなど、年金の水準と制度を大きく改善した。つぎの重要な動きは、六四年

における「コルホーズ員年金・手当法」の採択である。これによって、全国的なコルホーズ農民の老齢年金保障が確立した。すなわち、国営企業とは区別された生産協同組合として組織されたコルホーズのコルホーズ員にもはじめて全国的規模での統一的な条件と規準に従って年金が支給されることになった。ただし、このときには、老齢年金は、男子の場合、二五年の労働勤務期間で六五歳、女子は二〇年で六〇歳が支給条件となっており、支給開始年齢は労働者・職員とくらべ五歳高く定められ、年金の算定方法も異なっていた。

これ以後の時期には、経済の発展を背景にして老齢年金の改善が本格的にすすんでいる。まず、コルホーズ員の老齢年金については、六七年の改正で支給開始年齢が男女とも五歳引き下げられ、労働者・職員と同じく、男子六〇歳、女子五五歳となった。そして、七一年には、コルホーズ員の年金算定方法も労働者・職員と同一となっている。このほか、元コルホーズ員にたいし、コルホーズと、国営企業などの労働勤務期間を通算して、コルホーズ員と同一の年金を支給することも八〇年から実施された。これらの政策は、労働者・職員にコルホーズ農民の年金保障を改善しながら接近させ、ソ連における統一的な国家年金保障制度を確立するという方向をめざすものである。

年金の最低額の引き上げも継続的におこなわれている。すなわち、老齢年金についてみると、労働者・職員の最低額は、五六年には月額三〇ルーブルであったが、七一年には五〇％アップされ四五ルーブル、さらに八一年には五〇ルーブルに増額され、そして八五年には、一〇年以上前に裁定された年金については、五五ルーブルまで最低額が引き上げられた。コルホーズ員の老齢年金最低額についても、六四年には月額一二ルーブルであったが、七一年には二〇ルーブル(同時に、この時、最高月額も一〇二ルーブルから労働者・職員と同じ一二〇ルーブル)に、そして、七八年には二八ルーブル(八〇年実施)、さらに、八五年には四〇ルーブル、さらに八八年には、一〇年以上、支給されている年金の場合は五〇ルーブルに増額されている。常にコルホーズ員の方が引き上げ率が高かったため、労働者・職

員の最低額を一〇〇としたコルホーズ員の最低額は、六四年には四〇、七一年には四四、七八年六二、八五年は八〇と格差が大幅に縮小してきている。

老齢年金の支給年齢の引き下げも政策の一つの方向である。きつい労働、地下労働、有害労働などで働く従業員、極北、シベリアなどでの労働従事者については、以前から支給開始年齢の五—一〇歳の引き下げ、必要労働勤務期間の五年短縮などがすでに実施されていたが、たとえば、六七年には、労働者・職員と同じく、五人以上の子供を生み、八歳まで育てた女子コルホーズ員にたいする老齢年金は支給年齢が五歳引き下げられ(五〇歳)、労働勤務期間も五年短縮された(一五年)。また、繊維工業の女子従業員にたいしても支給年齢を五歳引き下げた(五〇歳)。七五年には、トラクター運転手など女子機械化従業員についても同じく、支給年齢が五歳下げられ五〇歳となった。

このほか、主として労働力不足から老齢年金受給者の労働への参加、労働の継続を奨励するための措置も多く実施されている。すなわち六九年には老齢年金受給者が働き続ける場合、賃金と合わせ年金の全額(主に労働者)、あるいは年金の五〇%(主に技師・技術職員、ウラル、シベリアは七五%)を支給する措置が定められた(七一年実施)。その後、七九年には、希望によって、年金年齢到達後にも年金を受けず賃金だけで働き続け、労働をやめた後に、年金と、年金年齢到達後の労働期間各一年にたいして月額一〇ルーブルという年金への付加金を受けることもできるようになった。

このほか、七六年には、石炭、スレート工業関係従業員にたいする老齢年金の最高額(一般には月額一二〇ルーブル)を労働勤務期間一五年以上二〇年未満の場合には月額一四〇ルーブル、二〇年以上は一六〇ルーブルに引き上げた。製鉄の従業員にも七七年に同様な措置を実施した。さらに八六年には機械工業、金属加工関係の従業員にも拡大されることになった。また、八三年には同一の企業、施設などでの二五(子供をもつ女子は二〇)年以上の労働勤務期

間にたいする老齢年金への付加金を年金の一〇％から二〇％と二倍に引き上げている。

八五年からは、一〇年以上前に年金が裁定されている者の年金額を、働いていた当時と類似の職種と熟練の従業員に現在、裁定される年金水準に近づけるための引き上げ措置が大規模に実施され始めた。まず、一〇年以上前に月額六〇ルーブル未満の額で裁定された労働者・職員とその家族にたいする年金の引き上げが八五年から実施された。さらに八七年からは、一〇年以上前に月額五〇ルーブル未満で裁定されたコルホーズ員とその家族の年金額の引き上げが始まっている。このような措置により、過去に裁定された年金水準が、国民生活全体の上昇に合わせて部分的に引き上げられることになる。

このほか、八六年には、農村に常住し、農業に関係をもつ年金受給者にたいしても、規準の八五％(副収入があるため)であった年金を一五％のカットなしで一〇〇％支給するようになった。

新たな第一二次五カ年計画(八六―九〇年度)のもとでも最低額の引き上げをはじめ多くの年金の改善が予定されている。また、八六年九月には、ソ連共産党中央委員会政治局は、五六年の「国家年金法」(部分的に古くなり、多くの矛盾もあらわれている)にかわって、労働ベテラン(老齢引退労働者)の生活条件の一層の改善と、社会的生産への彼らのより積極的な参加を刺激することを目的とした新しい勤労者年金保障法の準備に着手することを決定し、そのための作業が開始された。

以上に述べたように、ソ連における老齢年金の歴史は、多くの困難な条件のもとでも老後保障のため、老齢年金の改善が着実に、計画的に続けられてきていることを明らかにしている。とくに最近、老齢年金受給者の増大とともに年金の改善が一層重視されてきており、年金の水準、制度でまだ残されている不十分さ、新たな矛盾も指摘されている。そして、それらの克服が明確な課題とされ、経済、社会の発展の限度内という制約のもとではあるが、その解決

に積極的に取り組むようになってきていることは最近の特徴といえる。

四　ソ連における現行の老後保障

1　老齢年金制度

ソ連における社会保障は、企業、施設、組織およびコルホーズなどからの拠出金、それと国家からの補助金によって、あるいは全額国家の直接支出金によって実施されており、いずれの場合にも勤労者、市民は、基本的に保険料、そのほかの費用負担をしていない。社会保障の費用は、国民所得のうちの「社会的消費基金（フォンド）」から無償で支払われる部分となっている。また、ソ連では社会保障の中心である社会保険は労働組合が直接に管理しており、全体として社会保障は労働組合、社会的組織、市民の広範な参加のもとで民主的に運営することが基本となっている。

ソ連では、年齢（老齢）年金、障害年金、扶養者喪失（遺族）年金の三つが年金の主要な種類である。そのほか、教員、飛行士、医師、芸能家などとそれらに関係する職種では、その職種での勤続（たとえば二五年以上）だけを条件とし、その職をやめた場合に、年齢に関係なく支給される永年勤続年金がある。また、特別な功労者には個人年金を定めている。年金の中心は年齢（老齢）年金である（年齢年金とは、ソ連では老齢といえない低い年齢で年金が支給されているのに老齢年金と呼ぶことは適切でないという理由から、七七年の憲法では年齢年金という名称を使用した。しかし年金立法では老齢年金という言葉も使われているので、以下では老齢年金としておく）。

老齢年金の受給条件は、一般には、男子の場合は六〇歳で労働勤務期間二五年、女子は五五歳、二〇年である。ま

た、地下、有害および重労働で働く従業員、多子の母親、戦争障害者、極北区などで働く従業員、女子繊維工およびトラクター運転手などとして働く女子などは、さらに、五歳から一〇歳低い年齢から年金が支給される(第三章第四表参照)。また、必要労働勤務期間にも五年から一〇年の短縮がある。労働勤務期間についていえば、ソ連では働く能力をもつ者はすべて働くということが一般的(義務)となっており、雇用は完全に保障され、大学、中等専門学校などでの修学期間、兵役義務期間、子供の養育のための休暇、産休の期間などはすべて労働勤務期間に算入されるという条件のもとでは、主婦でまったく働かなかった者など特別な少数を除き、通常はだれでも達することが可能な期間とみられている(普通は一八歳から働き始めるので年金年齢まで三五—四〇年間ある)。また、五年以上の勤務期間がある場合には、勤務期間に相当した減額年金の制度がある。

年金額は、受給者の過去の平均賃金の五〇—八〇%である(第三章第四表参照)。平均賃金の低いものほど乗じる比率は高くしている。

年金の算定基礎となる平均賃金は、退職前の最終の一二カ月の平均一カ月賃金、あるいは最終一〇年間のうちもっとも賃金の高かった任意の連続した五カ年の平均一カ月賃金、のどちらか高い方を選ぶことができる。

年金には最低額と最高額が定められている。現在、最低額は、労働者・職員の場合、月額五〇ルーブル(ただし、一〇年以上前に裁定された年金の場合は五五ルーブル)、コルホーズ員の場合、同四〇(同五〇)ルーブルである。最高額は、一般では労働者・職員もコルホーズ員も月額一二〇ルーブルに定めている。最低額は継続的に引き上げられ、最高額もいくつかの工業部門の従業員について引き上げられてきていることはすでに述べた。年金には税金はかからない。

労働力不足のもとで、年金受給資格者が労働することは、豊富な経験と知識を生かすことにより社会的にも有益と

考えられ、また、そこから生きがいが生まれ長寿にもつながることから、積極的に奨励されている。一般の労働者などの場合には、賃金と年金と合計して月額三〇〇ルーブルまでは年金も一〇〇%(全額)支給される(八六年現在、労働者・職員の平均月額賃金は一九五ルーブル)。受給資格年齢の低いこともあり、年金年齢に達した者の約三分の一は働き続け、普通は年金と賃金の両方を受けている。また前述のように、年金年齢になって働き続ける場合、年金を受けないで退職後に、年金に年金への付加金も加えて受ける方法を選ぶこともできる。

年金年齢に達した人びとにはかなり多くの特典が定められており、多くの部類の年金受給者の場合、家賃、電気、ガス料金は半額になる。すべての医療は一般と同じく完全に無料であり、医師は年金年齢に達した人びとの健康状態をたえず監視している。また、年金受給者は、サナトリウム、休息の家の利用券を通常は無料で受けることができる。年金受給者への種々の特典とともに、一般に食料品、そして住宅費、光熱費、交通・通信費など公共料金がきわめて安く、物価上昇がほとんどなく、医療がいっさい無料であることなどが年金生活者の生活にとって大きな助けとなっているといえるだろう(18)。

2　独り暮らし高齢者対策

ソ連の老齢年金受給者は、八六年には約四、〇五〇万人に達しているが、そのなかで独り暮らし高齢者も増えている(約一〇〇万人)。独り暮らしで常時ヘルパーを必要とする高齢者のためには、基本的には国家によって完全に維持される高齢者(老人)ホームがあり、ここでは必要な医療、介護はいっさい無料である。通常の高齢者ホームは、一人あるいは二人用の部屋となっており、じゅうたんを張った居間は花で飾られ、テレビの周りにソファーが置かれている。食堂では毎日、自分の好みによって食事を注文する。すべてのホームは図書館と、映画、それにプロの音楽家、

俳優によるコンサート、演劇などがおこなわれるホールをもっている。また、各ホームには入院設備をもった小さな診療所と仕事場がある。ここでの従業員の主な仕事は、高齢者を世話し、熟達した医療を与えることであり、また、治療学的身体トレーニングもおこなっている。

ソ連の「高齢者・障害者のホームに関する標準規則」[19]によると、これらのホーム(「ホーム・寄宿舎」)は、看護、日常生活上および医療のサービスを必要とする高齢者と障害者の定住を目的とする医療・社会施設である、と規定されている。ホーム・寄宿舎は、共和国予算あるいは地方予算で維持され、法人である。ホーム・寄宿舎、労働ベテラン賄付宿舎は、五五歳からの女子、六〇歳からの男子の市民が受けいれられ、ここに住む年金受給者には、年金は現行立法に従って支給される、と定めてある。

家庭にいる独り暮らしの高齢者の対策もソ連では最近とくに重視されている。これらの高齢者も基本的には国家機関、各地域の行政機関が世話をしているが、それを補助するために、たとえば、ソ連赤十字社の援助機関、また、年金生活者が以前に働いていた企業などに援助組織がある。家庭の主婦、元気な年金受給者、近くの学校の学生や生徒たちもその活動に種々の協力をしている。社会保障部(国の地方での社会保障機関)の職員を中心に、六五歳以上の年金生活者の家庭訪問を実施し、その生活条件を詳細につかんでいる。独り暮らしの高齢者は登録され、その一人ひとりにその人の生活状況に応じた援助がなされる。さらに、社会保障部の全額費用負担によって無料でヘルパーの援助が受けられる「ソーシャル・シスター」制度、赤十字社のもとに、ヘルパー、ソーシャルワーカー、さらにケースワーカーまで兼ねたような仕事をする「世話やき看護婦」制度などもかなり広範に広がっている。

独り暮らし高齢者にたいする援助の強化は、全体として高齢者が増加し、そのなかで核家族化の進行、とくに第二次大戦の影響などにより、年金を生活費の唯一の源泉とする独り暮らし高齢者が増えている条件のもとで重要な課題

になってきている。八五年の「低保障の年金受給者と家庭の物質的福祉の改善、独り暮らしの高齢市民にたいする配慮の強化についての緊急措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定は、[20] その解決をめざす最近の代表的な法律である。

独り暮らしの高齢市民にたいするこのような総合的な政策が本格的に実施されるようになったことは、最近の特徴として注目される。

＊　＊　＊

以上に述べたことからも明らかなように、全体として社会主義国は、歴史的に困難な経済・社会的な条件のもとで、老後保障について、現状ではまだ必ずしも十分とはいえないとはいえ、資本主義国にみられない多くの制度的に優れた内容を実現しながら、生産と社会の発展とともに計画的に改善し続けている。そして社会主義国では、無料の医療、年金をはじめとした社会保障、雇用の保障、住宅の保障、さらに安い価格の衣・食・住、公共料金、諸サービスなど、国の完全な責任によって総合的な老後保障政策が実施されており、そのもとで、老後の不安のない生活が基本的に保障され、それが強化されている。人口の高齢化の進行のもとで、老後の生活不安が例外なく増大している先進資本主義国の状況とは対照的だといえる。

（1）マルクス、エンゲルス「ドイツにおける共産党の要求」（『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑤、三―四頁）。
（2）レーニン「ロシア社会民主労働党綱領草案」（『レーニン全集』大月版⑥、一七頁）。
（3）マルクス「資本論」（『マルクス＝エンゲルス全集』大月版㉕b、一〇八五頁）。
（4）前掲、一一一九―一一二〇頁。
（5）前掲、一一二〇頁。

(6) マルクス「ゴータ綱領批判」(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑲、一八―一九頁)。
(7)(8)(9) 前掲、一九頁。
(10) エンゲルス「エンゲルスからコンラート・シュミット(在ベルリン)へ」(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版㊲、三七九頁)。
(11) 前掲、三八〇頁。
(12) レーニン「ロシア社会民主労働党第六回(〈プラーグ〉)全国協議会」(『レーニン全集』大月版⑰、四八九頁)。
(13) СУ., 1917г., № 2, ст. 17. 拙著『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、六二―三頁)。
(14) СУ., 1918г., № 89, ст. 906. 拙著、前掲書、九〇頁。
(15) Я. М. Фогель, “Право на пенсию и его гарантии.” «Юридическая литература», Москва, 1972. стр. 13.
(16) Е. Г. Азаров, А.Е.Козлов “Личность и социальное обеспечение в СССР.” издательство «Наука», Москва,1983, стр. 17.
(17) Там же, стр. 17.
(18) 『経済』八四年一〇月号、拙稿、本書第五章参照。
(19) “Социальное обеспечение и страхование в СССР.” «Юридическая лирература», Москва,1979. стр.345-350.
(20) СП. СССР (отдел первый) 1986г. №18. ст. 93.

第五章　国民生活の保障をめざす社会主義国の社会政策

はじめに

先進資本主義国では国家独占資本主義を「新自由主義」にもとづいて再編成し、資本主義の経済的諸矛盾をのりきろうとする傾向が強まっている。このために、国民生活を犠牲にした軍拡と大企業奉仕の諸政策が主要国で実施されているのである。

このような先進資本主義国と対照的な方向がみられるのは、社会主義国での政策である。もちろん現存社会主義国、たとえばソ連でみても、経済的、社会的におくれた状態から出発し、またその後、帝国主義諸国の干渉、そして戦争、さらにスターリンそのほかの指導上での誤りなどがあり、現在なお多くの問題、困難が存在していることも周知の事実である。しかし同時に、一九一七年の一〇月社会主義革命後現在まで、多くの困難な条件のつづいた六十数年の短い期間に、資本主義ではできなかった多くの国民生活面での先進的な政策を実施し、経済の発展とともに、国民生活を着実に向上させてきていることは否定できないと思う。このことは、前述の諸条件、諸困難をもつ現存社会主義国では十分に、全面的に発揮されていないとはいえ、資本主義にたいする社会主義の制度的な優位性のあらわれとみることができる。

一　社会主義のもとでの国民生活優先政策の必然性

1　社会主義のもとでの生産と分配

まず、社会主義のもとでの生産と分配の特徴について科学的社会主義の創始者たちがどのように考えていたかをまとめてみよう。

生産も生産物も社会的な性格をもつようになっているにもかかわらず、生産手段を私的に所有する個々の資本家が社会的総生産物を取得している資本主義のもとでは、いかに大きな利潤を獲得するか(搾取をいかに強めるか)が、生産の基本的な目的となっており、そこでは社会的生産は無政府的におこなわれ、「生産と社会的福祉との二つの槓杆(てこ)は結びつくことができない[1]」のである。

これにたいし社会主義社会では、生産の社会的性格にみあって生産手段が社会全体の所有にうつされる。エンゲルスは、「社会が生産手段を取得すれば……大量の生産手段と生産物とが全社会のために利用できるようになる。社会の全員にたいして、物質的に完全にみちたりて日ましに豊かになってゆく生活というだけでなく、さらに彼らの肉体的および精神的素質が完全に自由に伸ばされ発揮されるように保障する生活を社会的生産によって確保する[2]」ようになると書いている。さらに、社会が生産手段を掌握するとともに、「社会的生産内部の無政府状態に代わって、計画的、意識的な組織が現われる[3]」こと、「あらかじめきめられた計画にもとづく社会的生産が、このときから可能になる[4]」ことについて述べている。

レーニンは、一九〇二年に「プレハーノフの第一次綱領草案にたいする意見」で、社会主義生産に関し、「『社会の必要をみたしその全成員の福祉を保障するための』これだけではたりない（『エルフルト綱領』の「最高の福祉と全面的な調和ある改善」を参照せよ）[5]」と批判している。そしてさらに、「プレハーノフの第二次綱領草案にたいする意見」では、これではたりない。こんなふうの組織化なら、おそらくトラストでもあたえるであろう。『全社会の勘定で営まれる』（なぜなら、これは計画性をも含んでいるし、また、計画性に方向をあたえるものをも指示しているから）と言うほうが、また、成員の必要をみたすためというだけでなく、社会の全成員の完全な福祉と自由な全面的発展とを保障するための、と言うほうが一層明確であろう[6]」と指摘している。そして、レーニンは、『ロシア社会民主労働党綱領草案』で、「生産手段の私的所有を廃絶し、それを社会的所有にうつし、資本主義的商品生産を、社会の全成員の完全な福祉と自由な全面的発展とを保障するための、全社会の勘定で営まれる、社会主義的な生産物生産の組織によっておきかえる[7]」とまとめている。このようにレーニンは、社会主義の生産は、「社会の全成員の完全な福祉と自由な全面的発展とを保障する」ことが目的であり、そのために社会主義的生産は、「全社会の勘定」で計画的に営まれるようになることを明確にした。

このほか、レーニンは、「ただ社会主義社会だけが、どのようにしてすべての勤労者の生活をもっとらくにし、彼らが福祉をうけるようにすることができるかという科学的考慮にもとづいて、物資の社会的生産と分配とをひろくおしひろげ、これを真に制御する可能性をあたえるであろう。ただ社会主義だけがそれを実現できる[8]」とも述べている。

これらからわかるように、創始者たちは、社会主義のもとでは、社会の全成員の完全な福祉と自由な全面的発展を保障するように、全社会的に計画的に生産と分配を発展させることが必然的な方向であることを明らかにしている。

2　分配の特徴

つづいて社会主義のもとでの分配の特徴を、マルクスの著作をもとに検討しよう。

すでにマルクスは、『資本論』のなかで、共産主義(社会主義)社会での生産関係を特徴づける部分で、このことに関連して、いくつかの重要な命題を述べている。

まず第一巻第五編で、彼は、「資本主義的生産形態の廃止は、労働日を必要労働だけに限ることを許す。とはいえ、必要労働は、その他の事情が変わらなければ、その範囲を拡大するであろう。なぜなら、一方では、労働者の生活条件がもっと豊かになり、彼の生活上の諸要求がもっと大きくなるからである。また、他方では、今日の剰余労働の一部分は必要労働に、すなわち、社会的な予備財源と蓄積財源との獲得に必要な労働に、数えられるようになるだろう」(9)と述べている。すなわち、共産主義(社会主義)になると、労働日は「必要労働」(つまり労働者の生活に必要な労働)だけに限定することが可能となる。とはいえ、共産主義(社会主義)のもとでは、一方で、労働者の生活向上が資本主義社会とくらべ大幅にすすむため必要労働が増大するとともに、他方では、資本主義社会では資本家が取得する剰余労働の一部があてられる社会的な予備財源と蓄積財源も、労働者の生活向上に必要な「必要労働」になるため、「必要労働」の範囲は拡大する。ここで注意しなければならないことは、「剰余労働一般は、与えられた欲望の程度を超える労働としては、いつでもなければならない」(10)のであって共産主義(社会主義)のもとでもそれは必要であり、区別される。この予備財源と蓄積財源についてみると、資本主義では労働者から搾取した剰余労働がこれにあてられる。これにたいし共産主義(社会主義)でも、このための「剰余労働」が必要であるが、この「剰余労働」は労働者自身のものであり、労働者自身の生活向上のために必要な労働である。この意味で「必要労働」だということである(区別

のためカッコにいれた)。

さらに第三巻の第七編では、共産主義(社会主義)社会の生産関係を特徴づける部分で、「不変資本は再生産過程では素材としてはいろいろな災害や危険にさらされていて、そのために大損害を受けることもありうる。……それに応じて、利潤つまり剰余価値の一部分、したがってまた新たに追加された労働だけを(価値から見れば)表わしている剰余生産物の一部分は、保険財源として役だつ。……それはまた、剰余価値および剰余生産物のうちの、つまり剰余労働のうちの、蓄積のために、すなわち再生産過程の拡大のために役だつ部分のほかに、資本主義的生産様式の解消後にも存続せざるをえないであろうただ一つの部分である[11]」と述べているが、ここでとくに「このことは、もちろん、直接生産者によって規則的に消費される部分が現在のような最低限度に制限されていないであろうということを前提とする[12]」ということを指摘し、資本主義とのちがいを強調している。

さらにつづけてマルクスは、共産主義(社会主義)のもとでは「年齢から見て、まだ、またはもはや、生産に参加できない人びとのための剰余労働のほかには、労働しない人びとを養うための労働はすべてなくなるであろう[13]」と書いている。すなわちここでは、労働能力のないもの、労働能力を失ったもの、つまり子供、高齢者、障害者などのための剰余労働(社会保障給付、サービス、施設)は共産主義(社会主義)社会に存続することを明確に位置づけている。

同時にここで、そのほかには労働をしない人びと(たとえば資本家)を養うための労働はすべてなくなることを指摘している。このことは、また、第一巻第五編に書かれている「労働の強度と生産力とが与えられていれば、労働がすべての労働能力ある社会成員のあいだに均等に配分されていればいるほど、すなわち、社会の一つの層が労働の自然必然性を自分からはずして別の層に転換することができなければできないほど、社会的労働日のうちの物質的生産に必要な部分はますます短くなり、したがって、個人の自由な精神的・社会的活動のために利用される時間部分は、ま

すます大きくなる」[14]ということになる。すなわち、共産主義(社会主義)のもとでは労働日の短縮が必然の方向であるということである。

さらにマルクスは、第三巻第七編で、「労賃をその一般的な基礎に、すなわち労働者自身の労働生産物のうちの労働者の個人的消費にはいる部分に、還元するとしよう。この分け前を資本主義的な制限から解放して、一方では社会の現存生産力が(つまり現実に社会的な労働としての彼自身の労働の社会的生産力が)許し、他方では個性の十分な発展が必要とする消費範囲までそれを拡張するとしよう。さらに、剰余労働と剰余生産物を、社会の与えられた生産条件のもとで、一方では保険・予備財源の形成のために必要な、他方では社会的欲望によって規定された程度での再生産の不断の拡張のために必要な限度まで縮小するとしよう。最後に、第一の必要労働と第二の剰余労働とのうちに、社会の成員のうち労働能力のある者がまだそれのない者やもはやそれのない者のために常におこなわなければならない労働量を含めるとしよう。すなわち、労賃からも剰余価値からも、必要労働からも剰余労働からも、独自に資本主義的な性格をはぎ取ってしまうとしよう。そうすれば、そこに残るのは、もはやこれらの形態ではなくて、ただすべての社会的生産様式に共通な、これらの形態の基礎だけである」[15]と結論づけている。ここでは、共産主義(社会主義)社会では、まず労賃については、社会のそのときの生産力のゆるす範囲で、そして個性の十分な発展が必要とする消費範囲まで水準を高めることができることをしめしている。つぎに、ここでは労働能力のまだないものやもはやないもののための労働量は、労働能力のあるものがつねにおこなわなければならない労働量であるとして、それを共産主義(社会主義)のもとに明確に位置づけ、そこでの第一の必要労働と第二の剰余労働にそれが含められることを明らかにしている。

これらの命題は、マルクスにより『ゴータ綱領批判』のなかでさらに発展され、定式化された。すなわち、マルク

スは共産主義(社会主義)のもとで労働者は労働の全収益(社会的総生産物)を「削減されない」で受けとるというラサールの「思想」を批判し、社会的総生産物からは、まずつぎのものが控除されなければならないことを強調した。

「第一に、消耗された生産手段を置きかえるための補塡分。

第二に、生産を拡張するための追加部分。

第三に、事故や天災による障害にそなえる予備積立または保険積立[16]」

である。社会的総生産物から、これらの部分を控除したのこりの部分が消費手段としての使用にあてられる。しかし、マルクスは、「各個人に分配されるまえに、このなかからまた、つぎのものが控除される[17]」と、つぎの三つの部分を、各個人に分配されるまえにあらかじめ控除する必要のあることを指摘している。すなわち、

「第一に、直接に生産に属さない一般管理費。……

第二に、学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたすためにあてる部分。……

第三に、労働不能者等のための元本。つまり、今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本[18]」

である。

これらの費目についてマルクスは、第一の「直接に生産に属さない一般管理費」は、新しい社会になると「最初から、今日の社会にくらべればきわめてひどく縮小され、そして新社会が発展するにつれてますます減少する[19]」と述べ、第二の部分、すなわち「いろんな欲求を共同でみたすためにあてる部分」は、新しい社会になった「最初から今日の社会にくらべてひどく増え、そして新社会が発展するにつれてますますふえる[20]」と書いている。この第二の部分には学校、交通機関、種々の公共施設、病院、保健施設などが含まれる。第三の「労働不能者等のための元本」は、その当時の「公共の貧民救済費にあたる元本」ということであるが、現在では、社会保障の給付費(年金、手当、そのほ

かの給付、サービスのための基金)をさすだろう。この元本は、社会主義になると、貧困者、失業者を対象とする部分は減少し、消滅するが、直接的には労働不能者、そしてさらには住民全体を対象として福祉の向上をはかる積極的な手段の一つである社会保障部分として拡大するといえる。

これらの部分を控除してのこりの部分が、各個人のあいだに労働に応じて分配(社会主義)されることになるが、この部分(賃金)が、「現在のような最低限度に制限されていない」こと、そのときの生産力がゆるし、「個性の十分な発展が必要とする消費範囲」をカバーできる水準として保障されることは前述のとおりである。

以上に述べたように、社会主義のもとでは社会の全成員の完全な福祉と各人の人格の自由な全面的発展とを保障することが生産の目的であり、社会的生産が全社会的に計画的に発展するとともに、その目的が達成されていくことになる。そして、社会主義社会では、社会保障、公共施設などによる社会的給付、サービスが、生産、社会の発展とともに計画的に優先的に拡充され、また同時に、賃金の引き上げ、労働時間の短縮が実現される客観的な必然性をもつことが理解できる。

現存社会主義国には現在多くの、また大きな問題がありながらも、経済・社会政策で生活向上が優先されるようになり、生産の上昇と社会の発展ともに基本的に国民生活が改善されてきている背景には、以上のような社会主義の客観的な経済法則が働いているといえるだろう。

二　社会主義のもとでの達成の先進性と資本主義国にあたえた影響

一九一七年のロシア一〇月社会主義革命によって、地球上にはじめて社会主義の国が出現した。レーニンの指導の

もとに社会主義政権はきわめて困難な条件のなかで、ただちに労働者、農民の諸要求の実現に着手した。資本主義国で、その当時にまだ実現されていなかった諸政策が社会主義政権のもとで、つぎつぎと実施されたことは、社会主義制度の資本主義制度にたいする優位性をしめす例として注目された画期的な出来事であった。

たとえば、革命後四日目に、つぎのような内容の法令を発布し、八時間労働制がただちに実施されることになった。すなわち、一〇月二九日の「八時間労働日、労働時間の継続および割り当てに関する労農政府の決議」は、

一、この法律は、規模およびどこに所属しているかに関係なくすべての企業と経営に、そして雇用労働に従事するすべてのものに適用される。……

三、企業の内規で定められるべき労働時間(工業労働法規第一〇三条第一項――通常時間)は、一昼夜に八時間労働日、および週に四八時間を超えてはならない。この時間には、機械の掃除、仕事部屋の整頓に使われる時間も含める。

四、労働の開始から六時間後より遅くなく休息あるいは食事のために、労働での自由休憩時間が定められなければならない。この休憩は一時間より短くてはならない。……

一九、すべての女性と、一八歳にたっしない男性は時間外労働は許されない。……

二五、この法律は電信で実施され、ただちに効力を発する。これにたいする違反は、裁判により一年以内の拘留が定められる。……

などという内容であった。

このように、法律により全企業、経営、そして全労働者に一律に八時間労働制を実施したのは世界で最初である。そのほか一時間以上の休憩時間、女性と一八歳未満の男性の時間外労働の原則的禁止なども注目される。

また同じ日に公布された「国民教育に関する法令」は、無料の教育の実施の方向を定めている。すなわち、この法令は、「教育の分野でのあらゆる真の民主主義的権力は、もっとも短い期限で、全般的な読み書きのできることを、現在の教育学の要請にこたえる学校網を組織すること、普遍的、義務的な、無料の教育を実施すること、同時に、なるべくはやく、はてしないロシアの住民の一般教育に入用な強力な国民教師の部隊をあたえるような一連の教師専門学校と特殊中学校を設立すること、によって、達成しなければならない」[21]などを内容とした。

教育権についてはさらに、一八年に採択された初の憲法、「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法」は第一七条で、「知識を現実に得ることを勤労者に保障するために、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、完全で全般的な教育を、無料で労働者および農民にあたえることを、自分の任務とする」[22]と、憲法で、一国の制度として、世界ではじめて、教育を受ける権利を保障することを明らかにした。

また、革命後六日目には、社会保障・社会保険の分野での諸要求を実現するため、すでに第一章、第三章で述べたように、レーニンの「労働者保険綱領」にもとづいて、一一月一日、「社会保険に関する政府通達」を公布した。

その後、ただちにこの「通達」にそって具体的に社会保障・社会保険の実現に着手した。すなわち、まず翌一二月には、失業保険が新設され、つづいて新しい疾病保険が制定された。この失業保険は世界ではじめて、企業主の費用負担で実施された。疾病保険も企業主の負担である。失業保険は、失業の全期間、その地域での労働者の平均賃金の額を給付した。また疾病保険により医療はすべて無料であり、一時的労働不能手当(傷病手当金)は労働能力喪失の最初の日から全快まで、妊娠と出産手当は産前産後各八週間、いずれも賃金全額が給付された。このように、これらの二つの社会保険はどちらも、当時、資本主義国ではみられない画期的な内容をもっていた。

さらにその後、一八年一〇月には、レーニンの署名による「勤労者社会保障規則」[23]が公布された。ここで世界では

じめて「社会保障」(Социальное обеспечение)という名称が使用され、無料の医療、年金、手当など広範な給付を含む社会保障が実現し、しかも、はじめは雇用主と国営企業の払い込み金、のちには全額国家予算からの支出金で、いずれの場合にも勤労者の費用負担なしで実施されたことは注目すべきことであった(資本主義で最初に社会保障という名称の法律があらわれたのは、一九三五年のアメリカの社会保障法であり、社会保障が体系的に実施されたのは、第二次大戦中から戦後にかけてつくられたイギリスの社会保障制度だといわれている)。

また、一八年六月には、やはりレーニンの署名による「休暇に関する人民委員会議決議」が公布された。

そこには、

「一、企業、施設あるいは私人のところで六カ月以上中断なしに働いた雇用労働のすべての部門の労働者と職員は、年に一回、給料が保持され、まえもってそれが支給される休暇を受ける権利を有する。

二、一九一八年中は、休暇期間を二週間の期限と定める。……」

という内容の有給の休暇が法律で定められている。これは世界で最初のバカンス休暇(有給)だといえる。資本主義国でバカンスで有名なフランスでも、二週間の年次有給休暇法が獲得されたのは、三六年の人民戦線政府のもとでである。

このほか革命直後に、婦人問題解決の綱領が作成された。これは社会と家庭における男女平等を宣言した世界で初の綱領である。そして社会主義政権は、それ以後、具体的に、一連の法律を公布し、女性の真の平等を確立する努力をつづけた。

その後も、たとえば、本格的な社会主義建設がはじまった第一次五カ年計画のなかで、一九二八年から七時間労働制への移行が開始され、数年でそれを達成した。前述の一七年の八時間労働制のときと同じく、このときにも資本主

義国の労働者に大きな影響をあたえ、二九年からの世界大恐慌のなかで、プロフィンテルン(赤色労働組合インタナショナル)をつうじ、失業反対闘争の一環として、七時間労働制は世界的に労働者のたたかいの目標とされた。

また、資本主義国が大恐慌にあるとき、ソ連では生産は第一次五ヵ年計画期に上昇し、そのなかで資本主義世界での三、〇〇〇万から五、〇〇〇万人の失業者の発生とは対照的に、三〇年に事実上、失業者が消滅した。その結果、三〇年から失業保険制度は存在しなくなった。その後、現在までソ連では労働力不足がつづいていることは周知の事実である。

このほか、二八年から老齢年金が実施されはじめた(それ以前は高齢で労働不能の場合に障害年金が支給されていた)。そして第一次、第二次五ヵ年計画のなかで老齢年金は全労働者、職員に適用されるようになった。男子は六〇歳、女子は五五歳からの支給ということは、当時、世界でもっとも低い支給開始年齢であったし、また年金給付額が賃金の五〇%ということも、高い比率であったといえる。

以上、社会主義革命後のソ連で、生活優先政策が重視され、またそれが実現されてきたことを、主要な若干の例で述べた。このような社会主義国での成果は、資本主義国の勤労者はもちろん、政府、資本家にも大きな影響をあたえた。それは、労働者をはじめとした勤労者の生活改善をもとめる運動をはげまし、その運動の高揚のもとで、資本家、政府にたいし、資本主義体制を維持し、搾取と収奪、支配と抑圧をつづけるために一定の譲歩をせざるをえなくさせた。社会保障制度の実施もその典型である。(24) 社会保障制度は、第二次大戦後に国家独占資本主義のもとで、労働者をはじめ広範な勤労国民の闘争の成果として実施された。この場合、資本主義での社会保障の形成に、一九四二年のILO(国際労働機構)の『社会保障への途』、イギリス社会保障の基本方向をしめした『ベヴァリジ報告』は大きな影響をあたえた。前者が後者に多くの影響をあたえたといわれているが、前者は各国の社会保険、社会扶助の先進的な

例を調査し、そこから社会保障の方向について一定の結論をだしたものである。そこには、ソ連の社会保障の実例が多くの個所で取り上げられ、すぐれた典型として紹介されている。[25] 資本主義のもとでの社会保障をめざす『ベヴァリジ報告』には、当然、内容には限界があるが、そこにも「付録F、諸外国との比較」[26]のなかでソ連の社会保障制度の特徴がまとめられており、本文の内容にも影響をあたえたと思われる。この二つの文書には共通して、ソ連での社会保険では、企業、国が費用負担をし、被保険者の拠出がいっさいないこと、産婦と子供への保護が著しく発達していること、妊娠と出産休暇の長いこと(当時、すでに産前産後各八週間)、あらゆる種類の医療給付が無料であることなどが、取り上げられている。ソ連でのこれらの実例は、資本主義国で、労働運動をつうじ、あるいは直接に、政府、資本家に考慮せざるをえなくさせ、社会保障を実施させる力となってはたらいた。レーニンの「労働者保険綱領」とともに、ソ連でのその実現は、戦後、世界の労働者の社会保障闘争の指針となった「社会保障綱領」(五三年)、「社会保障憲章」(六一年、八二年)にも反映された。こうして資本主義国の労働者の社会保障闘争の高まりのなかで、ソ連をはじめとした社会主義国での社会保障の改善は、資本主義の社会保障の前進に一定の影響をあたえてきたといえるだろう。

三　現在の到達段階でみる国民生活の特徴

社会主義国の生活の型は資本主義と異なった面をもっている。社会主義国では生産手段が基本的に勤労者の所有(国と協同組合)となっているため、新たに生産された国民所得はすべて勤労者のものとなっている。この国民所得は、生産の拡大、学校、病院、高齢者(老人)と障害者のホーム、公共住宅、公共施設などの建設、災害の予備などの「蓄

積基金(フォンド)」に約四分の一、残りの四分の三は「消費基金(フォンド)」にあてられる。

この「消費基金(フォンド)」は、さらに、社会保障、保健、教育、それと行政、国防の費用などを主な内容とする「社会的消費基金(フォンド)」と、労働に応じて各人に分配される賃金部分となる「個人的消費基金(フォンド)」に分かれる。

これらの分配は、計画的におこなわれ、社会保障、保健(医療)、教育、公共住宅、公共施設、サービスなど社会的給付、社会的サービスに必要な資金は、国民所得のなかからまえもって控除され、この資金で無償、あるいはきわめて安い割引料金などでこれらの給付、サービスを実施している。この結果、社会主義国での生活の特徴として、生活の基本的な部分が安定し、保障されているということができる。以下、ソ連を中心とした社会主義国の国民生活の特徴を具体的にみたい。

1　社会保障

ソ連での社会保障の大きな特徴の一つは、社会保障が企業、施設、組織、コルホーズからの拠出金、それと国家からの補助金、あるいは全額国家の直接支出金によって実施されており、いずれの場合にも勤労者、市民は保険料、その他の費用負担を基本的にしていないということである。もう一つは、社会保障の中心である社会保険は労働組合が直接に管理しており、全体として社会保障は労働組合、公共的組織、市民の広範な参加のもとで民主的に運営されていることである。

2　無料の医療と授業料

つぎに保健、医療であるが、その第一の特徴は、住民はだれでもどのような場合にも、医療費、往診費、入院費、

手術費など医療サービスが完全に無料で受けられるということである。保険料、一部負担などそのための費用負担はいっさいない。このような例は、いま先進資本主義国ではみられない。現在、外来での軽い病気などの場合は、三歳未満の子供、戦争障害者などをのぞいて、一般には、医師の処方箋で薬局で買う一部医薬品だけは、コストより安いという低額であるが、まだ有料である（一処方当たり平均〇・三ルーブル＝約九〇円）。これも完全な無料化をめざしている。

また、人口一万人当たりでみて（八六年）、ソ連は医師数（四二・七人）、病床数（一三〇床）で世界でもっとも多いグループにはいる。

このほか、予防が重視され、医療・保健施設は地域と職場にあり、住民、従業員の一人ひとりの健康状態を系統的に把握し、労働条件、環境条件などの調査もしながら、衛生・予防、健康増進などの措置とあわせて医療・保健活動をおこなっている。また、市民、従業員が自分の健康とともに社会の全成員の健康の保護にも地域、職場で積極的に発言し、そのための活動に参加していることなども社会主義国の特徴であろう。

医療とならんでソ連では授業料がいっさい無料である。すなわち、初等教育、中等教育は、もちろん、大学、大学院まですべて授業料は必要がない。教科書代も七八年から段階的に、初等、中等教育での無料化がはじめられたが、八三年九月から一〇年制まですべて無料となった。

また、中等専門学校と大学の学生には奨学金（返済のない給付）が支給され、学生はそれで生活をしながら学ぶことができる。月額四〇ルーブルが最低額で、成績により額は高くなる。最高額は一〇〇ルーブルで、全国平均は月額五五ルーブルである。大学では約七―八割の学生が奨学金給付を受けている。このように教育を受ける権利が物質的に保障されている。

3　物価と生活水準

住宅費、公共料金の安いことは社会主義国の特徴である。たとえば、ソ連では公共住宅の家賃は、一九二八年に定められたまま現在まで半世紀以上も変わっていない。現在、家賃と公共料金(水道、ガス、給湯、下水設備)は、平均して一般労働者の家計収入の三—四％という低い水準である。個人で家を建てたり、協同組合が建てた家にはいることも自由であり、奨励されている。いずれの場合にも土地は無償で割り当てられ、住宅建設費の七〇—八〇％の範囲で国から融資が受けられる(農村では金利年二％最長五〇年以内、都市は三％二五年以内)。しかし、ソ連ではまだ住宅が不足しているのが現実で、現在、一世帯一住宅の実現と住宅の質の改善に重点をおき、その実現に努力している。

電気・暖房料金、都市の公共交通機関(タクシーをのぞく)の料金は四八年から据え置かれている。たとえば、どこまで利用しても地下鉄とバスの運賃は五コペイカ(一コペイカは約三円)、トロリーバスが四コペイカ、路面電車は三コペイカときわめて安い。

そのほか商品全体の価格が安定していることも特徴的である。パンおよびパン製品の価格は五四年から、食肉・牛乳の価格は六二年から変わっていない。大部分の商品の価格は国が決定する。国家小売り価格指数でみると、八〇年を一〇〇として、八五年は一〇五とほとんど上昇していない。同じ期間について、主要資本主義国の消費者物価指数でみると、日本は一一四・一、アメリカ一三〇・六、西ドイツ一二一・〇、フランス一五八・〇、イギリス一四一・五というように大幅に上昇している(ILO『労働統計年鑑』)。

ソ連ではとくに食料品、日常生活の基礎物資、子供用品などの価格を低くする政策が一貫してとられている。後述のように、そのための国の補助金の増大がペレストロイカのなかで問題となってきている。

商品の生産、一人当たり消費量の着実な増加にもかかわらず、まだ商品、サービスの不足、質の悪さが問題である。耐久消費財の所有状況もかなり改善されてきているとはいえ、まだ質、量ともに十分とはいえない。都市の例でみると、一〇〇世帯当たりの耐久消費財の所有状況は（八六年現在）、テレビ一〇二台（％）、冷蔵庫一〇一台、洗濯機七八台、ミシン六三台、電気掃除機五〇台などという水準にある。

4　賃金、労働時間、雇用

労働者、職員の賃金は、六〇年（八〇・六ルーブル）を一〇〇として八六年は二四三（一九五・六ルーブル）と二・四倍以上に高まっている。物価がほとんど変動していない条件のもとでは、これはほぼ実質賃金の上昇とみてよいだろう。

最低賃金は一九一八年から設定されており、六八年に月額六〇ルーブル、七一年から七〇ルーブル、八一年からは漸次八〇ルーブルにというように、計画的に引き上げられている。賃金に性別の格差は基本的になく、一家庭で夫婦で働いていることが一般的である。また、賃金は労働の量と質にもとづいて決定されることが原則となっている。

労働時間では、工業部門の労働者平均では八六年で四〇・五時間、国民経済全体での全労働者、職員の平均では三九・〇時間である。主要資本主義国とくらべても短い労働時間となっており、とくに社会主義国では計画的に、賃金の引き下げなしに労働時間の短縮がすすめられていることが特徴といえる。なお夏休みはソ連では約一カ月、旅行あるいは郊外の自分の「別荘（ダーチア）」ですごすのが普通である。

このほか、先進資本主義国では、現在どの国でも失業がきわめて増大しており、これは三〇年代の大恐慌のときにも同じであったが、このような資本主義の状態とは対照的に、ソ連では失業者は基本的に存在していない。逆に労働

力不足の状態にあり、失業の不安はない。ここにも社会主義国としての特徴がみられる。

このように、いくつかの主要な指標でみてもわかるように、ソ連の国民生活では、基本的な部分が制度的に保障され、現在でも先進資本主義国よりすすんだ面がみられる。もちろん、まだ賃金も十分でなく、住宅の不足、生活内容、とくに消費生活で、商品、サービスの種類、量と質などに多くの問題がある。しかし、そのことも含め、全体として生産力の上昇と社会の発展のもとで生活が改善されてきていることは否定できない事実であろう。

＊　＊　＊

ソ連は、資本主義のおくれた状態から社会主義にすすみ、現在、国民総生産でアメリカについで第二位にある。しかし、国民一人当たりでみると生産力はまだ先進資本主義国に追いついていない。また経済・社会政策面での誤り、失敗、官僚主義、自由の制限など多くの問題をかかえている。ソ連も含め、現存の社会主義国の今日の到達点をもって「社会主義的、共産主義的未来がもつ壮大で豊かな展望」をはかることはできないし、本来もっている制度的な優位性が十分に発揮されているとはいえない。つぎの章で述べるように現在、ペレストロイカのなかでも多くの問題が明らかにされている。しかし、それにもかかわらず、現在の先進資本主義国と対比した場合、資本主義にくらべた社会主義の制度的な優位性のあらわれをいくつかの面でみることができる。すでに述べたように、国民生活を向上させる政策が追求され、それが実施されてきていることは、その主要なあらわれの一つである。

（1）　エンゲルス「空想から科学への社会主義の発展」(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑲、二二五頁)。
（2）　前掲、二二二―二二三頁。
（3）　前掲、二二三頁。
（4）　前掲、二二五頁。

(5) レーニン「ロシア社会民主労働党綱領作成のための資料」(『レーニン全集』大月版⑥、九頁)。
(6) 前掲、四〇—四一頁。
(7) 前掲、一四頁。
(8) レーニン「国民経済会議第一回大会における演説」(『レーニン全集』大月版㉗、四二六頁。
(9) マルクス「資本論」(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版㉓、六八六頁)。
(10) 前掲書、㉕、一〇五〇頁。
(11) 前掲、一〇八四—一〇八五頁。
(12) 前掲、一〇八五頁。
(13) 前掲、一〇八五頁。
(14) 前掲書、㉓、六八六頁。
(15) 前掲書、㉕、一一一九—一一二〇頁。
(16) マルクス「ゴータ綱領批判」(『マルクス＝エンゲルス全集』大月版⑲、一八—一九頁)。
(17) 前掲書、一九頁。
(18) 前掲。
(19) 前掲。
(20) 前掲。
(21) Су., 1917г. № 1, ст. 7.
(22) Су., 1917г. № 2, ст. 16.
(23) 『新ソ連憲法・資料集』稲子恒夫訳(ありえす書房、五四頁)。
(24) Су., 1917г. № 2, ст. 17. 拙著『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、六二—六三頁)。
(25) Су., 1918г. №89, ст. 906. 拙著、前掲書、八八—九三頁。
(26) Су., 1918г. №43, ст. 527.

(27) 『科学と思想』第五〇号、拙稿、本書第一章参照。

(28) 前掲。

(29) 『ベヴァリジ報告』山田雄三監訳(至誠堂、四一五―四二三頁)。

第六章　ペレストロイカにみるソ連の社会保障の課題と改革の方向

はじめに

周知のようにソ連では、ゴルバチョフ書記長のもとで、内外政策全般にわたるペレストロイカ(перестройка＝立て直し)が展開されている。社会政策と、その主要な柱である社会保障の分野もその例外でない。というよりも、それらの分野でのペレストロイカの必要性が強調されているところにむしろ特徴があるといってよいだろう。現在では、まだペレストロイカを全体的に評価することはできない段階にあるが、社会政策、社会保障でのペレストロイカが重要視されている背景と、その具体的な諸政策について、ソ連の諸資料をもとに紹介し、若干の分析をしてみたい。

一　ペレストロイカと社会政策・社会保障

第二七回党大会がゴルバチョフ書記長のもとでの最初の党大会であったこと、この大会で採択された諸決定のなかで党が社会政策を高く位置づけたことについてはすでに述べた(1)。ゴルバチョフ書記長はまた、経済と社会政策との関係からも、「人びとの暮らしぶりは、その仕事ぶり次第だということは、とっくに明らかになっているように見える。

しかし、逆の関係もある。人びとの暮らしぶりは仕事ぶりにも影響する。ところでわが国では長い間、主要な力と資金は生産の発展に投入する必要がある、社会問題の解決は先送りしてもいい、という観念があった。だが、これは二重の損失になっていた。人びとの利益もそこなわれたし、生産そのものも損失をこうむった(2)」、そのため「いま事態を改善しているところだ。積極的な社会政策をとり、生産課題が勤労者の生活向上の必要の充足と不可分に結びついた形で解決される方向をめざす方針がとられている(3)」と、従来の政策を転換し、積極的な社会政策をとることを言明し、その方向を簡潔に述べている。

さらにこれらのことを詳しくみると、社会政策、社会保障も含めて、ペレストロイカがとりあげられる場合に、まず強調されていることは、それを必要としているソ連が直面している困難の根源が「社会主義の本質にあるのではない(4)」ということである。また、社会政策、社会保障についてもとくにいえるだろうが、「社会主義の達成とその優越性については議論の余地がない(5)」ということも同時に指摘されている。そしてソ連が「基本的社会保障は完備している(6)」こと、「原則的性格をもつ社会保障は確保した(7)」ことも事実として確認している。これらの認識を前提としたうえで、ところが近年、「社会主義の可能性を最大限に活用することに失敗した(8)」ということ、現在もその「可能性が十分に活用されていない(9)」し、「社会主義の能力を完全には発揮できないでいる(10)」という事態が生みだされたというのである。そのために、「実生活は到達点で足踏みしない。われわれの可能性は拡大し、新しい問題と新しい欲求が起きてくる(11)」という条件のもとで、社会保障も含め、「社会の発展にともなって自然に発生してくる諸問題に応えることができなくなっている(12)」というのが現状だということである。

そこで実施されるペレストロイカは、すべてを「あるべき姿にもどす(13)」ことが目的であり、その内容は、「社会主義の原則を完全に復活させ(14)」るという方向である。

その方向をさらに具体的にみると、「わが国で人間が高水準の社会的保護を受けていることを、われわれは誇りとしている。社会主義を社会主義たらしめ、勤労者のための勤労者の体制たらしめているものは、これである。しかし社会主義社会における人間の物質的、精神的地位の基礎となるべきものは労働であり、労働のみである。創造的な、生産性の高い労働、才能、共通の事業にたいする人間の現実の寄与をあらゆる手をつくして奨励する必要がある。反対に消極的、無為、低い労働の文化、反社会的行為には、経済的にしかるべき評価が下されるべきである。まさにここに社会的公正の社会主義的内容があるのだ」[15]と、ゴルバチョフ書記長は述べている。また、「問題はつまり、社会主義は万人に均一の生活条件と消費を保障できないということだ。これは共産主義の下で実現される。社会主義の下での社会福祉の配分基準は異なる——各人が能力に応じて、各人が労働に応じてということだ。社会主義社会の安定性を保障する一連の歴史的獲得物がある——搾取の不在、諸民族の平等、仕事の保障、無料の教育(つまり中等・高等教育の機会は各人に開かれている)、無料の医療サービス(つまり誰もが健康を保持できる)、老後の保障への配慮、大部分の住民にとってはほとんど無料の住宅だ。

これが社会主義の下での社会的公正の具体的表現である。……

ゆるぎない社会生活の基盤が保障されているときには、人びとの活動の主な評価基準は労働の量と質であるべきだ。過去にはこの基準からの逸脱が見られ、均等化の傾向が現れ始めていた。それは個人の収入がその人の仕事上の貢献、その創造的可能性に結びついていないかったことを意味した。それは人びとの積極性に影響した。だから現在われわれにとっての課題中の課題は、均等主義の克服である。人間の労働の質と量を敬わねばならない。……われわれの課題は、繰り返すが、社会主義の原則——各人は能力に応じて、各人に労働に応じて——を完全に確立することである」[16]と基本方向を示している。これらのことは社会保障の財源である社会的消費フォンドの分配についてもいえると、つ

ぎのように述べている。すなわち、「強力な社会政策は労働の寄与と報酬との直接の結びつきを前提としているし、賃金上昇の問題の解決にしても、下限の引き上げだけでなく、高度生産性の労働、技術労働、創造的労働の奨励をも目的とする多様な立場を前提としている。このような条件下でのみ、賃金分野の政策は国の発展の加速化の有効な手段となることができる。社会的消費フォンドにしても、この目的に役立つものでなければならない。教育と文化を享受する社会成員の同一の可能性、児童の養育条件の均等化、社会的援助を必要とする者の生活条件の緩和を保障するとともに、同時に、これらの社会的フォンドは技能労働、良心的労働をも刺激しなければならない。『働かざる者食うべからず』の通則は、児童、年金生活者、障害者にとってだけ例外である」[17]とされている。さらに、ソ連には手厚い社会的保護が存在するとしたうえで、そのことも、

「一面では、それはまぎれもない恩恵であり社会主義社会の大きな成果である。だが、一面では、一部の人びとを社会の寄食者にしているのだ。

わが国では事実上失業はない。……医療費は無料だし、教育費にしても同様である。国民は生活の浮沈に影響を受けることがあまりない。これはわが国が誇りにしていることである。

しかし同時に、社会主義のこうした利点を悪用しようとする悪質な人間のいることもわかっている。彼らは権利ばかりを利用して、義務のほうは無視する。……ほとんど社会に貢献することがないにもかかわらず、社会から取れるだけ取り、おまけに取るべきでないものも取っている者さえいる」[18]

と述べ、そこから、「立て直しの政策によって、すべてはあるべき姿にもどることになる。社会主義の原則を完全に復活させようとしているところである」[19]ということをゴルバチョフ書記長は強調している。

このほか、今日では、勤労者の福祉の向上と個性の全面的発達のための諸条件の創造ということは、「たんに人道

的な目標であるだけでなく、社会の一層の前進のための手段であり、望ましいものであるだけでなく、社会進歩のための客観的に欠くことのできない条件である」[20]と、そのことを、今後のソ連社会の発展にとって不可欠な条件として位置づけていることも特徴である。

このような基本的な認識のうえに、ソ連では今後、社会政策・社会保障の各分野にわたってペレストロイカが逐次、実施されることになるだろう。

二　保健のペレストロイカ

社会政策の分野でのペレストロイカで、とくに大きな課題の一つとされているのは保健である。なによりもまず第一に、公衆衛生の水準を示すといわれる平均寿命の低さと、高い乳幼児死亡率などという具体的指標の悪化から、その必要性が強調されている。たとえば、そのことは、「死亡率の急速な低下と平均寿命の増大が数十年にわたって続いた後、ほぼ六〇年代の半ばごろから〝足踏み〟の時期がやってきた。ソ連は死亡率と平均寿命の面で経済的先進国にますます大きく水をあけられてきた。当時、すなわち六〇―七〇年代に事態を転換するための対策に全力を動員すべきだったのに、われわれは許しがたいほどのんびりと構え、なんらの対策をとることができなかった。好ましくない事態を示す統計数字の公表をあっさりやめてしまったのだ」[21]という言葉にも表われている。平均寿命を具体的にみると、ソ連でそれが増大の傾向に大きく転じたのは一九一七年の社会主義革命以後であった。一八九六年から一九二七年までにロシア欧州部の平均寿命は、男子で一〇歳以上、女子が一三歳延びた。一九三八―三九年の平均寿命は男子が四四・〇歳、女子が四九・七歳であった（第一表）。その後、四〇年代末―五〇年代前半には、ソ連の平均寿命は

年平均二歳のテンポで延びていった。そして、ソ連の平均寿命が先進諸国なみになったのは、一九六四―六五年(男子六六・一歳、女子七三・八歳)である。しかし、それ以後、平均寿命は低下しはじめ、一九八四―八五年までに、男子は三・二歳、女子は一歳下がっている。そして八五年六月からは死亡率が低下し、平均寿命は再び延びてきた。すなわち、八五年には、平均寿命が男子は、前年比〇・九歳、女子は〇・三歳延びて、それぞれ六三・三歳、七二・九歳になり、八六年はそれがさらに延び、男子六五・〇歳、女子は七三・六歳となった。その主な原因としては、不慮の事故、中毒、外傷による死亡者の減少したことと、暴飲、アルコール依存症対策の影響により循環器系の病気による死亡者が減ったことなどによるとみられている。

第1表　ソ連の平均寿命

年　度	全住民	男　子	女　子
	歳	歳	歳
1938—39	46.9	44.0	49.7
1955—56	67	63	69
1958—59	68.6	64.4	71.7
1964—65		66.1	73.8
1971—72	69.5	64.5	73.6
1978—79	67.9	62.5	72.6
1983—84	67.9	62.6	72.8
1984—85	68.1	62.9	72.7
1985—86	69.0	64.2	73.3
1984	67.7	62.4	72.6
1985	68.4	63.3	72.9
1986	69.6	65.0	73.6
1988	69.6		

(資料)『Народноехозяйство СССР за 70лет』ほか。

最近の一定の改善にもかかわらず、ソ連での全体としての保健には、解決されなければならない多くの課題が依然として存在している。そのことについても、たとえば、「人口一、〇〇〇人当たりの医者と病院のベッド数がもっとも多いにもかかわらず、わが国の医療サービスはおどろくほど不十分である」(22)というゴルバチョフ書記長の発言、「各住民の利益に合致し、誰でも気軽に利用できる無料の水準の高い一本化された医師制度を世界にさきがけてつくったソ連が、どうして折角築いた先進的地位を失いはじめる羽目になったのだろうか？　なぜソ連で医療にたいする不満がつのりだしたのだろうか？」(23)という言葉にも反映している。また、「ソ連の保健事業がすべてうまくいっているわけではないとみんながずっと前から感じ

ていたにもかかわらず、病院のベッド数は一貫して増えているのだから、大丈夫だと長年にわたって言われてきた。だが、医療設備から食事までを含めた一病床当たりの経費が、たとえば兄弟国チェコスロバキアの六分の一にすぎない[24]」ともいわれている。

さらに、国家予算の歳出全体(一〇〇)に占める「保健・体育」費の割合をみても、一九四〇年＝五・二、六〇年＝六・六、七〇年＝六・一、七五年＝五・三、八〇年＝五・〇、そして、八五年＝四・六、八六年も四・三と低下の傾向が続いている(第四章第二表を参照)。ここにも、保健、医療が現在の要求水準に追いつかない原因の一つがみられる。

このような保健、医療の状態の抜本的な改善が、ソ連では緊急、かつ重大な課題となってきた。

前述の八七年一一月二七日発表の「第一二次五カ年計画および二〇〇〇年までの期間の住民の健康保護の発展とソ連保健のペレストロイカの基本方向[25]」は、保健、医療のペレストロイカの必要性と、その方向を示す代表的な決定である。その「まえがき・総論」的部分では、ソ連の保健で達成された成功は健康保護の問題での社会主義社会の大きな優越性と可能性を証明していることを確認すると同時に、しかし、これらの可能性が完全に利用されていないとして、つぎのような内容をあげている。すなわち、「七〇年代と八〇年代の初頭に、否定的傾向が保健の分野に現われ、増大するようになった。我が国における経済成長のテンポの低下、健康保護の問題への注意の弱化は国家予算に占める保健への歳出割合の減少、保健の物質、技術的基盤の更新および新薬と新治療法の開発過程の遅れにつながった。組織化、計画化における欠陥、厳格さと統制の低下は、部門活動の基本方向や個々の職務の発達の均衡を定める場合の重大な誤りの原因となった[26]」と指摘している。そして、各分野の具体的な欠陥として、つぎのような事項があげられている。

医療施設の仕事を評価する現行手続きは住民への治療・予防および医薬の援助の質を高める方向に向いていない、

保健の従事者のなかには、冷淡さ、無情、粗野、職務の遂行にたいする無責任な態度、官僚主義、収賄のような現象が蔓延した。道徳的、倫理的歪みは医科大学への入学、教育と実習の成果の評価、職務上の昇進にまで広がった。
現存の労働支払制度は、仕事の質の改善、知識と熟練の習得、資格の向上への努力を刺激しなかった、
予防活動―ソ連住民の健康保護の主要方向―への注意が弱まった、
多年の間、健康的な生活様式の形成に関する仕事に、必要な注意が払われなかった、
医療援助の水準と質は、ソビエト人の増大する欲求に完全には応えていない、
とくに不安を引き起こしているのは、母親と子供の健康保護に関する仕事の状態である、
保健の物質・技術的基盤は、重大な強化を要求している、
医療機関、医薬、包帯および消毒材、患者の看護用品にたいする治療・予防施設と住民の要求は完全には満たされていない、
ソ連の医学の大きな潜在力が完全には利用されていない、
ソ連医学アカデミーは、科学力を統合しておらず、研究の質や重要性にたいする当然の厳格さを提起していない、
などである。
そして、課題としては、保健の根本的なペレストロイカ、欠陥の除去、保有の潜在力の効率的利用、医療の質の大幅な引き上げを提起している。さらに、この課題の達成のための措置としてあげられているのは、病気の予防の強化、全住民の公衆保健指導の段階的導入、医療要員の職業機能の改善、治療・予防施設の活動の質と訓練の向上である。
それぞれについて、この保健の「基本方向」には、詳しく具体的に述べられているが、そのなかのいくつかは、すでに八七年から実現され始めた。たとえば、(イ)保健、医療の計画作成、管理における地方の関係機関の自主性が拡大

されてきている、(ロ)全住民に年一回、健康診断を義務づける全国検診制度が段階的に実施されている、(ハ)治療・予防機関の新しい評価基準として、これまでのような患者の数や入院日数などの数量でなく、医療の質が適用されるようになった、(ニ)医療センターの建設への投資を増額し、その資金をベッド数の増大ではなく、建物の改修、技術更新に向けることが予定されている、(ホ)医師の事務的業務を減らし、住民の健康への自覚を促すための「医療パスポート」制度が導入されつつある、(ヘ)保健の資金対策として、病欠時の手当などを支払う国家社会保険基金のうち、病欠日数の減少(保健の改善などによる)にともなう、この節約分を保健予算にまわすことになった(従来は国家予算にもどした)、(ト)医科大学のカリキュラムが大幅に変更され、直接に治療・予防機関でおこなう授業が増え、二学年と五学年の学年末に実地技能テストが実施されることになった、(チ)保健・社会保障従事者の賃金の改善が続行されている、などである。

このほか、「基本方向」には、「ホーム・ドクター」原則にもとづく医療提供に漸次的に移行する、独立採算制の外来総合病院を設立する、有料医療サービスの量を二〇〇〇年までに五倍にする、国有企業(合同)法にしたがい、企業などにたいして、従業員とその家族に規準以上の医療を提供することに関して、独立採算制ベースで保健施設などと契約を結ぶことが許可される、治療・予防機関を強化するため、国家予算の資金だけでなく、企業と組織の資金、さらに、新しく設立される「ソ連健康・善意基金(フォンド)」にはいる労働集団、市民の自発的納入金も使用する、など多くの新しい方向もみられる。

この「基本方向」は、保健・医療のペレストロイカの位置づけを明確にし、従来から指摘されていた問題も含め、さらに多くの問題を、より深く、全体的に明らかにしている。そして、いくつかの新しいものを含め改善の方向が具体的に提起され、全国的に、より大規模に、方針の実現に本格的に取り組まれるであろうという点で従来と異なって

おり、そこに、この「基本方向」の意義もあると思われる。

三　年金のペレストロイカ

年金の分野についても多くの問題が生じており、ペレストロイカが必要になっている。たとえば、エヌ・リマシェフスカヤ経済学博士の「社会問題の効率的解決の諸方策について」[27]は、それらのことを明らかにしている代表的な論文の一つである。この論文は、年金に関し、まず、つぎのように述べている。すなわち、「住民の年金保障と関連した問題がとくに現われている。最近の数次の五カ年計画期間に、労働者、職員およびコルホーズ員の年齢年金の最低額が引き上げられ、障害年金と扶養者喪失年金は増加した。しかし、この分野における外見的に十分な好ましい状態にもかかわらず、全住民の福祉の全般的な上昇を背景として、年金受給者の生活水準の上昇はきわめて緩慢であり、住民の経済活動に参加している部分の生活水準からの立ち遅れは増大し続けている」[28]と、年金の改善が十分でないことを指摘している。そして、改善がもっとも必要とされている具体的問題についてつぎのように述べている。すなわち、「年金保障の改良のもっとも時期が熟した問題の一つは――以前に裁定されている年金の問題である。その年金の定期的な引き上げの重要性は、核家族化(若者の分離)の過程の継続的な進行、年金が生活手段の唯一の源泉となっている家庭の数の増加と関連して増大している。二〇年以上前に年金生活に入った人びとの場合、年金はつい最近退職した人びとより三〇―四〇ルーブル低い。一九八五年一一月一日からは、一〇年以上前に労働者、職員およびそれらの家族に裁定された六〇ルーブルを超えていない年金の額は、現在、類似の職種と熟練をもつ従業員に裁定される年金の水準に近づけ、引き上げられた。しかし、このことは、全年金受給者の六分の一だけに触れ、主に、最低年金

を受けている人びとに関係している。問題は依然として残っている」[29]ということである。

そして、「現行の制度の改良のもっとも重要な方向の一つは——労働支払、収入の上昇、社会的欲求の性格における変化を考慮して、社会で達成された住民の福祉に、年金受給者の生活水準を一致させることを保障することである」[30]と、その方向を述べ、具体的には、「もっとも効率的なことは、一〇年以上前に裁定された年齢年金を例外なく、すべて格差づけて再検討することであろう。現在、到達した賃金に合致する平均まで、年金の水準を同時的に引き上げ、その後は、年金の自動的調整制度(スライド)を実施しながら、定期的にだけ、年金の額を再検討することが可能となるだろう」[31]と、現在の賃金水準に合わせた年金の引き上げと、その後のスライド制の実施を提案している。

また、「平均年金と平均賃金との間の格差の増大は、一九五六年から実施されている年金表が古くなったことからも生じている」[32]と指摘し、その具体的な内容をつぎのように説明している。すなわち、五六年の「国家年金法」の年金表(第三章第五表)では、「月額八〇—一〇〇ルーブルと、一〇〇ルーブル以上の賃金(過去の平均一ヵ月稼得賃金…柴田)に定められた二つの最後の段階(この二つの段階の年金額は、一般労働者、職員の場合、それぞれ賃金にたいする比率五五%と五〇%…柴田)だけが実際には利用され」[33]、他にある三つの段階(過去の平均一カ月稼得賃金五〇ルーブル未満=賃金にたいする比率八五%、同五〇—六〇ルーブル=同七五%、同六〇—八〇ルーブル=同六五%)は、賃金の全般的な上昇のため対象者がなく、使用されなくなっているということである。また、「稼得賃金が二四〇ルーブルを超える人びとがますます多くなっており、それらの人びとには、年金は表で規定されている(過去の稼得賃金の五〇%)よりも低い%(一般の場合、老齢年金の最高額は月額一二〇ルーブルで抑えられているため…柴田)によって裁定され」[34]ており、このことも、過去の労働(賃金)との年金の直接的な関係を損なっているということである。

また、社会学者V・ペレベデンツェフも、八七年末に公表されたソ連国家統計委員会の男女別年齢構成のデータをも

とに、ソ連の総人口に占める六〇歳以上の高齢人口の比率は三九年＝六・七％、五九年＝九・四％、七〇年＝一一・八％、八七年＝一三・五％と、この半世紀間に倍増し、二〇〇二年には、それが一七・五％と高齢化がすすむことを予測している。そして、これにたいして、国が直面している二つの問題として、高齢者（老人）ホームの不足とともに年金問題をとりあげ、後者についてとくに、つぎのように述べている。すなわち、「八六年の平均年金額は月額七五ルーブル。これは同年の労働者・職員の平均賃金の三八％にすぎない。……コルホーズ員の平均年金は四八ルーブルで、しかもその五七％は最低年金（四〇ルーブル）しか受けていない。賃金と年金の間の落差はきわめて大きい。最低年金は低すぎ、年金保障の社会的格差は十分な根拠のあるものとはいえない。現行の年金制度の重要欠陥の一つは、絶対額で定められている年金額と、平均賃金の上昇との間に関連性がないことである。……個々のカテゴリーの年金引き上げは単発的に、一回ごとの決定によっておこなわれる。こうしたやり方のせいで年金生活者の一部は困難な状況に陥っている。年金額を平均賃金にスライドさせる必要がある」[35]という意見を述べている。

これらの年金の欠陥を解消するために、八六年九月のソ連共産党中央委員会政治局の決定[36]により、五六年の現行「国家年金法」にかわる新しい勤労者年金保障法の制定の準備がすすめられているところである。今度の法律では、とくに、労働ベテラン（老齢退職労働者）の生活条件をより一層改善することと、社会的生産への彼らのより積極的な参加を刺激することが重点とされている。そして、新しい法律では、社会の富にたいする各人の過去の労働の貢献度を、これまで以上に考慮することが予定されている。たとえば、現行の年金法では、他の条件が同じ場合、勤続年数の差によっては年金に格差がないが、それを是正しその格差をつけることなどである。このほか、現行の法律は三〇年も前に制定されており、この間に平均賃金は二倍以上に上昇しているが、年金の最高額（一般に老齢年金では月額一二〇ルーブル）などが変わっていない問題などが改善される。

そして、新しい年金法では、つぎのような三つの原則が根底に置かれる。第一の原則は、年金制度が就業期間中における生産性の高い労働への人びとの関心を高めるものであること、第二に、年金制度は社会的生産の領域からの年老いた有能な働き手の円満な適時の退職を保障する使命を担ったものであること、第三は、年金制度はとくに最近二〇年間に通常の年金額を上回るいわゆる「特別年金」が広く普及したことによって現われた社会的公正の原則にたいする違反を排除するものであること、である。

これらの課題の解決は、年金保障の全般的な引き上げと、労働およびその結果による正確な格差づけのなかでおこなわれる。そしてこのことは、一方ではすべての人びとに平等な年金支給原則の実施と特定のカテゴリーの働き手への不法な特典の廃止を、他方では就業期間中の勤務成績がよい人びとへのより高い年金の支給を前提としているということである。(37)

ここ数年、ソ連では、年金受給者の生活を改善するため、老齢年金の最低額の引き上げ、過去に裁定された低い年金を現状に合わせる変更、長期勤続、通算勤続にたいする付加金の増額など多くの措置が実施されてきた。しかし、依然として、低い年金額しか受けられない者が多いことなど問題が残っている。新しい年金法も前述のように、その解決をめざしているが、これとは別に、新しく、労働者、職員およびコルホーズ員のための任意加入の個人保険―付加年金保険の制度が八八年一月から実施されたこともすでに述べた。(38) このような任意加入の個人保険制度も、高い労働支払(賃金)＝労働貢献度を高い年金に結びつけ、労働への刺激を強め、より高い年金水準を現段階で保障する一つの方法であり、ペレストロイカの方向とみてよいだろう。

四　婦人の労働と育児のペレストロイカ

働く婦人の援助に関しては、これまで多くの政策が採られてきたが、この分野でもまだ解決されなければならない課題が明らかにされ、それへの取り組みが必要になっている。たとえば、「女性の新しいライフスタイルを確立する立法措置は講じられたものの、実生活では働く女性は多くの障害にぶつかっている。一二歳未満の子を二人以上もつすべての母親が二週間の無給休暇あるいは夏に優先的に年休をとる権利を利用できているわけではない。仕事のリズムの乱れ、追い込みの総動員作業、超勤などで一番困るのは母親だ。パートやフレックスタイム制に移って労働負担を軽減したいと思っても、なかなかそれができないのが実情だ。就学前児童施設にたいしても、主に子供の健康に関連して苦情が多い(39)」という実態が述べられている。そして、あらゆる職場で女性が積極的な生産参加と子育てを調和を保って両立させられるような条件をつくりだす必要が指摘されている。そのような方向に沿って、第一二次五ヵ年計画では、産前休暇の延長とならんで、一部有給および無給の育児休暇をさらに半年延長し、同時に、就学前施設にたいするニーズを完全に充足する課題がたてられている。つまり、ソ連では、いま二つの新しい社会的モデルを同時につくりだすことを目指しているということである。すなわち、それは、「子供をもちながら働く婦人の最も望ましい生活様式の社会的モデルと、家庭での子供の養育と社会的養育の組み合わせのモデルである(40)」といわれている。そして、ここで女性は初めて選択の自由をもち、この二つを選ぶことができ、自分の力と時間をどう有効に配分するかを決めるようになるというのである。

就学前施設が直面している課題もまだ多い。たとえば、「幼稚園児の罹病率は家庭で育てられている子供たちより

高く、全国平均で年間一七日強、病気は風邪が多い」[41]といわれている。また、就学前児童施設の急増のため有資格の先生が不足している。これらの問題の解決のため、たとえば、幼稚園課程で幼児の身体の健康に特別な注意を払ったり、教育専門学校や大学の定員を増やすとともに、普通教育学校の高学年生を対象に幼稚園教育専攻クラスを設けるなどの政策が実施されている。

五　食料品価格問題

国民生活に関係する食料品の価格の引き上げについても議論されている。たとえばつぎのような意見がある。「国営商業網での基本食料品の低価格は、ソ連の重要な社会的成果の一つであると同時に、国の経済生活に大きな支障をきたしている根本原因である。……食料品の低価格制度のおかげで、低所得者、年金生活者、はっきり言って安い奨学金で生活する学生でも、牛乳とパンだけは何が起ころうと買うことができる。だが残念なことは、……安く買えるあまり、大量の乳製品、穀粉製品が各家庭でも公共給食施設でもきわめてぞんざいに扱われ、いたんで、捨てられている。……牛乳、食肉、パンなどの主要食品の小売価格とコストの差を埋め、低価格を維持するために国が負担している助成金は、最近、年間四〇〇億ルーブルの大台を突破し、歳入の一割以上をこれにあてていることになる」[42]と、その根拠をあげている。そして、「好むと好まざるとにかかわらず、値段は引き上げなければならない。ただ、一年や二年でこれを実施することは不可能だ。食料品を値上げする一方で、一連の工業製品を値下げしなければならないし、年金、奨学金、最低賃金の額もバランスをとってスライドさせなければならないだろう。はっきり言って、万人が受けいれられる最良の案はまだ見つかっていない。だが逆ザヤ制度の廃止と適正価格のバランス維持は、経済改革

のプロセスでソビエト社会が解決すべきもっとも困難な問題の一つなのだ」[43]といわれている。
　このような問題の解決の方法については、まだ確定されていないが、現在、ソ連の経済学者のなかには、「食料品の価格の社会生活のなかでの重要な意義を考慮して、価格は現状のままとし、企業の利益の一部を国家予算に繰り入れるべきだとする者もあり、また、価格は原価に近づけるべきだが、賃金、年金に社会手当を加算すべきだと考えている者もある。その他にもさまざまな提案がある」[44]のが実態のようである。しかし、「方法はさまざまだが、どの提案もいかなる問題も国民に不利な形で解決してはならない」[45]という原則では一致している。

六　有料サービス問題

　このほか、ソ連では多くの学者は、「住宅、教育、医療など最低限の福祉は社会的消費基金（フォンド）によって無償で保障されるべきだが、この最低限を超える部分は有償とするべきだ」[46]と考えているようである。その理由としては、「衣料や食品は有料、住宅や医療や教育は完全に無料という現行制度では、住宅、サナトリウム利用券、高度医療など住民がもっとも必要とするサービスと勤労所得との直結が制限され、労働意欲を低下させる。そればかりか、これは実質上、社会的消費基金利用の可能性が一様でないグループの間で非計画的な成り行きまかせの所得再分配がおこなわれることを意味する。この再分配が社会から隠された性質のものである点を、とくに指摘しておかなければならない。厳密に言えば、その規模もわかっていないのだ」[47]ということがいわれている。
　医療の分野でみると、「お金を払えば医者のより大きな注意が期待できるという患者の心理が、患者を国立医療機関の医者に贈り物をする行為に走らせている。ソ連の法律は患者から謝礼を受けることを厳しく禁じている。しかし

ながらこの現象は存在し、そのうえ、医者の方から患者やその家族にそれとなく謝礼の話をもちかける、そんなこともしばしばある。医者の特別な注意を要求する患者に、医者の仕事にたいしてお金を払うという合法的可能性を提供することが賄賂と闘う効果的手段となるだろう(48)」ともいわれている。

また、「われわれは無料の医療をもっています。これは社会的成果であり、社会的保障です。それは残る。しかし数千の医師のなかに一人の大専門家、教授がいるとします。でも全員が彼にかかるわけにはいきません。この場合二つの方法が可能です。非公式な関係にもとづくか、追加の支払いをするかです。どちらがよいか？　われわれは第二のやり方の方がよりよく、より公正だと考えます。この追加のサービスはとくに高い質のものです。だからこれにたいして支払わなければならない。しかしもっとも簡単な病気や通常の診察は、無償のレベルで受けられるのです(49)」という意見もみられる。

七　社会保険の管理問題

このほか、社会保険の管理に関係しても、つぎのような問題が提起されていることも注目される。

すなわち、『コムニスト』誌(八七年第一二号)の「ペレストロイカと労働組合――社会政策、民主主義、自主管理(52)」(バグライ法学博士)という論文は、労働組合活動に一九三〇年代から国家社会保険管理機能が、六〇年代からサナトリウム、休息の家、観光を管理する権限がつけ加わった、と述べ、これは、国家的管理機能と社会的管理機能との違いをなくし、基本的業務を国家的機関が遂行しているため、労働組合の運営が形式的な性格をもつようになったと指摘している。そして、この論文は、近年、労働組合がこの機能を国家に移した一連の社会主義諸国の経験(53)を研究すべ

きだろうと提言している。

＊　＊　＊

以上に紹介した諸意見は注目すべき内容であるが、それが国民多数の合意となり、政策としてどのように移されるかについては、今後に結論を待たなくてはならないだろう。八七年の一〇月社会主義大革命七〇周年記念式典での演説でゴルバチョフ書記長は、ペレストロイカの現段階について、つぎのように述べている。

「党中央委四月総会から二年半が経過した。われわれは何をすることができたろうか。われわれはどの辺にいるのか。……

われわれは転換期にさしかかっている。ペレストロイカ活動の第一段階は基本的に終了した。……国内には新しい政治的、道徳的、心理的状況がつくりだされている。……

経済の健全化が始まったおかげで、社会分野で大がかりな諸措置の実施に着手することができた。住宅建設規模がめだって広がり、サービス分野が拡大している。勤労者の所得が増えている。教師と医師の賃金が引き上げられた。教育と医療の分野で大がかりな計画が実施されている。

それでもやはりこれは始まりにすぎない。いまわれわれは、ペレストロイカの新段階への進出について語ることができる。その段階では、われわれのすべての政策、すべての決定が具体的行動に転化し、実現される。……

今日あらゆる点に実生活の緊張の高まりが感じられる。……

強調しておきたいのだが、この観点から見て今後二年、もしかしたら三年は、もっとも困難で決定的な、ある意味で危機的なものになろう(54)」。

今後の社会保障、保健のペレストロイカ、改革、改善も、この発言の内容と密接に関連していることはいうまでもない。

ソ連での社会保障は、現在まで、資本主義のもとでは実現の困難な多くの優れた面を達成してきているといえるが、現状では社会主義の社会保障が典型的(本来的)な形で、実現されたとみることができないことは明らかである。そしてソ連の社会保障の現状は、評価できる前進面も多くあり、また改善が続けられているが、ソ連での社会主義の全般的な状態とも関連し、まだ生成の途上にあり、また、ソ連のもつ歴史的特徴とともに、多くの問題点、立ち遅れ、欠陥も存在しており、今後さらに大きな改革と前進が必要とされている。現在、それらのことが、ソ連でも自覚され、いまの状態を放置すれば、社会に一層深刻な問題をもたらすことが理解されてきており、その解決に真剣に正面から取り組み始めた。それが社会保障、保健の分野での現在のペレストロイカの内容だということができるだろう。

(1)　第二章の一参照。
(2)　ゴルバチョフ「再編と社会政策」(八七年五月二六日、ブカレスト演説)、『ＡＰＮ』(ノーボスチ通信社、八七・六・一)
(3)　前掲。
(4)　ゴルバチョフ「ウニタ紙とのインタビュー」(八六年五月一八日)、『今日のソ連邦』八七年第一三号付録、一五頁。
(5)　『KOMMYHИCT』, No.8, 1986. ПЕРЕДОВАЯ: Крупнейшее достижение современые марксистко-ленинской мысли, статья третья. 邦訳「現代のマルクス・レーニン主義思想の最大の達成」(承前)、「コムニスト」誌編集局論文、『世界経済と国際関係』八七年春季号(協同産業出版部)三二頁。
(6)　M・ゴルバチョフ著『ペレストロイカ』田中直毅訳(講談社、一九八七年)二二頁。
(7)　ゴルバチョフ「再編と党の幹部政策について」(八七年一月)、『世界政治―評論と資料』(日本共産党中央委員会)八七年四月上旬、第七三八号、六頁。
(8)　前掲、『ペレストロイカ』二二頁。

(9) 前掲、「ウニタ紙とのインタビュー」一五頁。

(10) 前掲、「再編と党の幹部政策について」六頁。

(11) 前掲、『KOMMУНИСТ』邦訳、三二頁。

(12) 前掲、『ペレストロイカ』二二頁。

(13) 前掲、三六頁。

(14) 前掲に同じ。

(15) ゴルバチョフ「経済管理の根本的再編における党の課題について」(八七年六月二五日)、『今日のソ連邦』八七年第一五号付録、六頁。

(16) 前掲、「ウニタ紙とのインタビュー」七—八頁。

(17) 前掲、『KOMMУНИСТ』

(18) 前掲、『ペレストロイカ』三五—三六頁。

(19) 前掲、三六頁。

(20) 前掲、『KOMMУНИСТ』邦訳、三五頁。

(21) 『KOMMУНИСТ』, No.16, 1986. A・ビシネフスキー論文。『APN』(八七・五・一八)一一頁。

(22) 前掲、『ペレストロイカ』二三頁。

(23) E・ゴルブノワ論文、『APN』(八七・四・一三)、九頁。

(24) E・アリバツ論文、『APN』(八七・五・一二)、一四頁。

(25) 本稿二—参照。前掲、『日ソ経済調査資料』八八年三月号、『世界政治—評論と資料』、八八年九月上旬、第七七二号、九月下旬、第七七三号参照。

(26) 『日ソ経済調査資料』(八八年三月号)九頁。

(27) Н. Римашевская:О путях зффектвного решения социальных проблем.『KOMMУНИСТ』, No.2, 1986, стр. 64. 邦訳、『海外評論』(ありえす書房)八六年八月号。このほか、つぎの論文も参照。Н. Павлова, Н. Римашевская

: Система пенсионного обеспечения.『ВОПРОСЫ ЭКОНОМИКИ』, No. 10, 1987. стр. 21-31.
(28) Там же, стр. 64.
(29) Там же, стр. 64.
(30) Там же, стр. 64.
(31) Там же, стр. 64, 65.
(32) Там же, стр. 65.
(33) Там же, стр. 65.
(34) Там же, стр. 65.
(35) V・ペレベデンツェフ論文(『APN』八八・二・四)一四―一五頁。
(36) ПРАВДА, 12 Сентября 1986 года.
(37) V・テレギン論文(『APN』八八・四・一五)一一―一二頁。
(38) 第二章二参照。
(39) M・トリッツ論文(『APN』八七・四・六)一五―一六頁。
(40) 前掲、一五頁。
(41) V・プルート論文(『APN』八七・六・二四)九頁。
(42) L・ボスクレセンスキー論文(『APN』八七・九・一六)九―一一頁。
(43) 前掲、一一頁。
(44) G・ピサレフスキー論文(『APN』八六・九・一)九頁。
(45) 前掲、九―一〇頁。
(46) タチャーナ・ザスラフスカヤ論文(『APN』八七・三・一八)一二頁。
(47) 前掲と同じ。
(48) 『今日のソ連邦』八八年一月一五日、第二号、五七頁。

(49)「ソ連経済の当面する諸問題―エリ・アバルキン経済研究所長に聞く―」(『世界経済と国際関係』八七春季号、協同産業出版部)一八三頁。

(50)「重視される有料サービスの発展」(『APN』八七・六・一八)一二頁。

(51) 前掲と同じ。

(52) M. Баглай: Перестройка и профсоюзы.『КОММУНИСТ』, 12 август 1987. стр. 84.

(53) たとえばハンガリーでは、八四年七月から社会保険の管理運営は、労働組合から、新たに設置された国民社会保険庁をつうじて国の手に移された。労働組合は、この庁を支援し、監視するために設置された社会保険審議会に参加している。

(54)「一〇月とペレストロイカ――革命は続く」(一〇月社会主義大革命七〇周年記念式典でのゴルバチョフ書記長の演説、七八年一一月二日)、『今日のソ連邦』八七年第二三号付録、一八―一九頁。

一九八一年	第二六回党大会(二・二三—三・三)。第一一次五ヵ年計画(一九八一—八五)。「子供をもつ家庭への国家援助を強化する措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議決定(一・二二)、「住民の社会保障を一層改善する措置に関する」同決定(同)、「子供をもつ家庭への国家援助を強化する措置に関する」ソ連最高会議幹部会指令(九・二)、「年金の最低額の引き上げおよび年金保障改善のそのほかの措置に関する」ソ連最高会議幹部会指令(同)、「子供が一歳に達するまでの子供の世話のための一部有給休暇および子供をもつ家庭への国家援助を強化するそのほかの措置に関する」ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会決定(同)、「国家年金裁定および支給手続規則、コルホーズ構成員年金裁定および支給手続規則の変更に関する」ソ連閣僚会議決議(同)(働いている母親、生産から離れて学んでいる母親に子供が一歳まで一部有給休暇、一歳半までの無給休暇、また、これらの母親に一人目、二人目と三人目の子供を生んだ場合の国家手当の実施。独身の母親への国家手当の引き上げと、対象の子供の年齢の延長、国家年金の最低年金額の引き上げ、また、一〇年以上前に年金を裁定された労働者、職員であった年金受給者——当面、月額六〇ルーブル以下の年金受給者——の年金額を現在、類似の熟練度の従業員に裁定される年金水準に近づけるなど)。
一九八二年	国家社会保険の保険料率の引き上げ。「勤労者のサナトリウム・療養地治療と休息の一層の改善および労働組合の療養地網の発展のための措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会決定(一・七)。「大気の保護にたいする国家監督規則の承認に関する」ソ連閣僚会議の決議(八・一九)、「大気保護立法への違反にたいする行政責任に関する」ソ連最高幹部会指令(同)。「住民の健康保護改善についての追加措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の決定(八・一九)。
一九八三年	「外来診療治療にある患者の個々の部類(カテゴリー)にたいする医薬の無料給付に関する」ソ連閣僚会議決議(一・二八)。「国家社会保険による手当に関する」ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定、「国家社会保険手当保障の基本条件」承認(二・二三)。「定期服役軍勤務員とその家族の年金保障に関する」ソ連最高会議幹部会指令(八・一

一九八四年

三)。「極東とシベリア、それと北部とそのほかの区での低所得家庭への児童手当支給に関する」ソ連閣僚会議決議(一二・一三)(これらの地域では家族員一人当たり平均所得が月額七五ルーブル未満の家庭に児童手当支給)。

「一般就学前教育の一層の改善と学校での教育への子供の準備に関する」ソ連閣僚会議決議(四・一二)(家族員一人当たり平均所得が月額六〇ルーブル未満の家庭は託児所、幼稚園などへ子供を預ける費用負担なし)。全国民予防検診制度への移行開始。「大祖国戦争参加者と戦死した軍勤務員の家族の物質的日常生活条件の一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議決定(七・二六)。

一九八五年

ソ連共産党中央委員会総会(三月)でエム・エス・ゴルバチョフを書記長に選出。「低保障の年金受給者と家庭の物質的福祉の改善、独り暮らしの高齢市民にたいする、配慮の強化についての緊急措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議委員会決定(五・一四)(低所得者、とくに独り暮らしの高齢者、障害者への社会・日常生活サービスの強化)。「労働者、職員、コルホーズ構成員およびそれらの家族にたいする年金保障のより一層の改善に関する」ソ連最高会議幹部会指令(五・二三)(一〇年以上前に年金を裁定された労働者、職員およびそれらの家族に、月額六〇ルーブル未満の年金を現在、類似の職種と熟練の従業員に裁定される年金水準に近づけ――算定基礎の引き上げ――、一〇年以上前に「国家年金法」で裁定された年金の最低額の引き上げ、「コルホーズ構成員年金・手当法」による年金の最低額の引き上げ)。「暴飲とアルコール依存症を克服する措置に関する」ソ連共産党中央委員会決定(五・一六)、「暴飲対策の強化に関する」ソ連最高会議幹部会指令(同)。

一九八六年

第二七回党大会(二・二五―三・六)。第一二次五カ年計画(一九八六―九〇)。「定期服役軍勤務員の子供にたいする手当額の引き上げに関する」ソ連閣僚会議決議(一・九)。「子供をもつが扶養者喪失年金を受けていない寡婦にたいして、独身の母親に定められている国家手当を支給することに関する」ソ連閣僚会議決議(一・九)(子供をもつが扶養者喪失年金を受けていない寡婦にも独身の母親への手当を支給)。「子供の時からの障害者の生活条件の一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会決定(五・二七)(子供の時からの障害者への手当の引き上げ、子供の時からの障害児への医薬品の無料供与、同障害者への医薬品の半額割り引きなど)。「農村地区に常住し、農業と関係をもつ年金受給者の年金額に関する」ソ連最高会議幹部会指令(五・二六)(一般基準

	の一五%減額をなくし、一〇〇%で支給)。機械工業、金属加工関係の諸省の従業員に鉄鋼・非鉄金属工業の従業員の場合と同じ、追加の年次有給休暇、引き上げられた最高額の老齢年金を実施。農工業コンプレクス従業員労働組合、漁業経営従業員労働組合の結成と関連し、これらの従業員への国家社会保険の四つの保険料率を新たに決定(ソ連閣僚会議、七・一七)。ソ連共産党中央委員会政治局、五六年「国家年金法」に代わる新しい年金法の準備を決定(九・一一)。ソ連最高会議「八七年度ソ連経済・社会発展計画に関する」ソ連法採択(一一・一九)。
一九八七年	「個人労働活動法」実施(五・一)(医療の個人営業も正式に認める)。ソ連保健省、「医師および中級医療従事者の個人営業に関する規則」承認。「第一二次五ヵ年計画および二〇〇〇年までの期間の住民の健康保護の発展とソ連保健のペレストロイカの基本方向」草案発表(八・一五)、ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議承認全文発表(一一・二七)。「積極的社会政策の実現についての仕事の強化およびソ連労働・社会問題国家委員会の役割の引き上げに関する」ソ連共産党中央委員会、ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定(七・一七)。「労働者、職員およびコルホーズ員のための任意付加年金保険の実施に関する」ソ連閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会決定(八・二〇)(任意加入の個人年金実施、八八・一・一より)。「一九八八—一九九〇年度ソ連保健改善の緊急措置に関する」決議採択(ソ連閣僚会議、八・二三発表)。妊産婦と乳幼児の保護の総合措置。「エイズ・ウイルスの感染予防措置に関する」ソ連最高会議幹部会指令(八・二五)。「八八年度ソ連経済・社会発展国家計画に関する」ソ連法採択(ソ連最高会議、一〇・二〇)。「コルホーズ構成員とその家族員の年金保障の一層の改善に関する」ソ連最高会議幹部会の指令(一二・三)。
一九八八年	労働者・職員とコルホーズ員への任意加入の個人年金の実施(一・一)。一〇年以上支払われているコルホーズ員の年金最低額の引き上げ(一・一)。生産性の向上に関連して解雇された勤労者に、その者の平均賃金を三カ月保障することを規定した法令(ソ連最高会議、一二月)。「労働ベテランの、継続労働勤務期間にたいする老齢年金への付加金の加算の場合における制限の廃止に関する」ソ連閣僚会議の決議(七・一三)。
一九八九年	一部有給育児休暇期間の延長(一歳半まで)、同時に、追加の無給休暇二歳に延長。低所得家庭への児童手当の支給対象年齢を八歳から一二歳に引き上げ。

【資料紹介】（労農政府『法令・命令集』より）

ロシア社会主義革命直後の時期（一九一七―一八年）における社会保障関係の法令・命令

§解　説§

この資料は、一九一七年ロシア十月社会主義革命後、労働者・農民政府（ソビエト政府）が発布した『法令・命令集』（собрание узаконений и распоряжений）の№1（一九一七年一二月一日）から№90（一九一八年一二月二〇日）までの号のなかから社会保障に関係があり、社会保障の研究に必要と思われる法令・命令を選択し、それを翻訳したものである。

配列は、原則として、公布の年月日の早いものから順に並べており、それぞれの法令・命令には掲載された『法令・命令集』の年月日、号数を記した。また、法令・命令そのものにも、それぞれの公布の年月日、掲載紙誌などが記されているものが多い。ここでは、一九一七年の十月社会主義革命後の労働者・農民政府（社会主義政権）が公布した最初の法令・命令から一八年末までの時期のものが範囲とされている。

ここで対象とした一九一七年の十月革命後から一八年末の期間は、社会主義革命直後、社会主義政権のもとで、社会主義の方向に向けて新しい社会保障の形成が始まった重要な時期である。約一ヵ年という短い時期であるが、この間に社会保障に関して実に数多くの、また重要と思われる法令・命令が公布されている。このことは、社会主義政権が社会保障をいかに重要視していたかを証明しているといえるだろう。具体的にみても社会主義政権のもとで社会保障に関する初めての重要な法令・命令がつづいて公布されている。そのなかでも注目すべきは、たとえば、一九一七年では、レーニンの「労働者保険綱領」をもとに新しい政権が社会保険（社会保障）の創設の方針を明らかにし、直ちにその実現にとりくむことを宣言した「社会保険に関する政府通達」、世界で初めての資本家負担による失業保険である「失業保険に関する規則」（「失業保険規則」）、無料の広範な医療の実施を内容とする「疾病保険に関する布告」（「疾病保険規則」）などであり、一八年には、世界で最初に社会保障という名称を使用し、そして、社会保障の具体的な内容を示した「勤労者社会保障規則」をはじめそれに関係する多くの重要な法令・命令がある。このように、この時期には、ソ連の社会保障、そして社会保障一般の研究にとってもきわめて重要だと思われる数多くの法令・命令の資料がある。それにもかかわらず、わが国ではまったくといってよいほど、これらの資料がまだ紹介されていない。このことからも、これらの資料を掲載することは意義があると考えた。

この時期の社会主義政権のこれらの社会保障政策は、世界で初めての社会主義のもとでの社会保障をめざす改革であった。そして、これらの法令・命令のうち重要なものはすべてレーニンの署名のもとに公布されたものである。そのため、レーニンの直接的な指導のもとで社会主義政権がどのような社会保障をめざし、どのようにその創設、拡充をすすめていったかが、具体的に理解できると思う。

そこでは、レーニンの「労働者保険綱領」が基本的な方針となっており、社会主義のもとでの社会保障がその方針にもとづいて具体化され、発展させられていることがわかるだろう。また、レーニンが直接的に社会保障の創設、改革を指導したという点から、レーニンの社会保障にたいする考え方を理解するうえでも興味のある資料だといえる。

もちろん、その当時のロシアの政治、経済、社会の諸条件を考慮にいれて、これらの資料を理解しなければならないことはいうまでもない。たとえば、この期間は社会主義革命直後の時期であり、社会主義の物質的条件はまだ十分に形成されていなかった。そして、もともとロシアは経済的に比較的おくれた国であって、そのうえ第一次大戦、国内戦争、外国の武力干渉などで国民経済は壊滅的といえるほどに破壊され、飢えや病気がきわめて増大していた。そのような異常ともいえる困難な諸条件のもとでの社会保障の形成であった。そのため社会保障の形成(本書第一章参照)で、たとえば給付の種類、水準などは、低い経済力、財政力などにより大きく制約されていたということなども考慮しなければならない。また同時に、このような困難な諸条件のもとでも社会主義政権がレーニンの指導のもとに一貫して新しい社会保障の創設、拡充に努力し、当時、世界的にみても、資本主義国ではまだみることのできなかった画期的な内容をもつ社会保障をつぎつぎに実現していったことは注目に値する。

この資料を、年代順にながめるだけでも、比較的発達の遅れた資本主義のロシアで、劣悪な社会保険(一九一二年の疾病保険、災害保険)しか存在しなかったという状態から、社会主義革命後、社会主義政権が世界での最初の経験として、当時の客観的な諸条件のもとで社会主義に向かって社会保障をどのように形成していったかが具体的に理解できると思う。

筆者はさきに、これらの資料をもとに、その内容も含めて、『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社、一九八一年)をまとめている。これらの拙稿も合わせて利用し、ソ連の社会保障の理解をより深めて頂くことができればたいへん幸せである。

【一、一九一七年】

『労働委員会の構成について』

ソビエト大会の法令の執行として、労働委員会は、つぎの組織の代表と、部を管理する者から構成する。すなわち、

(1)全ロシア労働組合評議会
(2)ペトログラード労働組合評議会
(3)全ロシア保険ソビエト
(4)全ロシア金属工労働者組合
(5)全ロシア織維業務労働者組合
(6)全ロシア鉄道職員・労働者組合
(7)全ロシア郵便・電信職員組合
(8)社会保険部　ヴィノクーロフ博士
(9)立法部　予定、エム・ルーリェ(ラーリン)
(10)労働保護部　ア・コロンタイ
(11)労働市場および労働職業紹介所部　ヴェ・シミトチ
(12)争議および職業紹介所部　エフ・ヘトローヴィ
(13)監督および職業紹介所部　チウバーリ

ロシア共和国の名において
労働委員　アレキサンドル・シリャプニコフ

一九一七年一〇月二八日付　『臨時労農政府新聞』No.1で公布。
(С. у. 1 Декабря 1917г., No. 1, ст. 11.)

『社会保険に関する政府通達』

ロシアのプロレタリアートは、自分の旗に賃労働者、そして都市と農村の貧困者の完全な社会保険を提起する。地主と資本家の政府も、連立・協調主義政府も同じように、労働者の保険要求を実施しなかった。

労働者、兵士および農民の代議員ソビエトに立脚する労農政府は、ロシアの労働者階級、そして都市と農村の貧困者にたいし、この政府が労働者保険スローガンにもとづく、つぎのような完全な社会保険に関する法令の発布に即刻、着手することを布告する。

(1)例外なくすべての賃金労働者、そして都市と農村の貧困者に保険を適用すること。
(2)労働能力喪失のすべての種類：疾病、傷害、障害、老齢、母性、寡婦、孤児、それと失業の場合に保険を適用すること。
(3)保険のすべての費用をことごとく企業主に負わせること。
(4)労働能力喪失と失業の場合に、少なくとも稼得賃金全額を補償すること。

(5)すべての保険組織での被保険者の完全な自治。

ロシア共和国労働人民委員の名において、アレクサンドル・シリャプニコフ

一九一七年一一月一日付『臨時労農政府新聞』№３で公布。

(C. y. 4 Декабря 1917г. No. 2, ст. 17)

『年金増額について』

今後、一九一二年六月二三日付災害事故による労働者保険に関する法律の根本的改革まで、労働者保険綱領の原則：すべての労働者への保険の適用、被災者への稼得賃金全額の補償、被保険者への自治の委任、および労働者組織から選出された医師の手への被災者の審査業務の移譲、にもとづいて、一九一七年一一月八日人民委員会議でつぎのように決定した：すなわち、生活の物価騰貴の理由により：

1、一九一七年までを含め、災害事故の年金受給者のすべてにたいし、年金は一九一七年一月一日より年金基金により一〇〇%だけ即刻、増額される(工業労働に関する法規、第四五三条および第四五四条)。年金基金は、三年の期間で、予備金、業務からの使用されない剰余、そして不足の場合には、企業主による追加の払込金によって補充される。

この工業労働に関する法規、第四五九条に従って、つぎの注を補足する…「保険組合(товарищество)においては、年金基金から、災害事故の被災者にたいし、生活の物価騰貴の理由により、一〇〇%だけ年金増額のための借用を、三年の期間で予備金、業務からの使用されない剰余、そして不足の場合には、企業主による追加の払込金によって、この借用を償却するという条件のもとでおこなう」。

ロシア共和国政府の名において

人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

労働人民委員　アレクサンドル・シリャプニコフ

人民委員会議総務部長　ウラジミール・ボンチーブルエヴィチ

一九一七年一一月八日

同会議書記　エヌ・イルブウノフ

一九一七年一一月一〇日付『臨時労農政府新聞』№７で公布。

(C. y. 4 Декабря 1917г., No. 2, ст. 25)

『疾病金庫への、すべての治療の、施設と企業の無償の引き渡しに関する、あるいはこれらを持たない場合における、これらの設備にたいする貨幣額の支払いに関する法令』

今後、保険ソビエトによって、疾病金庫の手に医療援助を

引き渡す手続きと規準（ノルマ）が作成されるまで、人民委員会議は、一九一七年一一月一四日、つぎのように決定する。

(1)疾病金庫の手に医療援助を引き渡す場合、企業主は、企業のすべての治療施設を、もし疾病金庫がそれらを用にたっていると認めるなら、疾病金庫に無償で引き渡すよう義務づける。

(2)企業の付属にある治療施設が、医療援助の規準を充たさない場合、もし疾病金庫が自分の手にそれらを引き受けることに同意しないなら、企業主は、それらの治療施設を医療援助の規準に合致した状態にもっていくための追加資金を疾病金庫に支払うよう義務づけられる。

(3)企業が治療施設を所有していない場合、あるいは、存在する治療施設が用にたっていない場合には、企業主は治療施設（病院、外来診療所（アンブラトーリヤ）、産院、サナトリウムおよび救護所）の設備にたいする資金を、労働者一〇〇人当たり一般病院ベッド一床と女子労働者二〇〇人当たり出産ベッド一床の計算により、それらの実際の価格で、疾病金庫に支払うよう義務づける。

(4)企業主には、この法令の発布まで、彼らのところに存在する治療施設：病院、外来診療所、産院などを閉鎖する、譲渡する、あるいは縮小することを禁止される。

人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ（エヌ・レーニン）

労働人民委員　ア・シリャプニコフ

一九一七年一一月一六日付『臨時労農政府新聞』№.12で公布。

(C. y. 8 Декабря 1917г., No. 3, ст. 34)

『人民委員、高級職員および高級官吏の報酬額について』

例外なくすべての国家的、公共的、および私的施設および企業で、高級職員および高級官吏の俸給を低める目的で、もっとも強力な措置に着手することを必要と認め、人民委員会議はつぎのことを決定する。

(1)妻子のない人民委員の最高限俸給を月額五〇〇ルーブル、および労働能力のない家族員一人につき一〇〇ルーブルの付加を裁定する：住居は各家族員に一部屋が許可される。

(2)すべての地方の労働者・兵士・農民代議員ソビエトにたいし、高級職員への特別課税のための革命的措置の準備と実施を依頼する。

(3)財務省と個々のすべての人民委員にたいし、直ちに各省の見積もりを研究し、過度に高いすべての報酬と年金を切り詰めるよう委任する。

一九一七年一一月二三日付『臨時労農政府新聞』No.16で公布。

(С. у. 8 Декабря 1917г., No. 3, ст. 46)

『慈善的施設と障害者救済関係の閉鎖について、およびそれらの業務と貨幣総計額の障害兵士執行委員会への譲渡について』

民主的方法にもとづく選挙手続きによる国家保護省付属障害兵士臨時中央執行委員会および地方執行委員会の完全な網(ネット)の組成を予想して、今後、第三回障害兵士全ロシア大会まで、全ロシアについて、障害兵士およびその家族を救済する目的をもって形成されている他のすべての団体、委員会、その他の施設の閉鎖に直ちに着手することを指令する。すべての貨幣総計額、用具および業務は、地方での障害兵士執行委員会に直ちに譲渡され、団体自身と種々の慈善的施設は、今から閉鎖されたとみなされ、障害者へあらゆる救済を与えることにたいするこれからの貨幣支出、それと部と事務室の勤務員の給料も、国家保護省付属中央執行委員会に直接的にはいり、そこからロシア共和国の都市と農村に在る委員会の部ごとにすべて割り当てられるだろう。

ペトログラード市では、戦争障害兵士救済臨時全国委員会は閉鎖され、戦争障害兵士救済ペトログラード市委員会および後者の職員は障害兵士ペトログラード執行委員会の管理にはいる。戦争障害者救済ペトログラード市委員会の貨幣総計額と業務の譲渡は、直ちに実施されなければならず、その際、この委員会の構成員のうち、市自治の者および任命によって職務に従事している者は廃止される。

ロシア共和国の名において

国家保護省委員　ア・コロンタイ

一九一七年一一月一九日

一九一七年一一月二八日付『臨時労農政府新聞』No.20で公布。

(С. у. 12 Декабря 1917г., No. 4, ст. 61)

『企業での労働に派遣され災害事故を受けた軍人の報酬(вознаграждение)について』

今後、労働者保険綱領の原則で、災害事故による労働者保険に関する法律が根本的に改善されるまで、企業での労働に派遣された軍人は、一九〇三年六月二日の規定と一九一二年六月二三日付の災害事故による労働者保険に関する法律の効力に該当する。彼らに傷害年金(увечная пенсия)を加算する場合、労働者の軍人の年間給料は、同じ労働に従事するそ

の他の労働者に定められている単価でそれぞれ決定される。
これに従って、工業労働に関する法規の第三七五条、第四〇三条および第四六〇条はつぎのような注で補足される。

第三七五条への注。

一九一四年六月一九日から始め、企業で労働の場合に災害を受けた、企業での労働にこの第四章で述べられている規定の効力に従う。彼らへの年金の加算は、工業労働に関する法規第三九二条に従い、労働能力の恒久的喪失の確定の日から実施される。

第四〇三条への注。

企業での労働に派遣され、怪我をした軍人の年間の給料は、恒久的労働能力喪失の場合の年金を彼らに裁定する場合、同じ労働に従事している他の労働者に定められている単価によって算定される。

第四六〇条への注。

一九一四年六月一九日から始め、企業の所有者から、彼らの企業に従事する軍人にたいし追加的な払込金を徴収する権限が、保険組合に委任される。

ロシア共和国の名において　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)
労働人民委員　ア・シリャプニコフ
人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ-ブルエヴィチ
同会議書記　エヌ・イルブーノフ
一九一七年一一月九日

一九一七年一一月一一日付『臨時労農政府新聞』No.8で公布。

『住民の広汎な大衆の罹病率、死亡率および非衛生的生活条件との闘いについて』

(С. у. 12 Декабря 1917г., No. 4, ст. 65)

戦争、経済的混乱およびそれによって引き起こされた食料不足と住民の衰弱は、労働政府の前に、住民の広範な大衆の罹病率、死亡率および非公衆衛生的生活条件との国家的規模での闘いに関する問題を提起している。給水、合理的な下水管施設および商・工業施設、住んでいる部屋にたいする公衆衛生的監視に関して、住民から選出される公衆衛生監督組織に関して、罹病率と死亡率およびとくに子供の死亡率、結核病、梅毒などとの闘いに関して、伝染病との闘争に関して、住民への人民サナトリウム、健康によい地域を保障することに関してなどの、余すところなくおこなう公衆衛生立法がどうしても必要である。薬局の私的所有の停止の意味で、薬局業務を変更すること、およびそれの社会的自主管理への譲渡がどうしても必要である。医師助手に関して、時期が熟した

法律問題の解決がどうしても必要である。戦時体制解除と関連した手段の採用が切迫している。統計の正しい組織化がどうしても必要である。

指摘したすべての課題を遂行することは、住民の広範な層自身を仕事に引きつけることによって可能である。この目的のために、社会的自主管理の医療衛生組織、たとえば：県と郡の医療衛生ソビエト、それと中央医療衛生ソビエトが広範に利用されなければならない。

これらの組織は、現在の自身の構成で、たとえ地方自治体と都市の自治の選出された機関であるとはいえ、地方住民の広範な層、労働者と農民の組織がそこに十分に代表されていない。

地方住民からの広範な代表者とともに、これらの医療衛生組織の完全な民主化がどうしても必要である。第一に重要である医学問題の決定的研究のため、ソビエト的立場に立った医療職員の代表者大会がどうしても必要である。

前述のプログラムの実施に着手しつつ、内務人民委員部、交通路人民委員部および国家保護人民委員部、の医療部管理協議会は、労働者・兵士・農民代議員ソビエト中央執行委員会を支持する医療職員のすべての者――医師、医師助手、女子医師助手および薬剤師――に住民の勤労大衆のための共同の仕事のために農民と労働者政府の周囲にしっかりと団結することを呼びかける。

真筆署名：ヴェゲリ、ア・ヴィノクーロフ、バルスウコフ、ゴロヴィンスキーおよびヴェギィロフ

一九一七年一二月二日付『臨時労農政府新聞』No.23で公布。

(С. у. 16 Декабря 1917г., No. 5, ст. 81)

『保険ソビエト(страховой совет)について』

1、保険ソビエトは、労働者の保険に関係するすべての業務を管理するために労働人民委員部の付属で構成される。

2、保険ソビエトは、被保険者から二四名、全ロシア労働組合中央評議会から四名、工場委員会および農業労働者委員会、の中央評議会から二名ずつ、労働人民委員部から三名、司法人民委員部から一名、雇用主から八名、および地方と都市の自治、医師および法律家から一名ずつのメンバーで構成される。

3、保険ソビエトは、そのなかから議長、議長補佐二名および書記二名を選ぶ。

4、人民委員部からのソビエト構成員は、当該の人民委員の指令によって指名される。

5、選挙によるソビエト構成員の権限の期限は一年と定め

る。

6、地方と都市の自治からの構成員、医師と法律家からの構成員、全ロシア地方自治会員連盟と都市連盟の主要委員会、エヌ・イ・ピロゴーフ記念ロシア医師組合理事および全ロシア法律家同盟によって、受け持ちに従って選出される。

7、保険金庫からのソビエト構成員は、この規定の第27項に従って招集される全ロシア金庫加盟者大会で定められる規則の手続きによって選出される。

8、全ロシア労働組合中央評議会と、工場委員会および農業労働者委員会、の全ロシア中央評議会からのソビエト構成員は、それぞれの全ロシア大会で選出される。

9、雇用主からのソビエト構成員は、彼らの相互の同意により、中央企業家組織によって選出される。

10、保険金庫加盟者、労働組合、工場委員会と農業労働者委員会、同じく雇用主からの構成員としてのソビエトの構成員には、たとえ保険金庫、労働組合、工場委員会と農業労働者委員会、および企業家組織のそれぞれの加盟者の状態にないとしても、男女の者が選出されることができる。

11、ソビエト構成員の補充のため、代理者が選出される：被保険者から一二名、全ロシア労働組合中央評議会から二名、工場および農業労働者の全ロシア中央評議会から一名ずつ、雇用主から四名および都市と地方の自治、医師、法律家から第7、第8、第9および第16項の手続きで一名ずつ。

選出された構成員の補充は、選挙の場合に受けた投票の多数という手続き、投票の同数の場合はくじでおこなわれる。

代理者は、ソビエトの会議に参加することができ、そして構成員の全員の出席のときには、ただしこの場合は発言権だけをもって参加できる。

12、権限の期限満了後、選挙によるソビエト構成員とその代理者は以後、新しい選挙まで、自分の義務を遂行しなければならない。退役した者は、再び選出されることができる。

13、ソビエトの仕事に参加するため、ソビエト構成員は、国家出納局の資金から、ソビエトの定員規定によって定められる金額の報酬を受ける。

代理者の報酬の金額は、ソビエトの命令で定められる。

14、保険金庫、労働組合、工場および農業労働者委員会の加盟者からのソビエト構成員の資格によって彼らに負わされている義務に従事し、労働あるいは勤務を欠席することは、雇用主にたいし、欠勤あるいは仕事の欠席により、彼らに処分を課す(一九一三年発布の工業労働に関する法規、第一〇四条および第一〇六条)あるいは雇用契約の期限前破棄を要求する権利を与えない。

15、ソビエトの会議には、審議される問題の本質について有益な知識を期待できる者が招かれることがある。人民委員部の管轄に関係し、ソビエトの構成に自分の代表者をもたない問題の審議の場合には、所管の人民委員との関係によって、そのような者が招かれる。招かれた者は、発言権を行使する。

16、保険ソビエトの事務の指導は、保険ソビエトの総会で選ばれるソビエトのビューローに負わされる。

ソビエトの会議は、必要に応じてビューローが定める。問題は、ソビエトのビューローの定めた手続きでソビエトの審議に提出される。ソビエトの構成員は、自分の管轄に関係する問題をソビエトでの審議に、ビューローを通じて提出する権限が与えられている。

17、保険ソビエトの管轄には、つぎのことが該当する。

(a)現行の指令の範囲内での、労働者保険のすべての種類に関係する規定、訓令の発布、それと地方の保険施設のいまの業務を管掌する行動の手続きを決定する命令の発布。

(b)労働者保険の問題に関する指令を地方の保険施設が適用する場合に生じる可能性のある疑念の検討。

(c)法律によってソビエトに控訴されるべき保険官庁の決定の廃止。

(d)保険官庁の決定にたいして保険ソビエトに提出される訴願の解決。

(e)保険官庁の構成員への、この官庁の仕事への参加にたいする報酬の額の確定。

(f)保険金庫およびそのほかの保険施設の報告書に関する規定の発布。

(g)協同組合(アルテリ)で働いている者、それと手工業者、家内工業者および雇用労働の適用なしで独立して働いている貧農に保険の法律を適用する一般的な根拠の確立。

(h)労働者の保険業務に関する立法規定、ソビエトの部と総会への命令の審議。

(i)保険業務を管掌する地方の施設の事務の審査の施行について、それと保険金庫とそのほかの保険施設の審査の施行についての予定。

(j)ソビエトの管掌の対象に関係をもち、労働人民委員部、それと同じくソビエト構成員によって、ソビエトのビューローを通じて提出された問題の審議。

18、つぎのことはとくに保険ソビエトの管轄に該当する。

Ⅰ　疾病の場合の労働者保険規則について

(a)雇用主による、然るべき報告の提供の形式と手続き、それと、その報告を内容とする書物と公式文書の管理の手続き、およびこれらを検査に提出する手続きの確立。

(b)疾病金庫の施設のための期限の指令。
(c)疾病金庫の加盟者にたいする治療施設の設立と維持に関して、ならびに医療援助を種々の種類で与える規準に関しての規則の発布。
(d)疾病金庫の加盟者に医療援助を移行させる手続きと一般的根拠の確定。
(e) 疾病金庫の加盟者を治療する治療施設の医学的報告書の形式の確定。
(f)疾病金庫の活動に関する年間報告の形式の確定。

Ⅱ 災害事故による労働者保険規則について

(a)いかなる場合に災害事故が生じたかという事情を証明する証拠の形式の確定。
(b)年金受給に必要な証明書を年金受給者に届ける期限の確定。
(c)年金手帳の形式とそれの交付手続規則の承認。
(d)仕事の種類とそこでの従事者数についての報告提出期限の確定。
(e)時価に見積もられた年金価格算定のための表の確定。
(f)雇用主の保険払込金総額のための根拠の検討。
(g)生産の危険等級(クラス)の承認と決定。
(h)災害事故の計算に関する報告書の形式の確立。

Ⅲ 失業による労働者保険規則について

(a)企業主による失業者基金への賃金にたいする%での払込金額の確定。
(b)全ロシア失業者基金の入居、保管および使用の規定の確定。
(c)雇用主による然るべき報告提出の手続き形式の確定。
(d)保険の官庁の決定にたいする訴願の検討。

19、保険ソビエトは総会およびソビエトの個々の部で業務を検討する。

20、個々の部は、(a)疾病保険、(b)災害保険、(c)失業保険、(d)身体障害、などに関する諸問題と業務の検討のためにソビエトに設けられる。

21、部の構成、それの選挙手続きおよび個々の部の間への業務の配分は、各部への特別な訓令でソビエトによって確定される。

22、ソビエトの決定は最終的である。労働人民委員部にソビエトの決定にたいする拒否権を行使する権限が委任される。

23、個々の委任の遂行のため、ソビエトあるいはその部は、ソビエトの総会の決定により、ソビエトの構成員でない者もその構成に招かれる場合のある委員会が形成される。

24、この規定の第17項の(i)で述べられている審査される施

設あるいは人の審査をおこなう場合、審査の対象に関してのすべての帳簿、計算書および公式文書を審査官に公にするよう義務づけられる。

25、総会、部および委員会、同じくソビエトのビューローでの内規は、ソビエトによって作られた命令によって決定される。

26、ソビエトの決定は、ソビエトのビューローの裁量によって、地方保険施設、保険組織、同じく、政府と集団の施設と組織に無料で送付される特集として発表される。これに反して、強制的意義をもつソビエトの決定は、政府の中央機関への全体的報告で発表される。

27、労働者保険の業務に関係する一般的な性格のもっとも重要な措置を審議するために毎年、被保険者の全ロシアおよび州の大会が招集される。

(注) 大会での選挙手続きは、保険組織の労働者によって、地方で決定される。

28、保険ソビエトの事務は、ソビエトのビューローの指導の下で労働人民委員部の社会保険部に負わされる。

29、保険金庫の加盟者のうちから保険ソビエト構成員が選出されるまで、この規定の第7項の手続きによって、このソビエト構成員は労働者一、〇〇〇人当たり一人の代表という計算によりレニングラード全市保険会議で選出される。

雇用主からの社会保険構成員は、この規定の第9項に指示された手続きで選出されるまで、ペトログラード工業主組合で選出される。

選挙の場合におこなわれた不公正にたいする訴願は、労働人民委員部に提出される。

労働人民委員　ア・シリャプニコフ
社会保険部長　ア・ヴィノクーロフ
部書記　ア・パデリン

一九一七年一一月二〇日

一九一七年一二月一二日付『臨時労農政府新聞』No.30で公布。

(С. у. 21 Декабря 1917г., No. 7, ст. 106)

《失業保険について》

『失業保険規則』

(1)この規則の効力は、ロシア共和国全地域に、そして性と年齢の差別なく、労働のすべての部門で雇用されて働いているすべての者に、労働の性格、それと、彼らが国営、私的、集団的のどこの施設あるいは私人のところで雇用されて働いているかに関係なく、広げられる。

(2)この規則の効力は、労働組合の地方あるいは州の評議会によって定められた、当該地域の労働者の平均稼得賃金の三倍以上の正規の稼得賃金の者には広げられない。

(3)失業者ということを、この規則は、その者の生存の主要な源泉が雇用労働であって、当該労働組合によって定められた報酬ノルマによる労働を見つける可能性をもたない、すべての労働能力をもつ者で、その労働がない場合――職業紹介所で、および地方職業紹介所あるいは労働組合に登録されていて、疾病金庫でその労働がない場合と解釈する。

(注)　ロックアウトの結果、稼得賃金を失った者も失業者と考えられる。

(4)この規則の解釈で失業者と考えられないのは、(a)稼得賃金の喪失なしに労働を失った者、(b)ストライキが継続している間に、ストライキの結果、賃金を失った者、(c)地方失業者金庫あるいはその機関の決定により、相当の理由なしに、以前の労働をやめたり、新しい労働に就いたり、あるいはそのときに手当を必要としない者。

(5)失業に在ることとその継続期間は、職業紹介所と労働組合をつうじて、地方失業者金庫によって確定される。

(6)保険手当による失業者の保障のための資金は、所得、財産および遺産にたいする累進税の適当な部分のこの資金への控除金で形成される。

(7)この税金が実施されるまで、保険手当による失業者の保障のための資金は、雇用主の払込金によって形成される。

(8)この払い込みは、雇用主によって地方失業者金庫におこなわれ、統一的な全ロシア失業者基金を形成する。全ロシア失業者基金は、失業保険中央委員会の作成した規定に従って場所を与えられ、保管される(第25項)。

(9)失業基金への雇用主による払込金の額は、賃金にたいする%で決定され、全ロシア労働組合評議会によって提出された資料に従って、三%より低くない高さで、失業保険中央委員会によって全ロシア的に統一的に設定される。季節労働者にたいする雇用主による払込金の最低額は、賃金の五%の高さに定められる。

(10)地方失業者金庫委員会あるいは失業保険の県委員会とか中央委員会の決定により、各人の稼得賃金にたいする%比率の代わりに、等級による払込金の設定を採用されることがある。

(11)払込金は、稼得賃金の支給日から週の期限で、地方失業者金庫に雇用主によって払い込まれる。前記の期限に払い込まれない金銭は、労働人民委員の命令によって、抗弁できない政府の要求による督促の手続きで、雇用主から徴集され、

そのうえ雇用主からは、完全にたいし不完全な月とみなし、期限内に納入されなかった額から、一ヵ月に一〇%の額での延滞利子が失業者基金のために徴集される。

⑿雇用主には、失業者金庫によって、つぎのことが義務づけられている。

(a)週の期間に、各人について雇ったか解雇したか届け出ること。

(b)失業保険中央委員会によって定められた形式により、雇用されている各人のそれぞれの稼得賃金額について報告を届けること。

(c)前記の報告を内容とする書き込みをすること。

(d)この失業者金庫委員会によって全権を賦与された者にたいし、前記の報告を確認する、該当の文書、書き込み、計算書および帳簿を提出すること。

⒀この規則の解釈による稼得賃金は、つぎのように考えられている。

(a)その期間における、超過勤務にたいするものも含む、俸給あるいは賃金として稼いだ額(出来高払い、日給、月給そのほか支払方法に関係なく)。

(b)これと同じ期間における現物の給与の価格(住居、食事そのほか)、もし、これらが雇用主によって提供されるなら、この場合、住居の給与の価格は賃金の二〇%、食事そのほかの価格は実際の高さで決定される。

(c)利潤へのその者の参加割当とその者によって受け取られる利益配当。

⒁失業者への手当は、その地域の平均日額賃金の額、ただし、その失業者の実際の稼得賃金の額を超えないような額で支給される。各地方失業者金庫による手当支給の開始時期は、これにたいし地方金庫の支出を開いている失業保険中央委員会の施設によって決定される。失業保険中央委員会は、事情によってこの条項で定められた手当の規準(ノルマ)を低める。

(注)その地域の平均賃金は、労働組合の地方あるいは州評議会によって定められる。

⒂失業者は、失業の四日目から、手当を受ける権利を行使する。

⒃疾病金庫の援助を受ける権利をもたない失業者が疾病の場合には、地方失業者金庫は地方失業者金庫の勘定に費用を引き受けながら、疾病の期間、疾病金庫の規準(ノルマ)による援助をおこなうことについて、地方疾病金庫との合意をする。

⒄地方失業者金庫は、二〇、〇〇〇人以上住民のいる、それぞれの都市あるいは定住地に即刻、設立される。ほかの地域にも、地方失業者金庫が設立され、そのそれぞれは一定の

区を含み、そのうえ、各区の地域境界は、県失業保険委員会の提出によって、失業保険中央委員会によって確定される。

⒅地方失業者金庫には、自分たちの間でも他の組織、施設とも連合を形成し、合意にはいる権利が与えられる。

⒆地方失業者金庫は、自分の名において、所有権および不動産にたいするそのほかの権利を含む、財産の権利を得ること、約定を結ぶこと、裁判を求め裁判に応じることができる。

⒇地方失業者金庫の業務は、労働組合地方評議会の代表の四分の三、および地方疾病金庫の代表の四分の一で構成される金庫委員会が管理する。もし、その地域に労働組合評議会あるいは統一的な地方疾病金庫が存在しない場合には、それぞれの施設(個々に労働組合と個々に疾病金庫)の代表委員が集まり、彼らによって信頼された一部が代表者として選ばれる。

(21)金庫委員会は、そこから：(a)理事会と(b)監査委員会を区別する。

(22)この規則の適用に関する地方失業者金庫委員会の決定は、二週間の期限内に、失業保険県委員会に不服申し立てすることができ、県委員会の決定は、同期限内に、中央委員会に不服申し立てすることができる(第25項)。不服申し立ては、決定の執行を停止しない。

(23)保険の業務に関しての県の官庁の機能と保険ソビエトの機能は、この規則の適用によって、失業保険県委員会と失業保険中央委員会に負わされる。

(24)失業保険県委員会は、労働組合評議会からの代表九名、疾病金庫から四名、職業紹介所から一名、労働人民委員部から一名、商・工業人民委員部からの一名、都市の自治からの一名と地方の自治からの一名の、一九名の構成で形成される。

(25)失業保険中央委員会はペトログラードにあり、全ロシア労働組合中央評議会からの一三名、保険ソビエト付属の保険グループの労働者から五名、労働人民委員部から二名、商・工業人民委員部から一名、全ロシア地方自治会員連盟からの一名および都市連盟からの一名の、二三名で構成される。

(注)　中央委員会は、中央委員会のあらゆる決定と同じように、すべての地方金庫と県委員会に強制的な命令と訓令を公布する権限をもっている。

(26)失業者金庫の最初の構成についての県委員会と中央委員会の指図の行動は、当該労働組合評議会、そしてそれが存在しない場合には、労働組合と疾病金庫の代表者会議に負わされている。

(27)第26項に示した組織が一週間の期限内に、失業者金庫の形成に着手しない場合には、労働人民委員の命令によって、

それが設立される。

(28)この規則は、直ちに効力を発生し、電信によって実施される。この規則の違反にたいしては、裁判により一年以内の監獄の刑罰が決められる。

執行委員会議長　スヴェルドロフ
人民委員会議議長　ウラヂミール・ウリヤーノフ（レーニン）
労働人民委員　ア・シリャプニコフ
人民委員会議総務部長　ウラヂミール・ボンチ—ブルエヴィチ
同会議書記　エヌ・ゴルブウノフ

一九一七年一二月一一日

一九一七年一二月一三日付『臨時労農政府新聞』No.31で公布。

（С. у. 23 Декабря 1917г., No. 8, ст. 111）

『官営と私営鉄道の医療係(медицинская часть)付属、および官営と私営鉄道建設付属の医療・サナトリウムソビエトの編成について』

官営と私営道路の理事会および官営と私営鉄道建設管理局へ

官営と私営鉄道および官営と私営鉄道建設の医療係を組織化するため、職区医師(一名)から、職区医師助手から——各職区からの選挙による一名と各地区からの補助的医療員の代表者のうちの一名——医療・サナトリウムソビエトが組織される。

このソビエトは、医師長と、医療係についての鉄道あるいは鉄道建設中央ソビエトに前述の医療員の各部類の者から一名ずつの代表を選ぶ。

医師長はソビエトの執行機関であり、すべての管理は医師長とソビエト構成員の一名の署名のうえおこなわれる。医師長は部長の資格を行使する。

すべての医師長は、この命令の日から二カ月の期限で、建設についての報告にある医師および五線の職区より少ない鉄道の使用あるいは建設の医師長を除いて、前述した概要によって選挙されなければならない。医師長は部長の資格を行使する。

交通路人民委員代表医師　エム・エリザロフ
交通路人民委員医師協議会メンバー：
エム・ゴロヴィンスキー、エム・バルスウコフ

一九一七年一二月一四日付『臨時労農政府新聞』No.32で公布。

(С. у. 23 Декабря 1917г., No. 8, ст. 118)

『国の出納局からの一人あるいは家族への一カ月支給三〇〇ルーブルを超える年金の支給停止について』

≪財務省について≫

国の出納局からの、一人あるいは家族への一ヵ月支給三〇〇ルーブルを超える年金の支給は停止される。

財務人民委員の一般的規定の公布で、前記の額の年金の裁定の事情と根拠の解明によって、尊重に値する場合には、年金の実施、ただし前述の額の範囲を超えない額で継続することについての命令を与えることが依頼される。

人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)
財務人民委員　ヴェ・メエンジンスキー
国家統制人民委員　エッセン
人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ―ブルエヴィチ
同書記　エヌ・ゴルブウノフ
一九一七年一二月一一日

一九一七年一二月一五日付『臨時労農政府新聞』No.33で公布。

(С. у. 24 Декабря 1917г., No. 9, ст. 124)

『戦争傷害者の年金にたいする%による付加金の支給について』

人民委員会議は、税務監督局と出納局に、一九一七年九月一日からの期間にたいし、一九一七年一〇月一一日付臨時政府決定に従って、戦争傷害者の年金への%による付加金の支給に直ちに着手するよう命令する。

年金への%による付加金の支給の場合、第二、第三および第四地区に算入されるすべての都市と地域は、第一地区に移される。

傷害士官は、現在彼らが受けている年金の代わりに、この布告で兵士にたいして定めた年金を受ける権利を有する。

この目的のため士官は、兵士に一般に通用する手続きによって確認される。

人民委員会議議長　ウリヤーノフ(レーニン)
保護人民委員　コロンタイ
同委員　ディベンコ、カレーリン、コレガエフ
人民委員会議総務部長　ボンチ―ブルエヴィチ
同書記　ゴルブウノフ
一九一七年一二月一六日

一九一七年一二月一六日付『臨時労農政府新聞』No.35で公布。

(C. у. 24 Декабря 1917г., No. 9, ст. 143)

『保険官庁(страховое присутствие)規則

《保険官庁について》

(1)各県、あるいは各州に保険官庁が設立される。官庁は県あるいは州の主要都市に存在する。保険ソビエトには県あるいは州のそのほかの都市の一つに保険官庁を移すことについて決定する権限が委任される。

(注1) 保険ソビエトには、アジアのロシアの県と州にたいして若干の県あるいは州に一つの官庁を設立することについて決定する権限が委任される。

(注2) 保険ソビエトには、保険官庁の開設の時期と手続きについての規定を発布する権限が委任される。

(2)保険官庁は、保険金庫加盟者からの一四名の構成員、地方労働組合中央評議会から二名の構成員、工場および農業労働者委員会中央評議会から二名、地方労働委員部から二名、地方司法委員部からの一名、地方と都市の自治からの一名ずつ、および雇用主からの四名の構成員から形成される。

(3)保険官庁は、その構成員のなかから議長、二名の議長補佐、および二名の書記を選ぶ。

(4)地方労働委員部と地方司法委員部からの官庁の構成員の裁定手続きは、関係の人民委員によって決定される。

地方と都市の自治からの保険官庁の構成員は、然るべき県地方集会と、官庁の在る都市の市会によって向こう一年間で選ばれる。

保険金庫加盟者からの官庁の構成員は、県あるいは州の保険会議によって向こう一年間で選ばれる。

その会議への代表団選出手続きは、保険官庁によって決定される。

地方労働組合中央評議会および工場委員会、同じく農業労働者委員会からの官庁の構成員は、向こう一年間で、その委員会によって選出される。

雇用主からの官庁の構成員は、地方企業主組織の同意によって、向こう一年間で選ばれる。

選挙の控訴手続きは、保険ソビエトによって決定される。

(5)保険金庫加盟者、労働組合、工場委員会と農業労働者委員会および雇用主からの官庁の構成員には、男女であって、保険金庫加盟者、労働組合、工場委員会と農業労働者委員会および企業主組織のそれぞれの加盟者でない者を選ぶことができる。

(6)地方労働委員会と地方司法委員会からの、官庁の構成員の代理者の指名手続きは、当該の人民委員会によって決定さ

れる。

(7)官庁の構成員の補充のため、つぎのように代理者が選出される…保険金庫からの七名、地方労働組合中央評議会、工場委員会および農業労働委員会から一名ずつ、県地方自治会と市会から一名ずつ、および雇用主から二名。

代理者は、選挙のときに受けた投票の多数決の方法で、ただしその投票が同数の場合には、くじで構成員を補充する。

代理者は、全構成員が出席している場合にも官庁の会議に参加することができるが、発言権をもつだけである。

(8)選挙までの官庁の構成員と委任された権限の期限までのその代理者は、新しい選挙まで、自分の義務を果たさなければならない。

(9)官庁の構成員は、官庁の仕事への参加にたいして、保険ソビエトによって定められた金額による報酬を国家出納局の資金から受ける。

官庁の構成員の代理者は、発言権をもって官庁の会議への参加の場合、官庁の法律で定められた金額の報酬を国家出納局の資金から受ける。

(10)保険金庫の加盟者、労働組合評議会、および工場委員会と農業労働者委員会からの官庁の構成員が、官庁の構成員の資格による彼らの然るべき義務の遂行に従事している間、企業の労働とか勤務を欠席することは、雇用主に、欠勤あるいは仕事への欠席にたいする処分を彼らに課する、あるいは雇用契約の期限前の破棄を求める権利を与えない。

(11)官庁の会議には、審議される問題の本質について、有益な知識を期待できる者が招かれることがある。その者は審議権を行使する。

(12)保険官庁の管轄には、つぎのことが該当する。

(a)労働者保険に関する法律の執行にたいする監視。

(b)保険の法律を拡大して、保険ソビエトによって発布される規定、訓令および決定の執行にたいする監視。

(c)労働者保険に関する法律ならびに保険ソビエトの命令の適用に関する指図行為。

(d)労働者保険に関する法律およびそれらを拡大して発布される規定と決定の適用の場合にぶつかる困難と疑念について保険ソビエトに提出。

(e)保険に該当する企業の労働者と職員および個々人を、全都市と管区の金庫に含めることについての命令。

(f)全都市、管区金庫設立のための期限の確定。

(g)保険金庫の名簿の管理。

(h)都市と地方自治会に所属する治療施設での、患者の給養と治療の一昼夜の価格の額の決定。

(i)雇用主の払込金額の引き上げに関する疾病金庫の決定の承認。

(j)保険金庫の代表会議の決定にたいする不服申し立ての審査。

(k)保険金庫理事会の構成員への選挙の正しくない施行にたいする不服申し立ての審査。

(l)保険金庫の貨幣資金、同じく金庫理事会の事務、簿記および報告の検閲の使命。

(13)保険官庁は、総会と個々のセクションで、業務を検討する。

(14)セクションは、つぎの問題と業務の検討のため、保険官庁によって承認される。

(a)疾病保険について。

(b)災害保険について。

(c)失業保険について。

(d)身体障害、その他。

(15)個々のセクションの構成、その選出の手続き、およびそれらの間の業務の配分は、各セクションにたいする特別な訓令で、保険ソビエトによって確定される。セクションの決定は、官庁の総会で承認される。

(16)官庁での審理に付することについて、告訴人に通知状が送られ、その際、彼あるいはその代理人には、問題の報告のとき出席し、それについての説明を口頭でおこなうか、文書で提出する権利が与えられる。告訴人あるいは代理人の欠席は、もし官庁が告訴人の前記の通知が適時に受け取られたことを確認する可能性をもつなら、問題の解決を停止しない。

(17)不服申し立てについての官庁の決定は、あるいは不服申し立てされた命令が適法であるという認定、あるいはそのことの破棄となるだろう。前者の場合には、告訴人に、その不服申し立てを受理することについて通知され、その際、その者に官庁の決定のコピーが送付される。後者の場合には、告訴人に、彼によって不服申し立てされた命令の破棄について通知される。後者の手続きは、不服申し立てされた命令の破棄の場合に、全体としてでなく、そのある一部であるときにのみ守られる。

(18)疾病金庫理事会の構成員が裁判の責任に問われることについての問題は、問われた者からの説明が前以って要求でおこなわれることによって官庁で審議される。官庁で審理に付することについて、問われる者に通知が送られ、その際、その者とその代理人には、問題の報告の場合に出席し、それについての説明を口頭でおこなうか文書で提出する権利が与えられる。問われた者とその代理人の欠席は、もし官庁が罷免

される者への前記の通知が適時に受け取られたことを確認する可能性をもつなら、問題の解決を停止しない。

⒆官庁の決定の効力のためには、議長も数え、官庁の一四名より少なくない構成員の、会議への出席が要求される。

⒇官庁では問題は、単純多数決で決定される。投票同数の場合は、議長の投票が優勢を与える。

㉑官庁での内規と事務は、保険ソビエトによって発布される命令によって決定される。

㉒官庁の決定にたいしては一ヵ月の期限で、官庁を通じ保険ソビエトへの不服申し立てを提出することができる。前記の一ヵ月の期限は、決定の発布の日からか、あるいは前以って公布される場合には、それが執行された日から計算される。不服申し立ての提出は、決定の中止について不服申し立てが提出されている官庁の特別な決定、あるいは不服申し立ての解決が依存するそのような法令が執行されない場合には、官庁の決定の執行を中止させない。

㉓官庁の事務は、官庁のビューローの指導のもとに、地方労働委員部に負わされる。ビューローは、官庁の議長と、総会に選出された出席者の選挙による官庁の構成員二名で形成される。

官庁にたいする最初の選挙の施行についての指図的な行為は、地方労働委員部に負わされる。

労働人民委員　ア・シリャプニコフ

一九一七年一二月一六日

一九一七年一二月一七日付『臨時労農政府新聞』No.35で公布。

(С. у. 28 Декабря 1917г., No. 10, ст. 148)

『⑴マリ女帝施設庁孤児院評議会、⑵評議会常置委員会、⑶経営委員会、⑷寄付金募金委員会および、⑸夏期サナトリウムでの虚弱な子供の設備にたいし資金を工面する委員会…を廃止することについて』

国家保護省庁の人民委員により、本年一二月一二日、つぎのものが廃止される…⑴マリ女帝施設庁孤児院評議会、⑵評議会常置委員会、⑶経営委員会、⑷寄付金募金委員会および⑸夏期サナトリウムでの虚弱な子供の設備にたいする資金を工面する委員会。

人民委員　ア・コロンタイ

書　記　ア・ペ・ツヴェユトコフ

一九一七年一二月一二日

一九一七年一二月二〇日付『臨時労農政府新聞』No.37で公布。

(С. у. Декабря 1917г., No. 11, ст. 165)

『障害兵士とその家族への救済業務を障害兵士全ロシアソビエトの管理に移譲することについて』

人民委員会議は、つぎのことを決定する。

一九一七年一一月一九日付国家保護人民委員の指令にもとづいて、戦争障害者臨時全国および地方救済委員会は閉鎖されたとみなす。障害兵士とその家族への救済のすべての業務は、障害兵士全ロシア同盟の管理に集中し、全国委員会のすべての資金と業務は、直ちに障害兵士全ロシア同盟中央委員会——障害兵士地方同盟に移譲される。

人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員　エリ・コロンタイ、ヴェ・アルガソフ、ペ・プロシャン

一九一七年一二月二九日付『臨時労農政府新聞』№43で公布。

(С. у. 4 Января 1918г., No. 13, ст. 186)

『労働者・兵士・農民代議員ソビエト中央執行委員会一二月二二日会議で採択された疾病保険に関する布告』

《疾病保険について》

I　一般的規則

1、この規則の効力は、ロシア共和国の全土、そして、性、年齢、宗教、国籍および民族の区別なく、あらゆる労働部門で雇用に従事するすべての者に適用される(すなわち…製造所、工場、鉱業、手工業、建設、商工業、運輸、農業、木材工業、漁業、家内工業、個人サービス、のそれぞれで雇用に従事する者、自由職業人その他)。

(注1)　指摘したすべての部類(カテゴリー)は、労働の性質あるいは期間に関係なく、そしてまた、誰のところで雇われて働くか—国営、社会的、私的あるいは株式の企業とか施設で、あるいは個人のところで雇われて働くかに関係なく保険に該当する。

(注2)　この規則の効力は、述べた要件を充たす外国の市民のすべても受ける。

2、企業で上級の職務に従事している者…管理者、職長、技師、法律家その他、それとすべての自由職業人にたいしては、もし彼らのきまった稼得賃金が保険の官庁によって定められた、当該地域の労働者の平均稼得賃金の三倍を超えるような場合には、この規則の効力は適用されない。

3、保険ソビエトには、生産協同組合(アルテリ)に、この規則を適用するための一般的根拠を定める権限が委任される。

4、保険ソビエトには、任意保険の原理にもとづく疾病保

険に、手工業者、家内工業者および彼らと同様な者、それに、雇用労働の使用なしで独立して働く貧農も引き入れる一般的根拠を定める権限が委任される。

5、この規則の適用の場合に発生する民事訴訟と要求は、保険官庁と保険ソビエトの特別な裁判セクションで審理を受けるべきである。

6、この規則の解釈によると、つぎのものが稼得賃金あるいは給料(содержание)と考えられる。

(a)一年間あるいはそのほかの時の間に、支払方法…日給、月給、出来高払いおよびそのほかに関係なく、超過労働にたいするものも含め、俸給(жалвание)あるいは賃金の形で稼いだ金額。

(b)同じ時の間に雇用主から受ける現物給与、すなわち、住居、食事その他の価格。この場合、住居による給与の価格は賃金の二〇から三〇%未満の範囲で決定され、食事その他の給与の価格は実際の価格で決定され、現物給与の実際の価格は、地方労働組合あるいはその連合の資料によって保険官庁が確定する。

稼得賃金あるいは給料には、利潤へのその者の参加分前、それと、その者が受ける利益配分およびあらゆる種類の追加報酬が含まれる。

7、この規則の適用の場合に発生する疑念の解明は、保険ソビエトに負わされる。

Ⅱ　疾病金庫

8、疾病金庫が設立される。…大都市にたいする全市の疾病金庫および地区管区にたいする管区の疾病金庫。

9、金庫への加入は、労働への許可の日から開始される。

10、金庫への加入は、つぎのときに中止される。

(a)他の金庫への加入者となる場合、

(b)雇用契約の停止後一ヵ月経過して。

11、雇用主は、つぎの義務がある。

(a)雇用に就いたか退職した各人について三日間に疾病金庫に届出し、同じく同じ期間中に従事者と金庫加盟者の各人の状態に生じた、すべての変化について通知する。

(b)企業によっておこなわれる労働についてと、支払い後一週間より遅くなく、労賃のそれぞれとして各個人にたいして支給された稼得賃金について詳細な報告を提出する。

(c)前述の報告を内容とする帳付けと書き込みをする。

(d)これらの報告の検査のため、金庫の理事会(правление)によって、このことにたいし特別に全権を賦与された者に、すべての必要な文書、帳簿、計算書および書き込みを提出する。

（注）　この条項の(a)と(b)で述べた届け出と報告を提出するよう雇用主が義務づけられている形式は、保険ソビエトによって確定される。

12、疾病金庫は、つぎのような、示されるべき定款にもとづいて行動する。

(a)金庫の名称と所在地。

(b)金庫の活動の区(域)。

(c)保険による保障の額での種類。

(d)保険払込金の額、その払い込みの期限と手続き。

(e)代表会議と理事会の構成、権利と義務。

(f)見積と年報告の作成と承認の手続き。

(g)監査委員会の構成、権利および義務。

(h)定款変更の手続き。

(i)金庫の残務整理手続き。

13、疾病金庫は、自分の名儀で、所有権および不動産資産にたいするそのほかの権利を含む財産についての権利を獲得し、あらゆる種類の義務を負い、裁判を求め、裁判に応ずることができる。

14、金庫は事後届出制で設立され、その際、その定款は、その開始の日より遅くなく保険官庁に届け出されなければならない。

15、金庫の定款は、それが法律と矛盾しなければ登記される。登記への拒否については、登記への拒否の理由の説明のため、定款の届出の日より二週間の期限内に、保険官庁によって金庫に通告されなければならない。金庫には、この場合、保険ソビエトに拒否を不服申し立てする権利が留まる。

16、保険官庁は、保険ソビエトの指令に従って疾病金庫開始の期限を定める。もし指示された期限までに疾病金庫が開始されない場合には、保険官庁は、その開始について命令する。

17、疾病金庫は、他の金庫と合併する場合に閉鎖され、その場合、後者に、閉鎖される金庫のすべての権利、義務および財産が移行する。

18、疾病金庫の閉鎖については、その理事会あるいは代表者会議で選出された残務整理委員会が保険官庁に通知する。官庁は第19項に示された手続きで、それを公表するとともに、一覧表から閉鎖された金庫の削除について命令する。

19、保険官庁は、官庁の活動の区(域)内にある疾病金庫を一覧表にする。一覧表に金庫を記入すること、あるいはそこから金庫を削除することについて官庁は、中央保険機関と刊行物の地方行政機関に公示する。

20、疾病金庫は、連合を形成し、相互の間でも、他の組織

および施設の間でも、あらゆる種類の契約と協定を締結する権利が認められる。

21、疾病金庫にたいして、それに負わされている金銭的義務の遂行を容易にするため、金庫は、再保険組合を組織しなければならない。保険ソビエトには、これらの再保険組合に共通な根拠と規則を発布する権限が委任される。

22、他の保険の種類の実施と、全般的(общий)保険金庫の形式の場合、疾病金庫のすべての機能は全般的保険金庫に移行する。

23、疾病金庫は、罹病率の上昇と、下水管施設、給水、住宅関係と一般的な衛生条件の不満足との依存関係、あるいは企業の所有者による衛生立法とか義務的決定の指示の不履行との依存関係について、自主的に研究する権利が委ねられ、なお、責任者は、指摘された原因による発病者の給養についての損害を補償することが義務づけられる。

Ⅲ　保険の対象

24、この規則で定められた保険の対象は、医療援助と貨幣手当である。

A　貨幣手当

25、疾病金庫は、つぎのような場合に貨幣手当を支給する。

(a)労働能力の喪失をともなう金庫加入者の疾病の場合。
(b)加入者の出産の場合――妊婦と産婦にたいして。
(c)加入者の死亡の場合――その埋葬にたいして。

26、疾病の場合の貨幣手当の額は、罹病した金庫加入者の稼得賃金全額で定められる。

27、疾病の場合の貨幣手当は、労働能力喪失の最初の日から全快の日まで、罹病者の実際に欠勤した労働日にたいして支給される。

(注)　障害保険に関する法律の発布の時から、罹病の始めから六カ月経過した、あらゆる病人と、もし、この期間よりも早くその者が障害者と認定されるなら、障害者金庫の扶養に移行する。

28、疾病金庫は、代表会議の決定により、第25項(a)、(b)で示した貨幣手当を、祭日、日曜および企業の労働休止の日にたいして支給する権限が与えられる。

29、疾病金庫は、代表会議の決定により、その地域の平均稼得賃金の三倍に、手当額を制限する権利が委ねられる。

30、出産の場合の貨幣手当は、金庫女子加入者の稼得賃金全額で定められる。

31、疾病金庫は、代表会議の決定により、第30項で規定された手当額を、女子加入者の稼得賃金の一・五倍まで高める

権利が委ねられる。

32、乳児を哺乳している女子加入者には、疾病金庫は、代表会議の決定により、出産の場合の手当を受ける権利の停止の瞬間から、出産後九カ月間、彼女の稼得賃金の四分の一から二分の一未満の額で、特別手当を支給する。

33、乳児を哺乳している女子従業員は、三時間おきに、半時間よりも少なくない休憩が、与えられなければならない。養育には、特別な部屋(託児所)が振り当てられなければならない。

34、哺乳している母親にたいする労働日は(出産後九カ月の期間)、一日に六時間より多くてはならない。

35、死亡の場合の貨幣手当は、その地域にたいする平均一日稼得賃金の三〇倍の額で定められる。この手当は、埋葬についての費用の支弁にたいして予定され、死亡者を埋葬した者に支給される。

36、疾病金庫は、代表会議の決定により、金庫加入者に扶養されていた、その家族員、同じく、事実上、このような家族員の状態にあった者にも貨幣手当を支給することができる。

これらの手当は、ここに述べた者の、疾病の場合、埋葬にたいして、それと内縁の者も除かないで金庫加入者のところでの子供の分娩の場合に支給することができる。手当の額は、代表会議で定められる。

37、今後、保険組合(товарищество)の完全な再編成まで、疾病金庫は、病気の金庫加入者に定められた規準(ノルマ)によって、保険組合の負担でつぎのような場合に手当を支給する。

(a)災害事故の結果、傷害の場合に、労働能力喪失の最初の日から、その回復の日まで、あるいは恒久的な労働能力喪失の確定の日まで。

(b)災害事故の結果、死亡の場合に。

(注)　この理由に関する保険組合の疾病金庫との清算は、三カ月ごとにおこなわれる。

B　医療援助

38、疾病金庫は、金庫加入者およびその家族員、それに事実上、そのような家族員の状態にある者にたいして、あらゆる医療援助を与える。

39、医療援助は、つぎの種類で使用を許される。

(a)突然の疾病と災害事故の場合の応急手当
(b)外来診療所治療
(c)家での治療
(d)助産
(e)患者への完全給養をともなう病院(入院)治療
(f)サナトリウムと療養地治療

医療援助は、無料の医薬、包帯材料、改善食料およびすべての必要な医薬用品をともなう。

40、金庫加入者とその家族員に医療援助を許与するため、この金庫は独立して、あるいは他の金庫と共同して、つぎのことをおこなうことができる。

(a)自分自身の外来診療所、救護室、病院、産院、託児所、サナトリウム、その他を設立し、維持する。

(b)医師、都市と地方自治体およびそのほかの管理部(управление)あるいは施設、それと、私的治療施設と協定する。

41、医療援助は、疾病の全期間中、許与される。

(注)　障害者金庫の形成の瞬間から、すべての病人は、疾病開始後六ヵ月を経過してか、同じく、もしこの期限よりも早く、その者が障害者と認定されるなら、疾病金庫の加入者であることをやめ、疾病金庫(障害金庫?——柴田)の経費に移行する。

42、都市と地方自治体およびそのほかの管理部あるいは施設に属する、治療施設での病人の給養と治療の一昼夜の価格は、それらに属する治療施設での病人の給養と治療の実際の価格についての、示した管理部と施設の資料により、向こう一年間にたいして定められる。

(注)　治療施設での病人の給養と治療の一昼夜の価格の著しい超過の場合には、保険官庁は、治療施設での病人の給養と治療の一昼夜の価格についての決定と以前の一ヵ年間の経過の再検討の権利が委ねられる。

43、保険ソビエトには、つぎの権限が委任される。

(a)疾病金庫の加入者にたいする治療施設の設立と維持に関してと、これらの治療施設によって遵守されなければならない、種々の種類での医療援助を与える規準(ノルマ)に関しての規定の発布。

(b)疾病金庫の加入者を治療する、治療施設の特別な医療報告書の形式の確定。

44、傷害の結果、受けた、加入者にたいして疾病金庫によって与えられた医療援助の価格は、保険組合によって金庫に補償される。

(注)　この理由による保険組合の、疾病金庫との清算は、三ヵ月ごとにおこなわれる。

45、金庫の活動の区(域)の範囲外で発病した金庫の加入者は、その者が居住しているところか活動の区(域)になっている疾病金庫によって現物で医療援助を受ける。前者の金庫は、この対象にたいするその費用を後者に補償する。

Ⅳ　疾病金庫の資金

46、疾病金庫の資金は、つぎのものから形成される。
(a)雇用主の払込金
(b)金庫の資産収入
(c)補助金（пособие）と寄付金
(d)金庫の理事会によって課せられた罰金
(e)延滞利子
(f)偶発的収入

47、雇用主の払込金は、疾病金庫の各加入者の賃金の一〇％の額で決定される。

48、疾病金庫の定款により、金庫のそれぞれの加入者の稼得賃金にたいする％比率での雇用主による払込金額の算定の代わりに、等級ごとの払込金額の確定を規定することができる。これに関する規定と訓令は代表会議が発布する。

49、加入者への稼得賃金あるいは給料の支給日から、一週間の期限内に、雇用主は、雇用主から支払われるべき払込金を疾病金庫に払い込むよう義務づけられている。期限内に納入されない支払金は、抗弁できない政府の要求による徴収のために定められている規定に従って、地方労働委員部の命令で徴収され、なお雇用主から不完全な月は完全な月として、そして不完全なルーブルは完全なルーブルとみなして、期限内に納入されなかった額にたいし月に一〇％の金額で延滞利子が疾病金庫のために徴収される。

50、雇用主は、金庫加入者の疾病の期間には、その者にたいする該るべき払込金の納入を免除される。

51、疾病金庫は補助金と寄付金を受け入れることができる。これらの額は、この寄付者に認められている指定に従って使用され、指定がない場合には、金庫の一般的な資金にはいる。

52、金庫の資金は、医療援助を与えること、貨幣手当の支給、管理の費用、疾病予防の一般的措置をとること、保険問題と関連した大会と集会の召集への参加、および積立金の形成に使用される。

53、積立金は、最近三カ年平均での一年間の費用の額より少なくない額で形成され、この水準で維持される。この目的のため、金庫の総収入の年間総額の五％が積立金に控除される。

54、積立金は、回転資金が疾病金庫の支出を支弁するのに不十分であるときに使用される。

55、もし現存の資金が疾病金庫の当面の支出を支弁できないで、そのうえ積立金がすでに会計年度の最初にあった現在高の二分の一まで減少する期間がある場合には、金庫の理事会は、雇用主の払込金の引き上げについての問題を解決するため代表会議を召集するよう義務づけられ、なお、そのよう

な引き上げは、保険官庁の承認を受けねばならない。

56、切迫した当面の支出を充たすために予定されない疾病金庫の資金は、代表会議の決定に従って場所を与えられ、保管される。

V　業務の管理

57、疾病金庫の業務は、つぎの二つが管掌する。

(a)代表会議

(b)理事会

58、金庫の代表会議は、加入者の代表委員で構会される。代表委員は、金庫の定款で決定された数で、金庫の加入者によって選出される。全権を賦与された期限内で選挙を実施する手続きは、定款で決められる。各代表委員は、代表会議で一票の権利を行使し、この権利は、他の者に譲り渡すことはできない。

59、代表会議は、代表委員の二分の一より少なくない出席の場合に成立したと認められる。二分の一以下の来着の場合には、来着者のどんな数の場合にも成立したとみなされる新たな会議が二週間以内に召集される。

60、代表会議での業務は、単純多数決で決定される。疾病金庫の定款の変更あるいは、その業務解散に関する問題は、会議に出席した代表委員の投票の三分の二以上の多数決で決定される。

61、金庫の代表会議の管掌の対象には、つぎのことがはいる。

(a)理事会の構成員とその代理者の選出。

(b)金庫の業務を審査する任務とその審査の手続きの確定。

(c)金庫理事会の年間報告書の審議、監査および承認。

(d)監査委員会の構成員とその代理者の選出。

(e)理事会の活動にたいする、加入者の不服申し立ての審議。

(f)金庫理事会、代表会議構成員および金庫加入者によって提起された問題の解決。

(g)理事会構成員の不正な活動にたいする理事会構成員の責任についてと、理事会構成員の解職に関する問題。

(h)疾病金庫の定款の変更に関する問題。

(i)金庫の業務の解散に関する問題。

このほか、代表会議は、法律あるいは金庫の定款によって理事会に遂行することを負わされているすべての業務を管掌する。

62、監査委員会は、疾病金庫の理事会の簿記と会計報告書の監査のためと、金庫の年間報告の検討のため、代表会議の構成員のなかから選出される。監査委員会の結論は、代表会議の承認に提出される。

63、代表会議の決定は、疾病金庫の定款で示されている期限内に、金庫加入者によって保険官庁に控訴されることができ、保険官庁は、法律か定款に違反している場合には、その決定を取り消す。官庁の決定は、同じ期限内に保険ソビエトに不服申し立てすることができる。

64、疾病金庫の理事会の構成員の数と、その全権を賦与されている期限は、金庫の定款で決定される。理事会の構成員は、秘密投票で、代表会議で選出される。同じ手続きで、定款に定められた数で理事会構成員の代理者が選出される。

65、理事会構成員は、全権を賦与された期限満了後、同じく代表会議の決定による、および裁判の判決により役をやめた場合に、その構成員から退会する。然るべき場合には、理事会を退会した構成員のポストに、受けた投票の多数決、同数票の場合はくじに従って定められた順番によって、その代理者が恒久的と臨時的構成員としてはいる。

66、理事会には、疾病金庫の業務の管掌、および、とくに加入者の稼得賃金額の決定、疾病の存在と継続期間の確定、および貨幣手当の裁定が負わされる。理事会は、保険ソビエトによって定められた形式で、疾病金庫の年間活動報告書を作成する。

67、理事会の決定は、二週間の期限内に、代表会議に訴訟することができる。

68、代表会議の構成と疾病金庫の理事会構成員には、金庫の各加入者、それと、外部の者も選ぶことができる。

69、選挙のときにおこなわれた不正にたいする控訴は、三ヵ月の期限内に保険官庁に提出される。選挙が実施された日から二週間に、官庁の側から、その取り消しがこない場合には、選挙は有効とみなされる。

70、代表委員が代表委員あるいは理事会構成員の資格で彼らに負わされた義務の遂行に従事している時期は、代表委員の労働あるいは職務への欠席は、欠勤あるいは労働への欠席にたいする罰金を彼らに課す、あるいは雇用契約の破棄を要求する権利を雇用主に与えない。

71、疾病金庫の貨幣資金、同じく金庫理事会の事務、簿記および会計報告書の審査は、保険官庁の決定によって実施される。

72、保険官庁は、官庁の定めた期限内に、ソビエトが指示した形式での貨幣(現金)報告、同じく、金庫加入者について、病気と死亡について、入った払込金について、金庫によって提供された医療援助と貨幣手当について、の報告の提出を金庫の理事会に要求する権利を有する。

VI　この規則の不履行にたいする処分と罰金

73、定款、規定および訓令を履行しない、それと、医療職員の命令に従わない金庫加入者は、理事会の決定により、貨幣手当の一部あるいは全額を失うことがある。

74、期限内に、第11項で示した通知と報告を提出しない雇用主は、それぞれの場合にたいして一〇〇から一、〇〇〇ルーブル未満の額での罰金を疾病金庫のために払い込む。

75、妊娠している女子金庫加入者を出産後の最初の八週間に労働させた雇用主は、それぞれの場合にたいして、一〇〇から一、〇〇〇ルーブル未満の額での罰金を金庫のために科される。

76、それぞれの個々の場合にたいする雇用主からの罰金の額は、抗弁できない政府の要求による処分として定められた規定に従って、地方労働委員部によって決定される。

中央執行委員会議長　ヤ・スヴェルドロフ

一九一七年一二月三一日付『臨時労農政府新聞』No.45で公布。

（С. У. 4 Января 1918г., No. 13, ст. 188）

『母性と幼時の保護と保障に関する協議会（коллегия）の組織化について』

婦人の社会的任務としての母性の保護と保障に関してと、国家の直接的義務としての幼時の保護に関しての問題の研究と、急を要する措置の実施のため、つぎの構成での協議会を任命する――エム・ペ・シウヴァローワ、エフ・カ・スキピインスキー、カ・エヌ・ミンドリンク、エリ・プロホロヴォイ、エヌ・デ・コロレワ、およびア・エム・コロンタイ。この提案による協議会は、省の主要な局の付属で「母性と幼時保護部」を組織し、そこに、元の全ロシア母性保護機関のすべての資料と資産、そして、貨幣総額も、その機関にあることがわかれば受納する。

協議会は、ニコライ一世婦人研究所と婦人アレクサンドル学校（モイカ、四八と五〇）の内部に、共和国における母性と幼時の保護に関する全ロシア国家組織の中央施設としての「婦人宮殿」を創設することに即刻、着手しなければならない。

国家保護人民委員　ア・コロンタイ

一九一七年一二月三一日付『臨時労農政府新聞』No.45で公布。

（С. У. 4 Января 1918г., No. 13, ст. 193）

【二、一九一八年】

『ペトログラード保険組合(товарищество)の資産と基金(капитал)がロシア共和国の所有であることの宣言について、およびペトログラード全市疾病金庫への組合の業務の引き渡しについて』

ペトログラード管区保険組合理事会がソビエト政権の委員(комиссар)の命令に服従しないことを視野にいれ、人民委員会議は一九一八年一月二〇日、つぎのように決定する。

1、ペトログラード保険組合のすべての資産と基金は、国家の所有であることを宣告すること。

2、今後、労働者保険にもとづく新しい災害事故保険法が公布されるまで、ペトログラード保険組合の業務の管理、年金と手当の裁定と支給、同様に、身体障害者(увечный)の審査――をペトログラード全市疾病金庫に引き渡すこと。

3、保険組合に定められた、身体障害者の保障に関する払込金は、ペトログラード保険組合の当座勘定で国立銀行におこなうこと。

署名：人民委員会議議長　ウラヂーミル・ウリヤーノフ(レーニン)。人民委員：ア・シリャプニコフ、ゲ・ペトロフスキー、ヴェ・オボレンスキー、エヌ・シテインベルク、ヴェ・メンジンスキー、ヴェ・アルガソフ。人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ－ブルエヴィチ

一九一八年一月二三日付『労農政府新聞』No.15で公付。

(С. у. 26 Января 1918г., No. 18, ст. 268)

『未成年者保護部について』

1、社会的な・有害な性質をもつ行為で、有罪と認められた未成年者の保護業務を組織するため、国家保護人民委員部付属で未成年者保護部が設立される。

2、部長によって、社会的組織と医療従事者の参加のもとに協議会(ソビエト)が組織される。

3、すべての矯正・教育孤児院、コロニーおよび国家保護人民委員部の管理に集中されている施設は、この部の管理に移行される。

署名：国家保護業務人民委員　ア・コロンタイ

一九一八年一月二五日付『労農政府新聞』No.17で公布。

(С. у. 30 Января 1918г., No. 19, ст. 287)

『医療協議会ソビエト(совет врачебных коллегий)について』

1、全人民委員部の医学協議会(медицинские коллегии)

は、医療協議会ソビエトを組織する。

2、医療協議会ソビエトは、労農政府の最高の医療機関である。

3、医療協議会ソビエトの代表者は、医療・保健衛生業務の問題を解決する場合に、審議権をもって人民委員会議の会議に出席する。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員　ペトロフスキー、トルトフスキー

人民委員会議総務部長　ボンチ—ブルエヴィチ

一九一八年一月三〇日付『労農政府新聞』№21で交付。

(C. y. 15⟨2⟩ Февраля 1918г., No. 20, ст. 310)

『職業紹介所について』

1、(a)国民経済の全部門での労働力の正確な計算と計画的な配置、(b)労働の需要と供給の整理、(c)失業保険法に従って手当を受けている失業者の統制の目的で——地方および州職業紹介所を設置する。

(注)　地方職業紹介所に登録されていない失業者は、失業保険法で定められている手当を受ける権利を失う。

2、地方職業紹介所は、二〇、〇〇〇人より少なくない住民数をもつ定住地に、市および地方自治体自治付属で下記の根拠にもとづいて、地方労働組合連合によって設立される。二〇、〇〇〇人より少ない数の定住地では、労働組合の指示、あるいは労働組合のない場合には、工場委員会およびそのほかの労働者委員会の指示によって、職業紹介所ソビエトが地方職業紹介所を設立することができる。

3、職業紹介所ソビエトは、職業紹介所の行動地域と開設期間を定める。

(注)　職業紹介所が形成されるまでは、労働人民委員部によって開設期間が定められる。

4、第1項で示した目的を達成するため、地方職業紹介所は、(a)当該地方において稼得賃金を必要としているすべての者と失業者を記録し、(b)労働需要のすべての場合を記録し、(c)雇用についての斡旋サービスをし、(d)労働にたいする供給と需要の当面の統計をとり、(e)地方労働市場の状態についての情報を集め、(f)食堂と寄宿舎を設立し、(g)労働市場の状態についての会報を発行し、(h)職業紹介所の部屋に付属して、図書館、読書室などを開き、第1項で示した目的の実現を促進するそのほかの措置を執る。

5、地方職業紹介所の管理は、労働組合の代表者、地方労

働者代議員ソビエトの二名の代表者、および市と地方自治体自治からの二名の代表者から成る職業紹介所委員会に負わされる。

(注) 労働組合が存在しないことに代わって、委員会の構成に工場委員会あるいはそのほかの労働者委員会の代表がはいる。

6、地方職業紹介所の維持についての費用は、労働人民委員部が個々の場合に定める額での国からの補助金をもって、市および地方自治体自治が引き受ける。

7、地方職業紹介所の活動を統一し、調和させるため、職業紹介所ソビエトによって、州労働組合連合付属で、州職業紹介所が設立される。

8、職業紹介所のサービスの利用は、無料である。

9、地方および州職業紹介所は、ストライキが発生した企業の雇用主との関係で、自己の斡旋活動を停止する。

10、地方および州職業紹介所の活動を調和させる目的で、指導機関——職業紹介所ソビエトを構成する、地方および州職業紹介所の代表者の全ロシア大会が毎年、招集される。

11、職業紹介所ソビエトは、地方および州職業紹介所のために、規定、訓令、説明を出し、事務、報告書および統計追跡の同形の形態を定める。

12、職業紹介所の形成まで、第2項、第3項、第5項への注、第7項、第10項および第11項で列挙されている規定の遂行は、労働人民委員部に負わされる。

13、電信、電話および郵便……(印刷不鮮明…柴田)に関しては、職業紹介所は、政府施設としての権利を行使する。

14、この規則にもとづいて設立された州および地方職業紹介所は、法人の権利を行使する。

15、この規則の実施とともに、雇用の仲介者として役に立っている、支払あるいは何らかのそのほかの報酬を求める目的をもつ、すべての私的事務所、雇用ビューローおよびそれと同様な施設は、閉鎖されるべきである。

16、労働者と職員の雇用は、職業紹介所を通じてのみおこなわれる。

17、第15項への違反は六ヵ月までの禁錮の罰をともなう。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員　ア・シリャプニコフ、ヴェ・トルトフスキー。

人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ—ブルエヴィチ

一九一八年一月三一日付『労農政府新聞』No.22で公布。

(С. у. 19〈6〉 Февраля 1918г., No. 21, ст. 319)

『未成年と年少の子供のすべての保護施設の、国家保護人民委員部の管理への移行および未成年者保護協議会設立について』

1、子供、未成年者および年少者のためのすべての孤児院の維持は、国家保護人民委員部の全国家資金で負担される。

2、孤児院、コロニー、およびすべての部類(カテゴリー)と名称の保護施設は、国家保護人民委員部の管理に移行する。

（注）この命令は、森林学校、臨時的な夏期と冬期のコロニー、自由な学校施設、および教育人民委員部によって組織され、その管理のもとにある養育的・教育施設には関係ない。

3、すべての孤児院と未成年者保護施設を管理するため、「未成年者保護協議会」という名称で、三名から成る特別な協議会が設立され、そこに、孤児院とすべての部類(カテゴリー)の未成年者施設を自分の管理に受けいれることについてのすべての必要な措置が負わされる。

4、この協議会の構成には、その部の自主的な管理を保持し、つぎの者がはいる：母性と幼時部部長、社会的・有害行為で有罪とされた未成年部部長、および自己の行動を国家保護人民委員部の行動と一致させている、一般的性格の孤児院（三歳から七歳までの就学前年齢の子供と、七歳から一二歳までと、一二歳から一七歳までの学齢年齢の子供のための）の管理人である。

5、未成年者協議会によって管理を受けいれられない、そこにどのような資金も存在しないようなすべての孤児院と未成年者の施設は閉鎖され、そのすべての財産と資産は国家保護人民委員部により、共和国の所有に移され、未成年者保護協議会の管理下に引き渡される。

6、これらの施設で保護される未成年者は、協議会によって、全般的計画で協議会の管理する孤児院、コロニー、サナトリウム、病気と欠陥のある子供の施設、および未成年者のそのほかの施設に入居される。

7、必要な費用を指示した（見積もりと定員）、すべての業務の全体的な組織計画は、協議会によって作成され、国家保護人民委員部の協議会に承認のため提出される。

8、すべての未成年者保護施設にたいする地方の監督は、保護部の地方（区）および郡労働者・兵士代議員ソビエトに負わされる。

9、未成年者保護協議会は、労働者、兵士および農民代議員ソビエトの代表とプロレタリア組織の代表から成る特別ソビエトを組織する。

署名：国家保護人民委員　ア・コロンタイ
協議会委員　ゴロヴィンスキー

一九一八年一月二六日
一九一八年一月三一日付『労農政府新聞』No.32で公布。
(С. у. 23〈10〉Февраля 1918г., No. 22, ст. 321)

『中央医療・保健衛生ソビエトの廃止および医療協議会(врачебная коллегия)ソビエトの設立について』

ソビエト人民委員会議は、つぎのことを決定する。
1、中央医療・保健衛生ソビエトを廃止する。
2、その業務と財産は、医療協議会ソビエトの管理に引き渡す。
3、中央医療・保健衛生ソビエトの業務の監査を医療協議会ソビエトに委任する。
4、医療協議会ソビエト付属で、諮問機関として、労働者・兵士代議員ソビエト医療・保健衛生部からと、市および地方自治体自治医療・保健衛生ソビエトからの代表から成る医療・保健衛生ソビエトを即刻、設立する。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(エヌ・レーニン)
人民委員　ゲ・オッポコフ(ローモフ)、ヴェ・トルトフスキー
医療協議会議長　ア・ヴィノクーロフ
人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ―ブルエヴィチ

一九一八年二月一六日
一九一八年二月一九(六)日付『労農政府新聞』No.27で公布。
(С. у. 4 Марта〈19 Февраля〉1918г., No. 25, ст. 343)

『企業閉鎖の場合における身体障害・労働者の報酬について』

企業閉鎖の場合、身体検査のとき身体障害者であることが判明した、当該企業に五年以上働いた労働者にたいしては、他の収入がないという条件があれば、多年の勤務あるいは労働にたいする報酬を支給する。

報酬は年金の形で支給される：完全な身体障害の場合――障害者の稼得賃金全額、ただし彼の職種の平均年間稼得賃金を超えない額、完全でない身体障害の場合――労働能力の喪失の程度に応じた年金の割合の額で支給される。

当該企業で五年未満勤続した身体障害者は、新しい障害保険法の公布によって報酬されるだろう。

この規則は、私的企業にも、国営および集団経営的企業にも適用されなければならない。

有害な、毒のあるガス、蒸気およびほこりの排出と結びついた生産、たとえば：鉛、燐などを取り扱う化学工業では、身体障害の場合における年金は、企業での労働あるいは勤務の期間に関係なく裁定される。

有害な、毒のあるガス、蒸気およびほこりの排出と結びついた生産および五年未満の労働の場合に報酬を受ける権利を与える生産の目録は、労働組合中央評議会との合意で労働人民委員が定める。

署名：労働人民委員　ア・シリャプニコフ

一九一八年二月二二日(九)日付『労農政府新聞』No.30で公布。

(С. у. 14⟨1⟩ Марта 1918г., No. 28, ст. 363)

『身体障害(увечный)労働者にたいする年金増額に関する法令への補足について』

一九一七年一一月八日付法令(労農政府指令・命令集、No. 2、第二五項)への補足で、一〇〇%の年金増額は、すべての年金受給者に、彼らが被保険者となっている根拠の法律、その年金を支払っている者に関係なく、関係し、その際、年金が年金受給者の利益となるように、古い裁判機関によって徴集されている年金受給者に関しては、裁判機関の廃止のため、年金は、直接的に障害者に、その要求により企業によって支払われなければならないことを布告する。

署名：労働人民委員　ア・シリャプニコフ

一九一八年二月二二(九)日付『労農政府新聞』No.30で公布。

(С. у. 14⟨1⟩ Марта 1918г., No. 28, ст. 364)

『国家保護人民委員部の管理への軍役所(воиское присутствие)付属年金支所の移行について』

軍役所付属年金支所を国家保護人民委員部の管理に移行する。

署名：国家保護人民委員　ア・コロンタイ

一九一八年二月二四(一一)日付『労農政府新聞』No.32で公布。

(С. у. 14⟨1⟩ Марта 1918г., No. 28, ст. 363)

『労働者、兵士および農民代議員ソビエト付属戦争・障害者年金裁定部の設立について』

内務人民委員部の決定に従ってのすべての県および郡軍役所の廃止、およびこれらの軍役所のすべての業務の、地方ソビエトへの移行を視野にいれ、一九一七年一二月一六日付人

民委員会議布告（労農政府指令・命令集、No.9第一四三項）で制定された規範に従って、地方ソビエト付属で、戦争・障害者への国庫による年金裁定部を設立することを、いまこそ提案する。地方年金部は、現行の、戦争・障害者への国庫による年金裁定に関する国家保護人民委員部中央部と直接的に交渉しなければならない。

署名：国家保護人民委員代理　イ・エゴロフ

一九一八年一月二三日

一九一八年二月二七（一四）日付『労農政府新聞』No.34で公布。

（С. у. 14〈1〉 Марта 1918г., No. 28, ст. 375）

『社会保障人民ソビエト（народный совет социального обеспечения）と社会保障計算・貸付委員会（учетно-ссудный комитет социального обеспечения）の設立について』

国家保護人民委員部にたいし、年金と手当に関するすべての諸問題の計算と調整を管轄し、そのために社会保障人民ソビエトをつくる権限を委任する。

財務人民委員部にすべての年金基金を統合する。そのために、人民銀行付属の社会保障計算・貸付委員会をつくる。

労働人民委員部に労働保護業務を引き受けさせる。財務人民委員部と労働人民委員部は、国家保護人民委員部と協同して仕事をする。

署名：人民委員会議議長　ヴラヂーミル・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年三月六日（二月二一日）

一九一八年三月八日（二月二三日）付『労農政府新聞』No.42で公布。

（С. у. 24〈11〉 Марта 1918г., No.29, ст. 388）

『労働人民委員部付属保険ソビエトの構成の変更について』

労働人民委員部付属保険ソビエトの構成は、保険人民委員長によって指名された、保険人民委員部からの一構成員によって補充される。

同じ手続きで、この委員部からソビエト構成員代理が指名される。

署名：人民委員会議議長　ヴラヂーミル・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員　エム・エリザロフ、ゲ・ペ

トロフスキー、ヴェ・ポドベリスキー

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチ－ブルエヴィチ

一九一八年四月二〇／七日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』№78で公布。
(С. у. 22⟨9⟩ Апреля 1919г., No. 32, ст. 424)

『国家保護人民委員部(народный комиссариат государственного призрения)を社会保障人民委員部(народный комиссариат социального обеспечения)と改称することについて』

国家保護人民委員部という現在の名称は、社会保障の任務の社会主義的理解に合致しておらず、社会的救済(социальная помощь)が施物(милостыня)と慈善(благотворительность)という性格をもっていた古い時代の残存物であるということを視野にいれ、人民委員会議はつぎのことを決定する：

国家保護人民委員部を社会保障人民委員部と改称する。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員　ア・ヴィノクーロフ、ゲ・ペトロフスキー

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチ－ブルエヴィチ

一九一八年四月三〇／一七日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』№86で公布。
(С. у. 4 Мая ⟨21 Апреля⟩ 1918г., No.34, ст. 453)

『障害兵士の社会保障について』

一九一七年一二月二九日付法令(政府指令・命令集、№13、第一八六項)の解説と変更として、人民委員会議は、つぎのように決定する。

1、障害兵士の社会保障義務での指導し、方向づける役割は、ソビエト政権の適当な機関に属する：社会保障人民委員部あるいは労働者・農民代議員ソビエト付属社会保障部。

2、障害兵士同盟のすべての見積もりと予定は、地方人民委員部あるいは労働者・農民代議員ソビエトの裁可を受けなければならない。

3、すべての資金は、地方社会保障人民委員部あるいは労働者・農民代議員ソビエト付属社会保障部をつうじて障害兵士同盟に送付されなければならない。

4、障害兵士同盟は、職業的組織としてとどまりながら、社会保障人民委員部あるいは労働者・農民代議員ソビエト付属社会保障部とのもっとも広範な共同の仕事に引き入れられる。

5、障害兵士の社会保障業務と国家資金の使用での決定的な発言は、国家権力に属する。

6、全ロシア障害兵士同盟の活動の監査は、国家統制と財務人民委員部の代表をつうじて実施する。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員　ア・ヴィノクーロフ、イ・グコフスキー、ゲ・ペトロフスキー、ア・シリャプニコフ

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年四月二六（一三日）

一九一八年五月三（四月二〇）日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.88で公布。

（С. у. 4 Марта 〈21 Апреля〉 1918г., No. 34, ст. 458)

『一九一八年七月一〇日付議事として第五回全ロシア・ソビエト大会で採択されたロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法（基本法）』

…………

第八章　人民委員会議について

…………

43、人民委員部は、一七できる。すなわち、

(a) 外務　(b) 陸軍
(c) 海軍　(d) 内務
(e) 司法　(f) 労働
(g) 社会保障　(h) 教育
(i) 郵便・電信　(j) 民族問題
(k) 財務　(l) 交通路
(m) 農業　(n) 商工業
(o) 食料供給　(p) 国家統制
(q) 最高国民経済会議　(r) 保健

（С. у. 20 Июля 1918г., No. 51, ст. 582)

『保健人民委員部について（規則）』

1、保健人民委員部は、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国のすべての医療・保健衛生業務を指導する中央医療機関

(центральный медицинский орган)である。

2、保健人民委員部には、つぎのことが負わされる。

(a)医療・保健衛生業務の分野での、立法的規範(ノルマ)の作成と準備。

(b)これらの規範の適用にたいする監視と監督、およびその確固たる遂行のための手段の採用。

(c)ロシア社会主義連邦ソビエト共和国のすべての施設と市民にたいする、医療・保健衛生の分野における一般の義務たる命令と決定の公布。

(d)医療・保健衛生の課題の実施での、共和国のすべての施設への協力。

(e)科学的および実際的性格をもつ中央医療・保健衛生施設の組織と管理。

(f)中央と地方の医療・保健衛生施設の医療・保健衛生活動の分野での財政的監督と財政的協力。

(g)地方労働者・農民代議員ソビエトの医療・保健衛生活動の統一と調和。

3、保健人民委員部の先頭に立つのは、一般的根拠で全ロシア・ソビエト中央執行委員会と人民委員会議で指名される人民委員とその代理である。

4　保健人民委員部付属で、人民委員会議で承認される協議会(коллегия)が形成され、その構成員は、人民委員部の各部の責任ある指導者である。

5、人民委員部は、つぎの部から成っている。

(1)陸軍人民委員部および海軍人民委員部の医療・保健衛生業務での任務を遂行する軍・保健衛生部。

(2)市民医療部(地方自治体(ゼムストボ)と市の)。

(3)保険医療部。

(4)学校・保健衛生部(教育人民委員部の管轄にある教育・医療施設)。

(5)つぎの課をもつ交通路部。

(a)鉄道　(b)水路　(c)獣医

6、科学的・実際的諸問題の研究のため、保健人民委員部の付属で、特別の規則に従って学術医療ソビエト(ученый медицинский совет)が形成される。

7、労働者組織の代表が参加する中央医療・保健衛生ソビエトが、諮問機関として、規則にもとづいて保健人民委員部の付属で設立される。

8、個々の人民委員部の医療管理局のすべての資産、事務、クレジットは、保健人民委員部に引き渡される。

(注)　実際の遂行、統一のため、そして個々の人民委員部の医療管理部の資産、事務、クレジットの引き渡しのため、関係の

人民委員部の代表と保健人民委員部の代表で委員会がつくられる。

9、地方では、地方労働者・農民代議員ソビエト付属で、この規則の原則によって、および保健人民委員部が公布する訓令にもとづいて、すべての医療業務を統一する医療・保健衛生部が組織される。

10、労働者・農民代議員ソビエト医療・保健衛生部との緊密な関係を確立するため、保健人民委員部は、定期的にこれらの部の大会を招集する。

署名：人民委員会議議長　ヴラヂーミル・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年七月一八日

一九一八年七月二一日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.153で公布。

(С. у. 23 Июля 1918г., No. 52, ст. 590)

『アレクサンドロフ委員会、スコベリフスキー委員会および戦争被災者への各地の援助協会の財産と資産を、社会保障人民委員部へ移譲することについて』

障害兵士への援助の任務をもつすべての資金を統一する目的で、社会保障人民委員部は、つぎの決定をする。

(1)以前のアレクサンドロフ委員会、スコベリフスキー委員会、それと、廃止された障害兵士中央委員会(цекува)の一構成部分にはいる戦争被災者への各地の援助協会のすべての資産は、社会保障人民委員部に引き渡す。

(2)…………(以下略す…柴田)。

署名：社会保障人民委員　ア・ヴィノクーロフ

一九一八年七月一六日

一九一八年七月二一日付『全ロシアソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.153で公布。

(С. у. 23 Июля 1918г., No.52, ст. 596)

『モスクワ補装具委員会および補装具工場を社会保障人民委員部の管理に移行することについて』

この委員会をすべて廃止し、その委員会の業務を管下の施設から社会保障人民委員部へ移行することを視野にいれ、――モスクワ補装具委員会およびその付属の補装具工場は、この人民委員部の管理に引き渡される。

社会保障人民委員：ア・ヴィノクーロフが署名

一九一八年七月三一日付『全ロシア・ソビエト中央執行委

員会イズヴェスチャ』No.161で公布。

（C. y. 2 Августа 1918г., No.56, ст. 618）

『労働監督部の命令について』

Ⅶ　社会保険に関する法律の実施にたいする監督

第18節　社会保険に関する法律の執行にたいする監督の実施では、つぎのことが確認されなければならない。

(1)法律で定められているつぎのすべての種類の社会保険が実施されているか：

(a)疾病保険、(b)労働能力喪失保険、(c)失業保険、(d)およびそのほかの種類の保険。

(2)地方保険金庫に払込金がきちんと払い込まれているか。

(3)賃金(賃金には、住宅給与、食事そのほかの現物給与が含まれているか)からの控除が正確におこなわれているか。

…………

労働人民委員代理：ヴェ・ノーギンが署名

一九一八年七月三一日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.161で公布。

（C. y. 2 Августа 1918г., No. 56, ст. 620）

『労農赤軍兵士とその家族への年金保障について』

今後、一般的な保険法が公布されるまで、臨時的に、非常手段の形で以下のような根拠にもとづき、労農赤軍兵士とその家族の年金保障を定める。

1、軍務の遂行の結果、受けた怪我、傷あるいは疾病により労働能力を完全に、あるいは部分的に失った赤軍兵士への年金は、労働能力の喪失の程度に依存して、四つの等級に区分される。

第一等級による年金は、労働能力の完全な喪失の場合(一〇〇％)に、年に三、〇〇〇ルーブルの額で裁定され、第二等級は――労働能力の強い低下の場合(七〇％から一〇〇％未満)に、二、〇〇〇ルーブルの額で裁定され、第三等級は――労働能力の中位の低下の場合(四〇％から七〇％未満)に、一、二〇〇ルーブルおよび第四等級は――労働能力の弱い低下の場合(一五％から四〇％未満)に四五〇ルーブルの額で裁定される。

2、殺害された赤軍兵士、軍務による傷、怪我および疾病により死亡した赤軍兵士、あるいは戦場で通知なく姿を消した赤軍兵士、のそれぞれの家族は、労働不能の場合、労働能力喪失の第一等級による俸給定額から、つぎの計算での年金によって保障される：(a)三人とそれ以上の子供をもつ寡婦に

は――戸主に定められていた俸給定額の四分の三、(b)一人あるいは二人の子供をもつ寡婦には――同じ俸給定額の三分の二、(c)子供のいない寡婦には、彼女が身体障害の場合にのみ――完全な身体障害の場合には俸給定額の二分の一、および部分的な身体障害の場合には――相当した一部、なお一五％より低い身体障害は考慮されない。

3、第1項で述べた兵士の家族は、兵士の死亡後、労働不能の場合には、これらの戸主が受けていた俸給定額から、第2項で示した根拠にもとづく計算による年金によって保障される。

4、出生から一七歳に達しない、あるいはこの年齢に達しても身体障害のため労働不能で恒常的な世話を必要とする天涯の孤児は、戸主の俸給定額から、つぎの計算によって裁定される年金で保障される：一人にたいしては――この俸給定額の二分の一の額、二人にたいしては――四分の三の額、そして三人とそれ以上には――戸主の俸給定額全額。

5、最低生活費(地方の労働組合によって定められた、不熟練労働者の平均賃金)が、示した年金の最高額より低いと判明した地方では、年金は地方労働者・農民代議員ソビエトの命令により、最低生活費の水準まで低められる。

6、年金のほかに、最低生活費に達するそのほかの収入がある場合、年金はまったく支給されない。この最低生活費に達しない収入のある場合には、年金は収入と最低生活費の差額の高さで支給される。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ―ブルエヴィチ

一九一八年八月七日

一九一八年八月八日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.168で公布。

(С. у. 14 Августа 1918г., No. 58, ст. 637)

『失業および疾病の場合の保険に関する規則の適用手続きについて』

人民委員会議は、つぎのように説明する。

1、あらゆる企業は、その国有化と押収の後、一般的な根拠にもとづいて社会保険の然るべき払込金の払い込みを続ける。

2、国民経済最高会議、それと区および州の会議は、個々の国有化された企業の見積もりの承認の場合、企業の支出の見積もりにつぎのものを含めなければならない。

(a)企業の労働者、職員に支払われる賃金から一〇％の額

で、疾病保険について疾病金庫に支払うべき金額。

(b)企業に恒常的に従事する労働者、職員に支払われる賃金から四%、季節的に従事する者には——六%の額で、失業保険について失業者金庫に支払うべき金額。

(c)地方保険組合の払込金の現行の料率、災害保険金庫あるいは全般的保険金庫の当該の部によって定められているる、全支払い賃金からの一定の%の額で、災害事故保険について払い込まれるべき金額。

3、すべての国家施設と国家企業の職員と労働者が疾病保険規則(労農政府指令・命令集、No.13、第一八八項)および失業保険規則(労農政府指令・命令集、No.8、第一一一項)に従ってすべての労働者に共通的な保険金庫での強制的保険に該当するので、政府のすべての施設と企業は、これらの部類(カテゴリー)の者を直ちに保険にいれるため、見積もりを作成する場合、支出の見積もりにこの決定の第2項の(a)と(b)で示した項目を含め、地方保険金庫に、ただしその金庫がない場合には国庫、地方労働者・農民代議員ソビエト労働部(労働人民委員部)の預金に然るべき金額を納入しなければならない。

(注1)　従業員の個々の専門グループの特別な保険金庫の形成は認められない。

(注2)　鉄道、水路の労働者と職員、および一般に、恒常的な移動と結びついた輸送業務の企業と部門に従事する労働者と職員の保険についての控除は、地方保険金庫あるいは現存している、その金庫の区と州の連合でおこなわれ、そこに払い込まれる。

4、私的企業と個々の雇用主は、それらについて支払われるべきすべての保険払込金を保険金庫、それがないところでは国庫、地方労働者・農民代議員ソビエト(労働人民委員部)の預金に払い込むことを義務づけられる。

5、保険払込金のすべての支払者は、保険施設あるいは労働部に、前述のすべての種類の保険にたいする控除金の%の注記をつけた、労働者と職員への賃金の支給についての一覧表あるいは報告書のコピーを提出する。一覧表あるいは報告書のコピーは、当該施設の労働者と職員の委員会(комитет)によって、それの正確なことが証明されなければならない。

6、前記のすべての種類の保険にたいする控除金は、企業の作業休止の場合の労働者と職員への支払いのとき、労働者の解雇の場合の前以っての支払いのときにもおこなわれる。

7、保険金庫によって指示された期限に納入されない金銭は、抗弁できない公文書による督促の手続きで、地方労働部によって管理される国庫の命令で、雇用主から徴収され、その際、雇用主から、完全でない月を完全な月とみなし、期限

に払い込まれない金額から月に一〇%の額での延滞利子が徴収される。

(注)　国家の施設と企業による払込金の期限を超えた場合には、これらの長は、延滞利子の徴収なしで、一般・公務手続きで責任を負う。

8、労働者、保険金庫および保険組合に属する有価証券は、それらが被保険者の完全な自治の原則にもとづいて改革された場合には、『国家借款の取消に関する』法令(労農政府指令・命令集、No.27、第三五三項)に従って、もしこれらの有価証券をこの法令の公布前に、これらが手に入れた場合には取り消しに該当しない。

9、これらの有価証券の価格は、財政人民委員部および国家統制人民委員部の地方代表との合意で、地方労働部長によって確認された保険金庫と組合の然るべき届け出によって、人民銀行と出納局の地方施設に、それらの名で当座勘定で記入される。

10、貸付—貯金局、官吏積立金会計、年金金庫、葬儀金庫および労働者、職員のそのほかの金庫に属する有価証券は、財政人民委員部および国家統制人民委員部との合意で、それぞれ個々の金庫に特別な、労働人民委員部の決定によって、『国家借款の取消に関する』法令の効力から除外される。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年八月七日

一九一八年八月一〇日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.170で公布。

(C. y. 14 Августа 1918г., No. 58, ст. 641)

『軍事関係・保健衛生管理局と保健人民委員部の合同について(規則)』

1、中央軍事関係・保健衛生管理局は、保健人民委員部の部に、他の独立した部の資格で改革され、「軍事関係・保健衛生部」と名づけられる。部長は、一般的根拠にもとづく人民委員部協議会の構成員である。

実際の統合に着手し、保健人民委員部と軍事関係・保健衛生部は、一週間の期限で、すべての見積を保健人民委員部への名儀の書き換えをともなう、軍・保健衛生部の機能に関する規則、それと陸軍人民委員部とのそれらの相互関係を作成する。

2、機能：伝染病予防的、薬学的および医療的な供給、保

健衛生・療養地的、精神病学的、保健衛生的、統計的機能などが、保健人民委員部の然るべきセクションと結合される。

3、軍・保健衛生部と保健人民委員部の間の相互関係(当面の報告の提出、命令の公布など)は、一般的な手続きで調整される。

4、軍事関係・保健衛生問題に関する保健人民委員部のすべての原則的および重要な決定(命令)は、保健人民委員あるいは、その代理と軍事関係・保健衛生部長によって署名される。

5、地方軍事関係・保健衛生部は同じ根拠、すなわち、労働者・農民代議員ソビエト医療・保健衛生部の該当の課として(印刷不鮮明…柴田。つくられる……?)

(注) 撤退される施設は、それにつけ加えられているすべての施設と施設物とともに、保健人民委員部管理部の中央機関に直接的に従属される。

6、戦闘行動の範囲では、軍事関係・保健衛生機関と施設は、地方労働者・農民代議員ソビエトと接触を保つ保健人民委員部および軍事関係・保健衛生部管理のもとに、地方軍事関係・保健衛生当局に従属する。

署名:人民委員会議議長　ヴェ・ウリヤーノフ(レーニン)

人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ―ブルエヴィチ

一九一八年八月二九日

一九一八年九月一日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.188で公布。

(C. y. 〈印刷不鮮明…柴田。5…?〉Сентября 1918г., No. 63, ст. 694)

『子供給食(детское питание)の強化について』

飢餓に悩む県の住民の間での栄養の減退を考慮し、かつ食物不足と密接に関連している多数の疾病から子供と青年男女を保護することを自己の目的とし、人民委員会議は子供給食をまず第一の課題と認め、この目的ですべての食料機関につぎのことを指令する。

I

(a)勤労住民に属し、子供に哺乳している母親に、主な種類の割当食料を支給する、そして階級的割当食料がまだ実施されていない場合には、きつい肉体労働に従事する者と同等に、追加的な切取式配給券を交付する。

(b)一歳未満の子供のために、子供に——一日当たり牛乳一びん、週当たり二分の一フントの小麦ひき割り、月当た

り二分の一フントの砂糖の計算による特別な子供切取式配給券を実施する。

(c)一歳から五歳未満のすべての子供にたいし、下記のように定められた量の追加的割当食料を支給する：牛乳——一日当たり一びん、小麦ひき割りあるいはその他——週当たり二分の一フント、砂糖——月当たり二分の一フントあるいは一フントの蜂密、卵——週当たり三個、脂肪——月当たり一フント。

(d)すべての学校食堂に、各生徒当たりつぎの計算による食料品を保障する：パン——一日当たり四分の一フント、脱皮した穀物——週当たり八分の三(?……柴田)フント、脂肪——月当たり一フント、砂糖——月当たり二分の一フントあるいは一フントの蜂密、肉または魚——週当たり二分の一フント、卵——週当たり二個。

(e)登校していない学齢(五歳から一六歳)の子供のためのすべての給養料に、それぞれの子供にたいし、同じ計算による食料品を保障する。

(注1)　食糧人民委員部に、小麦のひき割りの予備が五歳未満の子供と病人を定められた規準によって保障するのに十分であり、そしてそれが不十分な場合には小麦のひき割りを…(印刷不鮮明…柴田)に支給されるような応急措置をとるよう委任する。

(注2)　この人民委員部に、チョコレートとココアの実の現存のすべての貯えの計算に即刻、取りかかり、それをまず第一に、二歳から一六歳までの子供と病人に配給するように委任する。

Ⅱ　教育人民委員部には、学校付属の食堂を即刻、組織し、生徒に温い食料を保障するよう委任される。

Ⅲ　保健人民委員部には、学校付属で、これがその瞬間に不可能なところでは学校外に、五歳から一六歳までで登校していないすべての子供のための給養所を即刻、組織するよう委任される。

署名：食糧人民委員　ア・ツュルーパ
保健人民委員　エヌ・セマシコ
人民委員会議総務部長　ヴェ・ボンチ—ブルエヴィチ
一九一八年九月一四日

一九一八年九月一七日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.201で公布。

(С. у. 20 Сентября 1918г., No. 68, ст. 732)

『保険官庁(присутствие)の廃止について』

ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法に従い、そして一

九一八年五月一八―二五日に開催された労働人民委員、職業紹介所および保険金庫の第二回大会の決定および一九一八年四月一五日付保険ソビエトの決議に同意し、労働人民委員部はつぎのことを決定する：

A

(1) 保険官庁(労農政府指令・命令集、No.10、第一四八項)を廃止する。

(2) 保険官庁の権利と義務は、労働者・農民代議員ソビエト労働部と保険金庫に負わされる。

B 労働人民委員部の社会保険部と労働保護部の一般的な方針と指導のもとに、つぎのことが労働部の管理に属す：(a)すべての保険の仕事と労働保護の仕事の当面の方針と指導、(b)労働者の保険と労働保護に関する法律、規定および決定の遂行にたいする監視と保険金庫の活動にたいする監督、(c)保険金庫の活動が不十分であると判った場合に強制保険を勢力下におくこと、(d)保険金庫の名簿の管理、(e)強制的な決定の公布と、保険金庫によって作成された強制的決定案の承認、(f)保険の法律、規定および決定への違反、および強制的決定の不履行にたいして罰金を科すること、(g)保険金庫の決定の承認、(h)保険金庫の代表者会議と理事会の決定にたいする不服申し立ての検討、(i)保険金庫理事会の構成員への選挙の正しくない施行にたいする不服申し立ての検討、(j)傷害の問題に関する民間の協約についての規定の検討と承認、保険問題に関する労働者の要求と控訴の検討、説明を与えること、および告訴人を適当な裁判施設に指し向けること、あるいは保険金庫の新しい検討のため、問題を引き渡すこと、(k)定期会計報告を保険金庫の勢力下におくこと、全体として報告を要求して得ること、保険金庫の貨幣資金、同じく保険金庫理事会の事務、簿記および報告書の審査する任務。

C つぎのことは、保険金庫の管理に属する：(a)労働者保険と労働保護に関する法律、規定および決定の遂行、(b)被保険者の範囲を拡大すること、(c)強制的決定の作成と、それを労働者・農民代議員ソビエト労働部への承認のため提出すること、(d)保険規則への違反、それと強制的決定の不履行にたいする罰金の決定。

D 保険官庁の廃止は、地方労働者・農民代議員ソビエトに負わされる。

労働人民委員：ア・シリャプニコフが署名

一九一八年九月一六日

一九一八年九月二五日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.268で公布。

(С. у. 28 Сентября 1918г., No. 70, ст. 754)

『子供給食基金（フォンド）について』

『子供給食の強化について』法令（指令集、No.68、第七三二項）に補足して、人民委員会議はつぎのことを決定する。

1、すべての労働者・農民代議員ソビエトにたいし、地方に、住民への課税による『子供給食基金（フォンド）』を組織すること。課税の額、形態および手続きは、地方の条件に応じて労働者・農民代議員ソビエトに定めるよう委任される。

2、国の出納局の資金からは、保健人民委員部の命令で、『子供給食の強化について』法令の第Ⅱ項と第Ⅲ項で指示された目的にたいし、地方の条件により課税を至急におこなう状態にないところの組織への貸付の形で補助金を与えるために支出する。

署名：人民委員会議議長　ヴラヂーミル・ウリヤーノフ（レーニン）

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年九月二三日

一九一八年九月二六日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.209で公布。

（C. y. 28 Сентября 1918., No. 70, ст. 768）

『「労農赤軍兵士とその家族への年金保障」法令の補足について』

人民委員会議は、つぎのように決定する：

1、『労農赤軍兵士とその家族への年金保障について』法令（指令集、一九一八年、No.58、第六三七項）の効力を、赤軍兵士の直系上位の親族および彼らの兄弟と姉妹、天涯の孤児にたいし、赤軍兵士のこれらの家族員が彼の扶養にあり、労働不能で、財産的に保障されていない場合に広げる。

2、前記の親族にたいし、もし四人とそれ以上の親族が保障されるべき場合には、死亡した赤軍兵士に定められていた俸給定額の四分の三の額、二人あるいは三人の親族の場合には、同じ俸給定額の三分の二の額、一人の親族の場合には、俸給定額の二分の一の額での年金を裁定する。

署名：社会保障人民委員　ヴィノクーロフ

陸軍人民委員　スプリヤンスキー

人民委員会議総務部長　ヴラヂーミル・ボンチーブルエヴィチ

一九一八年一〇月一〇日

一九一八年一〇月一五日付『全ロシア・ソビエト中央執行委員会イズヴェスチャ』No.224で公布。

(C. у. 17 Октября 1918г., No. 74, ст. 810)

『労働法典』

…………

78、勤労者の疾病の時、勤労者に支払われるべき報酬は、疾病金庫によって支払われる手当の形態で支給される。

(注) 手当の支給手続きは、これに添付されている規定によって定められている。

79、失業者は、失業者基金(フォンド)から手当を受ける。

(注) 失業者と彼の受ける手当に関する規定は、これに添付されている。

(第78項への付録)

『疾病時の勤労者への手当支給規定』

1、各勤労者は、彼が疾病のときに、彼が加入者となっている地方疾病金庫から手当と医療援助を受ける。

(注1) 同時に一つの疾病金庫だけの加入者となることができる。

(注2) 加入者となっている地方疾病金庫の効力範囲外で病気となった者は、疾病の時に生活していたところの効力範囲内の疾病金庫から手当を受けるが、この場合、すべての費用は、その者が加入者となっている金庫の負担でおこなわれる。

2、疾病の場合の貨幣手当は、金庫の加入者の疾病の第一日目から全快の日まで、彼が働いた、従って、彼が勤務員となっている企業、施設あるいは農場から報酬を受けた日数を除いて支給される。

3、疾病の場合の手当は、勤労者のそれぞれのグループと部類にたいして定められている報酬の額で支給される。

(注1) 任意のグループと部類への所属は、労働力配置部と労働組合をつうじ、地方疾病金庫によって定められる。

(注2) 妊婦と産婦のための手当の金額は労働人民委員部の特別な決定で定められる。

(注3) 労働人民委員部には、とくに例外の場合に、その地方に定められている最低生活費の限度まで、支給される手当の金額を低める権限が委任される。

4、貨幣手当のほかに、疾病金庫は、金庫の疾病の加入者にあらゆる医療援助を無料で与える(応急手当、外来診療所(アムブラトーリヤ)治療、家庭での治療、保健衛生的および療養地的治療)。

(注) 医療援助を提供するため、すべての地方疾病金庫は、独立して、あるいは、他の地方金庫と共同して、所属の外来診療所、救護室、病院を除去、あるいは、維持することができ、

また個々の医師および施設との協定にはいることができる。

5、地方疾病金庫の資金は、つぎのものから形成される。

(a)報酬のための他人の労働を用いる、ソビエトの、集団経営の、あるいは私的の、いずれであってもかまわず、企業、施設および農場からの払込金。

(b)払い込みの遅滞にたいする延滞利子。

(c)金庫の資産からの収入。

(d)偶発的な入金。

(注)地方疾病金庫の資金は、単一の疾病保険基金を形成する。

6、報酬のための他人の労働を用いる、企業、施設および農場から、地方疾病金庫への払込金の額は、労働人民委員部によって定期的に決定される。

(注1)もし示した払込金が、地方疾病金庫によって指示された期限内に入らなかった場合には、それは、地方労働部によって強制的に徴収され、そのうえ、基本金額のほかに、期限内に払い込まれなかった金額の一〇%の額の延滞利子も疾病金庫のために徴収される。

(注2)もし、払込金の支払いでの遅滞が、遅滞した企業、施設あるいは農場の指導者の責任のために生じた場合には、延滞利子はこれらの個人的な資金から徴収される。

7、疾病金庫の決定は、二週間の期限で、労働部に不服申し立てすることができる。労働部の決定は、その先、不服申し立てできない。

8、労働部には、必要に応じて、この、疾病時の勤労者への手当支給規定を変更し、補足する権限が委任される。

(第79項への付録)

『失業および失業者への手当支給に関する規定』

1、自分の専門の労働、適当な賃率(レート)に定められた報酬の労働をもたないとして、地方労働力配置部に登録された労働義務を義務づけられている連邦ソビエト共和国のあらゆる市民は、失業者と認定される。

2、つぎの者も失業者と同一視される：(a)二週間以内継続する労働を受けた者(この法典第25項)、(b)自分の専門でない労働を受け、自分の専門の労働を受けるまで、それを一時的に遂行している者(この法典の第29項と第30項)。

3、つぎの者は、失業者としての権利を行使しない：(a)この法典の第1項、第24項および第29項の決定に反して労働義務を回避し、提供された労働を受け入れない者、(b)地方労働力配置部に失業者として登録されていない者（法典第21項)、(c)法典第53項で定められた期間中(一週間…柴田)、勝手に労働を放置した者。

4、この規定の第1項と第2項で指示されたすべての者は、労働力配置部の一覧表で各専門に定められている順を追って、彼の専門の恒常的な(二週を超える期限で)労働をその者に提供させる権利を有している。

5、この規定の第1項、第2項(b)で指示された者は、地方失業者金庫から手当を受ける権利を有する。

6、この規定の第1項で指示した失業者への手当は、適当な賃率(レート)に定められた、一定のグループと部類(カテゴリー)(第61項)に評価委員会によって記入された勤労者として、その者にたいして支払われるべき報酬の全額で支給される。

(注) 労働人民委員部には、とくに例外の場合に、当該の地方に定められている最低生活費の限度まで、支払われる失業手当の額を低める権限が委任される。

7、専門でなく働いている勤労者(この規定第2項(b)への手当は、一定のグループと部類に記入された勤労者として彼に支払われるべき報酬と、彼が実際に受ける報酬で、もし後者が前者より低い場合には、その間の差額で支給される。

8、手当を受ける権利を行使することを希望する失業者は、地方失業者金庫に適当な届け出を、それにつぎのものを添付して提出する:(a)地方労働力配置部の登録カードおよび(b)勤労者の一定のグループと部類への彼の登録についての評価委員会の証明書。

9、手当の支給には、失業の存在の審査およびその根拠、および失業者が何らかのグループと部類に所属している事実の確認が先行する。

10、相当の理由のある場合、地方失業者金庫は、手当支給の届け出を拒否できる。

11、手当支給の拒否について、地方失業者金庫は、届け出を受けた瞬間から三日間の期限内に届け出人に通知することが義務づけられている。

12、地方失業者金庫の決定は、二週間の期限で地方労働部に、地方労働部の決定は——州労働部に、当事者によって不服申し立てすることができる。州労働部の決定は最終的で、その後の不服申し立てに該当しない。

13、失業者への手当の支給は、実際に労働をやめることより早くなく、失業の四日目より遅くなく始められる。

14、手当の支給は、失業者保険基金からおこなわれる。

15、失業者保険基金は、つぎのもので形成される:(a)報酬のための他人の労働を用いているすべての企業、施設および個人による払込金、(b)適時でない払い込みに科せられる延滞利子と罰金、(c)偶発的な入金。

16、この規定の第15項で示した払込金、延滞利子および罰

金の額と徴収手続きは、労働人民委員部の特別な決定で毎年、定められる。

(С. у. 10 Декабря 1918г., No. 87-88, ст. 905)

人民委員会議布告(декрет)

『勤労者社会保障規則(Положение о социальном обеспечении трудящихся)』

第一篇　一般規定(общие постановления)

第I章　**保障の程度**(объем)

第一条　保障の種類

勤労者社会保障は、つぎのような場合に適用される。

(a)医療、医薬などの援助および助産のすべての種類を、それを必要とするすべての者に与えること。

(b)発生の原因(一般的疾病、傷害など)に関係なく、労働不能の結果、生存手段の一時的喪失。

(c)傷害、疾病、老齢などによって惹起された労働不能の結果、生存手段の恒久的喪失(全部あるいは一部)。

(d)失業者の責任によらないで生じた失業の結果、生存手段の喪失。

社会保障の任務にはまた、疾病、傷害などにたいする予防策の採用も、それらの結果の軽減も含まれる。

第二条　保障に該当する者の範囲

1、保障に該当するのは、生存の源泉が他人の労働の搾取ではなく、自分自身の労働だけであるすべての者で、例外なくである。

2、1項に示した者は、労働の性格と継続期間に関係なく、そして彼らが国営、国有化、株式、集団的の企業、施設あるいは農場で働いているか、個々人のところ、あるいは独立して働いているかにも関係なく、保障に該当する。

3、1項で述べた要件を充たす、外国の国家の市民も保障に該当する。

4、家政をおこなっている、勤労者の労働能力ある家族員は、戸主の負担による、一般的根拠にもとづく被保険者に該当する。

5、子供の集団的養育が実施されるまで、勤労者の家族員の保障は、特別な規定にもとづいて、現存の社会保障機関がおこなう。

6、戦争による障害者の保障は、特別な規定にもとづいて、現存の社会保障機関がおこなう。

第II章　**社会保障機関**

第三条　中央機関

社会保障を指導する中央機関は労働人民委員部社会保障・

労働保護部である。

第四条　社会保障の地方機関

地方で社会保障は、中央機関の、この規則、訓令、命令書その他にもとづいて行動する地方勤労者代議員ソビエト労働部の社会保障・労働保護課によって実施される。

第二篇　社会保障の種類

第Ⅰ章　医療援助

第五条　医療援助の種類

1、地方の社会保障・労働保護課は、科学的な高度にある治療、医薬剤、治療手段および包帯材料、補助食品、それと、治療の成功のためと、疾病あるいは傷害の諸結果の軽減のために必要な、医療用具および補助手段(眼鏡、松葉杖、支え、補装具その他)の供給のあらゆる種類を包含した医療援助を与える。

2、医療援助は、つぎの種類で提供される。

(a)急病の場合の応急手当

(b)あらゆる専門の外来診療所(アンブラトーリヤ)治療

(c)助産

(d)病院(入院)治療

(e)療養地・サナトリウム治療

(f)物療研究所

(g)家庭での医療援助

第六条　医療援助を与える期限

医療援助は、それを必要とする全期間中、提供される。

第七条　医療援助の義務性

1、労働能力の喪失の場合には、医療援助の利用は労働能力の回復のありえない場合を除いて義務的である。

2、地方社会保障・労働保護課には、労働能力を失っていない病人が、それを喪失する危険にさらされる場合には、その病人が医療援助を利用することを強制する権限が与えられる。

3、もし、これらの者が重大な外科手術の場合を除いて、治療を避けるなら、地方社会保障・労働保護課には、彼らの手当あるいは年金を全額あるいは部分的額で、一時的に失わせる権限が与えられる。

貨幣手当と年金

第Ⅱ章　一般規定

第八条　手当と年金の支給目的

1、手当と年金の支給は、労働能力の喪失あるいは失業の結果、稼得賃金の大部分あるいは一部分を失った者に生存手段を提供する目的をもっている。

2、手当と年金は、労働能力を失った者に、もし、この事

情が稼得賃金あるいはその一部の喪失と同時に起こらない場合には支給されない。なお後者の場合には手当あるいは年金から、その者の稼得賃金と収入が控除される。

第九条　手当の規準(ノルマ)の決定

1、最低限(最小)の手当としては、当該の地域に、労働人民委員部によって承認された賃率で許される最低の賃率額が適用される。

2、通常の手当としては、手当あるいは年金の受給者が居住している地域で、人びとに保障すべき平均稼得賃金が適用される。

3、最高限(最大)の手当は、当該の地域に、労働人民委員部によって承認された賃率で許される最高の賃率額が適用される。

第一〇条　手当と年金の限度

1、一人で受ける手当と年金の総額は、稼得賃金、俸給その他の収入と合わせ、最高限の手当を超えてはならない(第九条第3項)。

2、全国での緊迫した産業・経済危機の場合には、労働人民委員部には、一人で受ける手当の総額を、稼得賃金、俸給その他の収入と合わせ、最低限の手当まで金額を低める権限が与えられる。

第Ⅲ章　一時的労働能力喪失の場合の手当

第一一条　どのような事情のときに手当が支給されるか

この章で示される手当は、稼得賃金の喪失をともなう、労働能力の一時的喪失の場合で、それが惹起された原因、たとえば、疾病、傷害、隔離その他に関係なく支給される。

第一二条　手当の支給される日

手当は、実際に欠席した労働日にたいしてだけ支給される。

注　法律で定められた休日を除く、一年間の全日数の労働日と考えられる。

第一三条　手当の支給期間

手当は第一一条で示した事情の発生した最初の日から、労働能力の回復の日、あるいは恒久的年金の裁定(障害の確定)の日まで支給される。

第一四条　手当の金額

手当は、第一〇条第2項で示した場合を除き、手当を受ける者の稼得賃金の額で支給される。

第Ⅳ章　恒久的労働能力喪失の場合の年金

第一五条　どんな事情のとき年金が裁定されるか

この章で示される年金は、労働能力の喪失を惹起した原因(疾病、傷害、老齢、職業病その他)に関係なく、完全な、あ

るいは部分的な恒久的労働能力の喪失の場合に裁定される。

第一六条　年金裁定の期限

年金は、障害についての届書の提出の日から裁定される。

第一七条　年金の支給期間

年金は、被保険者の死亡の日まで支給される、ただし、この期限より以前に、年金受給者の労働能力が、それより低(高?…柴田)いなら年金が支給されないという規準まで回復しない場合である。

第一八条　年金の額

完全な労働能力喪失の場合の一ヵ月年金の額は、つぎのように確定される：年金受給者が居住している地域で支払われる、一日の通常手当の二五倍の額。

部分的な労働能力喪失の場合の年金の額は、つぎのような者にたいして定められる：

労働能力を一五から二九%まで失った者に完全年金の五分の一。

労働能力を三〇から四四%まで失った者に完全年金の二分の一。

労働能力を四五から六〇%まで失った者に完全年金の四分の三。

六〇%以上は完全年金額。

自分で何もできないことの結果、特別な世話を必要とする年金受給者には、年金は、それぞれ増額されなければならない。

(注1)　全国での緊迫した産業・経済危機の場合には、労働人民委員部に、三〇%より低く労働能力を失った者への年金支給を一時的に停止する権限が任される。

(注2)　労働人民委員部社会保障・労働保護部には、年金受給者のグループを変更したり、その適用についての訓令を公布する権限が委任される。

第一九条　年金の裁定と支給の手続き

1、年金裁定の届書は、地方社会保障・労働保護課に提出される。課は、届書の提出の日から一ヵ月の間に、届人に労働能力喪失の%を確定するため、身体検査ビューローをつうじて、検査を受けさせなければならない。検査の資料にもとづいて、課は年金を確定する。

2、検査ビューローの構成とその活動の手続きは、労働人民委員部社会保障・労働保護部によって公布される訓令によって定められる。

3、年金は一ヵ月間、前払いされる。

第二〇条　年金受給者の再検査

社会保障・労働保護課には、年金受給者の障害の程度の変更を決定するため、一年に二度以内、再検査をする権限が委

任される。
年金受給者には、年に一度以内で再検査を要求する権利が認められる。

第V章　**妊婦と産婦の手当**

第二一条　どのような場合に手当が支給されるか

この章で示される手当は、妊娠と出産の場合、それと子供の哺乳期間、支給される。

第二二条　手当の支給される日

第二三条(a)項と(b)項で示される手当は、実際に欠勤した労働日にたいして支給される(第一二条参照)。

第二三条　手当の支給期間

手当は、つぎのように支給される。
(a)肉体労働に従事している妊婦には、産前の八週間、そのほかの妊婦には六週間。
(b)肉体労働に従事している産婦には、産後の八週間、そのほかの産婦には六週間。
(c)肉体労働に従事している哺乳する母親には、産婦としての手当の支給停止の日から七ヵ月間、そのほかの母親には、三・五ヵ月間、ただし、産婦自身が子供を哺乳し、同時に、労働日が短縮されるという条件のもとである。

第二四条　手当の額

妊婦と産婦にたいする手当の額は、一時的労働能力喪失の場合と同一の額で定められる(第一四条参照)。
哺乳する母親への手当は、産婦への完全な手当の四分の一の額で支給される。

第二五条　追加手当

この章で規定されている手当のほか、産婦には、最低限の一日の手当の一五倍の額で、世話をする用品にたいする追加手当が支給される。

第VI章　**失業の場合の手当**

第二六条　どのような事情のときに手当が支給されるか

1、この章で示される手当は、労働部—労働力配置課に登録されていて、企業の閉鎖の原因によるか、定員削減のために、生存手段をもたない、稼得賃金を失った失業者に支給される。
2、当該労働組合の賃率で定められた支払いでの、労働人民委員部によって承認された、提案の職に従事することを拒否する、あるいは相当の理由なく労働をやめた失業者は手当を受けない(労働法法典、一九一八年指令集、No.76-77, 51—53参照)。
同様に、自分の義務に不誠実な、あるいは怠慢な態度のた

めに解雇された者も手当の支給を受けない。

第二七条　手当の支給される日

手当は、第一二条で示した日の間、支給される。

第二八条　手当支給の期限と期間

手当は、解雇のときの精算の稼得賃金を失業者が受け取った日から、その者の就職の日まで支給される。

第二九条　手当の額

1、手当は、最低限の手当の金額の高さで支給される(第九条、第1項)。

2、緊迫した経済・産業危機の場合、労働人民委員部には、手当額を最低限の手当額の三分の二までより低くならないように低める権限が委任される。

第三〇条　失業に在ることとその期間

失業に在ることと、その期間は労働人民委員部社会保障・労働保護部によって公布された特別な規定にもとづいて、労働力配置課、それが存在しないところでは労働組合をつうじ地方社会保障・労働保護課が確定する。

第Ⅶ章　**埋葬手当**

第三一条　どのような事情のときに手当が支給されるか

被保険者の埋葬手当は、その者の死亡の場合に、その者を葬った者にたいして支給される。

第三二条　手当の額

手当は、最低限の手当の三〇倍の額で支給される。

第三三条　手当の支給手続き

手当の受給を希望する者は、第三一条に述べた事情を証明する、然るべき署名で確証された文書を地方金庫に提出しなければならない。

第Ⅷ章　**現物による援助**

第三四条　一時的労働能力の喪失、母性および失業の場合

1、労働人民委員部社会保障・労働保護部には、つぎのような場合に、未成年者を扶養している者に、最低限の手当の二分の一までより低くなく、そのほかの者には、最低限の手当の四分の一までより低くなく、手当を削減する権限が委任される。

(a)病人、妊婦あるいは産婦が病院に入院している。

(b)病人、妊婦、産婦および失業者に、すべて、あるいは一部の現物による給与(下着、住居、食事その他)の使用が許されている。

(注)　医薬品、治療用品および補装具の供給は、現物給与とみなさない。

2、病気の未成年者が扶養に在る事実は、然るべき文書の提出の方法で証明されなければならない。

第三五条　恒久的労働能力喪失の場合

1、地方社会保障・労働保護課には、貨幣による年金支給の代わりに、年金受給者を障害者ホームに入居させる権限が委任される。

2、年金受給者を障害者ホームに入居させるほか、社会保障・労働保護課には、年金額をそれぞれ低めながら、給与の若干の種類を彼らに供給する権限が委任される。

第三六条　死亡の場合

地方社会保障・労働保護課には、埋葬手当の支給の代わりに、死亡者の埋葬も火葬も引き受ける権限が委任される。

第三篇　社会保障の財政制度

第I章　一般規則

第三七条　資金の源泉

社会保障にたいする資金は、つぎのものから構成される。

(a)私的な企業、施設および個々の雇用主の払込金

(b)国有化および国営の企業および施設の払込金

(c)雇用主のない場合における保障の該当者の払込金(協同組合、手工業者、農業経営者その他)

(d)社会保障への遅滞した支払いによる延滞利子およびこの規則への違反にたいして科せられる罰金

(e)社会保障施設の資産と資金からの収入

第三八条　保険払込金の支払者

1、雇用主はこの規則の公布の瞬間から、地方社会保障・労働保護課によって定められた保険払込金を、規則に従って保障に該当し、彼らのところに従事している者すべてにたいして例外なく払い込む。

2、雇用主が存在しない場合には(協同組合、手工業者、農民その他)、払い込みは、被保険者自身、あるいは地方社会保障・労働保護課との合意に従って、彼らの連盟、組合、コンミューンその他によって、雇用主と同一の根拠でおこなわれる。

3、社会保障・労働保護課が形成されるまで、払込金は、労働人民委員部社会保障・労働保護部の名儀で、地方出納局に払い込まれる。

第II章　保険払込金の算定手続き

第三九条　母性と失業者の保障にたいする額の確定

1、母性と失業者の保障にたいする払込金額は、すべての企業、施設および農場にたいして、ロシア共和国全土に一致した率(レイト)(ставка)の形で、前事務年度の一二月一日より遅くな

く、前以って向こう一年間にたいして、労働人民委員部社会保障・労働保護部によって定められる。

2、この形態の保障についての特別な支出の場合には、労働人民委員部に、残されたその部分にたいして、会計年度の満了以前でも率を高める権限が委任される。

第四〇条　そのほかの形態による払込金額の確定

母性と失業者の保障を除いたすべての種類の保障にたいする払込金の額は、当該の企業、施設あるいは経営が関係する危険の等級ごとに、労働人民委員部社会保障・労働保護部によって定められた料率表(тариф)にもとづいて、地方社会保障・労働保護課によって確定される。

第四一条　料率表の改訂手続き

危険の等級ごとの料率表は、毎年の改訂を要する。

第四二条　料率表の率の裁定手続き

1、地方社会保障・労働保護課は、企業、施設および農場によって提出された資料にもとづいて、率を裁定する。

2、社会保障・労働保護課には、企業、施設および農場によって提出された資料を監査する権利、そして、不正が見つけだされた場合は、見つけだされた資料に従って、別の率をこれらの企業に裁定し、払込金を低めるために報告を故意に歪曲した場合は、第五二条に規定した犯罪的徴集金を負わせる権限が委任される。

第四三条　割引と追加の裁定

労働人民委員部社会保障・労働保護部には、料率表への補足の形で、割引と追加の強制的な規準およびその適用の手続きを定める権限が委任される。

第四四条　複雑な企業への率の決定

複雑な企業(小工場、職場、部その他に分解している)にたいする割当額は、労働人民委員部社会保障・労働保護部によって定められた規定に従って決定される。

第Ⅲ章　保険払込金の払込手続き

第四五条　雇用主による払込金の払込期限

雇用主は、地方社会保障・労働保護課に、稼得賃金とか俸給の支給日から一週間の期限で、保険のすべての種類についての、雇用主によって支払われるべき払込金を払い込むよう義務づけられる。

第四六条　独立して働いている者の払込金の支払い

1、独立して働いていて(雇用でなく)、保障に該当する者は、毎月の七日より遅くなく、毎月、払い込みをする。

2、この条項で示す者は、完全な労働能力喪失と母性である場合には、これらの事情が稼得賃金とか収入の喪失をとも

ならうなら、払込金を免除される。

第四七条　社会保障・労働保護課のもつ、払込金払込期限変更の権利

地方社会保障・労働保護課には、払込金の別の払込期限を、すべての払込金にも、個々のグループおよび企業にも、個々の支払いの間の間隔が一ヵ月を超えないという条件のもとでだけ、定める権限が委任される。同様に、社会保障・労働保護課には、特別の収入印紙その他による払込金支払いを定める権限が委任される。

第四八条　期限内に払い込まれなかった払込金の徴収

1、期限内に払い込まれなかった払込金は、抗弁できない政府の要求による徴収のために定められた規定に従って徴収され、なお支払われるべき払込金のほか、払込金から、つぎのように額の定められる延滞利子が徴収される：一ヵ月から二ヵ月まで五〇％、二ヵ月から三ヵ月まで一〇〇％および三ヵ月を超える各月にたいしては、期限経過の支払総額と一ヵ月当たり五％ずつ。

2、保険払込の期限に適時に払い込むことを妨げる特別に十分な根拠のある場合には、地方社会保障・労働保護課に、月当たり一〇％までに延滞利子を低める権限が委任される。

3、延滞利子の算定の場合、不完全な月は、完全な月とみなされる。

第Ⅳ章　全ロシア社会保障基金(フォンド)

第四九条　資金の割当と使用

1、社会保障にはいるすべての資金は、統一的な全ロシア社会保障基金を構成する。

2、全ロシア社会保障基金は、労働人民委員部社会保障・労働保護部の管理にはいり、この部によって定められた規定と訓令に従って使用される。

3、この規則の発布の瞬間から、現行のすべての保険基金：失業基金、元帝国罰金基金、傷害軍人援助基金、ありとあらゆる種類の年金基金、同様に、保険、相互扶助―貯金、年金、貸付―貯金、葬儀、官吏積立金、その他の金庫のすべての資金は、全ロシア社会保障基金に引き渡され、なお、全ロシア基金の資金使用手続きについての一般的な訓令が労働人民委員部社会保障・労働保護部によって公布されるまで、これは、地方社会保障・労働保護課によって、この規則にもとづいて使用される。

第四篇　補足的規定

第五〇条　罰金を科す機関

この篇で規定されるすべての罰金は、地方社会保障・労働

保護課によって科される。

第五一条　社会保障にたいする費用に参加させることの回避

企業、施設および農場の所有者、それと然るべき場合におけるそれらの責任ある長（管理人、支配人、管理者その他）は、社会保障にたいする費用への参加にこれらの企業、施設および農場を参加させることを回避した場合には、全ロシア社会保障基金のために、支払回避の期間にたいし、彼らから支払われるべき金額の一〇倍の額の罰金、あるいは六ヵ月以内の自由の剝奪に該当する。

第五二条　企業に関する不正な報告の通知

第五一条に示された者は、通知をしないか、正しくない報告を通知した場合には：一度目は、一、〇〇〇ルーブルの額の罰金あるいは一ヵ月以内の自由の剝奪、二度目は、三、〇〇〇ルーブル未満の罰金あるいは三ヵ月以内の自由の剝奪を受ける。

第五三条　企業の労働への妊婦と産婦の許可

1、この規則で定められた期限以前に、妊婦と産婦を企業、施設、あるいは農場の労働に許可した罰のある者は：一度目は一、〇〇〇から三、〇〇〇ルーブル未満の罰金あるいは一ヵ月から三ヵ月以内の自由の剝奪、二度目は三、〇〇〇から一〇、〇〇〇ルーブル未満の罰金あるいは六ヵ月から一年以内の自由の剝奪を受ける。

2、地方社会保障・労働保護課によって許可された、子供の哺乳に産婦を労働時間で許可しなかった者も、同じ刑罰を受ける。

第五四条　保障に該当する者の責任

年金あるいは手当の額を増やす目的で、受けた収入を隠匿した罪のある者は：一度目は六ヵ月から一ヵ年以内の自由の剝奪と、同一期間の年金の剝奪、二度目は二年から三年以内の自由の剝奪と永久に年金の剝奪を受ける。年金受給者が生存手段をもたないことについての正しくない証明書を故意に交付した公務員も同じ刑罰を受ける。

第五五条　不服申し立ての手続き

1、郡社会保障・労働保護課の決定には県へ、県の決定には州へ、州の決定には労働人民委員部社会保障・労働保護部へ不服申し立てがおこなわれる。

2、労働人民委員部社会保障・労働保護部の裁定は、最終的である。

3、社会保障・労働保護課の命令への不服申し立ては、その裁定の執行を停止させない。

第五六条　社会保障管理機関にたいする企業、施設および農場の所有者の義務

1、この規則で示した義務のほか、企業、施設および農場のすべての所有者、然るべき場合には、その幹部、支配人、管理人その他は、労働人民委員部社会保障・労働保護部によって定められた手続きと形式によって、つぎのことを義務づけられる。

(a)地方社会保障・労働保護課にたいし、雇用に就いた者、やめた者すべてについて三日間の内に申告し、同一期間中に報告する、あるいは、業務と、彼らのところに従事している各人の状態に生じたすべての変化について、同じく申告し、同一期間中に報告する。

(b)生産、機械装置、設備、用具その他のところで適用される、企業、施設あるいは農場によっておこなわれる労働について詳細な報告を提供する。

(c)各人個々に支払われた稼得賃金と、彼らへの稼得賃金の支払い後一週間より遅くない払い込みのそれぞれについて報告する。

(d)(a)項、(b)項および(c)項で示した報告を内容とする帳付けをし、メモをする。

(e)これらの報告を審査するため、社会保障・労働保護課によって、このことに特別全権を賦与された者に、すべての文書、帳面およびメモを提出する。

2、独立して働いている者についての前述の報告は、被保険者自身によって、社会保障・労働保護課に提出される。

3、労働人民委員部社会保障・労働保護部には、企業、施設および農場の所有者が、社会保障を管理する機関にたいし、前記1で示したことのほか、彼らの企業、施設および農場について、それと、そこに従事するすべての者について、彼らの労働および社会保障・労働保護課の活動に全体として必要な報告について、通知する義務を定める権限が委任される。

署名：人民委員会議議長　ヴェ・イ・ウリヤーノフ(レーニン)

労働人民委員　ヴェ・シュミット

一九一八年一〇月三一日

(С. у. 17 Декабря 1918г., No. 89, ст. 906)

初出一覧（発表年代順）

- 「ソ連の社会保障――本質と制度――」（『日本福祉大学研究紀要』一九八二年一二月、第54号）〔第三章〕
- 「ソ連における社会保障の形成過程」（『科学と思想』新日本出版社、一九八三年一〇月、第50号）〔第一章〕
- 〈資料紹介〉「ロシア社会主義革命直後の時期（一九一七―一八年）における社会保障関係の法令・命令――労農政府「法令・命令集」より――」（第一部）（『日本福祉大学研究紀要』一九八四年一月、第58号）〔付録〕
- 〈資料紹介〉「ロシア社会主義革命直後の時期（一九一七―一八年）における社会保障関係の法令・命令――労農政府「法令・命令集」より――」（第二部）（『日本福祉大学研究紀要』一九八四年六月、第60号）〔付録〕
- 「社会主義における経済政策の原点と優越性」（『経済』新日本出版社、一九八四年一〇月号、第246号）〔第五章〕
- 「ソ連における社会保障の展開――八〇年代前半におけるソ連の社会保障政策――」（『日本福祉大学研究紀要』一九八六年一月、第66号）〔第二章〕
- 「社会主義国の老後保障」（上）（『経済』新日本出版社、一九八七年四月号第276号）〔第四章〕
- 「社会主義国の老後保障」（下）（『経済』新日本出版社、一九八七年五月号第277号）〔第四章〕
- 「第一二次五カ年計画とペレストロイカにみるソ連の社会保障の政策、課題および改革の方向――八〇年代後半におけるソ連の社会保障政策――」（『日本福祉大学研究紀要』一九八八年七月、第76号）〔第二章、第六章〕

著　者

柴　田　嘉　彦
しば　た　よし　ひこ

1930年　東京都に生まれる
1955年　早稲田大学第一政治経済学部政治学科卒業
1959年　同大学院商学研究科修士課程修了(経済学専攻)
1970年　日本福祉大学助教授
1977年〜現在　同教授(社会保障論)

主要著書・訳書

1973年　ヴェ・エス・アンドレーフ『ソ連の社会保障』(民衆社，訳書)
1975年　『社会保障』(水曜社，著書)
1976年　『社会保障事典』(大月書店，共編著)
1981年　『社会保障の基礎理論』(水曜社，著書)
〃　『ソ連社会保障発達史』(文化書房博文社，著書)

現住所　東京都町田市成瀬2753—7



ソ連社会保障の研究

1989年4月15日発行

著　者　柴　田　嘉　彦

発行者　石　田　亘

*

発行所　株式会社　校　倉　書　房
〒169　東京都新宿区西早稲田1-9-22

乱丁：落丁本はおとりかえいたします
ISBN4-7517-1940-8　C3022

定価5150円（本体5000円）

ISBN4-7517-1940-8 C3022 P5150E